

市政概要

令和2年度版



千葉市議会事務局

千葉市のシンボル

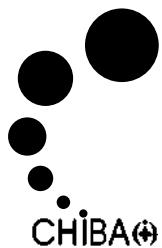
徽章（大正10年5月8日告示）

千葉市の開祖、千葉氏の月星の紋章からとったものである。千葉氏の紋章は月星・九曜星の併用であるが、この月星に千葉の「千」を入れて、大正10年に市制施行を記念して本市の徽章とした。



コミュニケーションマーク（平成3年12月1日告示）

弧を描く円は6つの区を表し、千葉に集まる人、もの、情報の活発な交流とコミュニケーションを表している。また、成長し続ける先端情報の発信基地である新しい千葉のイメージを表現している。



市の花木／キョウチクトウ（昭和45年1月制定）

インド原産の観葉植物で、夏に紅色や白の美しい花を咲かせ、葉が狭く花がモモの花に似ていることから漢名を夾竹桃といい、日本名はこれに基づいているものである。

市の花／オオガハス（平成5年4月29日制定）

市内検見川で発掘された古ハスの実を故大賀一郎博士が発芽・育成したものである。世界に誇る古代のロマンを秘めたハスとして、本市の象徴ともなっており、昭和29年に千葉県の天然記念物に指定されている。

市の木／ケヤキ（平成5年4月29日制定）

太くまっすぐな幹にほうき状に立ったこずえ。端正で雄大な姿のケヤキは、本市の保存樹林として本数が一番多い木でもあり、古くから人の暮らしと深い関わりをもっている。

市の鳥／コアジサシ（平成5年4月29日制定）

春から秋にかけて海岸で繁殖する渡り鳥で、餌を求めて海岸などでダイビングをする姿が見かけられる。カモメの一種で希少種とされている。

平和都市宣言

私たちの郷土千葉市は、「ゆとりと活力ある都市づくり」を基本目標に、心のふれあう豊かで美しい地域社会の創造と健康で快適なまちづくりに懸命な努力を続けているところである。

郷土千葉市の発展と市民の幸せは、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。

よって、私たちは、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界の恒久平和を求め、ここに「平和都市」を宣言する。

平成元年2月28日

千葉市

緑と水辺の都市宣言

私たちは、生命をはぐくみ文化を支える緑と水辺に恵まれた美しい環境のなかに住みたいと願う。

千葉市は、東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれ、縄文の昔から、恵まれた自然環境のなかで、健やかで活力に満ちた生活が営まれてきた。

私たちは、この千葉市に住むことを誇りとし、都市づくりの総べてにわたって、自然との調和を求めつつ、この緑と水辺を千葉市の個性にまで高め、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりをすすめることを誓い、ここに、私たちの郷土千葉市を「緑と水辺の都市」とすることを宣言する。

昭和59年10月20日

千葉市

目 次

総務委員会編

第1章 総説

1 沿革	1
2 位置	2
3 地勢	2
4 気候	2
5 市域の変遷	3
6 人口・世帯数	3
7 人口動態	4
8 産業別人口推移	5
9 市民経済計算	5

第2章 議会

1 議会構成	7
2 常任委員会	8
3 議会運営委員会	8
4 特別委員会	8
5 議員名簿	9
6 当選回数別議員数	10
7 歴代正副議長	11
8 議会活動	12
9 議員報酬・政務活動費	13
10 議会事務局	14

第3章 総務局

1 歴代三役	17
2 名誉市民	18
3 行政組織図	19
4 パブリシティ	24
5 防災	24
6 国際交流	28
7 市政情報	32
8 人事・給与	34
9 職員育成	36
10 行政改革	36
11 情報化推進	37

第4章 総合政策局

1 基本構想	39
2 新基本計画	40
3 次期基本計画	45
4 政策評価制度	46
5 第3次実施計画	46
6 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略	47
7 スマートシティに向けた取組み	48
8 国家戦略特区	49
9 業務核都市の整備	50

10 幕張新都心	51
11 都市アイデンティティの推進	53
12 市制100周年に向けた取組み	54
13 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会	54

第5章 財政局

1 予算の推移	57
2 令和2年度当初予算の概要	57
3 令和2年度当初予算	63
4 財政健全化プラン	67
5 主要財政指標	68
6 会計別地方債現在高の状況	68
7 基本金	69
8 市民1人当たり予算・決算額	69
9 一般会計実質収支	70
10 市税等	71
11 資産経営	73
12 一般財団法人千葉市都市整備公社	74

第6章 会計・選挙管理・人事・監査

1 会計室	75
2 選挙管理委員会	76
3 人事委員会	77
4 監査委員	78

保健消防委員会編

第7章 保健福祉局

1 保健福祉計画	81
2 地域保健福祉	84
3 生活保護	85
4 保健衛生	86
5 医療・医療機関	97
6 保健衛生施設	103
7 高齢者福祉	104
8 地域包括ケアの推進	112
9 介護保険	115
10 国民健康保険	121
11 国民年金	124
12 障害保健福祉	124
13 その他の事業	133

第8章 消防局

1 消防体制	137
2 消防力の現況	138
3 消防施設	139
4 火災統計	142
5 救急統計	142

6	救 助 活 動	142
7	予 防 業 務	143
8	消 防 団	144
9	公益財団法人千葉市防災普及公社	146

第9章 病院局

1	病 院 事 業	147
---	---------	-----

環境経済委員会編

第10章 市民局

1	コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設	151
2	平 和 啓 発	153
3	地 域 運 営 委 員 会	153
4	市民自治の推進、市民公益活動	154
5	町 内 自 治 会	156
6	区 役 所	157
7	住 居 表 示	159
8	地 域 安 全 対 策	160
9	交 通 安 全 対 策	162
10	広 報	163
11	広 聴	164
12	文 化 振 興	166
13	ス ポ ーツ 振 興	171
14	男 女 共 同 参 画	175
15	消 費 生 活	177

第11章 環境局

1	環 境 基 本 計 画	181
2	地 球 温 暖 化 対 策	182
3	自 然 保 護 対 策	183
4	環 境 状 況 の 把 握	183
5	環 境 保 全 対 策	188
6	公 害 健 康 被 害 の 補 償	192
7	循 環 型 社 会 の 形 成	194
8	ご み 处 理	201
9	産 業 廃 棄 物 ・ 残 土 対 策	206
10	し 尿 处 理	208
11	路 上 噫 煙 等 対 策	209

第12章 経済農政局

1	經 濟 政 策 の 方 向 性	211
2	商 業	213
3	工 業	214
4	产 業 振 興	218
5	觀 光 M I C E	222
6	觀 光 プ ロ モ シ ョ ン	224
7	雇 用 ・ 労 働	226
8	競 輪 事 業	227
9	地 方 卸 売 市 場	228
10	農 政	229
11	農 政 セ ン タ ー	233

第13章 農業委員会

1	農 業 委 員 会	237
---	-----------	-----

教育未来委員会編

第14章 こども未来局

1	こども プ ラ ン	239
2	こども の 参 画	239
3	子 育 て 支 援	240
4	保 育	243
5	健 全 育 成	251
6	子 む ち ・ 家 庭 へ の 支 援	252
7	私 学 助 成	255

第15章 教育委員会

1	学 校 施 設	257
2	学 校 教 育	263
3	生 涯 学 習	271
4	文 化 財	280

都市建設委員会編

第16章 都市局

1	都 市 計 画	285
2	都 市 再 開 発	288
3	区 画 整 理	290
4	都 市 交 通 体 系	293
5	海 辺 の 活 性 化	296
6	建 築 ・ 住 宅	298
7	公 園	307
8	緑 化 事 業	315

第17章 建設局

1	道 路	321
2	公 共 下 水 道	326
3	净 化 セ ン タ ー	328
4	印 薩 沼 流 域 下 水 道 関 連	328
5	排 水 設 備 助 成 等	329
6	排 水 施 設 の 整 備	331
7	河 川 の 整 備	331
8	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	332
9	農 業 集 落 排 水 事 業	332

第18章 水道局

1	水 道	333
---	-----	-----

※ 掲載した表などで、基準日の記載のないものは、令和2年4月1日現在です。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部施設の休止や、事業中止などの影響が出ている場合があります。

總務委員会編	第1章 総 議	説 会	1 7
	第3章 総 務	局	17
	第4章 総 合 政 策 局		39
	第5章 財 政 局		57
	第6章 会計・選挙管理・人事・監査		75
保健消防委員会編	第7章 保 健 福 祉 局		81
	第8章 消 防 局		137
	第9章 病 院 局		147
環境経済委員会編	第10章 市 民 局		151
	第11章 環 境 局		181
	第12章 経 済 農 政 局		211
	第13章 農 業 委 員 会		237
教育未来委員会編	第14章 こども未来局		239
	第15章 教 育 委 員 会		257
都市建設委員会編	第16章 都 市 局		285
	第17章 建 設 局		321
	第18章 水 道 局		333

第 1 章

總 説

内 容

1 沿	革	(1)
2 位	置	(2)
3 地	勢	(2)
4 気	候	(2)
5 市域の変遷		(3)
6 人口・世帯数		(3)
7 人口動態		(4)
8 産業別人口推移		(5)
9 市民経済計算		(5)

1 沿 革

千葉市の起源は、約3万年前の旧石器時代に遡り、縄文時代には我が国最大級の特別史跡加曽利貝塚をはじめ約120か所の貝塚が形成されるなど、既に多くの人々が暮らしていた。弥生時代には市内でも水田稲作を中心とした農耕が始まり、古墳時代になると集落の数や規模が拡大し、県指定史跡の大覚寺山古墳や市指定史跡の荒久古墳をはじめ約900基もの古墳が築かれた。奈良時代には千葉市の大部分は下総国千葉郡に属し、東京湾岸沿いに上総国府と下総国府を結ぶ官道が整備され、都川の下流域で常陸国府へ向かう官道が分岐するなど、交通の要衝として発展した。

都市としては、上総国、下総国に勢力を持った千葉常重が大治元年（1126年）6月1日に亥鼻周辺に館を築いたのに始まり、その子常胤が鎌倉幕府の創設に貢献して有力御家人となると、千葉氏の本拠として繁栄した。享徳4年（1455年）の享徳の乱により千葉氏が本佐倉に本拠を移した後も町は下総国の政治的中心地から湊町へと都市の性格を変えて存続した。

江戸時代には、寒川に佐倉藩の蔵が置かれるなど、江戸に向けた物資の集積・積出港、宿場町、門前町として栄えた。また、南部には生実藩の領地が、その他の地域には旗本の領地などが配置された。

明治6年（1873年）6月15日に木更津、印旛の2県が廃合され、千葉県となり、県庁が千葉町に置かれ、鉄道が敷設されたことにより、県内の政治・経済・文化の中心地、交通の要衝として発展した。

大正10年（1921年）1月1日に市制を施行、全国76番目の市となった（人口33,887人、世帯数6,918世帯、面積15.22km²）。その後、周辺の町村を合併し、市域が拡大した。

昭和20年（1945年）6月10日と7月7日の2度の空襲により中心市街地の約7割を焼失したが、市民は協力してまちの復興に立ち上がり、さらに川崎製鉄、東京電力などの企業を誘致するとともに、千葉港の整備を行い、消費都市から生産都市への転換を図った。

昭和40年代から50年代にかけて海浜ニュータウンなど臨海部の開発、内陸工業団地、大規模住宅団地の造成、交通網の整備を行うなど市勢は発展を続け、平成4年（1992年）4月1日には、全国12番目の政令指定都市に移行した。

平成23年（2011年）に市制施行90周年を迎える、平成29年（2017年）に政令指定都市移行25周年を迎えた。

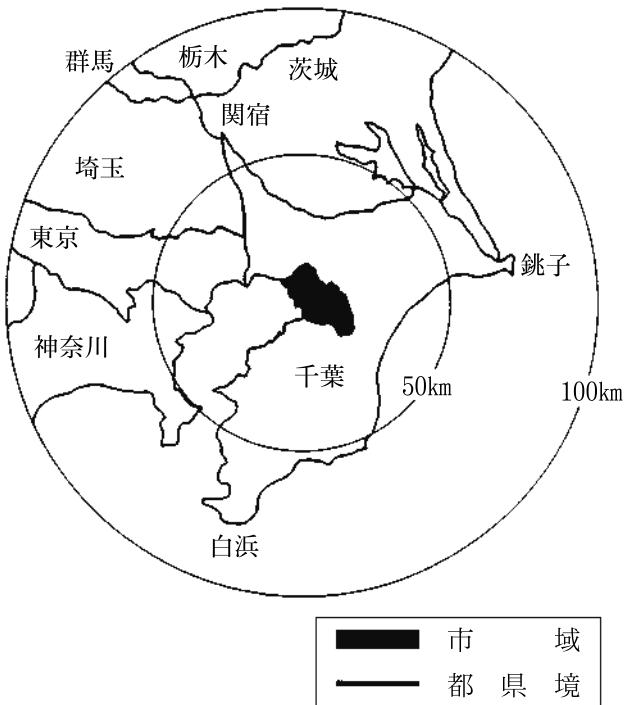
[千葉市のあゆみ]

大 10. 1	市制施行 33,887人 15.22km ²	昭 46. 10	東関東自動車道が宮野木で分岐し、富里まで開通
10. 3	第1回市会議員選挙施行	47. 10	ヒューストン市と姉妹都市締結
10. 7	京成電気軌道、船橋～千葉間開業	47. 11	ケソン市と姉妹都市締結
昭 10. 7	省線電車、御茶ノ水～千葉間開通	49. 5	人口が60万人突破
12. 2	検見川町、蘇我町、都賀村、都村を合併	52. 11	人口が70万人突破
15. 12	297ha（約90万坪）の埋立開始（現川崎町）	54. 3	千葉東金有料道路が開通
19. 2	千城村を合併	55. 10	京葉道路が全線開通
20. 7	市街地231ha（約70万坪）が空襲により焼失	57. 4	湾岸道路が開通
29. 7	千葉港が港湾指定となり正式開港 犢橋村、幕張町を合併	59. 10	「緑と水辺の都市宣言」を行う
30. 2	生浜町、椎名村、誉田村を合併	61. 3	国鉄京葉線（千葉みなと～西船橋間）開通
36. 4	内陸工業地帯の開発に着手	61. 5	天津市と友好都市締結
36. 5	稻毛海岸の埋立開始	61. 6	千葉ポートタワーオープン
38. 4	泉町を合併	62. 4	人口が80万人突破
38. 9	京葉臨海鉄道が開業	62. 12	千葉県東方沖地震で大きな被害
39. 4	人口が30万人突破	63. 3	千葉都市モノレール開業 (スポーツセンター～千城台間)
40. 4	千葉港が特定重要港湾に昇格	平 元. 2	「平和都市宣言」を行う
42. 3	検見川海岸の埋立開始	10	日本コンベンションセンター（幕張メッセ）オープン
43. 6	人口が40万人突破	2. 3	千葉マリンスタジアム（現ZOZOマリンスタジアム）オープン
44. 7	土気町を合併		
45. 1	ノースバンクーバー、アッシュオン両市と姉妹都市締結		
46. 4	人口が50万人突破		

平 3. 10	ロッテマリーンズの本拠地、マリンスタジアムに決定	平23. 3	東日本大震災で大きな被害
4. 4	政令指定都市に移行 千葉急行（現京成千原線）、千葉中央～大森台間開業	24. 4	政令指定都市移行20周年
5. 9	人口が85万人突破	26. 2	家庭ごみ手数料徴収制度開始
8. 5	モントレー市と姉妹都市締結	26. 4	待機児童ゼロを達成
8. 10	呉江市と友好都市締結 第1回市民の日記念式典開催	27. 4	「焼却ごみ3分の1削減」目標を達成
12. 3	「千葉市新総合ビジョン」を策定	27. 5	幕張海浜公園でレッドブル・エアレースが日本初開催
14. 4	人口が90万人突破	27. 9	中央区で局地的な突風により多数の家屋に被害
15. 3	ジェフユナイテッド市原のホームタウンの千葉市への広域化が決定 フクダ電子アリーナ、アクアリンクちばオープン	28. 4	千葉港初の旅客船さん橋やターミナル等複合施設がオープン
17. 10	人口が95万人突破	29. 3	花見川区役所内に、みずほハスの花図書館オープン
21. 3	市制施行90周年	29. 10	加曾利貝塚が、国の特別史跡に指定
23. 1		30. 9	「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」を制定
		令 元. 9	令和元年房総半島台風で甚大な被害
		元. 10	令和元年東日本台風で甚大な被害
			千葉県豪雨で甚大な被害

2 位 置

方位	東 経	北 緯	地 点
東端	140度18分	35度31分	緑区小食土町
西端	140度01分	35度39分	美浜区豊砂
南端	140度16分	35度29分	緑区小山町
北端	140度06分	35度42分	花見川区横戸町



3 地 勢

西部は東京湾に臨み、市域の約8分の1に相当する埋立地があり、さらに市街地が連なり、その後方は平均標高21mの平坦な台地が続いている一方、東部に向ってはゆるやかに高くなり、最高地は103.6m（緑区板倉町）である。

4 気 候

平成30年の年間平均気温は17.2°C、年間降水量は1,261.0mmと比較的温暖で、気候に恵まれた土地である。

5 市域の変遷

年月日	編入(合併)地域名	面積(km ²)		人口(人)	
		関係区域	総面積	関係人口	総人口
大正10. 1. 1	市制施行		15.22	15.22	33,887
昭和12. 2. 11	検見川町、蘇我町、都賀村、都村		51.66	66.88	28,105
〃19. 2. 11	千城村		19.45	86.33	4,522
〃29. 7. 1	犢橋村		19.11	107.24	5,219
〃29. 7. 6	幕張町		10.00	117.24	14,360
〃30. 2. 11	生浜町、椎名村、誉田村		41.57	158.81	16,109
〃38. 4. 10	泉町		49.37	210.84	9,454
〃44. 7. 15	土気町		31.47	249.68	8,208
令和2. 4. 1				271.78	980,824

※市制施行欄の人口は大正10年12月31日現在

※直近の市域面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和2年1月1日現在）

6 人口・世帯数

1 推移

年次別	面積(km ²)	世帯数	人口(人)			人口密度 (1km ² 当り)	人口 増加率(%)
			総数	男	女		
大正10年	15.22	6,918	33,887	17,093	16,794	2,226	—
〃14年	15.22	8,788	41,806	20,569	21,237	2,747	23.37
昭和5年	15.22	10,537	49,088	24,212	24,876	3,225	17.42
〃10年	15.22	11,938	57,446	28,218	29,228	3,774	17.03
〃15年	66.88	18,086	92,061	45,272	46,789	1,377	60.26
〃22年	86.33	25,529	122,006	61,070	60,936	1,413	32.53
〃25年	86.33	28,228	133,844	66,850	66,994	1,550	9.70
〃30年	158.81	40,868	197,962	99,277	98,685	1,247	47.91
〃35年	160.99	56,056	241,615	123,310	118,305	1,501	22.05
〃40年	211.97	85,295	332,188	170,413	161,775	1,567	37.49
〃45年	249.95	136,241	482,133	245,240	236,893	1,929	45.14
〃50年	262.75	196,206	659,356	334,616	324,740	2,509	36.76
〃55年	271.72	235,735	746,430	376,861	369,569	2,747	13.21
〃60年	272.12	252,960	788,930	397,582	391,348	2,899	5.69
平成2年	272.54	284,293	829,455	419,505	409,950	3,043	5.14
〃7年	272.08	316,466	856,878	433,612	423,266	3,149	3.31
〃12年	272.08	348,159	887,164	447,563	439,601	3,261	3.53
〃17年	272.08	373,766	924,319	462,961	461,358	3,397	4.19
〃22年	272.08	406,309	961,749	480,194	481,555	3,535	4.05
〃27年	271.76	417,857	971,882	482,840	489,042	3,576	1.05
令和2年	271.78	444,359	980,824	486,782	494,042	3,609	0.92

※人口及び世帯数については、大正10年は12月31日現在、令和2年は4月1日現在（推計人口）、それ以外は国勢調査時。

增加率は前国勢調査と比較。

※本市の15歳未満人口は116,143人、65歳以上人口は252,883人、平均年齢は45.9歳（令和2年3月31日現在住民基本台帳人口）

2 区 別

区	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口 (人)		
			総数	男	女
中央 区	44.70	103,602	211,569	105,294	106,275
花見川 区	34.19	81,881	178,880	89,124	89,756
稻毛 区	21.22	74,683	161,148	80,321	80,827
若葉 区	84.21	66,238	149,871	75,749	74,122
緑 区	66.25	50,718	129,848	63,683	66,165
美浜 区	21.20	67,237	149,508	72,611	76,897

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和2年1月1日現在）

※人口及び世帯数は、令和2年4月1日現在（推計人口）

7 人 口 動 態

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人 口		972,126	973,309	975,535	977,752	980,219
自然動態	出 生	7,481	7,199	6,829	6,580	6,419
	死 亡	8,085	8,192	8,697	8,840	9,351
	増 減	-604	-993	-1,868	-2,260	-2,932
社会動態	転 入	48,705	41,468	43,269	44,629	45,942
	転 出	42,614	39,292	39,175	40,152	40,543
	増 減	6,091	2,176	4,094	4,477	5,399
年 間 増 減		5,487	1,183	2,226	2,217	2,467
対 前 年 增 減 率		0.57%	0.12%	0.23%	0.23%	0.25%

※推計人口による。

※自然動態および社会動態は、当該年の1月1日から12月31日までの数値であり、人口は、その翌年の1月1日現在の数値

※本市の昼間人口は951,528人、夜間人口は971,882人（平成27年国勢調査）

8 産業別人口推移

(国勢調査報告－総務省)

産業別	区分	平成22年	構成比	平成27年	構成比
第1次	農業	2,928人	0.7%	2,898人	0.7%
	林業	36	0.0	41	0.0
	漁業	20	0.0	25	0.0
小計		2,984	0.7	2,964	0.7
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	83	0.0	114	0.0
	建設業	30,770	7.1	31,116	7.2
	製造業	41,549	9.6	44,846	10.4
小計		72,402	16.8	76,076	17.7
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	2,425	0.6	2,226	0.5
	情報通信業	21,040	4.9	21,005	4.9
	運輸業、郵便業	27,856	6.5	27,061	6.3
	卸売業、小売業	76,778	17.8	70,982	16.5
	金融業、保険業	16,758	3.9	15,799	3.7
	不動産業、物品賃貸業	11,431	2.7	12,135	2.8
	学術研究、専門・技術サービス業	18,152	4.2	17,549	4.1
	宿泊業、飲食サービス業	24,896	5.8	24,349	5.7
	生活関連サービス業、娯楽業	16,784	3.9	16,431	3.8
	教育、学習支援業	21,317	4.9	21,644	5.0
	医療、福祉	40,330	9.4	47,064	10.9
	複合サービス事業	1,127	0.3	1,741	0.4
	サービス業（他に分類されないもの）	30,422	7.1	31,564	7.3
	公務（他に分類されないものを除く）	15,586	3.6	15,382	3.6
	小計	324,902	75.4	324,932	75.5
分類不能の産業		30,550	7.1	26,666	6.2
合計		430,838	100.0	430,638	100.0

※平成22年区分は日本標準産業分類（平成19年11月改定）による。

※平成27年区分は日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

※単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

9 市民経済計算

項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経済成長率	名目 %	2.5	1.2	1.1
	実質 %	0.1	-0.6	0.5
市内総生産	名目 億円	36,435	36,866	37,261
	実質 億円	35,714	35,501	35,695
市民所得(分配)	億円	28,842	29,155	29,445
市民所得(一人当たり)	千円	2,987	3,000	3,024

※実質値は平成23暦年基準による連鎖方式

※市民所得には、企業の所得なども含まれているため個人の所得とは異なる。また、市民所得（一人当たり）は、市民所得（分配）を市の総人口（各年度10月1日現在）で割った額

第2章

議会

内 容

- | | | |
|----|------------|--------|
| 1 | 議会構成 | (7) |
| 2 | 常任委員会 | (8) |
| 3 | 議会運営委員会 | (8) |
| 4 | 特別委員会 | (8) |
| 5 | 議員名簿 | (9) |
| 6 | 当選回数別議員数 | (10) |
| 7 | 歴代正副議長 | (11) |
| 8 | 議会活動 | (12) |
| 9 | 議員報酬・政務活動費 | (13) |
| 10 | 議会事務局 | (14) |

1 議会構成

1 議員数

条例定数 50人 現員 50人

2 選挙区ごとの議員定数

選挙区	中央区	花見川区	稻毛区	若葉区	緑区	美浜区
議員数	10人	10人	8人	8人	6人	8人

3 構成

(令和2年7月17日現在)



※予算及び決算審査特別委員会には、それぞれ5分科会及び理事会を設置

※議会運営委員会には理事会を設置

4 会派及び党派等別人員

(令和2年7月17日現在)

会派	政党	自民党	国民民主党	立憲民主党	公明党	共産党	無所属	計
自由民主党千葉市議会議員団	18人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	18人
未来民主党ちば	—	5	5	—	—	—	1	11
公明党千葉市議会議員団	—	—	—	8	—	—	—	8
日本共産党千葉市議会議員団	—	—	—	—	6	—	—	6
市民ネットワーク一々	—	—	—	—	—	—	2	2
無所属	—	—	—	—	—	—	5	5
計	18	5	5	8	6	8	—	50

2 常任委員会

- 1 総務委員会（10人） 総務局、総合政策局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
- 2 保健消防委員会（10人） 保健福祉局、消防局及び病院局の所管に属する事項
- 3 環境経済委員会（10人） 市民局、環境局、経済農政局及び農業委員会の所管に属する事項
- 4 教育未来委員会（10人） こども未来局及び教育委員会の所管に属する事項
- 5 都市建設委員会（10人） 都市局、建設局及び水道局の所管に属する事項

3 議会運営委員会

所属議員4人以上の会派からその所属議員数の比率により選出された委員（11人）をもって構成され、委員会は原則として招集日の4日前に開くほか、必要な都度開催される。

協議事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
 - ア 会期の決定及び議事日程に関すること。
 - イ 本会議の議事の進行に関すること。
 - ウ 議案、意見書、決議、諮問の取り扱いに関すること。
 - エ 議会における選挙、選任に関すること。
 - オ 質疑、質問等の取り扱いに関すること。
 - カ 請願、陳情の取り扱いに関すること。
 - キ 説明員の出席要求その他執行機関との連絡に関すること。
 - ク 議会関係の争訟に関すること。
 - ケ その他議長が必要と認めた事項に関すること。

（令和2年7月17日現在）

区分	自由民主党千葉市議会議員団	未来民主ちば	公明党千葉市議会議員団	日本共産党千葉市議会議員団
会派別所属議員数	18人	11人	8人	6人
議会運営委員員数	5	3	2	1

4 特別委員会

（令和2年7月17日現在）

- 1 大都市制度・市制100周年調査特別委員会（11人）
大都市の実態に対応した行財政制度の確立及び地方分権の推進に関する事項について調査するとともに、市制100周年記念事業の実施に向けた市民の機運醸成を図る取り組みについて調査する。
(令和元年5月16日設置)
- 2 超高齢社会調査特別委員会（11人）
団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、超高齢社会に伴う諸問題について調査する。
(令和元年5月16日設置)
- 3 予算審査特別委員会（全議員）
当初予算審議の都度設置するのを例とする。
- 4 決算審査特別委員会（全議員）
決算審議の都度設置するのを例とする。

5 議員名簿

(令和2年7月17日現在)

区名	氏名	住所	所属会派	所属政黨	常任委員会	議運	大都市特委	超高齡特委	年齢	当選回数
中央区	岡田 慎	中央区亥鼻3-1-18	未来民主	立憲民主党	○都建	☆			50	2
	森山 和博	中央区千葉港3-30-204	公明党	公明党	都建				48	3
	蛭田 浩文	中央区南町1-1-20-302	無所属	無所属	環経				58	3
	亀井 琢磨	中央区椿森3-13-8	未来民主	無所属	◎環経		☆	☆	40	3
	酒井 伸二	中央区蘇我3-5-14	公明党	公明党	保消		☆	☆	50	4
	植草 肇	中央区新千葉3-6-11-202	自民党	自民党	総務		◎☆		53	3
	向後 保雄	中央区要町5-6 松山ビル2F	自民党	自民党	保消				61	4
	宇留間又衛門	中央区稻荷町3-3-11	自民党	自民党	環経		★		72	5
	中島 賢治	中央区南生実町1224-2	自民党	自民党	都建		☆		58	6
	福永 洋	中央区白旗2-19-4	共産党	共産党	都建				70	10
花見川区	櫻井 崇	花見川区幕張本郷2-7-4-102	無所属	無所属	教未	☆	◎☆		54	3
	石川 弘	花見川区幕張町4-526	自民党	自民党	保消				66	2
	村尾伊佐夫	花見川区犢橋町718-1	公明党	公明党	環経				65	4
	岩井 雅夫	花見川区犢橋町1458-1	自民党	自民党	環経				61	3
	川村 博章	花見川区花島町480-6	自民党	自民党	◎教未			☆	56	5
	段木 和彦	花見川区花島町430-8	未来民主	国民民主党	総務				61	3
	盛田 真弓	花見川区天戸町1342-3	共産党	共産党	環経				55	4
	中村 公江	花見川区幕張町5-465-1 リブポート幕張102	共産党	共産党	○教未		★		53	6
	川岸 俊洋	花見川区朝日ヶ丘3-27-1-102	公明党	公明党	総務				65	7
	三瓶 輝枝	花見川区花園1-20-14	未来民主	立憲民主党	環経		☆		66	7
稲毛区	桜井 秀夫	稲毛区天台1-3-11 グラン・コート天台駅前706号	公明党	公明党	○都建	☆			51	2
	渡辺 忍	稲毛区小仲台7-19-7 1F	無所属	無所属	保消				47	2
	小坂さとみ	稲毛区柏台1-4-603	未来民主	立憲民主党	保消				58	1
	安喰 初美	稲毛区天台4-11-5 ハイツバンボー1B	共産党	共産党	教未				60	1
	阿部 智	稲毛区小仲台2-9-1 川村ビルA棟202号室	自民党	自民党	◎総務		★		45	3
	川合 隆史	稲毛区小仲台8-12-1-101	未来民主	国民民主党	都建		☆	◎☆	52	3
	小松崎文嘉	稲毛区山王町112-1	自民党	自民党	都建		☆		50	4
	茂手木直忠	稲毛区轟町1-13-3	自民党	自民党	◎保消		☆		74	8

区名	氏名	住所	所属会派	所屬政黨	常任委員会	議運	大都市特委	超高齡特委	年齢	当選回数
若葉区	青山 雅紀	若葉区殿台町88-1	公明党	公明党	保消	☆		○☆	55	2
	秋山 陽	若葉区千城台北3-3-10 シティハイムチシロ102	未来民主	立憲民主党	総務				28	1
	岩崎 明子	若葉区都賀の台4-5-15	市民ネット	無所属	教未				53	2
	秋葉 忠雄	若葉区千城台東3-6-9	自民党	自民党	教未				74	3
	麻生 紀雄	若葉区西都賀5-9-1	未来民主	国民民主党	○総務	○★		☆	54	3
	小川 智之	若葉区加曾利町1032-81	自民党	自民党	都建				46	6
	石橋 肇	若葉区原町836-1	自民党	自民党	環経		☆		79	9
	野本 信正	若葉区千城台西2-15-3	共産党	共産党	総務			☆	75	13
緑区	桃澤 洋平	緑区誉田町2-24-275	共産党	共産党	保消		☆		41	2
	白鳥 誠	緑区おゆみ野南2-97-9	未来民主	国民民主党	○保消	☆	☆		62	4
	近藤 千鶴子	緑区おゆみ野中央2-6-8	公明党	公明党	教未	★	☆		63	6
	三須 和夫	緑区誉田町2-21-1189	自民党	自民党	保消		☆		72	7
	石井 茂隆	緑区上大和田町253	自民党	自民党	教未		☆		72	7
	森 茂樹	緑区鎌取町230	自民党	自民党	都建		☆		75	7
美浜区	伊藤 隆広	美浜区幸町2-11-25-505	無所属	無所属	総務				33	1
	鷺見 隆仁	美浜区幸町2-23-1 三桜ビル1階	自民党	自民党	○環経	☆			41	1
	岩井 美春	美浜区高洲2-7-11-101	未来民主	立憲民主党	教未				54	1
	伊藤 康平	美浜区幸町2-6-1-408	公明党	公明党	環経				48	3
	松井 佳代子	美浜区高洲3-20-45 細矢ビル403号	市民ネット	無所属	総務				56	2
	田畠 直子	美浜区真砂3-4-4-2F	未来民主	国民民主党	教未		○☆		44	3
	米持 克彦	美浜区磯辺4-25-3	自民党	自民党	総務		☆		79	9
	橋本 登	美浜区打瀬1-5-7-107	無所属	無所属	都建				78	11

※○=委員長、 ○=副委員長、 ☆=委員（★は委員及び理事）：令2選任

※自民党=自由民主党千葉市議会議員団、 未来民主=未来民主らば、 公明党=公明党千葉市議会議員団、 共産党=日本共産党千葉市議会議員団、 市民ネット=市民ネットワーク

※保消=保健消防委員会、 環経=環境経済委員会、 教未=教育未来委員会、 都建=都市建設委員会

※議運=議会運営委員会、 大都市特委=大都市制度・市制100周年調査特別委員会、 超高齢特委=超高齢社会調査特別委員会

※平均年齢57.6歳

6 当選回数別議員数

当選回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	13回
議員数	6人 (2)	8人 (3)	13人 (1)	6人 (1)	2人	4人 (2)	5人 (1)	1人	2人	1人	1人	1人

※（ ）は女性議員で内数

7 歷代正副議長

令和2年7月現在 議長 岩井 雅夫（令元. 5.15就任） 副議長 段木 和彦（令元. 5.15就任）

議長			副議長				
代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
1	神谷良平	大10. 3	大14. 3	1	石塚正二	大10. 3	大14. 3
2	和田秀之助	14. 3	昭4. 3	2	一瀬房之助	14. 3	昭4. 3
3	石塚正二	昭4. 3	6. 4	3	古川興	昭4. 3	6. 4
4	西川測吉	6. 4	8. 3	4	斎藤三五郎	6. 4	8. 3
5	斎藤三五郎	8. 3	10. 11	5	藤原治郎	8. 3	8. 11
6	浅原銓三郎	11. 2	11. 12	6	丸島清	8. 12	11. 2
7	一瀬房之助	11. 12	12. 3	7	岩瀬甚藏	11. 2	12. 3
8	岩瀬甚藏	12. 3	17. 6	8	海宝英二	12. 3	17. 6
9	臼井莊一	17. 6	21. 11	9	浅尾国一	17. 6	22. 4
10	石塚正二	22. 1	22. 4	10	長島敏	22. 5	24. 5
11	石塚正二	22. 5	24. 5	11	和田平武	24. 6	25. 6
12	石塚正二	24. 5	25. 6	12	原田賢三	25. 6	26. 4
13	和田平武	25. 6	26. 4	13	山本秀一	26. 5	28. 5
14	和田平武	26. 5	28. 5	14	稻生八郎	28. 5	29. 5
15	和田平武	28. 5	29. 5	15	稻生八郎	29. 5	30. 4
16	山本秀一	29. 5	30. 4	16	飯島勝信	30. 5	31. 5
17	金杉仿	30. 5	31. 5	17	糸田治助	31. 5	32. 5
18	稻生八郎	31. 5	32. 5	18	長島満	32. 5	33. 5
19	木村嘉信	32. 5	33. 5	19	高橋与一	33. 5	34. 4
20	山本秀一	33. 5	34. 5	20	井上正次	34. 4	36. 5
21	木村嘉信	34. 5	36. 5	21	米元舜	36. 5	37. 6
22	長島満	36. 5	37. 6	22	秋元英一郎	37. 6	38. 4
23	木村嘉信	37. 6	38. 4	23	茂手木幸忠	38. 5	39. 5
24	木村嘉信	38. 5	39. 5	24	高梨広璋	39. 5	40. 5
25	木村嘉信	39. 5	40. 5	25	古川義誉	40. 5	41. 5
26	小出正次	40. 5	41. 5	26	林通康	41. 5	42. 4
27	茂手木幸忠	41. 5	42. 4	27	吉岡政吉	42. 5	43. 5
28	木村嘉信	42. 5	43. 5	28	遠藤秋男	43. 5	44. 5
29	高橋与一	43. 5	44. 5	29	遠藤秋男	44. 5	45. 5
30	高橋与一	44. 5	45. 5	30	林三藏	45. 5	46. 4
31	木村嘉信	45. 5	46. 4	31	町野五郎衛	46. 5	47. 5
32	林通康	46. 5	47. 5	32	林田伍郎	47. 5	48. 5
33	高橋与一	47. 5	48. 5	33	萩田福太郎	48. 5	49. 5
34	林三藏	48. 5	49. 5	34	相原徳治	49. 5	50. 4
35	田中信夫	49. 5	50. 4	35	小林義造	50. 5	52. 5
36	石井武一	50. 5	51. 5	36	白井与三郎	52. 5	53. 5
37	石井武一	51. 5	52. 5	37	白井与三郎	53. 5	54. 4
38	町野五郎衛	52. 5	53. 5	38	飯高治雄	54. 5	55. 5
39	町野五郎衛	53. 5	54. 4	39	重村旦	55. 5	56. 5
40	大塚常好	54. 5	55. 5	40	松井孝安	56. 5	57. 5
41	鴻崎豊隆	55. 5	56. 5	41	石橋春司	57. 5	58. 4
42	石橋作治	56. 5	57. 5	42	花沢清治	58. 5	60. 7
43	飯高治雄	57. 5	58. 4	43	実川義明	60. 7	61. 6
44	安藤定男	58. 5	60. 7				
45	鴻崎豊隆	60. 7	61. 6				

議長				副議長			
代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
46	林田伍郎	昭61. 6	昭62. 4	44	亀田佐太郎	昭61. 6	昭62. 4
47	飯高治雄	62. 5	63. 6	45	立石悟	62. 5	63. 6
48	林三藏	63. 6	平元. 6	46	佐藤勇吉	63. 6	平元. 7
49	市原治四郎	平元. 6	2. 6	47	稻垣昌彦	平元. 7	2. 6
50	宍倉清藏	2. 6	3. 4	48	高橋薰	2. 6	3. 4
51	長谷川実	3. 5	4. 6	49	大胡田典克	3. 5	4. 6
52	松戸敏雄	4. 6	5. 6	50	片田幸一	4. 6	5. 7
53	清野裕三	5. 6	6. 6	51	中山善郎	5. 7	6. 6
54	糸日谷義男	6. 6	7. 4	52	中村敏夫	6. 6	7. 4
55	市原弘	7. 5	8. 6	53	田中春人	7. 5	8. 6
56	中野弘	8. 6	9. 6	54	布施貴良	8. 6	9. 6
57	橋本登	9. 6	10. 6	55	蟹江将生	9. 6	10. 6
58	竹内正巳	10. 6	11. 4	56	佐々木久昭	10. 6	11. 4
59	向後一夫	11. 5	12. 6	57	納元政幸	11. 5	12. 6
60	石橋毅	12. 6	13. 6	58	伊藤晶	12. 6	13. 6
61	萩田章	13. 6	14. 6	59	内藤靖夫	13. 6	14. 6
62	市原弘	14. 6	15. 4	60	斎藤肇	14. 6	15. 4
63	中本貞夫	15. 5	15. 11	61	布施貴良	15. 5	15. 11
64	木村正信	15. 11	16. 6	62	米持克彦	15. 11	16. 6
65	森茂樹	16. 6	17. 6	63	中島賢治	16. 6	17. 6
66	石井茂隆	17. 6	18. 6	64	川岸俊洋	17. 6	18. 6
67	三須和夫	18. 6	19. 4	65	中野渡時男	18. 6	19. 4
68	米持克彦	19. 5	20. 6	66	西巻義通	19. 5	20. 6
69	中島賢治	20. 6	21. 6	67	近藤千鶴子	20. 6	21. 7
70	小柳輝信	21. 6	21. 9	68	上村井真知子	21. 7	22. 6
71	佐々木久昭	21. 9	22. 6	69	三瓶輝枝	22. 6	23. 4
72	茂手木直忠	22. 6	23. 4	70	奥井憲興	23. 5	25. 6
73	小川智之	23. 5	25. 6	71	福谷章子	25. 6	27. 4
74	宇留間又衛門	25. 6	27. 4	72	白鳥誠	27. 5	29. 6
75	向後保雄	27. 5	29. 6	73	村尾伊佐夫	29. 6	31. 4
76	小松崎文嘉	29. 6	31. 4	74	段木和彦	令元. 5	
77	岩井雅夫	令元. 5					

8 議会活動（平成31年・令和元年中）

1 議会活動状況

区分	会期 (日数)	本会議日数	質疑		質問		傍聴者
		本会議時間	代表	個人	代表	一般	
第1回定例会	2月15日～3月6日 (20日間)	6日	人 4	人	人 11	人 162	人 162
		20時間29分					
第1回臨時会	5月15日・5月16日 (2日間)	2日					16
		54分					
第2回定例会	6月10日～6月25日 (16日間)	8日		4		26	254
		23時間4分					
第3回定例会	9月6日～10月4日 (29日間)	11日	4			26	307
		28時間36分					
第4回定例会	11月28日～12月17日 (20日間)	10日		4	4	25	290
		30時間40分					
計	87日間	37日	8	8	4	88	1,029
		103時間43分					

2 委員会等活動状況

区分	開催日数(時間)		区分	開催日数(時間)	
	委員会	協議会		委員会	協議会
総務委員会	7日 (11時間46分)	—	予算審査特別委員会	2日 (51分)	
保健消防委員会	7日 (13時間46分)	1日 (1時間27分)	決算審査特別委員会	2日 (55分)	
環境経済委員会	6日 (11時間44分)	—	予算審査特別委員会 分科会	総務分科会 3日 (8時間3分)	
教育未来委員会	6日 (12時間6分)	—		保健消防分科会 3日 (7時間19分)	
都市建設委員会	6日 (11時間48分)	—		環境経済分科会 3日 (8時間43分)	
議会運営委員会	16日 (4時間50分)	—		教育未来分科会 3日 (9時間32分)	
超高齢社会調査特別委員会	3日 (3時間28分)	—		都市建設分科会 3日 (6時間8分)	
大都市制度・新序舎整備調査特別委員会	2日 (2時間12分)	—	決算審査特別委員会 分科会	総務分科会 3日 (9時間4分)	
大都市制度・市制100周年調査特別委員会	5日 (5時間45分)	—		保健消防分科会 3日 (6時間18分)	
				環境経済分科会 3日 (6時間33分)	
			全員協議会	教育未来分科会 3日 (6時間29分)	
				都市建設分科会 3日 (5時間34分)	
				幹事長会議 8日 (3時間9分)	
				広報委員会 15日 (13時間09分)	
				議会向上会議 9日 (5時間57分)	
				議会運営活性化推進協議会 1日 (8分)	
					4日 (2時間46分)

3 議案並びに請願・陳情件数と議決結果

区分	原案可決	原案承認	原案同意	原案認定	修正可決	原案否決	原案不承認	原案不同意	継続審査	撤回	審議未了
市長提出議案	154	3	25	18	—	—	—	—	—	—	—
議員提出議案	16	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
計	170	3	25	18	—	4	—	—	—	—	—

区分	採択送付	採択	不採択	継続審査	撤回	審議未了
請願	1	—	7	—	—	—
陳情	—	—	2	—	1	—
計	1	—	9	—	1	—

9 議員報酬・政務活動費

1 議員報酬

区分	現行		改正前	
	報酬額	適用年月日	報酬額	適用年月日
議長	930,000 円	平18. 7. 1	980,000 円	平8. 1. 1
副議長	840,000	〃	880,000	〃
議員	770,000	〃	810,000	〃

2 政務活動費

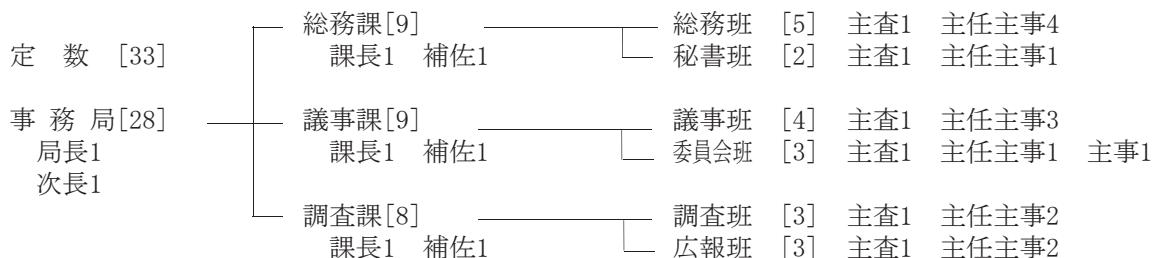
交付対象	交付金額
会派	議員1人当たり月額300,000円
会派及び議員	議員1人当たり月額300,000円 会派分 月額の範囲内で会派が定める額（会派交付額） 議員分 月額－会派交付額

※ 交付対象は、「会派」又は「会派及び議員」の選択制

※ 地方自治法の一部改正に基づき、「政務調査費」を「政務活動費」に改めた（適用年月日 平成25年3月1日）

10 議会事務局

1 組織



2 議会の広報

(1) ちば市議会だより

創刊年月	発行回数	発行部数	サイズ	ページ	備考
平成5年8月	年4回	265,000部／回	タブロイド版	4ページ（2回） 8ページ（2回）	全世帯対象（新聞折込） 点字版、音声版（テープ・ディジー）

(2) ホームページ (<http://www.city.chiba.jp/shigikai/top.html>)

開設 平成13年9月

内容 議員名簿、会議日程、会議結果、市議会のしくみ、会議録の検索と閲覧、キッズページ等

(3) 議会中継（本会議、予算・決算審査特別委員会）

ア 生中継 開設 平成15年9月 方法 インターネット、モニターテレビ（議事堂傍聴人ホール）

イ 録画放映 開設 平成16年6月 方法 インターネット

(4) ツイッター (<http://twitter.com/chibashigikai>)

開設 平成24年2月

内容 会議日程などに関する情報、議会中継に関する情報、市議会からのお知らせ等

(5) フェイスブック (<http://www.facebook.com/chibashigikai>)

開設 平成26年6月

内容 会議日程などに関する情報、議会中継に関する情報、市議会からのお知らせ等

3 議会図書室

(1) 藏書数

15,067冊 ※令和元年度増加図書冊数は54冊

(2) 購読新聞及び雑誌

ア [新聞] 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、千葉日報、日本経済新聞、東京新聞、
自治日報（以上8紙）

イ [雑誌] 地方自治、地方財務、都市問題、地方行政、自治実務セミナー、地方議会人、
日経グローカル、ガバナンス（以上8種）

(3) データベース

法令電子版データベース、新聞・雑誌記事データベース、官報情報検索サービス、議員NAVI、千葉日報縮刷版（DVD）

4 刊行物発行状況

名 称	区 分	発行回数	発行部数	印刷形式	規 格	配 布 対 象
会 議 錄		会議毎	80部	タイプオフ	A 4	議員、市当局
常 任 委 員 会 記 錄		年4回	25	〃	〃	各会派、市当局
特 別 委 員 会 記 錄		年1回	25	〃	〃	〃
分 科 会 記 錄		年2回	25	〃	〃	〃
議 会 運 営 委 員 会 記 錄		年1回	25	〃	〃	〃
市 議 会 提 要	4年に1回 ※1	200	〃	A 5	議員	
市議会先例（事例）集	〃	200	〃	〃	〃	
意 見 書 ・ 決 議 事 例 集	〃	130	〃	A 4	〃	
議 会 資 料	〃	130	〃	〃	議員	
市 政 概 要	年1回	160	〃	〃	議員、各市交換	
調 査 時 報	年3回	320※2	〃	〃	〃	
管 理 職 名 簿	年1回	700	〃	ポケット版	議員、市当局	

※1 随時、更新内容を追補する

※2 3回分の合計部数

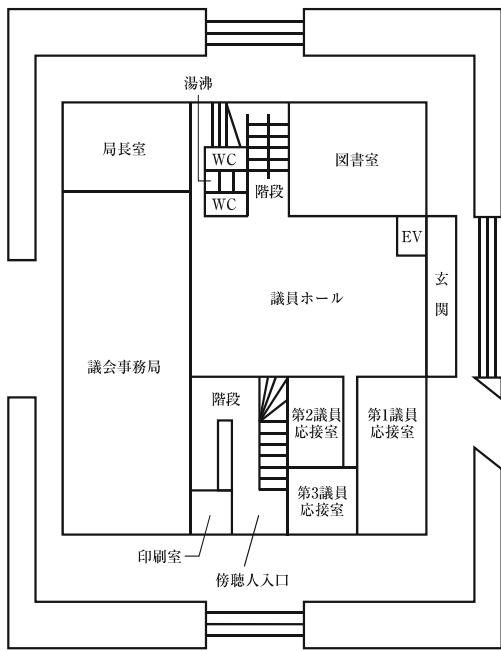
5 議 事 堂

（令和2年7月17日現在）

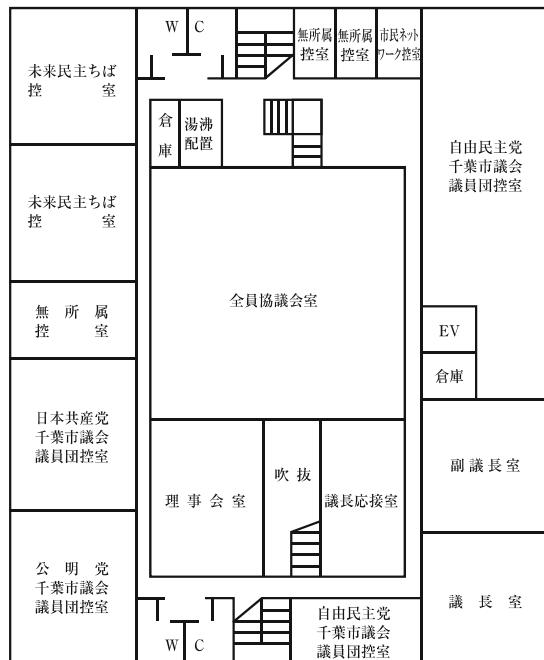
区分	名 称	面 積	区分	名 称	面 積
1 階	議 員 本 一 ル	97.16m ²	2 階	日本共産党千葉市議会議員団控室	60.48m ²
	傍 聽 人 本 一 ル	38.32		市民ネットワーク控室	16.42
	第 1 議 員 応 接 室	26.95		無 所 属 控 室	22.32
	第 2 議 員 応 接 室	13.31		無 所 属 控 室	11.34
	第 3 議 員 応 接 室	12.80		無 所 属 控 室	16.42
	図 書 室	55.50		議 員 控 室 合 計	474.30
	議 会 事 務 局	134.77		議 場	257.76
	局 長 室	25.51		傍 聽 人 本 一 ル	34.56
	印 刷 室	9.01		本 一 ル	51.84
2 階	全 員 協 議 会 室	154.56	3 階	第 1 説 明 員 控 室	33.75
	理 事 会 室	51.10		第 2 説 明 員 控 室	51.03
	議 長 室	80.46		モ ニ タ 一 室	16.15
	副 議 長 室	55.08		第 1 委 員 会 室	102.07
	議 長 応 接 室	41.28		第 2 委 員 会 室	102.07
	自由民主党千葉市議会議員団控室	119.60		第 3 委 員 会 室	101.63
	〃	51.84		第 4 委 員 会 室	72.99
	未 来 民 主 ちば 控 室	51.84		第 5 委 員 会 室	76.95
	〃	55.37		傍 聽 席 (9 2 席)	80.07
	公明党千葉市議会議員団控室	68.67	4 階	記 記 者 席	90.76

議事堂各階配置図

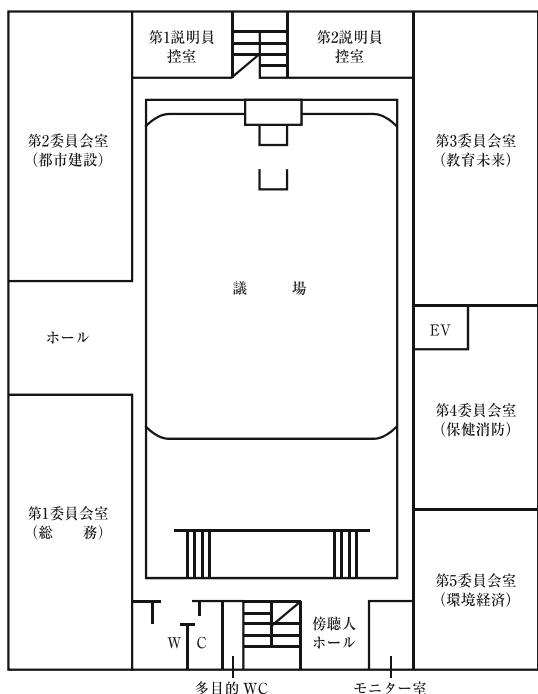
1階



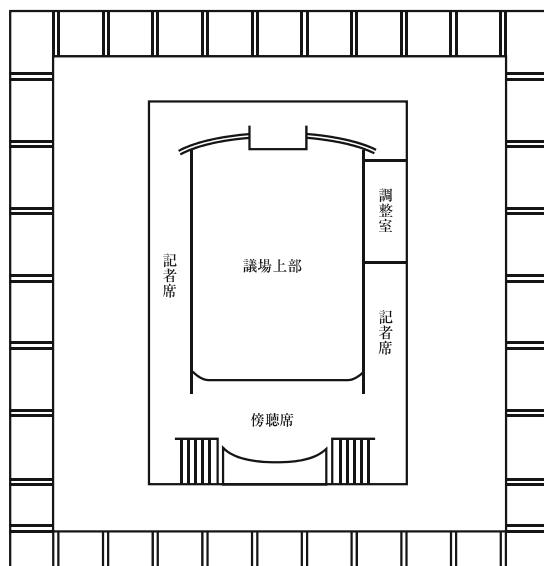
2階



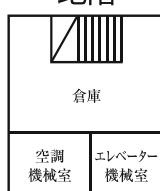
3階



4階



地階



第3章

総務局

總務局

内 容

- | | | |
|----|--------|---------|
| 1 | 歴代三役 | (1 7) |
| 2 | 名譽市民 | (1 8) |
| 3 | 行政組織図 | (1 9) |
| 4 | パブリシティ | (2 4) |
| 5 | 防災 | (2 4) |
| 6 | 国際交流 | (2 8) |
| 7 | 市政情報報 | (3 2) |
| 8 | 人事・給与 | (3 4) |
| 9 | 職員育成 | (3 6) |
| 10 | 行政改革 | (3 6) |
| 11 | 情報化推進 | (3 7) |

1 歴代三役

1 市長

代	氏名	就任年月	退任年月
初	神田清治	大10.1～大13.7	
2	久保三郎	大13.8～昭3.8	
3	神谷良平	昭3.8～昭7.8	
4	財部実秀	昭7.11～昭8.7	
5	加納金助	昭8.9～昭8.12	
6～8	永井準一郎	昭9.12～昭13.12、昭13.12～昭17.12、昭17.12～昭21.4	
9・10	加納金助	昭21.6～昭22.4、昭22.4～昭25.4	
11～15	宮内三朗	昭25.5～昭29.5、昭29.5～昭33.5、昭33.5～昭37.5	
		昭37.5～昭41.5、昭41.5～昭45.5	
16・17	荒木和成	昭45.5～昭49.5、昭49.5～昭52.5	
18～23	松井旭	昭52.7～昭56.7、昭56.7～昭60.7、昭60.7～平元.7 平元.7～平5.7、平5.7～平9.7、平9.7～平13.7	
24・25	鶴岡啓一	平13.7～平17.7、平17.7～平21.5	
26～28	熊谷俊人	平21.6～平25.6、平25.6～平29.6、平29.6～	

※昭8.12～昭9.12は助役による臨時市長代理

※平21.5～平21.6は副市長による臨時市長代理

2 助役

氏名	就任年月	退任年月
小沢勝	大10.1～大11.11	
鈴木彰	大11.4～大15.3、大15.3～大15.11	
景山周藏	大12.11～昭2.11、昭2.12～昭6.9	
那須峯吉	昭6.10～昭8.6	
宮内三朗	昭8.6～昭12.5、昭12.6～昭16.5、昭16.6～昭20.6	
渡辺良雄	昭20.6～昭21.11	
平山滋春	昭21.12～昭25.12、昭25.12～昭29.12、昭29.12～昭33.12 昭33.12～昭37.12	
小笛精一	昭24.10～昭28.10、昭28.10～昭32.10、昭32.10～昭36.10 昭36.10～昭37.7	
荒木和成	昭37.12～昭41.12、昭41.12～昭45.3	
佐久間正夫	昭37.12～昭41.12、昭41.12～昭42.10	
杉山正	昭45.9～昭49.8、昭49.9～昭53.3	
松井旭	昭49.6～昭52.6	
近岡武男	昭52.12～昭56.7	
川代賢	昭54.6～昭58.6、昭58.6～昭60.1	
小林紘	昭58.3～昭61.3	
山口凱史	昭60.7～平元.7、平元.7～平5.7	
大平充夫	昭61.4～平2.3	
中橋芳弘	平2.4～平6.3	
齋藤市衛	平5.10～平8.3	
鶴岡啓一	平6.4～平10.3、平10.4～平12.10	
稻葉秀雄	平6.7～平10.6、平10.7～平14.6	
島田行信	平11.12～平15.12	
小島彦一	平14.7～平18.6、平18.7～平19.3	
林孝二郎	平14.7～平18.6、平18.7～平19.3	

3 副 市 長

氏 名		就 任 年 月
林 孝	二 郎	平 19. 4～平 20. 12
藤 代	謙 二	平 19. 4～平 23. 3、 平23. 4～平27. 3
徳 永	幸 久	平 21. 9～平 25. 9、 平25. 9～平26. 6
鈴 木	達 也	平 26. 7～平 30. 6、 平30. 7～
神 谷	俊 一	平 27. 4～平 30. 6
服 部	卓 也	平 30. 7～令 2. 3
川 口	真 友 美	令 2. 4～

4 収 入 役

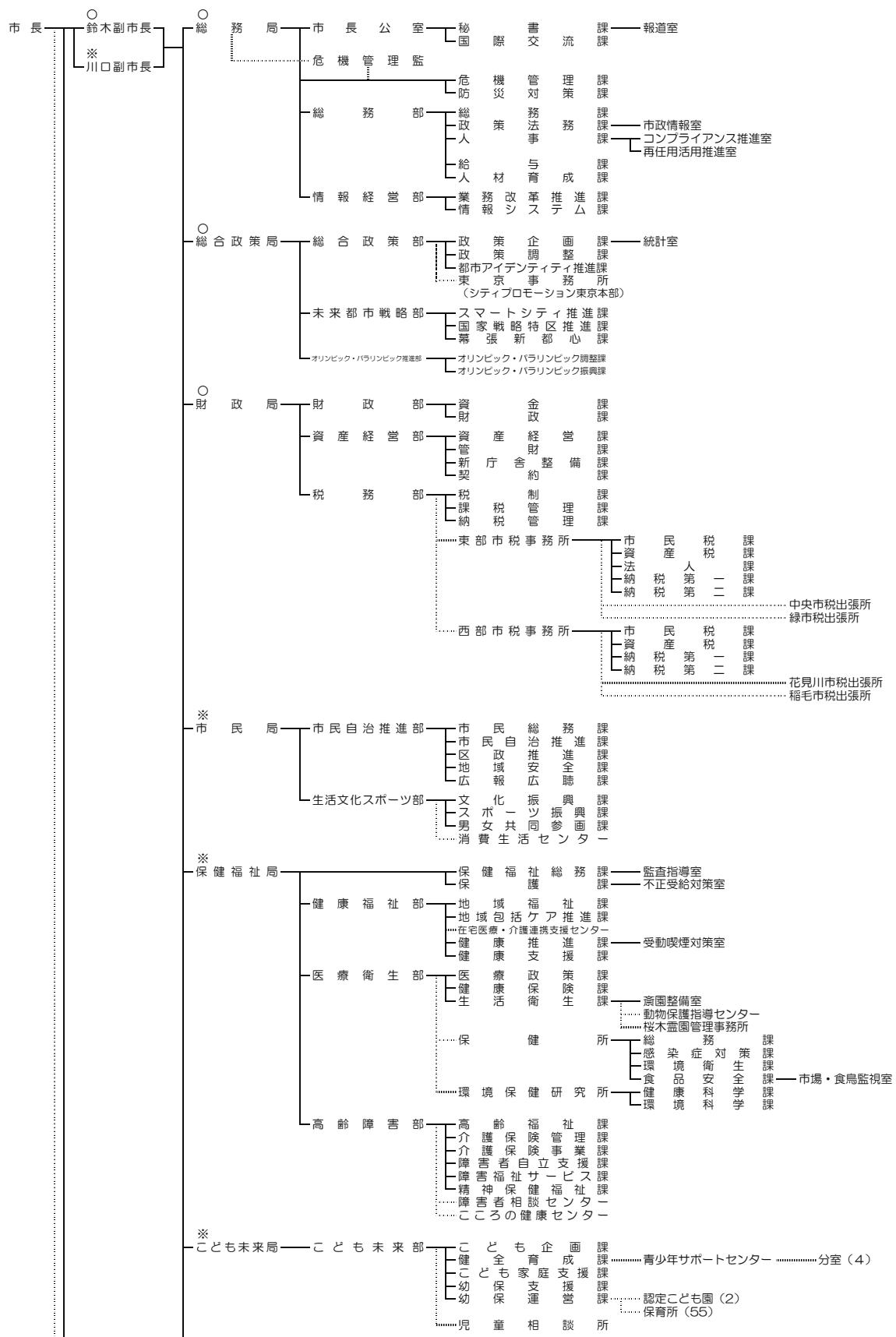
代	氏 名	就 退 任 年 月
初～6	吉 田 吉 太 郎	大 10. 4～大 14. 4、 大 14. 4～昭 4. 4、 昭 4. 5～昭 8. 5
7	伊 原 晋 一	昭 8. 5～昭 12. 6、 昭 12. 6～昭 16. 6、 昭 16. 6～昭 20. 6
8	市 原 庄 司	昭 20. 6～昭 20. 12
9～12	鈴 木 松 夫	昭 21. 1～昭 25. 1
13・14	野 中 勘 助	昭 25. 3～昭 29. 3、 昭 29. 3～昭 33. 3、 昭 33. 3～昭 37. 3
15	千 代 三 郎	昭 37. 3～昭 38. 11
16	高 橋 重 雄	昭 39. 1～昭 42. 12、 昭 43. 1～昭 46. 12
17	鈴 木 正 己	昭 47. 2～昭 51. 2
18	鈴 木 秀 一	昭 51. 4～昭 55. 3
19	村 上 孝	昭 55. 4～昭 59. 3
20～22	道 村 潔	昭 59. 4～昭 63. 3
23	星 野 忠 雄	昭 63. 4～平 4. 3
		平 4. 4～平 8. 3、 平 8. 4～平 12. 3、 平 12. 4～平 14. 6
		平 14. 7～平 18. 6、 平 18. 7～平 19. 3

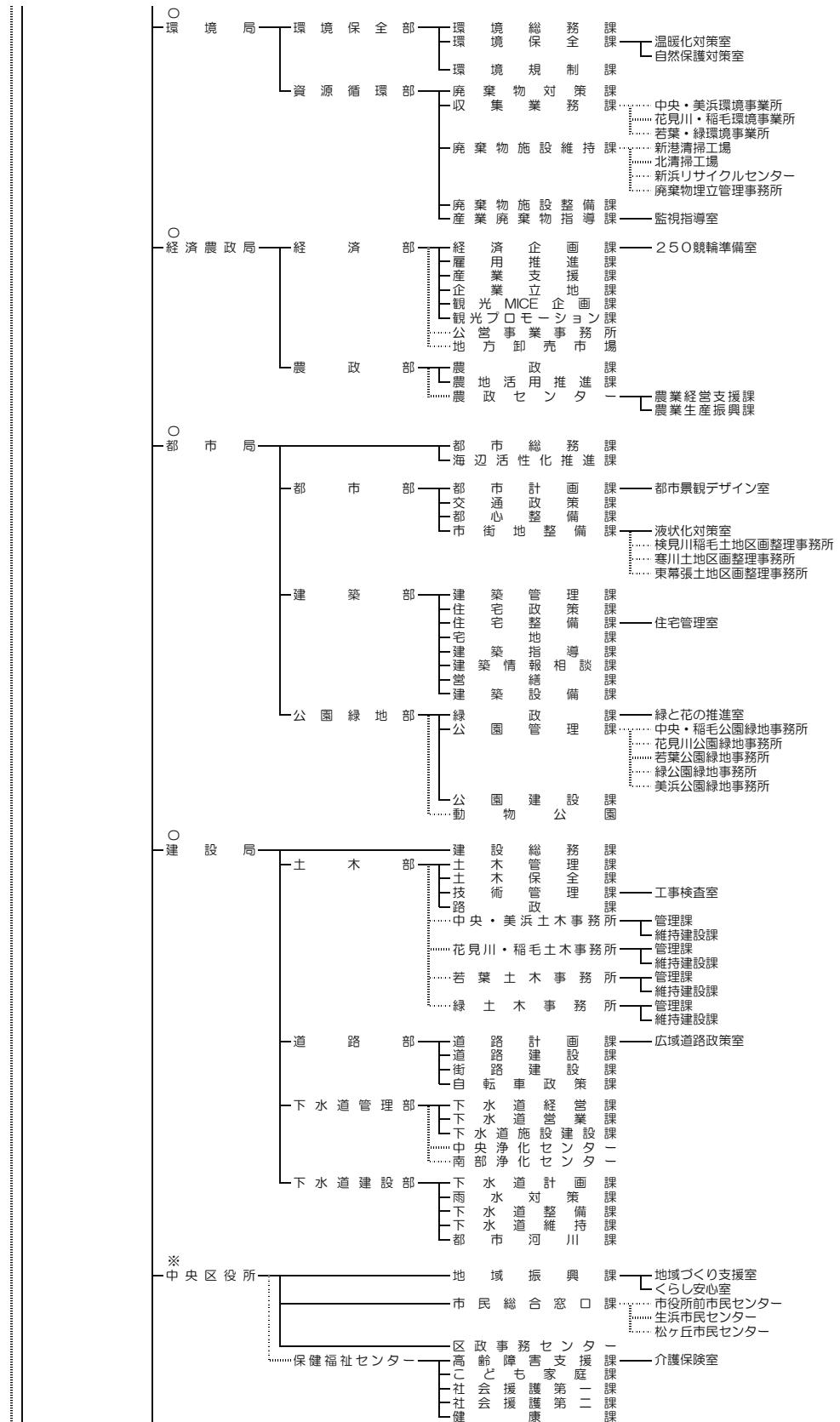
2 名 誉 市 民

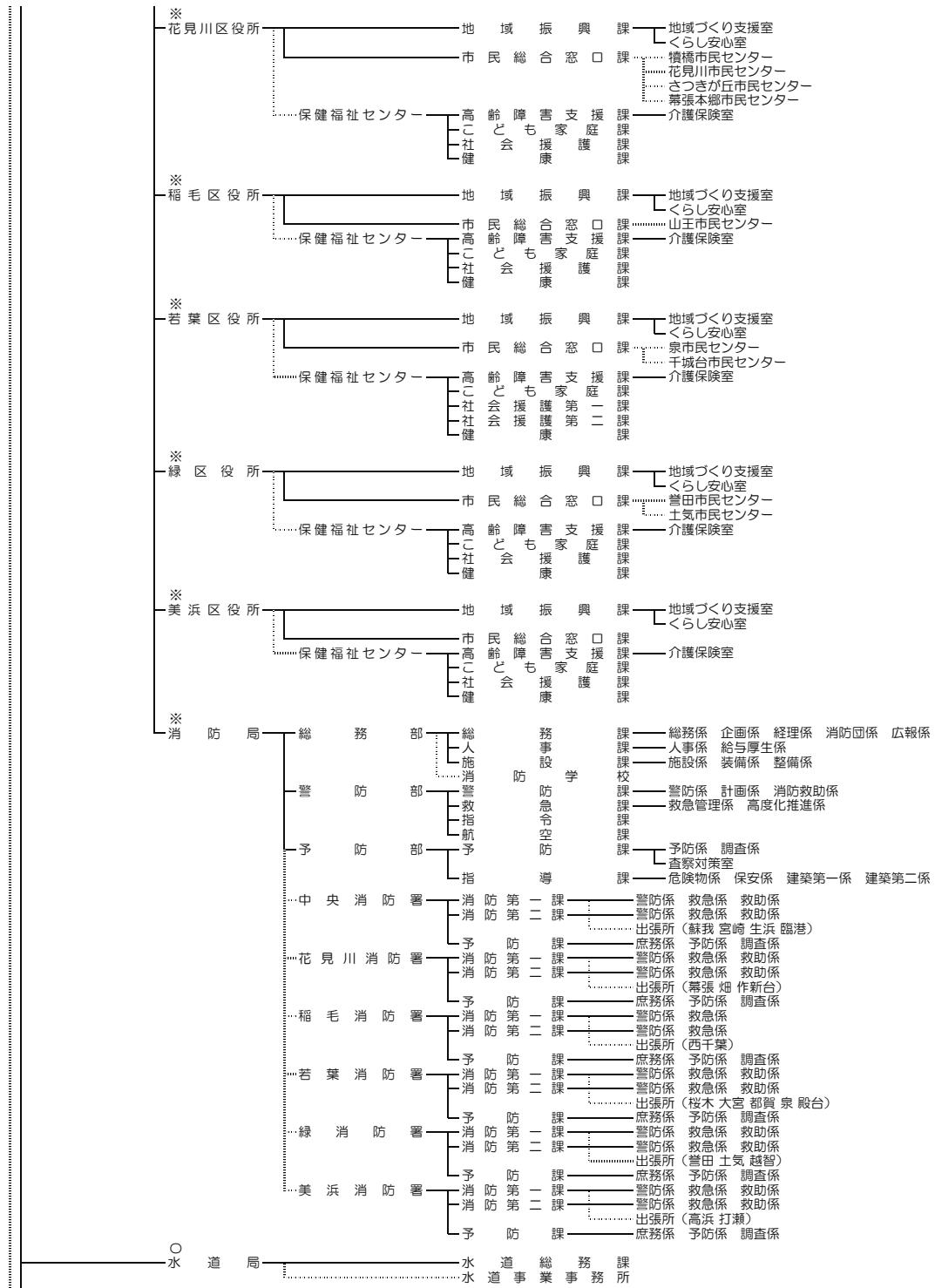
氏 名	選 任 日	実 績
宮 内 三 朗 明22. 4. 5～昭47. 3. 13	昭45. 6. 17	千葉市長として5期20年、市勢の発展に尽力
長 戸 路 政 司 明17. 12. 10～昭55. 6. 3	昭48. 6. 20	学校経営に50余年、私学振興の先駆者として市民子弟の育成に尽力
荒 木 和 成 明38. 8. 8～昭52. 5. 24	昭52. 5. 24	千葉市長・助役として15年、市勢の発展に尽力
楠 原 信 一 明27. 3. 3～昭59. 12. 18	昭55. 12. 22	千葉市教育長として23年、教育の伸展に尽力
沼 田 多 美 明20. 3. 17～昭58. 6. 8	昭55. 12. 22	千葉市文化婦人会長等を歴任、女性の地位の向上、福祉の充実に尽力
臼 井 荘 一 明35. 7. 26～昭62. 10. 18	昭61. 12. 8	50年余りの永きにわたる政治活動のほか、福祉の充実、青少年の健全育成に尽力
長 谷 川 喜 三 郎 明42. 12. 1～平11. 2. 17	平 8. 9. 3	千葉市教育長等50余年の永きにわたり、教育の振興に尽力

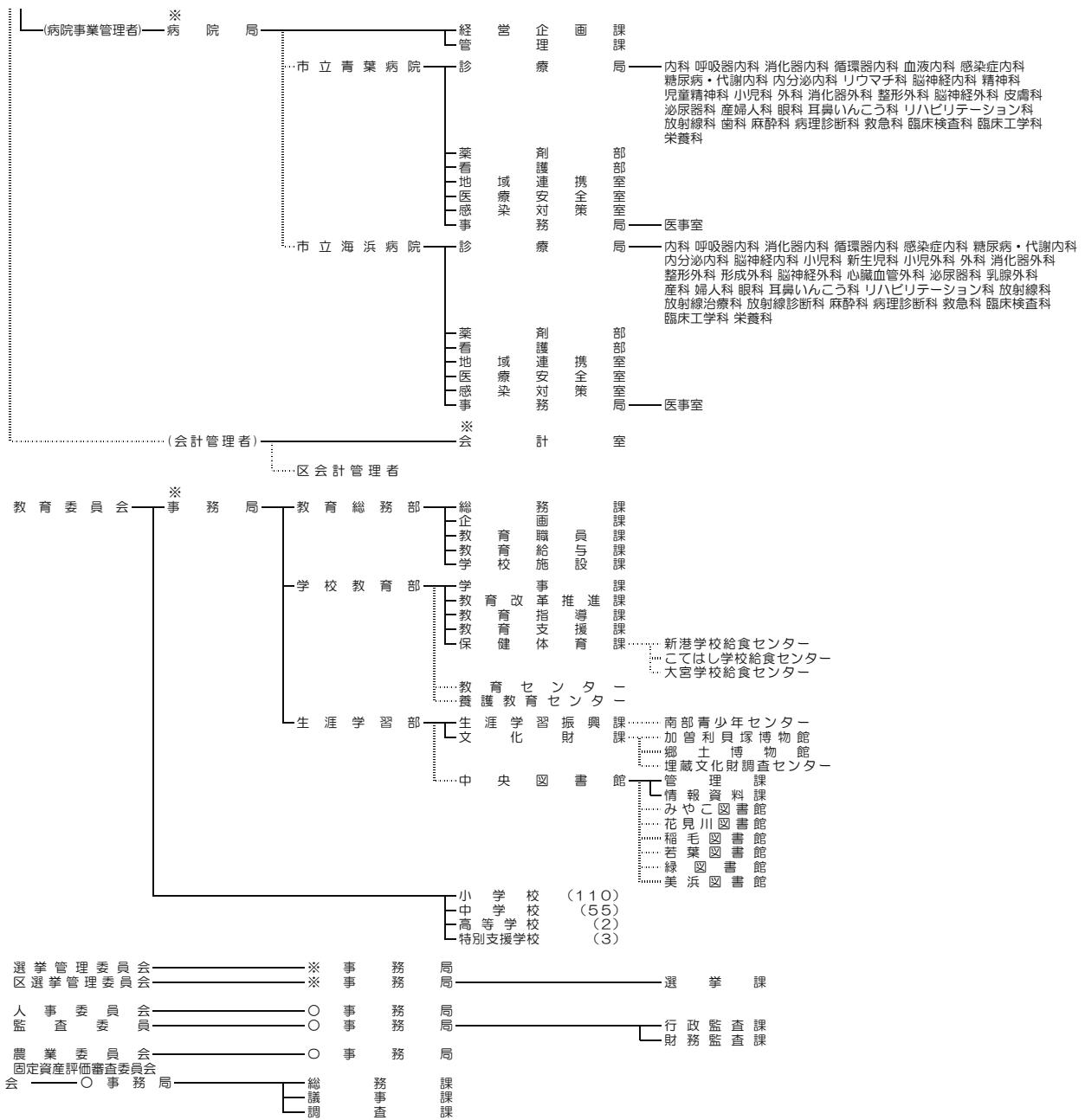
3 行 政 組 織 図

(令和2年4月1日)









	区分	局	部	課	課内室	係
市長事務部局	(本庁)	10	27	106	19	
	区役所	6		13	12	
	市民センター	12				
	事業所	第一類	9		21	
	第二類	24				
	第三類	64				
	保健所	1		4	1	
	児童相談所	1				
	保健福祉センター	6		26	6	
	小計	10	27	170	38	
消防局	(本庁)	1	3	9	1	21
	消防学校	1				
	消防署	6		18		52
	小計	1	3	27	1	73
水道局	(本庁)		1	1		
	第二類事業所	1				
	小計		1	1		

	区分	局	部	課	課内室	係
病院局	(本庁)	1		2		
	病院	2		8	2	
	小計	1		10	2	
会計管理課	(本庁)	1		1		
	(区役所)	1		1		
教育委員会事務局	小計	1		1		
	(本庁)	1	3	12		
	教育機関	1		2		
	第1類	1				
選挙管理委員会事務局	第2類	10				
	第3類	5				
	小計	1	3	14		
区選挙管理委員会事務局		1				
	(6)			(6)		
人事委員会事務局		1				
	監査委員事務局	1		2		
	農業委員会事務局	1		3		
議会事務局	合計	15	38	228	41	73

区分			局	部	課	課内室	係
市長事務部局	(本 庁)		10	27	106	19	
	区役所	6			13	12	
	市民センター	12					
	事業所	第一類	9		21		
		第二類	24				
		第三類	64				
	保健所	1			4	1	
	児童相談所	1					
	保健福祉センター	6			26	6	
	小計		10	27	170	38	
消防局	(本 庁)		1	3	9	1	21
	消防学校	1					
	消防署	6			18		52
	小計		1	3	27	1	73
水道局	(本 庁)				1	1	
	第二類事業所	1					
	小計				1	1	
病院局	(本 庁)		1		2		
	病院	2			8	2	
	小計		1		10	2	
会計管理者	(本 庁)		1		1		
	(区役所)						
	小計		1		1		
教育委員会事務局	(本 庁)		1	3	12		
	教育機関	第1類	1		2		
		第2類	10				
		第3類	5				
	小計		1	3	14		
選挙管理委員会事務局					1		
区選挙管理委員会事務局			(6)			(6)	
人事委員会事務局					1		
監査委員会事務局					1	2	
農業委員会事務局					1		
議会事務局					1	3	
合計			15	38	228	41	73

4 パブリシティ

報道機関に対して記者発表することにより、マスメディアを通じて市民への市政情報の伝達に努めた。

発表形態	令和元年度発表実績	発表時期
市長定例記者会見	78件(21回)	原則として毎月第2・4木曜日
記者レクチャー	36件	随時
資料配布	883件	〃
計	997件	

5 防災

1 防災・危機管理体制の推進

昭和38年に本市域に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画となる千葉市地域防災計画を策定し、以後、国や県の計画との整合や東日本大震災、令和元年房総半島台風など過去の災害における課題・教訓等を踏まえ、必要に応じて修正を加えている。

また、平成17年4月からは、自然災害などへの防災対策に加え、全般的な危機管理対策を含めた有事の災害対応体制の整備に努めており、平成18年3月に「千葉市危機事案対応計画」を策定、平成19年1月に武力攻撃事態や大規模テロに対応するため、「千葉市国民保護計画」を策定するとともに、平成22年3月に、災害時における高齢者や障害者などへの防災対策を定めた「千葉市災害時要援護者支援計画」(平成26年7月～「千葉市災害時要配慮者支援計画」)、平成27年3月に、大規模地震発生時における市の業務継続体制を定めた「千葉市業務継続計画(地震対策編)」、平成28年3月に、大規模災害発生時における外部からの応援受入体制を定めた「千葉市災害時受援計画」をそれぞれ策定した。さらに、平成30年3月には、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市を、国、県、市、民間事業者、市民等の関係者相互の参画・連携のもと、構築するために、「千葉市国土強靭化地域計画」を策定した。

平成23年7月には、大規模な自然災害をはじめとしたさまざまな有事に対し、迅速かつ的確に対応するとともに危機管理体制の強化を図るため、総合防災課を市民局から総務局に移管し、危機管理課と防災対策課の2課体制とする組織改正を行った。さらに、平成24年4月から全庁横断的に対応するため、危機管理監を設置した。

2 情報の収集伝達

(1) 防災行政無線の整備

ア 防災行政無線(同報系)

(ア) 概要

基地局(ポートサイドタワー)から無線により屋外・屋内受信機(スピーカー)を介し、地域住民に一斉放送を行う。また、「全国瞬時警報システム」に接続されており、震度5弱以上の緊急地震速報、武力攻撃等の緊急事態にも自動放送される。

(イ) 整備状況 基地局1局、再送信子局1局、屋外受信機151局、屋内受信機343局

(ウ) 運用状況

地震・大火災・台風・津波等の災害発生時、又は光化学スモッグの発生時等に、市民に対し早く・広く・正確に状況及び対策を伝える。

イ 地域防災無線（移動系）

(ア) 概要

電話等の連絡手段が途絶した際に、市組織間のほか、関係機関との緊急通話をを行う。

(イ) 整備状況 基地局1局、中継局2局、固定局2局、陸上移動局583局

(ウ) 運用状況

災害発生時、災害対策本部や関係機関（警察や電気・ガス等の生活関連機関）と相互に連絡を取り合う。また、平常時には通信訓練等に使用している。

(エ) 設備更新

現行の無線設備は、老朽化が進んでいることから、令和2年度に新型無線設備への更新を予定している。

(2) 災害情報共有システム

災害による被害の最小化を図るため、災害情報を一元管理し、情報把握と災害対策本部等での意思決定を迅速に行うとともに、ちばし安全・安心メール、災害緊急速報メール、テレビなど、多様なメディアに対して避難情報などを一括配信するシステムを運用し、住民に対して災害情報や避難勧告等の情報を速やかに伝達する。令和元年度には、災害情報共有システムを更新し、新たに携帯電話を使用していない高齢者などを対象に、自宅の電話等に自動的に緊急情報を発信するサービスを開始した。

(3) 総合防災情報システム

近年発生する自然災害は、激甚化し、頻度も増加しており、以前にも増してより迅速かつ的確な災害対応を行う必要性が増している。そのため、現行の災害情報共有システムの機能をベースに必要機能を追加するとともに、関連するシステムとの連携等にも配慮した「千葉市総合防災情報システム」の構築を、新庁舎に整備する危機管理センターへの導入にあわせ、令和元年度から着手した。

【全体スケジュール（予定）】

令和元年度 基本設計

令和2年度 実施設計

令和3～4年度 システム構築

令和5年度 総合防災情報システム稼働開始

(4) 災害時用公衆電話

災害時に避難者等が安否確認などを速やかに行えるよう、通信規制を受けづらい無料の公衆電話回線を各避難所に事前設置するとともに、電話機を2台ずつ整備した。

3 九都県市合同防災訓練千葉市会場及び各区訓練

本市の総合防災訓練は、昭和49年から実施しており、令和元年の九都県市合同防災訓練千葉市会場は、中央区の千葉市役所を主会場として、59機関・約1,800人が訓練に参加した。会場では、自衛隊、警察、

消防、民間団体及び自主防災組織などの市民とともに救出・救護訓練、初期消火訓練、ライフライン施設応急復旧訓練などを実施した。さらに、市内の252か所の指定避難所において、施設管理者、避難所担当職員、避難所運営委員会や自主防災組織などの市民とともに避難所開設・運営訓練を実施し、約4,000人が訓練に参加した。

なお、市域の誰もがそれぞれの場所で訓練に参加できる「千葉市シェイクアウト訓練～千葉市いっせい防災訓練～」を市民・児童・生徒が参加しやすいよう、平日の9月3日（火）に実施した。

4 指定緊急避難場所・指定避難所

災害時に身の安全を図るとともに一時的な生活の場とするため、指定緊急避難場所・指定避難所を指定している。

指定緊急避難場所 (366か所)	災害種別ごとに一時的に市民の安全が確保できる施設又は場所 【例】公園、学校の屋内運動場又は校庭など
広域避難場所 (38か所)	大規模な火災が発生したとき、煙などから身を守り、安全を確保する場所 【例】相当程度のオープンスペースが確保された公園など
津波避難ビル (50か所)	津波から身の安全を確保するための、緊急に一時避難する施設 【例】原則として建築物の3階又は地上高4m以上の場所
指 定 避 難 所 (274か所)	被災者の住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設 【例】小・中学校、コミュニティセンターなど

5 自主防災組織の育成

町内自治会等を単位に市民が自主的に結成した自主防災組織に対し、自発的な活動を支援するために、組織の設置助成、活動助成及び資機材購入等の助成を行い、組織の育成・強化を図っている。

(1) 自主防災組織結成状況

結成組織数	加入世帯数	加入世帯率
1,030組織	286,139世帯	61.5%

※ 加入世帯率=加入世帯数÷全世帯数 (R2.3.31:465,121世帯)

6 避難所運営委員会

災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体として避難所を開設・運営できるようにするため、避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災組織等が一体となった「避難所運営委員会」の設立を促進している。

また、避難所運営委員会の活動を支援するため、自主的な訓練、研修会等に係る経費を助成するほか、避難所の開設・運営の手順を分かりやすく解説する動画を令和元年度に制作した。

令和元年度末（令和2年3月末）時点 263か所設立済

7 避難行動要支援者名簿

災害発生時に自ら避難することが困難な方について、円滑かつ迅速な避難を確保するため「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の避難支援等に活用することを目的として、町内自治会等への提供を

推進している。

令和元年度末（令和2年3月末）時点 293団体提供済

8 職員参集訓練

大地震発生時における職員の対応能力強化を目的として、被災者の一時的な収容場所となる避難所（小・中学校等）の開設・運営を担当する直近要員の職員を中心とした参集訓練を平成10年度から実施している。

平成30年度は、市内274か所の避難所において、避難所担当職員の参集訓練を行うとともに、避難所担当職員、避難所運営委員会や自主防災組織などの市民と避難所開設・運営訓練を実施した。また、避難所担当職員以外を対象として、所属への参集訓練も実施した。

9 非常用井戸等

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、地区の防災拠点となる区役所（消防署）等に井戸付耐震性貯水槽14か所、全ての中学校区に各1小学校等を指定し非常用井戸58か所、プール等の水を利用するろ過浄水装置を小学校等に24か所設置している。

区分	中央区	花見川区	稻毛区	若葉区	緑区	美浜区	備考
井戸付耐震性貯水槽	千葉公園（2か所） 県立千葉工業高校 青葉の森公園（県整備） 市役所 消防合同庁舎	一本松公園 区役所	区消防署 長沼町公園（井戸のみ）	区役所 小倉台公園	区消防署	区消防署	5,000L/h 貯水槽 40m ³ 浄水装置・滅菌機・自家発電機
非常用井戸	松ヶ丘小学校 本町小学校 寒川小学校 蘇我小学校 生浜西小学校 院内小学校 新宿小学校 星久喜小学校 川戸小学校 都小学校	長作小学校 幕張小学校 花見川第三小学校 検見川小学校 上の台小学校 旧花見川第二小学校 朝日ヶ丘小学校 さつきが丘東小学校 犢橋小学校 横戸小学校 宇那谷第一緑地	稻丘小学校 緑町小学校 園生小学校 千草台小学校 弥生小学校 草野小学校 都賀小学校 宮野木小学校 山王小学校	千城台南小学校 大宮小学校 みつわ台南小学校 桜木小学校 若松小学校 千城台わかば小学校 白井小学校 更科小学校	誉田小学校 泉谷小学校 土気南小学校 越智小学校 有吉小学校 土氣小学校 大椎小学校 おゆみ野南小学校	幸町小学校 磯辺小学校 高洲第三小学校 高等特別支援学校 幕張西小学校 高浜第一小学校 稻浜小学校 稲毛高校附属中学校 幸町第三小学校 真砂第五小学校 打瀬小学校 真砂東小学校	4,500L/h 滅菌機 自家発電機

10 備蓄倉庫及び備蓄品の整備

災害時に備え、地区の防災拠点となる区役所（消防署）等の備蓄倉庫15か所に、食糧や毛布等の防災備蓄品や応急活動用として、応急工具・救助資機材セットやジャッキ等を整備しているとともに、非常用井戸を整備した小学校等を中心に、市内63か所にも、毛布・担架・折りたたみリヤカーや応急活動用資機材の分散備蓄を図っている。また、備蓄目標の見直しに伴い、平成26年度から平成30年度の5年間で計156か所に備蓄倉庫を整備した。

なお、各避難所には、初動対応用として食料や飲料水、アルミ毛布・ラジオ付ライト・間仕切り・避難者用名札・ブルーシート・簡易トイレ・マスク・歯ブラシ・手指等消毒液・ウェットティッシュ・ゴム手袋・トイレットペーパー・生理用品・投光器・発電機等を備蓄しているが、備蓄品の増加に伴い保管スペースが不足しているため、令和2年度から令和4年度の3年間で計130か所に備蓄倉庫を設置してい

く。

11 マンホールトイレの整備

災害時に多くの被災者が生活する避難所の機能強化や衛生環境の向上を図るため、し尿を下水道に直接流すことができるマンホールトイレの整備を進めている。

令和元年度末（令和2年3月末）時点 89か所（445基）設置済

12 危険ブロック塀等改善補助

地震によりコンクリートブロック塀等が倒壊し、通りがかった子どもたちが巻き込まれる事故を防ぐため、平成30年10月から危険なブロック塀等の撤去や軽量フェンス等の設置にかかる費用の一部を補助する制度を開始したところである。平成31年4月からは、千葉市住宅供給公社を受付窓口とし、連携して危険なブロック塀等の撤去を進めている。

令和元年度末（令和2年3月末）時点 60件交付済

13 災害時における応援協定等

大規模な災害が発生した際に迅速な応急体制の確立を図るため、各都県市及び各種団体等と応援協定等を締結している。

協定の数

自治体間等の相互応援協定	9
民間団体との協力協定	174（社・団体）
消防・水道応援協定	18

14 建築防災について

首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると、被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、国の中防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされており、死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、計画的に施策を推進する。

令和2年度で満了する第2次千葉市耐震改修促進計画の次期計画として、第3次千葉市耐震改修促進計画を策定し、令和7年度までの耐震化の目標を定め、更なる地震に対する安全性の向上を図る。

15 橋梁耐震対策について

橋梁耐震対策については、地震発生時の交通の確保と二次災害を防止するため、落橋防止対策・橋脚補強を講じてきたところであるが、今後も引き続き、要対策橋梁の耐震補強を順次実施する。

6 国際交流

1 國際化・多文化共生の推進

首都東京と成田空港との中間に位置するアクセス面での優位性や幕張メッセを核とした国際業務機能を擁する本市の特性を生かし、急激なグローバル化の進展に対応する国際都市としてさらなる活性化を

図り、世界から人が集まり、外国人が安心して暮らし、活力がもたらされる、魅力あるまちづくりを目指す。

外国人生活相談の実施や多言語による各種情報の提供、災害時の情報収集手段の周知及び防災知識の啓発、地域日本語教育の充実などの各取組みを進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、増加が見込まれる海外からの来訪者をおもてなしする国際交流ボランティアの活躍促進を図る。

2 姉妹・友好都市

(1) アスンシオン市（パラグアイ共和国・昭和45年1月1日提携）

概要	パラグアイ共和国名誉領事等からの熱心な働きかけにより、双方の気運が高まり、姉妹都市提携の運びとなった。 アスンシオン市は、緑豊かなスペイン風の古都で、人口約53万人を擁する南米パラグアイ共和国の首都。政治はもとより経済、文化の中心である。市街地は古い寺院や劇場等のある旧市街地と、食品、繊維工業等が立地する新市街地に分かれている。
主な交流	*平成28年10月、パラグアイ日本人移住80周年を記念し開催されたパラグアイ都道府県人会連合会主催の日本パラグアイ交流展に千葉市ブースを出展し、千葉市を紹介 *平成30年4月、「全日本アルパコンクール2018&コンサート」を、実行委員会他と共に *平成31年4月、姉妹都市提携50周年を記念して、熊谷市長、小松崎市議会議長他公式訪問団がアスンシオン市を訪問 *令和元年9月、元ジェフユナイテッド市原・千葉所属のアランダ選手や駐日パラグアイ大使館から、台風15号の被害に対してブルーシートを受贈

(2) ノースバンクーバー市（カナダ・昭和45年1月1日提携）

概要	両市のライオンズクラブが姉妹関係を結んでいたことから始まった。市民対市民の友好関係をより一層促進するには、両市が姉妹都市関係を結ぶことが望ましいとの熱心な申し出があり、これを契機に姉妹都市提携の運びとなった。 ノースバンクーバー市は、ブリティッシュ・コロンビア州のメトロバンクーバー地域に含まれる人口約5万人の住宅都市。造船所等の事業所も多く、木材等の積み出し基地ともなっている。
主な交流	*令和元年8月、青少年交流事業として、高校生5人、引率者1人を派遣・受入 *令和元年8月、親子三代夏祭りで来葉中の高校生、引率者が姉妹都市提携50周年記念横断幕を持ちパレードに参加したほか、中央公園のステージでPRを行った。 *令和元年8月、ノースバンクーバー市で姉妹都市提携50周年記念イベントを開催 *令和元年11月、千葉市長とノースバンクーバー市長が姉妹都市提携50周年を記念したウェブ会談を実施 *令和元年12月、千葉市とノースバンクーバー市との姉妹都市提携50周年を記念して、「学校法人渋谷教育学園 幕張中学校・高等学校」とノースバンクーバー市の青少年が、はがきを交換

(3) ヒューストン市（アメリカ合衆国・昭和47年10月24日提携）

概要	日本貿易振興会の招きでジャック・ウェルチ市長が来日した際、日本の類似都市と姉妹都市を結びたい旨国際親善都市連盟に申し入れがあり、本市がこれを受けた提携の運びとなった。ヒューストン市は、テキサス州最大、全米第4位の人口約230万人を擁する大都市で、エネルギー、宇宙、航空、医療、ハイテク、バイオテク等の産業が盛ん。市内にはスペースシャトルで有名なNASA宇宙センターとテキサス・メディカルセンター（世界最大の医療センター）など世界的に有名な施設を有する。
主な交流	* 平成29年7月、千葉市・ヒューストン市姉妹都市提携45周年記念「バレエ公演」を、千葉市美浜文化ホールにて開催 * 平成29年8月、青少年交流事業として、中学生5人、引率者1人を派遣 * 平成29年10月、姉妹都市提携45周年を記念して、熊谷市長、小松崎市議会議長他が公式訪問し、「友好関係確認書」に署名するとともに、大型ハリケーンで被災した同市の復興を応援するため、「洪水被害見舞金」の目録と「応援メッセージの寄せ書き」を贈呈 * 平成30年5月、神谷副市長他が「日本・テキサス経済サミット」に出席 * 平成30年6月、青少年交流事業として、小中学生5人、引率者2人を受入 * 令和元年8月、青少年交流事業として、中学生5人、引率者1人を派遣

(4) ケソン市（フィリピン共和国・昭和47年11月9日提携）

概要	ケソン市のキャピタル青年会議所と姉妹提携をしている千葉青年会議所から、両市間の姉妹都市提携についての申し出があり、これを受けて提携の運びとなった。ケソン市は、人口約293万人を擁するフィリピン共和国の旧首都で、環境天然資源省やフィリピン原子力研究所等の政府関係機関を始め、国立のフィリピン大学等の諸大学もあり、文教都市の様相を呈している。
主な交流	* 平成27年10月、ケソン市設立75周年を祝って、熊谷市長、向後市議会議長他が公式訪問し、「友好関係確認書」に署名するとともに、フィリピンからの介護人材の受入・養成について関係者と意見交換 * 平成27年12月、コミュニティリーダー「バランガイ・キャプテン」が、洪水緩和施策等の視察研修のため来葉 * 平成29年11月、姉妹都市提携45周年を記念して、リカルド・アレオ総合サービス局長が来葉

(5) 天津市（中華人民共和国・昭和61年5月7日提携）

概要	昭和53年に日中平和友好条約が締結されて以来、市民間におけるスポーツ交流、国鉄千葉駅（当時）と天津駅との友好関係の提携などにより、友好都市提携の気運が高まり提携の運びとなった。天津市は、首都北京の東南約140kmに位置し、北京、上海、重慶とともに四大中央直轄市の一つで16区を管轄する人口約1千6百万人の貿易と工業を中心とした大都市である。
主な交流	* 平成28年6月、趙海山副市長他公式訪問団が来葉し、「友好都市提携30周年に係る宣言書」に署名 * 平成28年6月、熊谷市長他が、第4回天津国際友好都市円卓会議とスマーダボス会議に出席 * 平成28年7月、友好都市提携30周年を記念して、千葉市美術館市民ギャラリーにて天津市楊柳青木版年画展を開催 * 平成30年1月、海外自治体職員研修員を受入 * 令和元年5月、天津市で開催された「第三回世界知能大会」へ職員3名を派遣

(6) モントルー市（スイス連邦・平成8年5月28日提携）

概要	ハイビジョン国際映像祭の開催を通じて交流が深まり、「新たな姉妹・友好都市提携懇談会」の答申により提携の運びとなった。モントルー市は、人口約2万6千人、フランス語圏に属するスイス有数の都市で、ジュネーブから列車で約1時間。ヴォー州の州都ローザンヌ近くに位置し、レマン湖に面した風光明媚な街で、古くからの国際観光地としてスイスのリビエラと称されている。
主な交流	* 平成28年10月、姉妹都市提携20周年を記念して、熊谷市長、向後市議会議長他が公式訪問し、「友好関係確認書」に署名 * 平成29年8月、ロホン・ベーリ市長が来葉、千葉市長や青少年交流事業で来葉中のモントルーモントルー市青少年及び受入家庭の本市青少年らと懇談 * 平成30年7月、青少年交流事業として、青少年5人と引率者1人を派遣 * 令和元年7月、青少年交流事業として、青少年5人と引率者1人を受入

(7) 蘇州市吳江区（中華人民共和国・平成8年10月10日提携）

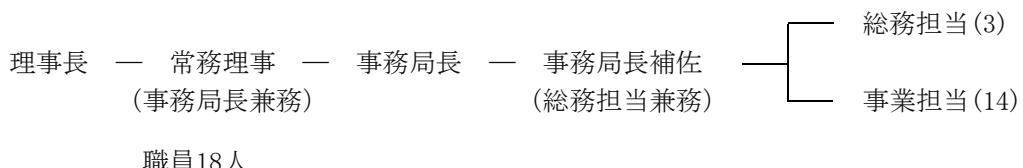
概要	「新たな姉妹・友好都市提携懇談会」の答申により提携の運びとなった。吳江区は、人口約131万人、江蘇省の最南端に位置し、太湖のほとりにあり、三国志の吳の国として古くから史書に登場する街である。平成24年10月、行政区分の変更により、吳江市から蘇州市吳江区となった。「魚米の郷」と呼ばれるように、豊富な産物に恵まれ、また中国有数のシルクの生産地であり、近年はIT産業を中心に工業都市として急激な発展を遂げている。
主な交流	* 平成28年11月、友好都市提携20周年を記念して、吳琦副区長他公式訪問団が来葉し、「友好関係確認書」に署名 * 平成29年12月、王玉英政治協商會議副主席他訪問団が来葉 * 平成30年4月、千葉市議会日中友好議員連盟訪問団11名が吳江区を訪問 * 平成30年7月、海外自治体職員研修員を受入 * 令和元年7月、海外自治体職員研修員を受入

3 国際交流施設

施設名	開設	位置	面積	内容
千葉市国際交流プラザ	平成6年4月	千葉港2－1 千葉中央コミュニティセンター2階	約539m ²	会議室、国際交流ラウンジ、情報コーナー、日本語学習支援スペース

4 公益財団法人 千葉市国際交流協会

市民の多彩な活力を積極的に活用し、幅広い国際交流活動を推進する組織として、平成6年7月1日に設立された。多文化共生社会の実現に向け、市民とともにさまざまな事業を展開し、地域の国際化に寄与している。また、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。



(1) 事業内容

- ア 多文化理解推進事業（交流サロン、青少年交流、語学講座、多文化共生推進事業等）
- イ 外国人市民支援事業（日本語学習支援、外国人生活相談、外国人法律相談、外国人留学生交流員事業、災害時外国人市民支援等）
- ウ 市民活動支援事業（ボランティアコーディネート（登録・斡旋）、ボランティア研修、国際交流・国際協力団体活動助成、国際ふれあいフェスティバル、日本語教室ネットワーク等）
- エ 情報収集・提供事業（ホームページ運営、協会情報誌発行、千葉市生活情報誌発行（英・中・やさしい日本語版）等）

7 市政情報

1 情報公開

市民の市政への参加を一層推進し、開かれた市政の実現を図るため、「千葉市情報公開条例」を平成6年10月1日に施行した。この条例は、「公文書公開制度」を実施機関が保有する公文書を市民の請求に応じて公開することを実施機関に義務付ける制度として、また、「情報の提供」を市が市民にとって有用と認めた情報を積極的に提供する制度及び施策として位置付けている。

その後、議会を実施機関とするなど情報公開制度の全面的な見直しを行い、条例の全部改正を行った(平成12年10月1日施行)。また、平成14年4月1日から閲覧手数料を無料にした。

(1) 公文書開示制度

ア 開示請求の件数及びその処理状況

令和元年度

実施機関	開示請求件数	処理件数							未処理件数	
		開示決定	部分開示決定	不開示決定期			取下げ件数			
				不開示情報	不存在等	小計				
市長	133件	153件	32件	40件	3件	22件	25件	56件	1件	
消防長	10	11	2	6	0	2	2	1	0	
教育委員会	13	16	4	2	0	4	4	6	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	1	2	1	1	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	5	6	1	3	0	0	0	2	0	
固定資産評価審査委員会	1	1	0	0	1	0	1	0	0	
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会	7	7	0	0	0	2	2	5	0	
計	170	196	40	52	4	30	34	70	1	

※1件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

イ 審査請求の件数及びその処理状況

令和元年度

処理すべき件数	新規の件数	前年度からの持越し件数	処理済	取下げ	処理中(次年度に持越し)	処理方針、審査会への諮問準備中等		審査会に諮問中	審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中
						処理方針、審査会への諮問準備中等	審査会に諮問中		
5	4	1	2	1	2	1	1	1	0

(2) 情報の提供

市政情報室(中央コミュニティセンター2F)では、本市の刊行物等を中心とした市政資料を収集し、その閲覧や複写サービス等を行うとともに、本市の刊行物について有償頒布を行うなど、市民への市政情報の提供を積極的に推進している。

ア 配架資料数 約10,000種、約15,000点
 イ 複写サービス 1枚10円 (カラーコピーは1枚につき20円、CD-Rは1枚につき100円、DVD-Rは1枚につき120円)
 令和元年度実績 単色コピー 44,205枚
 カラーコピー 2,327枚
 CD-R 17枚
 DVD-R 1枚 490,410円

 ウ 有償刊行物 約130種 令和元年度実績 328冊 192,400円
 エ 利用者数 6,785人 (令和元年度)

2 個人情報保護制度

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めた「千葉市個人情報保護条例」を平成8年4月1日に施行し、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に努めている。その後、個人情報の利用停止を請求する権利及び罰則を規定するなど、条例の全部改正を行った（平成17年4月1日施行）。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行う（平成27年10月5日ほか施行）ほか、要配慮個人情報の定義や電子計算機処理の制限等について所要の改正を行う（一部を除き平成31年4月1日施行）など、条例の一部改正を行った。

(1) 個人情報取扱事務の届出状況

区分	市長	消防長	教育委員会	議会	その他	計
令和元年度末事務数	件 1,518	件 128	件 138	件 22	件 197	件 2,003

(2) 個人情報の開示請求の件数及びその処理状況

令和元年度

実施機関	開示請求件数	処理件数						取下げ
		開示決定	部分開示決定	不開示決定				
		不開示情報	不存在等	小計				
市長	75件	84件	22件	21件	0件	21件	21件	20件
消防長	3	3	1	2	0	0	0	0
教育委員会	6	8	3	4	0	1	1	0
人事委員会	1	1	0	1	0	0	0	0
病院事業管理者	1	1	0	1	0	0	0	0
計	86	97	26	29	0	22	22	20

※1件の開示請求に対し、複数の決定が行われる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

令和元年度

処理すべき 件数	新規の 件数	前年度か らの持越し 件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度に 持越し)	処理方針、審 査会への諮問 準備中 等	審査会に 諮問中	審査会の答 申を受けて 裁決・決定 の準備中
7	1	6	5	1	1	1	0	0

8 人事・給与

1 職員の定数と現員

区分	市長部局	下水道	議会	選管	農委	監査	人委	教委	消防	水道	病院	その他	合計
合計	4,176人	135人	29人	9人	0人	18人	11人	4,983人	884人	22人	1,013人	500人	11,780人
定数	4,225	152	33	10	21	19	12	5,377	946	22	1,125	—	11,942

※平成29年度より、市長部局の職員が農業委員会事務局の職員を兼務している。

※その他は、千葉市職員定数条例（昭和24年7月27日条例第31号）第2条第2項各号に掲げる定数外の職員

2 級別職員数（行政職に限る）

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
合計	19人	75人	325人	406人	935人	2,505人	1,332人	264人	5,861人

※全職員平均年齢 39歳9月 · 一般行政職平均年齢 41歳3月

3 平均給料

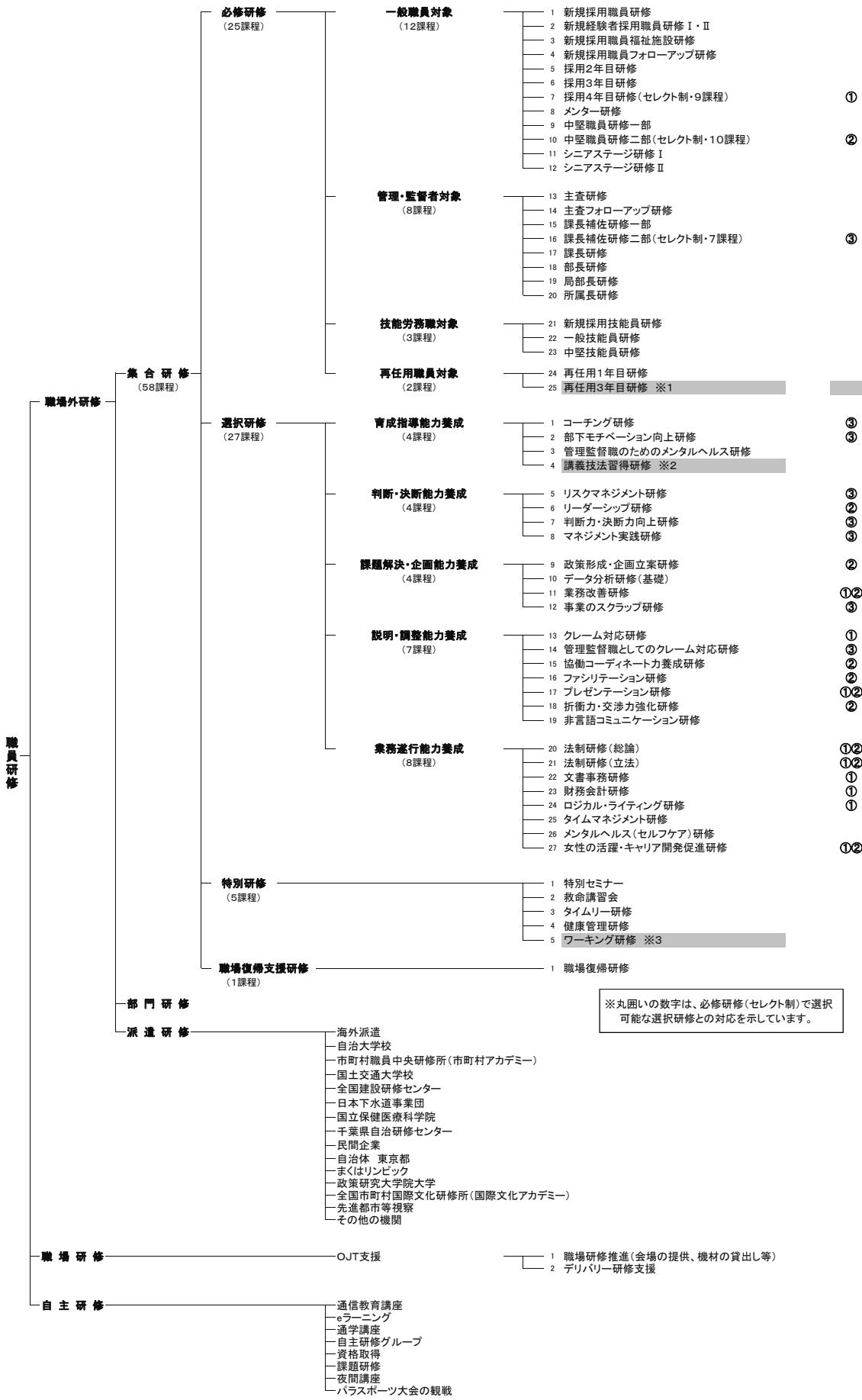
	給料	扶養手当	地域手当	合計
総平均給料	319,600円	6,500円	50,200円	376,300円

※ラスパイレス指数 平成31年 101.3 平成30年 101.3 平成29年 99.8

平成28年 101.3 平成27年 101.7

※本表は、地方公務員給与実態調査に基づくものである（教育長は除く）。

令和2年度 職員研修体系



※丸囲いの数字は、必修研修(セレクト制)で選択可能な選択研修との対応を示しています。

変更

※1 セレクト制を廃止
※2 名称変更(旧:ティーチング研修)
※3 継続検討

9 職 員 育 成

人口減少社会・少子超高齢社会の到来や不透明さを増す経済情勢、地球環境問題、情報通信技術の著しい発達など社会環境が大きく変化する中、地域主権改革が進展し、地方自治体が果たすべき役割が重要性を増している。

一方、本市は依然として非常に厳しい財政状況の下で市政を運営し、多様で高度な市民ニーズに応えることが求められている。

このような困難な状況に対応していくためには、職員一人ひとりが行政のプロフェッショナルとしての使命感と責任感を持ち、市政の変革を成し遂げていかなければならない。

そのため、本市では、組織的・戦略的な人材育成・活用の必要性がいつそう高まっているとの認識のもと、「千葉市人材育成・活用基本方針」を平成28年4月に改定し、社会環境の変化等がもたらす多くの課題を解決し、市政の変革を成し遂げるための担い手として、次の3つを人材像に掲げている。

「市民との信頼関係・協力関係を築く人材」

「リスクを恐れず、改革・改善に取り組む人材」

「組織目標の達成に貢献する人材」

また、職員が自らの能力を高め、それを最大限に發揮することができるよう、本市が目指すべき姿として、次の6つを組織像に掲げている。

「職員が目指すべき目標が明確な組織」

「職員の実績や能力を的確に評価する組織」

「職員同士が信頼・協力し、率直に意見を交わす組織」

「職員が果敢にチャレンジする組織」

「職員が仕事や学習を通じた成長を実感する組織」

「職員が心身ともに健康で仕事に打ち込む組織」

人材像、組織像の実現に向けた施策を並行して展開していくことで、「人が育ち、人が生きる」組織へと進化を図っていく。

そのため、職員の育成では、日常の職務遂行を通じて学ぶ「職場研修（OJT）」、職場外の研修機関等で学ぶ「職場外研修（Off-JT）」、自らの意思で勤務時間外に学ぶ「自主研修」の3つを職員研修の柱として、それぞれのメリットを効果的に組み合わせ、職員のニーズを的確に捉えた多様な学習の機会を提供することで、個々の職員の能力開発やキャリア形成を支援していく。

10 行 政 改 革

今後、予想される人口減少・少子超高齢社会の中でも、将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けるため、平成27年3月に策定した行政改革推進指針に基づき、行政改革に取り組んでいる。

1 行政改革の推進

限りある行政資源を最適配分し、より効果的・効率的な行政運営を行うために、5つの基本方針（①将来世代に責任を持つ行財政運営、②行政運営の透明性と説明責任、③市の役割の最適化、④多様な主体との連携、⑤合理的・効率的な事業手法の採用）を行政改革推進指針に定め、選択と集中の観点で事務事業を抜本的に見直す。

2 指定管理者制度の総括

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、市民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として、150施設に指定管理者制度を導入している。

3 包括外部監査

財務に関する事務の執行等について、毎年度の契約により、公認会計士、弁護士等の資格を有する外部監査人がテーマを定めて監査を行っている。

令和2年度包括外部監査人 川口明浩（公認会計士）

4 内部統制

業務執行の適正化を図るため、千葉市内部統制基本方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を推進するとともに、その結果を評価した報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出したうえで公表する。

11 情 報 化 推 進

インターネットの普及や情報通信技術の進展に合わせ、電子行政サービスの拡充や府内の情報システムの最適化に向けた取組みを進めるとともに、情報システムを安全かつ安定的に運用するための取組みを行っている。

1 オープンデータの推進

市民サービスの向上、市民主体のまちづくりの促進、産業の発展等に寄与するため、市の保有する公共データを二次利用可能な形で一般に公開する。

2 情報システムの最適化

システム運用の効率化やコスト削減を図るため、平成23年度に策定した府内情報システム最適化計画に基づき、23システムを外部のクラウドサービスに移行し、58システムを仮想化技術を活用した情報システム集約基盤（統合サーバ）へ集約している。

3 情報セキュリティ対策

市の情報資産を様々な脅威から守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を行う。

第4章

総合政策局

内 容

- | | | |
|----|---|---------|
| 1 | 基 本 構 想 | (3 9) |
| 2 | 新 基 本 計 画 | (4 0) |
| 3 | 次 期 基 本 計 画 | (4 5) |
| 4 | 政 策 評 價 制 度 | (4 6) |
| 5 | 第 3 次 実 施 計 画 | (4 6) |
| 6 | まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略 | (4 7) |
| 7 | スマートシティに
向 け た 取 組 み | (4 8) |
| 8 | 国 家 戰 略 特 区 | (4 9) |
| 9 | 業 務 核 都 市 の 整 備 | (5 0) |
| 10 | 幕 張 新 都 心 | (5 1) |
| 11 | 都 市 アイデンティティ
の 推 進 | (5 3) |
| 12 | 市 制 100 周 年 に 向 け た
取 組 み | (5 4) |
| 13 | 東 京 2020 オ リ ン ピ ソ ク ・
パ ラ り ン ピ ソ ク 競 技 大 会 | (5 4) |

1 基本構想

「千葉市基本構想」（平成11年12月議決）は、21世紀を展望した市政の基本理念や基本目標を掲げた市政運営の指針である。

1 策定の趣旨

私たちは、市民、民間団体、企業、行政が手を携えて、新しい世紀を生きそして暮らす市民一人ひとりが、生きがいと幸せを感じ、愛着と誇りの持てる「郷土千葉市」を築き、次の世代に引き継いでいくため、ここに「千葉市基本構想」を定め、21世紀を展望した市政運営の指針とするものである。

2 目的

千葉市民の合意を得て定めるこの「基本構想」は、市政運営の根本をなす基本理念と都市づくりの最も基本的な目標を掲げるものである。

また、この「基本構想」は、長期ビジョンと併せて本市の望ましい姿を実現していくために必要な施策を、総合的・計画的に推進するための礎となるものである。

3 21世紀における市政の基本理念

「人間尊重・市民生活優先」

千葉市の都市づくりにあたっては、「人間尊重・市民生活優先」を基本理念として、世界の発展に貢献し、次代に誇れる「ちば」を築いていくものである。

4 基本目標

「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」

市民生活のゆとりと活力の向上や様々な地域資源を活かしたまちづくりを進め、多彩な魅力が輝く都市の形成を目指して、千葉市の都市づくりの基本的な目標を「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」として掲げるものである。

5 望ましい都市の姿

- (1) 自然を感じるまち・千葉市
- (2) 安心して暮らせるまち・千葉市
- (3) 安全で快適なまち・千葉市
- (4) 豊かな創造力をはぐくむまち・千葉市
- (5) はつらつとした活力のあるまち・千葉市
- (6) 共に築いていくまち・千葉市

6 土地利用の考え方

内陸部に残された森林・農地などの緑、東京湾に面する長い水際線、文化的遺産及びこれまで整備されてきた都市基盤など、様々な資産を活かしながら、千葉市民共有の財産として、公共の福祉を優先させ、安全性、快適性、機能性の向上を基本に、自然と調和した多様性のある土地利用を進めるものである。

2 新 基 本 計 画

新基本計画は、基本構想で定める基本目標等を実現するため、これから的人口減少や少子超高齢化など、社会経済情勢等の急速な変化に対応し、10年後・20年後を見据えた新たな市政運営の方向性を示す平成24年度から10年間の計画であり、市基本計画と区基本計画で構成されている。

1 市基本計画

(1) 序 章

ア 策定の趣旨

人口構造の急速な変化をはじめ、環境問題・グローバル化・地方分権の進展・本市の財政状況の悪化への対応などの重要な課題に的確に対応するとともに、将来にわたり魅力と活力にあふれるまちを築くため、中長期的な市政運営の基本指針として、また、様々な主体とともに取り組むまちづくりの計画として策定する。

イ 計画の特色

(ア) みんなが共有できる計画

様々な主体の参画による計画づくりを行い、まちづくりの計画として、考え方や方向性を共有できるよう努めている。

(イ) 変化に対応できる計画

計画期間を短縮し、状況変化への対応力を高める。

基本計画：10年（平成24年度～令和3年度）、実施計画：3年

(2) 第1章 千葉市の概況

ア 人口・世帯の動向

(ア) これまでの推移

人口は、昭和40年代を中心に急増後、緩やかな増加が続いている。一方、世帯数も、人口より高い伸び率で増加を続けている。

(イ) 人口の将来見通し（＊）

総人口は、平成27年の97万人をピークに達した後、全国に比べ緩やかに減少する。区別では、中央区で平成27年以降も増加するものの、その他の区は、平成27年までにはピークを迎えるその後減少する。年齢3区分別では、平成27年には4人に1人、令和17年には、3人に1人が高齢者という超高齢社会が到来する。

*人口の将来見通しについては、平成27年国勢調査を踏まえ推計した結果、総人口は令和2年に97万9千人に達した後、減少し、区別人口は中央区及び緑区は当面の間、増加するものの、その他の区は減少する見通しとなった。

(ウ) 世帯数の将来見通し

平均世帯人員が減少傾向のため、世帯数が緩やかに増加する。

イ 財政状況に関する現状と今後の展望

(ア) 財政の現状と財政健全化への取組み

財政の硬直化に対応し、財政健全化への取組みを強化しており、引き続き、安定的・持続的な財政運営を行う。

(イ) 今後の展望

実施計画における事業の厳選や都市基盤施設の長寿命化など、最少経費・最大効果のための努

力を続ける。

(3) 第2章 まちづくりの重要な課題

- ア 人口減少社会への対応
- イ 少子超高齢社会への対応
- ウ 環境問題への対応
- エ グローバル社会への対応
- オ 自立・分権型都市経営

(4) 第3章 まちづくりの基本方針

ア まちづくりのコンセプト

「まちづくりの重要な課題」を横断的にとらえ、様々な主体が共有し、ともにまちづくりを進めるための取組み指針として、「まちづくりのコンセプト（わたしから！未来へつなぐ まちづくり）」を設定し、このコンセプトのもとで、市民一人ひとりから始まる、未来を見据えたまちづくりを推進する。

イ まちづくりの方向性

「まちづくりのコンセプト」のもとで課題に的確に対応するため、「千葉市基本構想」に定める6つの「望ましい都市の姿」に即して、5つの「まちづくりの方向性」と、これらの推進を支える「まちづくりを支える力」を定めている。

ウ 目指すべき都市の構造

今後は、市民の安全で快適な生活と効率的な都市経営との両立を図るため、長期的な方向性として、市民生活に必要な諸機能の徒歩圏内への集約など、「集約型都市構造」への転換を基本とする。

なお、集約型都市構造の転換は、市民の理解と合意形成が不可欠であり、長期的展望に基づく検討、取組みを進める。

エ 実現すべきまちの個性

「まちづくりのコンセプト」のもと、「まちづくりの方向性」に基づく政策分野別の取組みを通じて、3つの「まちの個性」の実現を目指す。

(ア) 未来をつくる人材が育つまち

[将来のすがた] 未来をつくる人材が順調に育ち、まちの活力の維持・向上が図られ、多様なニーズに対応した行政の取組みのほか、家庭や地域など、まちぐるみでこどもたちをはぐくみ、その自立と成長を支えているまち。

(イ) みんなの力で支えあうまち

[将来のすがた] 市民一人ひとりをはじめとして、自治会・NPOなどの団体、地域コミュニティ、企業、大学、行政などが、まちづくりの目的を共有し、互いに補完しあいながら、積極的に、よりよいまちづくりのための活動を進めているまち。

(ウ) 訪れてみたい・住んでみたいまち

[将来のすがた] 豊かな自然環境や新たな産業など、本市の地域資源が最大限に活用され、まちの総合的な魅力が高まることによって、若い世代をはじめとする多くの人が「千葉市を訪れてみたい」「千葉市に住んでみたい」と感じ、観光・レジャーの場、住まう場として、さらに、働く場、学ぶ場として選ばれているまち。また、本市に住んでいる人は、本市の魅力を実感しており、愛着を感じながら、これ

からも住み続けたいと感じ、まちの活力の維持・向上が図られているまち。

(5) 第4章 計画の推進にあたって

- ア 効果的で計画的な行財政運営
- イ 様々な主体の参画と連携

(6) 第5章 分野別計画

ア 方向性1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ

次代に引き継げる豊かな環境を実現するため、本市の貴重な財産である自然の保全・活用を基調としながら、都市空間の緑化や地球温暖化対策・3Rの推進、良好な生活環境の確保など、環境問題への対応を総合的に進める。

(ア) 豊かな自然を守り、はぐくむ

- a 緑と水辺の保全・活用
- b やすらぎとにぎわいのある海辺の創出

(イ) 緑と花のあふれる都市空間を創る

- a 公園緑地の充実
 - b 都市緑化の推進
 - c 花のあふれるまちづくりの推進
- (ウ) 環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る
- a 低炭素社会の実現に向けた取組みの推進
 - b 循環型社会の実現に向けた取組みの推進
 - c 良好な生活環境の確保
 - d 環境保全・創造活動の推進

イ 方向性2 支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

市民が元気に活躍できる社会を実現するため、ライフステージに応じた健康づくりへの支援や的確な保健・医療・福祉サービスの提供、地域社会での支えあいを充実させる。

(ア) 健康で活力に満ちた社会を創る

- a 健康づくりの推進
- b 医療体制の充実
- c 食の安全と環境衛生の推進

(イ) こどもを産み、育てやすい環境を創る

- a 子育て支援の充実
- b こどもの健全育成の推進

(ウ) ともに支えあう地域福祉社会を創る

- a 地域福祉の充実

(エ) 高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

- a 介護予防と生きがいづくりの促進
- b 地域生活支援の充実（高齢者）
- c 介護保険サービスの充実

(オ) 障害のある人が自立して暮らせる共生社会を創る

- a 療育体制と相談支援の充実

b 地域生活支援の充実（障害のある人）

c 就労支援と社会参加の促進

ウ 方向性3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ

豊かな人間性をはぐくみ、人生をより実り多いものとするため、こどもから大人まで、生涯を通じた学びを支えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や文化・芸術の振興、グローバル社会に対応した国際化の推進や大学・企業等との連携などを通じて、新たな価値の創出を図る。また、市民の持てる力をまちづくりの場でも十分に発揮できる取組みを進める。

(ア) 未来を担う人材を育成する

a 学校教育の振興

b 地域の教育力の向上

c こどもの参画の推進

(イ) 生涯を通じた学びとスポーツ活動を支える

a 生涯学習の推進

b スポーツ・レクリエーション活動の推進

(ウ) 文化を守り、はぐくむ

a 文化・芸術の振興

b 文化的財産の保全と活用

(エ) 多彩な交流・連携により新たな価値を創る

a 国際化の推進

b 大学・企業等との連携の推進

(オ) 市民の力をまちづくりの力へ

a 市民参加・協働の推進

b 男女共同参画の推進

エ 方向性4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ

環境変化に対応し、将来にわたって効率的で住みやすい都市を築くため、市民の安全・安心を守り、快適な暮らしの基盤づくりを進めるとともに、ひと・モノ・情報のつながりを支える。

(ア) 市民の安全・安心を守る

a 防災対策の推進

b 防災体制の充実

c 消防・救急体制の充実

d 交通安全の推進

e 防犯対策の推進

f 消費生活の安定・向上

(イ) 快適な暮らしの基盤をつくる

a 市街地の整備

b 計画的な土地利用の推進

c 良好的な都市景観の形成

d 住宅・住環境の充実

e 生活基盤の充実

- (ウ) ひと・モノ・情報がつながる基盤をつくる
 - a 公共交通ネットワークの形成
 - b 道路ネットワークの形成
 - c 人にやさしい移動環境の創出
 - d I C Tを活かした利便性の向上
- オ 方向性5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

将来にわたって魅力と活力にあふれる都市であり続けるために、まちの魅力を高めるとともに、地域経済の活性化や都市農林業の振興を図る。

 - (ア) 都市の魅力を高める
 - a 3都心などの魅力向上
 - b 都市の国際性の向上
 - c 観光の振興と魅力の創出・発信
 - (イ) 地域経済を活性化する
 - a 産業の振興
 - b 新事業の創出
 - c 商業・サービス産業の振興
 - d 物流・港湾機能の強化
 - e 勤労者の支援と雇用の創出
 - (ウ) 都市農林業を振興する
 - a 新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給
 - b 安定した農業経営体の育成
 - c 農村と森林の持つ多面的機能の活用

2 区基本計画

(1) 区基本計画について

ア 策定の目的

市民に身近な区の特性を活かしたまちづくりに向けて、各区のまちづくりの方向性を示す計画として策定している。

イ 位置付け

市計画は、千葉市基本構想に掲げる基本理念や都市づくりの基本目標を受け、市政運営の中長期的な指針として、全市的な視点からまちづくりの方向性を示している一方、区計画は、市計画の「まちづくりの重要な課題」や「まちづくりの基本方針」などを踏まえたうえで、区ごとの特色や課題に応じ、市民に身近な行政としての区役所が特に取り組むべき施策などを位置付けている。

ウ 役割

各区役所で区民検討会を設置し、区民とともに各区の現状や課題を話し合ったうえで、今後10年間、区民や地域団体、企業、区役所などがともに目指すべき将来像や方向性を明らかにしたものであり、今後の地域づくりや区政の推進にあたり、みんなが共有できる区のまちづくりの基本指針である。

エ 構成・内容

構成は、各区とも「区の概況」、「現状と課題」、「区の将来像」、「施策展開の方向性」で同一。内容や様式等については、区民検討会の意見を取り入れ、それぞれの区の個性や特色を出している。

オ 計画の推進

- (ア) まちづくりはみんなの力で進める
- (イ) 10年後の未来を目指した計画

カ 計画期間

平成24年度から令和3年度の10年間

3 次期基本計画

現行の新基本計画の計画期間が令和3年度までとなっていることから、令和元年度から次の基本計画策定に着手する。

1 策定の趣旨

千葉市的人口が令和2年（2020）にピークを迎えると見込まれる中、現計画を引き継ぐ新たな基本計画は「将来の本格的な人口減少期に向けた準備段階」としての計画となる。そのため、生産年齢人口の減少やI o T、A I等先端テクノロジーの進展など、様々な社会経済情勢の変化を的確に捉えるとともに、より長期的な将来を展望しながら、本市ならではのまちづくりの方向性を定めることが重要である。

折しも、令和3年（2021）は、市制100周年という、これまでの本市の歩みを振り返りつつ、これから100年のまちづくりに向けた一歩を踏み出す、大きな節目の年となる。

こうした、本市の次なるステージへの幕開けとなる基本計画として、次の100年を見据えつつ、市民はもとより、大学・企業・団体など多様な主体との一層の連携により、みんなが共有できる未来への指針となるよう、策定を進める。

2 計画期間

令和5年度～令和14年度（10年間）

3 策定体制、策定に向けた取組み

(1) 市役所内部に基本計画策定本部を設置するほか、学識経験者等により構成する基本計画審議会を設置する。

(2) こどもや学生を含む市民をはじめ、団体・企業・大学などの様々な主体に、策定段階からご参加いただく。

(3) 令和元年度の取り組み（実績）

ア ワールドカフェ（8月4日開催・参加者102名）

公募市民102名が、席替えをしながら千葉市の未来の姿について対話を行った。

イ 団体等提言募集（実施期間：12月～1月・87団体回答）

まちづくりに携わる団体等から、将来のまちづくりについて提言を募集した。

ウ 千葉市まちづくり未来研究所（実施期間：1月～令和3年5月頃・参加者49名）

公募及び無作為抽出の市民が、将来のまちづくりについて研究・提言を行うもの。

4 策定スケジュール

令和元年度～令和2年度	職員参加、市民参加の各種取り組み
令和3年度	計画素案・原案決定 → 審議会、特別委員会
令和4年度	議決、計画策定

4 政策評価制度

1 評価の目的

新基本計画に掲げるまちづくりを推進するため、計画事業の進捗等を踏まえた指標の分析・考察を行い、行政課題を抽出することにより、行政活動の改善につなげるとともに、次期基本計画や実施計画の策定などに活用する。

2 評価の対象

市基本計画における5つの政策（まちづくりの方向性）を構成する「施策の柱」とする。

3 評価の方法

まず、客観指標の達成状況や計画事業の進捗状況等と関連づけた分析・考察を行う。次に、市民アンケートから得られた指標の分析・考察を行う。最後に、それらの結果を踏まえ、総合的に分析・考察を行い、市の取組みの課題を抽出する。

4 評価時期

各実施計画の計画期間終了後に実施する。

5 第3次実施計画

(1) 計画策定の趣旨

新基本計画に基づく第3次の実施計画として、3つの「実現すべきまちの個性」（「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支え合うまち」、「訪れてみたい・住んでみたいまち」）の実現を目指し、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けるため今後3年間に取り組む主な事業を、まちづくりの方向性・施策体系に沿って具体的に示す。

(2) 計画期間

平成30年度～令和2年度までの3年間

(3) 計画の視点

- ア 「まちづくりを支える力」を高める
- イ 行財政改革への取組み～「未来への投資」とともに～
- ウ 個性や魅力を高め、未来へつなぐ
- エ 安全・安心のまちづくり

オ まち・ひと・しごと創生の推進
 カ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組み

(4) 計画事業数と計画事業費

(単位：億円)

政策（まちづくりの方向性）	事業数	事業費
1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ	41	175
2 支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ	50	101
3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ	67	252
4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ	135	958
5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ	50	98
合 計	343	1,584

(5) 計画の推進

- ア 市民や団体、企業など様々な主体の参加と連携
- イ 行財政改革の取組みとの連携
- ウ P D C A サイクルに基づく計画の進行管理
- エ 計画の弾力的な運用

6 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

1 人口ビジョン

(1) 千葉市の人団特性、経済産業構造

- ア 千葉市と周辺都市の人口動態
 - (ア) 自然動態・合計特殊出生率（TFR）の動向と分析
 - (イ) 人口の転入元・転出先
 - (a) 市の社会増は主として、県内からの転入（特に東南部地域）
 - (b) 東京都心方面に向けては転出超過（習志野市、市川市、船橋市、東京都中央区など）
 - (c) 千葉市全体では人口増を維持しているが、花見川区、若葉区、美浜区では人口減
- イ 千葉市と経済的に一体性を有する圏域
 - (ア) 通勤流動（本市民の通勤先）

市内15歳以上就業者数408,768人のうち、市内通勤者は237,192人（58.0%）、市外通勤者のうち東京都への通勤者は87,382人（21.4%）。また、市外からの市内在勤者は148,117人であり、いわゆる“千葉都民”とは違う結果で、県内における通勤先として高い拠点性
 - (イ) 昼夜間人口比率：97.9%（首都圏政令市中トップ）
- ウ 千葉市の地域経済分析
 - 域外から稼ぎ、域内で循環させる「地域経済循環モデル」の考え方を基に分析
 - (ア) 従業員数では、サービス産業の従事者が全体の約85%を占める。
 - (イ) 付加価値額では、卸売業・小売業が25%を上回っている。

(ウ) 域外から稼ぐ産業の中心である鉄鋼は影響力係数・感応度係数が高い。

エ 東京圏における千葉市の独自性

「東京」でも「地方」でもない、新しい価値観を共に創る圏域、「“ちば”共創都市圏」を経済、雇用面でけん引し、さらなる発展と成熟を目指す。

(2) 千葉市的人口の将来推計と分析

次のア・イのそれぞれのパターンの組合せにより、合計特殊出生率が国と連動して回復するが、社会動態が均衡するケースでの2065年の総人口は684.5千人に対し、合計特殊出生率が国と連動して回復し、社会増も上乗せが図られるケースでは、同年の総人口は934.1千人となり、その差は249.6千人

ア TFR：国の見通しに従い上昇するパターンと上昇しないパターンの2パターン

イ 社会動態：「毎年500人の社会増を上乗せ」「社会増ゼロ」「平成30年3月推計時」の3パターン

(3) 人口減少が千葉市の将来に与える影響

ア 労働力人口・就業人口 イ 高齢者単身世帯数・空き家数 ウ 市内経済（市内総生産）

エ 千葉市の財政（税収、高齢者関係事業費等）

(4) 千葉市が目指すべき人口の将来展望を「ちばシナリオ」として提示

人口減少・少子超高齢社会に果敢に挑戦し「交流」と「共創」による自立した圏域を創り出す
～“ちば”共創都市圏の確立を目指して～

2 総合戦略

人口ビジョンで示した千葉市的人口の将来展望「ちばシナリオ」を推進するため、総合戦略の全体を貫く基本的な考え方となる目指すべき都市像を「都市経営の3方針」として示し、これを基に、施策の「選択と集中」を図るため、「7つの重点戦略」を策定。

(1) 都市経営の3方針

ア 自立した“ちば”共創都市圏を支え、活力の中心となる都市へ
イ 産業と経済、地域社会の活性化を推し進め、魅力あふれる都市へ
ウ 人口減少・少子超高齢社会を見据えた、成熟都市へ

(2) 7つの重点戦略

ア 自立した“ちば”共創都市圏で、わたしたちが果たす役割の追求
イ 都市の活力を支える産業の振興と人材の育成
ウ 出産・子育ての希望をかなえ、若い魅力にあふれたまちづくり
エ 高齢者が心豊かに暮らせるまちづくり
オ 都市資源を活用し、ひとつひととがつながるまちづくり
カ 千葉市を知り、そして好きになる仕組みづくり
キ 未来へと引き継がれる「オリンピック・パラリンピック・レガシー」の創出

7 スマートシティに向けた取組み

AI、IoTなどの先端技術を活用した持続可能な都市経営の実現に向けて、千葉市の目指す方向性や具体的な取組みを検討する。

8 国家戦略特区

平成28年1月29日に、千葉市が東京圏国家戦略特別区域に追加指定された。

国家戦略特区として、幕張新都心を中心としたドローンや自動運転モビリティなどの未来技術の実証実験を実施するとともに、その他特区制度を活用した規制緩和事業を推進する。

日本の技術や多様な人材を活用した取組みを実施することで産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点の形成を促進するとともに、すべての人がストレスフリーな生活の実現に必要なサービスを享受できる「ユニバーサル未来社会」の実現を図る。

1 ドローンによる宅配サービス等

国・千葉市・民間事業者の3者が連携し、都市部でのドローン宅配等の実現に向け議論するとともに、技術的課題を抽出するための実証実験を実施。

東京圏国家戦略特別区域会議の下に「千葉市ドローン宅配等分科会・技術検討会」を設置し、新たな制度改革・規制改革について重点的・集中的に検討を行う。

2 自動運転モビリティの導入

幕張新都心のゆとりある道路空間において『自動運転モビリティ』を導入することで、拠点間の移動の負担を軽減し、幕張新都心内の「回遊性」の向上により、街の滞在時間の増加、街全体の賑わいの創出及び経済活動の活性化を促進する。

3 その他特区活用事業（活用実績）

(1) 特定非営利活動促進法の特例（平成28年4月13日 区域計画認定）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される千葉市においては、国内外から訪れる多くの来訪者を迎えるためにNPO法人やボランティア等がその重要な担い手となることから、NPO法人の設立手続に要する期間を短縮し、法人設立を促進する。

・令和元年度申請件数（設立・定款変更） 34件

(2) エリアマネジメントに係る道路法の特例（平成28年9月9日 区域計画認定）

幕張メッセ内で開催される大規模かつ国際的な会議・イベント等の実施に合わせて道路空間を活用し、賑わいや魅力の創出による街の活性化を図り、MICE誘致を推進する。

・令和元年度活用実績 31件

(3) 粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例（平成29年5月22日 区域計画認定）

国立研究開発法人である量子科学技術研究開発機構が外国人医師等の粒子線治療に係る研修の在留期間の特例（現行の1年から最長2年までとする）を活用し、粒子線治療に関する技術やノウハウの普及及び日本製診療用粒子線装置の輸出を促進する。

・令和元年度研修受入人数 1人

(4) 旅館業法の特例（平成29年12月15日 区域計画認定）

本市内陸部の「緑」、「里」、「農」をキーワードとする農業体験や観光資源を活用した戦略的なプロモーションを目的に、若葉区及び緑区の一部の地域において、海外からの観光客やMICEへのビジ

ネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業（特区民泊）を行う。

- ・令和元年度延べ認定居室数 1室

(5) 小型無人機の実証実験を促進するための「ちばドローン実証ワンストップセンター」の設置（平成30年3月9日 区域計画認定）

ドローンを活用した実証実験を希望する民間事業者に対して、必要な手続きに関する情報提供、相談等をワンストップで支援することで、実証実験の迅速かつ円滑な実施を促し、ドローン利活用の早期本格化を図る。

- ・令和元年度実績 相談件数 54件、実証実験実施数 9件

(6) 外国家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例（平成31年2月14日 区域計画認定）

女性等の活躍推進や家事支援ニーズへの対応のため、第三者管理協議会（自治体や関係行政機関により構成）による管理の下、家事支援サービスを提供する企業（特定機関）に雇用される外国人の入国・在留を最長5年間可能とする。

(7) テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例（令和元年12月18日 区域計画認定）

都市部でテレビ電話等を活用した服薬指導を行うことで、診療から服薬指導、薬の授受までの「一気通貫」のオンライン医療を実現し、高齢者、就業者層、子育て世帯等における生活の利便性向上を図る。

- ・令和元年度実績 登録薬局件数 23件、延べ利用患者数 6人

9 業務核都市の整備

1 業務核都市の背景と目的

東京圏においては、職住遠隔化、交通混雑、住宅問題等の大都市問題の解決を図ることが、圏域整備上の重要な課題となっている。そのため、首都改造計画（昭和60年5月公表）、第4次首都圏基本計画（昭和61年6月決定）、第四次全国総合開発計画（昭和62年6月決定）等において、東京圏における東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市を業務核都市として、諸機能の適正配置の受け皿となるよう育成整備し、職住近接、生活サービスの充足等が確保された地域社会（自立都市圏）の形成を図り、従来の東京都区部への一極依存構造からバランスのとれた地域構造に改善することを目指した。

このため、昭和63年に制定された多極分散型国土形成促進法（多極法）において、業務核都市の整備制度が盛り込まれ、現在、その整備に対して、地方債の特例措置が講じられている。

さらに、第5次首都圏基本計画（平成11年3月決定）及び首都圏整備計画（平成18年9月決定）においては、首都圏の目指すべき地域構造を、首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成するとともに、相互の機能分担と連携・交流を行う「分散型ネットワーク構造」とし、そのため、首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市等を「広域連携拠点」として位置づけ、その育成・整備を図ることとしている。

2 首都圏基本計画（第5次 平成11年3月決定）に位置付けられている業務核都市

地 域	業務核都市（広域連携拠点）
東京都市圏西部	横浜、川崎、厚木、町田・相模原、八王子・立川・多摩、青梅
東京都市圏北部	川越、埼玉中枢都市圏、熊谷・深谷、春日部・越谷、柏、土浦・つくば・牛久
東京都市圏東部	千葉、木更津、成田・千葉ニュータウン

3 千葉業務核都市基本構想

平成3年3月19日、多極分散型国土形成促進法に基づき千葉県が作成した「千葉業務核都市基本構想」が第1号で承認された。この構想では、千葉都心地区及び幕張新都心地区を業務施設集積地区と設定し、特に業務施設の集積を図るとともに、各種公共施設や広域的交通網の整備を通じて、国際的な業務核都市を目指すこととしている。

千葉業務核都市基本構想の概要

- (1) 業務核都市の名称 千葉業務核都市
- (2) 面 積 24,130 ha (うち、習志野市 23 ha)
- (3) 業務核都市の範囲 千葉市（一部を除く）及び習志野市の一部
- (4) 整 備 の 方 針 千葉市（習志野市の一部を含む）を、東京都区部からの業務機能をはじめとする諸機能分散の受皿として重点的に育成整備し、世界に開かれた国際的業務核都市を目指す。
- (5) 業務施設集積地区及び中核的民間施設

業務施設集積地区	市町村名	面 積	整備の方針及び中核的民間施設
幕張新都心地区	千葉市 習志野市	約 522 ha	千葉県が策定した千葉新産業三角構想の一角を形成する地域 国際交流機能、国際的業務機能等を導入整備する。 <中核的民間施設> 日本コンベンションセンター（幕張メッセ）、幕張テクノガーデン、ワールドビジネスガーデン 「ジャパン・ビジネス・センター」
千葉都心地区	千葉市	約 400 ha	県内の交通、経済、社会、文化等の中心として、千葉自立都市圏の中核管理機能を担う地域 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の活用により、業務・商業機能の一層の集積を図る。 <中核的民間施設> 千葉都市モノレール、千葉急行電鉄線 ※千葉急行電鉄線は、平成10年10月1日より、京成電鉄千原線として営業している。

10 幕 張 新 都 心

幕張新都心は、幕張地先の埋立地約522haに、千葉県企業庁が約15万人の就業人口と約3万6千人の居住人口を計画し、整備してきた未来型国際業務都市である。

新都心では、国際交流機能、業務機能、研究開発機能、学術・商業・文化機能、スポーツ・レクリエー

ション機能、住宅機能等の諸機能の一体的な集積を目指しており、その街づくりにあたっては、快適で効率的な都市環境を形成するため、地域冷暖房システムや共同溝方式などを導入すると共に、美しい都市景観をつくるために無電柱化を図っている。また、ビル間の移動には、歩行者の安全性・利便性を図るスカイウェイが整備されている。

1 幕張メッセ

幕張メッセは、国際展示場、国際会議場、幕張イベントホールの3つの施設で構成され、平成元年(1989)10月にオープンした我が国で初めての本格的なコンベンション施設であり、幕張新都心の中核的な施設であると共に、アジア有数の規模を誇っている。

国際展示場は11ホール・展示面積7万2千m²を有し、国際会議場は最大1千6百人収容のコンベンションホールをはじめ22室を有し、イベントホールは9千人を収容できる。また、約5千5百台収容できる大規模な駐車場を有していることから、あらゆるコンベンションニーズへの対応が可能である。

オープン以来、様々な国際見本市や国際会議、世界的なスポーツイベント等が開催され、令和2年3月までに約1億8千万人の人々が来場している。

2 地区別概要

(1) 業務研究地区

業務研究地区は、国際的な業務機能、本社機能、先端技術産業の研究開発機能等が集積している地区である。

平成元年に幕張メッセがオープンして以来、国内外を代表する企業15社がオフィスビルをオープンさせており、幕張テクノガーデン及びワールドビジネスガーデンの企業を合わせると約530社の企業が活動している。なお、新都心全体では約6万人が就業している。

(2) タウンセンター地区

タウンセンター地区は、「魅力的で賑わいのある街づくり」をコンセプトに、ホテル、ショッピング、アミューズメント、飲食、物販、レジャーなどの機能が集積しており、幕張新都心の就業者、居住者はもとより、来訪者の方々へにぎわいや交流の場を提供している地区である。

海浜幕張駅を中心に「プレナ幕張」、「三井アウトレットパーク幕張」や「メッセ・アミューズ・モール」等の商業施設が立地し、幕張新都心の魅力とにぎわいを創出するとともに、幕張海浜公園に隣接して6つのホテルが営業しており、合計で約3千2百室の客室数を有し、約6千3百人を収容できる一大ホテルゾーンを形成している。

(3) 文教地区

文教地区は、教育学術機能を有する施設が集約され、多様な人材育成を図る地区であり、神田外語大学をはじめ大学4校、専門学校1校、高等学校3校（うち2校が中学校を併設）、幕張インターナショナルスクールが開校している。

また、日本貿易振興機構アジア経済研究所をはじめ7つの施設が整備され、研究及び研修が行われている。

(4) 幕張ベイタウン

幕張ベイタウンは、魅力的な都市デザインを備え、新しい時代のニーズやライフスタイルに対応した快適な居住環境の実現を目指した都市型住宅地である。

建物を街路沿いに配列した沿道型建築による街並みにより魅力的な都市デザインを実現し、低層部に商業・業務系の用途を配置することで賑わいを演出している。

地区の面積は約84haであり、計画戸数9千4百戸が既に供給され、令和2年3月現在、約2万5千人が居住している。

(5) 若葉住宅地区

若葉住宅地区は、「輝く人と街並みが融合する国際性豊かな街づくり」を目指して、新たなまちづくりを進めている地区である。

- ・事業計画 計画戸数：約4千5百戸、計画人口：約1万人

総面積：約17万5千m²、全8街区（A街区、B-1街区からB-7街区）

平成27年7月に、「幕張新都心若葉住宅地区街づくりグループ」が事業者に決定し、ICTの活用や、良好な都市環境の形成、地域の価値の維持・向上を目指す「地区管理システム」を導入するなど、他都市にない先進的なまちづくりの実現を目指している。

平成31年3月には最初の街区となる「クロスタワー&レジデンス（B-7街区）」への入居が開始され、同年4月には商業施設「イオンスタイル幕張ベイパーク（A街区）」がオープンし、街びらきを迎える。令和2年3月現在、約1千3百人が居住している。

(6) 幕張海浜公園

幕張海浜公園は、約72haの規模を有し、その中には、日本文化と世界の交流を意図した池泉回遊式庭園「見浜園」などが整備され、新都心の憩いと安らぎの空間として利用されている。幕張海浜公園海側においては、公益財団法人日本サッカー協会が令和2年（2020）4月に「高円宮記念JFA夢フィールド」を整備した。

また、千葉ロッテマリーンズの本拠地である「ZOZOマリンスタジアム」は、プロ野球や、コンサート等のイベントなど幅広く利用されている。

(7) 拡大地区

拡大地区は、千葉市域の「豊砂地区」と隣接する習志野市域の「芝園地区」が一体となり、幕張メッセとの補完性・相乗性を有する国際交流機能、高度な業務機能、商業・サービス、文化機能等多元的な要素を含んだ市街地の形成を目指している地区である。

現在、千葉市域ではイオンモール幕張新都心、コストコホールセールジャパン幕張倉庫店、東京ベイ先端医療・幕張クリニック等が営業している。また、平成29年12月に千葉市・千葉県（企業土地管理局）・地元企業（代表イオンモール株式会社）の3者を構成員とする「幕張新都心拡大地区新駅設置協議会」を設立し、平成30年度には鉄道事業者が概略設計を実施している。今後は、令和5年の開業を目指し新駅の整備を進めていく。

11 都市アイデンティティの推進

平成30年度に都市アイデンティティ推進課を設置し、「千葉市都市アイデンティティ戦略プラン」等に基づき、本市の都市アイデンティティ確立に取り組んでいる。

1 千葉市都市アイデンティティ戦略プランとは

「千葉市らしい」まち・ひと・くらしづくりを進め、その積み重ねを通じて「都市アイデンティティ」

を確立するため、千葉開府900年にあたる令和8年（2026）を目標年次とする計画を平成28年4月に策定した。「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」及び「海辺」を、本市固有の4つの資源と位置づけ、都市アイデンティティ形成のために活用していくこととしている。

2 プランの施策展開

- 方向性1 4つの地域資源の魅力あるコンテンツの充実
- 方向性2 4つの地域資源に親しみ楽しむ機会づくり
- 方向性3 「千葉市らしさ」の見える化の推進
- 方向性4 「千葉市らしさ」の醸成及びその発信・プロモーション

12 市制100周年に向けた取組み

大正10年（1921）に市制を施行してから、令和3年（2021）に市制100周年を迎えるにあたり、平成31年（2019）3月に、取組みの方向性を定めた「千葉市市制100周年記念事業基本コンセプト」を策定するとともに、同年11月には市内経済団体・学術団体等を構成員とする「千葉市市制100周年記念協議会」を発足し、「千葉市市制100周年記念事業推進プラン」を定め、官民連携のもと取組みを進めている。

1 基本理念

市制100周年が、千葉市に関わる全ての人々にとって、本市の都市としての成長の歩みを振り返り、先人たちの業績に感謝をするとともに、本市が日本の中で果たしてきた役割やその価値を見つめ直し、これを如何に未来へ継承、発展させていくのかを考え、行動につなげていく機会となるように取組みを進める。

2 事業スケジュール

次期基本計画策定をはじめとした市制100周年記念事業を、市制100周年の1年前にあたる令和2年（2020）1月1日から、100周年の年が終わる令和3年（2021）12月31日にかけて実施する。

- (1) プレ期間 : 令和2年（2020）1月1日～12月31日
- (2) 記念期間 : 令和3年（2021）1月1日～12月31日
- (3) 事業年度 : 令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）

13 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

幕張メッセで、オリンピック3競技（フェンシング、テコンドー、レスリング）、パラリンピック4競技（ゴールボール、シッティングバレー、テコンドー、車いすフェンシング）が行われるほか、市内での聖火リレーなど関連するイベントの実施について、2021年への延期による影響を考慮しながら、準備を進めている。

1 千葉市行動計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、関係都市等と連携・協力するとともに、

もに、本市のスポーツ文化の振興、世界に向けた魅力発信などを通じた本市の発展を図るため、東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト推進本部を設置し、「大会の成功を実現する」、「スポーツ文化を普及し発展させる」、「多様性に対応した共生社会を実現する」、「千葉市の魅力を高め、集客・宿泊を最大化する」の4つの方向性による取組が、市民の、そして都市の記憶として引き継がれ、千葉市のさらなる発展と次代を担う子どもたちの夢と希望をはぐくむ、価値のあるレガシーとなるよう「千葉市行動計画」を策定し取組を進めている。

2 大会機運の醸成・ボランティアの育成

- ・大会機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を行うほか、ラストマイルをはじめとする市内各所の装飾等を実施する。

＜令和元年度実績＞

- ・オリンピック1年前イベントの実施：約26,500人来場
- ・JR千葉駅・千葉都市モノレール千葉駅連絡通路等の装飾
- ・大会の成功に向け、都市ボランティアの育成等を継続して行うなど、来街者へのおもてなしの体制づくりを進めている。また、ボランティア文化の醸成、レガシー化を図るため、引き続き、チーム千葉ボランティアネットワークの運営を行う。

＜令和元年度実績＞

- ・都市ボランティアの育成：市内開催国際スポーツ大会での実践（9月、12月）
　　共通研修の実施（10月～3月）
- ・都市ボランティア採用決定：1,604人（3月19日）
- ・チーム千葉ボランティアネットワークメンバー登録者数：1,464人（令和2年3月31日現在）
- ・都市ボランティア公開講座：市立中学・高校31校で実施（5,910人参加）
　　※平成30年度、令和元年度に全市立中学・高校57校で実施（9,993人参加）

3 パラスポーツの推進

パラスポーツの普及・振興を図るとともに、障害者のスポーツ活動への参加促進や継続的な活動を支援し、障害のある人もない人もともにスポーツを楽しむ環境づくりを進め、共生社会の実現がレガシーとなるよう取組みを進める。

＜令和元年度実績＞

- ・障害者アスリート学校訪問：市内小・中・養護学校47校で実施（6,055人参加）
- ・大学との連携によるパラスポーツ交流会：市内4大学で実施（647人参加）
- ・ちばしパラスポーツコンシェルジュ開設（7月）：千葉市ハーモニープラザ内に設置
- ・パラスポーツフェスタちば（8月）：10,091人参加
- ・パラスポーツ大会応援イベント（5月、9月）：20,462人が大会観戦

第5章

財政局

財政局

内 容

- 1 予算の推移 (57)
- 2 令和2年度当初予算の概要 (57)
- 3 令和2年度当初予算 (63)
- 4 財政健全化プラン (67)
- 5 主要財政指標 (68)
- 6 会計別地方債現在高の状況 (68)
- 7 基金 (69)
- 8 市民1人当たり予算・決算額 (69)
- 9 一般会計実質収支 (70)
- 10 市税等 (71)
- 11 資産経営 (73)
- 12 一般財団法人千葉市都市整備公社 (74)

1 予 算 の 推 移

(単位：人、千円、%)

年 度	人 口	当 初 予 算 額				一般会計決算額	
		一 般 会 計	特 別 会 計	合 计	増 減 率	歳 入	歳 出
23	962,707	358,200,000	368,436,923	726,636,923	0.8	368,083,851	364,971,217
24	961,813	365,840,000	387,516,011	753,356,011	3.7	369,149,062	367,366,484
25	962,424	359,500,000	389,170,265	748,670,265	△0.6	364,032,995	360,951,807
26	963,750	375,300,000	423,460,786	798,760,786	6.7	379,351,385	376,093,948
27	966,817	390,200,000	465,934,333	856,134,333	7.2	392,359,847	384,805,129
28	972,532	400,400,000	436,819,784	837,219,784	△2.2	403,912,842	398,562,417
29	973,856	441,500,000	467,882,492	909,382,492	8.6	438,762,624	434,930,550
30	975,669	445,400,000	444,815,433	890,215,433	△2.1	433,260,692	429,943,705
31	978,158	461,000,000	451,692,979	912,692,979	2.5		
2	980,824	463,600,000	411,293,414	874,893,414	△4.1		

※人口は4月1日現在

企業会計は特別会計に含む。

2 令和2年度当初予算の概要

(1) 編成の背景

国の令和2年度予算においては、財政健全化への着実な取組みを進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組みや、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組みなど、重要な政策課題への対応を図るとともに、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進めるほか、経済・財政一体改革を着実に推進し、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととしている。

このため、予算編成においては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進することに加え、次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導してデジタル・ガバメントの早期実現を図り、行政手続きの簡素化・効率化を推進するとともに、新経済・財政再生計画の改革工程表を改訂し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化することとした。

その結果、一般会計の予算額は、102兆6,580億円、対前年度比1.2%の増で、基礎的財政収支対象経費は、79兆3,065億円、対前年度比1.7%の増となっている。

また、「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、令和2年度の国内総生産は570.2兆円程度、名目成長率は2.1%程度、実質成長率は1.4%程度となるとの見通しを示した。

(2) 編成の基本的考え方

令和2年度予算の編成にあたっての収支見通しでは、歳入において、自主財源の根幹を占める市税が、給与所得の増加により個人市民税が堅調であるものの、大きな伸びが見込まれないことに加え、国庫補助負担金や地方交付税などについては、国の予算編成の動向を見極める必要があった。

また、市債の活用については、健全化判断比率などへの影響を考慮する必要があったほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況であった。

一方、歳出では、介護、子育ての分野などで、急速に進展する少子・超高齢社会への的確な対応が求められたことなどから、多額の財政需要が見込まれ、予算編成方針を策定した昨年10月の時点では、厳しい財政見通しとなっていた。

そこで、令和2年度当初予算は、次の3項目を予算編成の基本方針とし、取り組むこととした。

ア 財政健全化に向けた取組み及び行政改革の推進

財政健全化プラン及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させることとし、特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

イ 第3次実施計画事業等の推進

最終年度を迎える第3次実施計画について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と、大会を契機とした社会変容を見据え、地方創生など本市のさらなる発展に向けた取組みを推進する。

さらに、令和3年1月1日に本市が市制100周年を迎えることから、都市の成長の歩みを振り返り、未来へ継承、発展させていく機会となるよう事業を推進する。

ウ 災害に強いまちづくりの推進

近年、全国的に大規模な自然災害が頻発していることや、昨年の台風及び大雨により、本市各地でも大きな被害を受けたことを踏まえ、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりをより一層推進する。

(3) 予算規模

当初予算の規模は、表1のとおりである。

令和2年度一般会計の歳入歳出予算は、4,636億円で、前年度と比較して26億円、0.6%の増となっている。

企業会計を含む特別会計17会計は、国民健康保険事業特別会計や公債管理特別会計などで減額となることから、総額4,112億9,300万円で、前年度と比較して404億円、8.9%の減となっている。

以上、全会計を合わせた規模は、8,748億9,300万円で、前年度と比較して378億円、4.1%の減となっている。

表1 当初予算の規模

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度 (A)	令和元年度		増減額 (A) - (B)	
		(B)	増減率		
一般会計	463,600	0.6	461,000	3.5	2,600
特別会計 (17 会計)	411,293	△8.9	451,693	1.5	△40,400
合計	874,893	△4.1	912,693	2.5	△37,800

(4) 一般会計予算の内容

ア 歳 入

歳入予算の款別内訳

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		増減額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比			
市 税	200,600	43.3	198,600	43.1	2,000	1.0	2.3
国 庫 支 出 金	81,981	17.7	79,824	17.3	2,157	2.7	7.1
市 債	53,235	11.5	56,262	12.2	△3,027	△5.4	14.8
諸 収 入	33,818	7.3	39,693	8.6	△5,875	△14.8	△0.5
県 支 出 金	22,003	4.7	19,585	4.3	2,418	12.3	11.7
地 方 消 費 税 交 付 金	21,925	4.7	18,348	4.0	3,577	19.5	5.8
地 方 交 付 税	14,638	3.2	11,212	2.4	3,426	30.6	△11.9
使 用 料 及 び 手 数 料	10,619	2.3	11,091	2.4	△472	△4.3	△2.4
繰 入 金	4,450	1.0	4,872	1.1	△422	△8.7	△5.9
地 方 特 例 交 付 金	1,191	0.3	2,697	0.6	△1,506	△55.8	187.8
そ の 他	19,140	4.0	18,816	4.0	324	1.7	△17.0
合 計	463,600	100.0	461,000	100.0	2,600	0.6	3.5

イ 嶽 出

歳出予算の款別内訳

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		増減額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比			
民生費	169,934	36.7	163,760	35.5	6,174	3.8	3.1
教育費	73,952	15.9	70,755	15.4	3,197	4.5	6.6
土木費	53,269	11.5	52,167	11.3	1,102	2.1	△0.3
公債費	50,041	10.8	51,392	11.2	△1,351	△2.6	△2.9
衛生費	36,870	7.9	36,069	7.8	801	2.2	2.8
総務費	34,738	7.5	33,232	7.2	1,506	4.5	16.1
商工費	27,298	5.9	34,708	7.5	△7,410	△21.3	△0.7
消防費	12,342	2.7	13,768	3.0	△1,426	△10.4	17.9
諸支出金	1,045	0.2	1,085	0.2	△40	△3.7	△1.7
その他の	4,111	0.9	4,064	0.9	47	1.2	17.6
合計	463,600	100.0	461,000	100.0	2,600	0.6	3.5

(5) 一般会計予算の財政構造

ア 嶽 入

自主財源と依存財源の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		増減額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比			
歳入総額	463,600	100.0	461,000	100.0	2,600	0.6	3.5
内訳							
自主財源	256,151	55.3	261,838	56.8	△5,687	△2.2	1.1
依存財源	207,449	44.7	199,162	43.2	8,287	4.2	6.8

イ 嶽 出

義務的経費と投資的経費の状況

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和元年度		増減額 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B)	(参考) 前年度 増減率	
	(A)	構成比	(B)	構成比				
義務的経費	262,905	56.7	256,259	55.6	6,646	2.6	0.8	
内訳	人件費	98,673	21.3	94,417	20.5	4,256	4.5	△0.8
	扶助費	114,428	24.7	110,717	24.0	3,711	3.4	4.0
	公債費	49,804	10.7	51,125	11.1	△1,321	△2.6	△2.9
投資的経費	43,734	9.4	44,676	9.7	△942	△2.1	15.7	
内訳	補助事業費	13,158	2.8	14,707	3.2	△1,549	△10.5	△5.1
	単独事業費	30,519	6.6	29,969	6.5	550	1.8	29.7
	災害復旧事業費	57	0.0	-	-	57	皆増	-
その他の経費	156,961	33.9	160,065	34.7	△3,104	△1.9	5.0	
合計	463,600	100.0	461,000	100.0	2,600	0.6	3.5	

(6) 特別会計予算の状況

(単位：百万円、%)

会計名	令和2年度		令和元年度		増減額 (A)-(B)
	(A)	増減率	(B)	増減率	
国 民 健 康 保 險	82,521	△6.4	88,173	△4.7	△5,652
介 護 保 險	72,277	1.7	71,092	4.9	1,185
後 期 高 齢 者 医 療	13,010	9.9	11,840	4.9	1,170
母子父子寡婦福祉資金貸付	271	△1.3	275	△14.6	△4
靈 園	800	0.9	794	△6.6	6
農 業 集 落 排 水	908	30.5	696	28.5	212
競 輪	10,487	△0.2	10,511	△5.1	△24
地 方 卸 売 市 場	1,364	43.8	949	△2.0	415
都 市 計 画 土 地 区 画 整 理	1,132	76.1	643	△3.5	489
市 街 地 再 開 発	1,072	△28.7	1,504	15.1	△432
動 物 公 園	1,278	△21.6	1,630	2.3	△352
公 共 用 地 取 得	881	△80.9	4,618	269.3	△3,737
学 校 給 食	8,781	1.1	8,689	3.6	92
公 債 管 理	128,137	△23.3	166,980	5.4	△38,843
合 計	322,919	△12.3	368,394	3.2	△45,475

(7) 企業会計予算の状況

ア 病院事業会計

(単位：百万円、%)

区分		令和2年度		令和元年度		増減額 (A)-(B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収益的 収支	収入	22,017	0.7	21,874	2.6	143
	支出	22,435	0.3	22,371	△1.6	64
資本的 収支	収入	3,229	△4.7	3,387	14.0	△158
	支出	3,269	△3.5	3,387	14.0	△118
支 出 合 計		25,704	△0.2	25,758	0.2	△54

イ 下水道事業会計

(単位：百万円、%)

区分		令和2年度		令和元年度		増減額 (A)-(B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収益的 収支	収入	30,633	1.1	30,299	△0.2	334
	支出	29,625	1.1	29,305	1.2	320
資本的 収支	収入	17,947	33.8	13,409	△22.2	4,538
	支出	29,323	19.8	24,474	△12.0	4,849
支 出 合 計		58,948	9.6	53,779	△5.2	5,169

ウ 水道事業会計

(単位：百万円、%)

区分	分	令和2年度		令和元年度		増減額 (A) - (B)
		(A)	増減率	(B)	増減率	
収益的 収支	収入	2,195	2.9	2,133	△43.6	62
	支出	2,177	1.9	2,137	△43.5	40
資本的 収支	収入	1,068	△7.9	1,159	39.6	△91
	支出	1,545	△4.9	1,625	△2.0	△80
支出合計		3,722	△1.1	3,762	△30.9	△40

3 令和2年度当初予算

(単位 : 千円、%)

会 計 名		予 算 額	増 減 率 (対前年度)	繰 入 (繰 出) 金
一 般 会 計		463,600,000	0.6	(44,920,497) 6,700
特 別 会 計	國 民 健 康 保 險 事 業	82,520,693	△6.4	6,379,918
	介 護 保 險 事 業	72,276,974	1.7	11,317,392
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	13,010,382	9.9	1,943,382
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	271,346	△1.3	7,912
	靈 園 事 業	800,530	0.9	284,608
	農 業 集 落 排 水 事 業	907,630	30.5	568,742
	競 輪 事 業	10,486,637	△0.2	(6,700) -
	地 方 卸 売 市 場 事 業	1,364,384	43.8	116,920
	都 市 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業	1,131,747	76.1	426,421
	市 街 地 再 開 発 事 業	1,072,196	△28.7	1,018,650
	動 物 公 園 事 業	1,278,160	△21.6	567,987
	公 共 用 地 取 得 事 業	880,837	△80.9	849,837
	学 校 給 食 事 業	8,781,296	1.1	4,508,480
	公 債 管 理	128,136,729	△23.3	98,888,217
小 計		322,919,541	△12.3	(6,700) 126,878,466
企 業 会 計	病 院 事 業	収 益 的 支 出	22,434,479	0.3
		資 本 的 支 出	3,269,350	△3.5
	下 水 道 事 業	収 益 的 支 出	29,625,572	1.1
		資 本 的 支 出	29,322,689	19.8
	水 道 事 業	収 益 的 支 出	2,176,823	1.9
		資 本 的 支 出	1,544,960	△4.9
	小 計		88,373,873	6.1
合 計		874,893,414	△4.1	

※繰入(繰出)金の欄は、会計間の繰入・繰出金を示し、一般会計は競輪事業からの収益事業収入、企業会計は一般会計からの出資金、負担金及び補助金である。

なお、()書きは他会計への繰出金を示す(ただし、公債管理特別会計への繰出金は含まない)。

一般会計歳入歳出款別表

(歳 入)

(単位 : 千円、%)

款	当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率 (対前年度)
1 市 稅	200,600,000	43.3	1.0
2 地 方 講 与 稅	2,773,001	0.6	5.2
3 利 子 割 交 付 金	142,000	0.0	△40.8
4 配 当 割 交 付 金	951,000	0.2	1.9
5 株 式 等 講 渡 所 得 割 交 付 金	1,051,000	0.2	0.3
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	195,000	0.0	19.6
7 法 人 事 業 税 交 付 金	1,242,000	0.3	皆増
8 地 方 消 費 税 交 付 金	21,925,000	4.7	19.5
9 ゴ ル フ 場 利 用 交 付 金	153,000	0.0	△3.8
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	△100.0
11 環 境 性 能 割 交 付 金	397,000	0.1	361.6
12 軽 油 引 取 税 交 付 金	5,243,000	1.1	△0.2
13 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	26,000	0.0	△3.7
14 地 方 特 例 交 付 金	1,191,000	0.3	△55.8
15 地 方 交 付 税	14,637,500	3.2	30.6
16 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	303,000	0.1	0.0
17 分 担 金 及 び 負 担 金	1,856,562	0.4	△22.1
18 使 用 料 及 び 手 数 料	10,618,746	2.3	△4.3
19 国 庫 支 出 金	81,981,198	17.7	2.7
20 県 支 出 金	22,003,291	4.7	12.3
21 財 産 収 入	4,342,868	0.9	△16.1
22 寄 附 金	464,117	0.1	2,220.4
23 繰 入 金	4,450,364	1.0	△8.7
24 繰 越 金	1	0.0	0.0
25 諸 収 入	33,818,218	7.3	△14.8
26 市 債	53,235,133	11.5	△5.4
合 計	463,600,000	100.0	0.6

(歳 出)

(単位：千円、%)

款	当 初 予 算 額	構 成 比	増 減 率 (対前年度)
1 議 会 費	1,326,429	0.3	0.4
2 総 務 費	34,737,759	7.5	4.5
3 民 生 費	169,934,002	36.7	3.8
4 衛 生 費	36,870,267	7.9	2.2
5 労 働 費	224,362	0.0	4.0
6 農 林 水 産 業 費	2,203,608	0.5	△1.1
7 商 工 費	27,298,255	5.9	△21.3
8 土 木 費	53,268,550	11.5	2.1
9 消 防 費	12,342,513	2.7	△10.4
10 教 育 費	73,952,227	15.9	4.5
11 災 害 復 旧 費	56,600	0.0	皆増
12 公 債 費	50,040,534	10.8	△2.6
13 諸 支 出 金	1,044,894	0.2	△3.7
14 予 備 費	300,000	0.1	0.0
合 計	463,600,000	100.0	0.6

一般会計歳入財源別表

(単位：千円、%)

区分		当初予算額	構成比	増減率 (対前年度)
自主財源	市　自　体　の　財　源	256,150,876	55.3	△2.2
	市　　　　　税	200,600,000	43.3	1.0
	分担金及び負担金	1,856,562	0.4	△22.1
	使用料及び手数料	10,618,746	2.3	△4.3
	財産　　収　　入	4,342,868	0.9	△16.1
	寄　　附　　金	464,117	0.1	2,220.4
	繰　　入　　金	4,450,364	1.0	△8.7
	繰　　越　　金	1	0.0	0.0
	諸　　収　　入	33,818,218	7.3	△14.8
依存財源	国から交付されるもの	100,911,699	21.9	4.4
	国庫支出金	81,981,198	17.7	2.7
	地方譲与税	2,773,001	0.6	5.2
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,000	0.0	△3.7
	地方特例交付金	1,191,000	0.3	△55.8
	地方交付税	14,637,500	3.2	30.6
	交通安全対策特別交付金	303,000	0.1	0.0
	県から交付されるもの	53,302,292	11.3	15.4
	地方消費税交付金	21,925,000	4.7	19.5
	県支　出　金	22,003,291	4.7	12.3
	利子割交付金	142,000	0.0	△40.8
	配当割交付金	951,000	0.2	1.9
	株式等譲渡所得割交付金	1,051,000	0.2	0.3
	分離課税所得割交付金	195,000	0.0	19.6
	法人事業税交付金	1,242,000	0.3	皆増
	ゴルフ場利用税交付金	153,000	0.0	△3.8
	自動車取得税交付金	1	0.0	△100.0
	環境性能割交付金	397,000	0.1	361.6
	軽油引取税交付金	5,243,000	1.1	△0.2
	市　　債	53,235,133	11.5	△5.4
	小　　計	207,449,124	44.7	4.2
合　　計		463,600,000	100.0	0.6

一般会計歳出性質別表

(単位：千円、%)

区分		当初予算額	構成比	増減率 (対前年度)
義務的経費	人件費	98,672,765	21.3	4.5
	扶助費	114,428,186	24.7	3.4
	公債費	49,804,141	10.7	△2.6
	小計	262,905,092	56.7	2.6
投資的経費	普通建設事業費	43,677,038	9.4	△2.2
	補助事業費	13,157,625	2.8	△10.5
	単独事業費	30,519,413	6.6	1.8
	災害復旧事業費	56,600	0.0	皆増
	小計	43,733,638	9.4	△2.1
その他の経費	物件費	52,272,690	11.3	4.6
	維持補修費	10,143,812	2.2	14.6
	補助費等	28,432,187	6.1	△0.8
	積立金	1,876,132	0.4	0.9
	投資及び出資金	4,091,403	0.9	9.0
	貸付金	23,957,215	5.2	△17.8
	繰出金	35,887,831	7.7	△4.4
	予備費	300,000	0.1	0.0
	小計	156,961,270	33.9	△1.9
合計		463,600,000	100.0	0.6

4 財政健全化プラン

健全化判断比率等の各種指標が着実に改善し、財政危機状態は脱したものの、引き続き財政健全化の取組みが必要な状況にある。今後も財政健全化を推進していくとともに、本市の持続的発展につながる未来への投資については財政健全化とのバランスを取りながら着実に推進していく。第3期財政健全化プラン（計画期間：平成30年度～令和3年度）では、将来にわたり持続可能な財政構造を確立する上で大きな影響を与える「主要債務総額」（下記4項目の合計額）の削減を第2期財政健全化プランに引き続き主要目標とし、令和3年度末に4,800億円程度まで削減することを目指す。

- ・建設事業債等残高（普通会計）
- ・債務負担行為支出予定額（普通会計・建設事業分）
- ・基金借入金残高
- ・国民健康保険事業累積赤字額

この目標を達成するための主な取組みは以下のとおりである。

- 1 将来に向けた財政健全化への取組み
 - ・適正規模の市債発行
 - ・債務負担行為設定の抑制など
- 2 歳入確保対策及び歳出削減対策
 - ・市税等の徴収対策
 - ・市有資産の効果的な活用
 - ・事務事業の見直し
 - ・人件費の抑制など

5 主要財政指標

指標名		平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収支比率		96.1%	96.9%	98.6%
財政力指数		0.953	0.944	0.939
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率	17.3%	15.8%	13.8%
	将来負担比率	186.2%	159.4%	145.5%

※項目が「—」になっている箇所は、黒字であるため赤字比率は発生していない。

6 会計別地方債現在高の状況

(単位：千円)

会計名	現在高の状況				
	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高見込額	令和2年度 借入見込額	令和2年度 元金償還見込額	令和2年度末 現在高見込額
一般会計	682,319,896	685,371,836	63,289,133	46,125,170	702,535,799
特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1,921,119	1,924,314	9,216	0
	靈園事業	208,302	253,639	83,000	10,835
	農業集落排水事業	3,288,528	3,022,284	152,000	291,567
	競輪事業	1,406,000	2,311,817	279,000	48,367
	地方卸売市場事業	1,455,357	1,426,161	447,000	147,799
	都市計画土地区画整理事業	1,573,882	1,663,575	702,000	102,287
	市街地再開発事業	9,149,146	8,430,854	0	974,046
	動物公園事業	1,631,432	1,949,883	833,000	81,692
	公共用地取得事業	5,987,400	4,038,840	369,000	812,060
	学校給食事業	—	—	26,000	0
企業会計	公債管理	—	—	28,863,000	28,863,000
	計	26,621,166	25,021,367	31,763,216	31,331,653
	病院事業	18,521,075	17,473,828	1,433,000	1,991,184
	下水道事業	233,608,616	228,289,083	18,032,200	16,728,321
	水道事業	17,993,303	17,079,032	161,000	1,082,260
	計	270,122,994	262,841,943	19,626,200	19,801,765
合計		979,064,056	973,235,146	114,678,549	97,258,588
					990,655,107

(注) 令和2年度借入見込額には、前年度からの繰越額が含まれる。

(注) 令和2年度末現在高見込額には、千葉市債管理基金積立額114,544,763千円は含まない。

7 基 金

(単位 : 千円、%)

区分	設置年月日	令和2年5月末現在高	令和元年5月末現在高	増 減 率
財政調整基金	昭. 42. 3. 25	8,928,997	7,620,612	17.2
社会福祉基金	53. 4. 1	602,487	508,024	18.6
文化基金	53. 10. 1	33,260	34,042	△2.3
市債管理基金	59. 3. 31	108,163,121	116,185,527	△6.9
緑と水辺の基金	59. 4. 1	2,980,391	2,977,182	0.1
美術品等取得基金	平. 2. 3. 30	1,030,183	1,030,140	0.0
地域環境保全基金	2. 4. 1	343,880	311,058	10.6
市庁舎整備基金	7. 4. 1	3,670,130	3,669,763	0.0
リサイクル等推進基金	10. 8. 1	2,531,989	2,218,771	14.1
地下水浄化事業推進基金	11. 4. 1	4,236	5,313	△20.3
介護給付準備基金	12. 4. 1	5,001,372	4,914,936	1.8
都市モノレール基金	18. 3. 28	1,163,164	1,263,891	△8.0
競輪事業運営基金	20. 3. 21	192	192	0.0
千葉マリンスタジアム基金	22. 6. 28	120,906	172,624	△30.0
東日本大震災復興基金	24. 6. 28	12,270	29,913	△59.0
教育みらい夢基金	25. 3. 19	90,827	41,193	120.5
東日本大震災復興交付金基金	25. 3. 19	1,011,000	1,228,480	△17.7
スポーツ振興基金	29. 3. 21	8,393	6,294	33.3
国民健康保険財政調整基金	令. 元. 9. 24	490,228	-	皆増
競輪事業施設整備基金	元. 9. 24	937,575	-	皆増

8 市民1人当たり予算・決算額

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計当初予算	411,709	453,352	456,507	471,294	472,664
うち市税	180,354	181,238	199,043	203,035	204,522
一般会計歳出決算	409,819	446,607	440,666		
市税決算	181,684	182,460	202,120		

9 一般会計実質収支

(単位 : 千円)

区分		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		入 総 額	403, 912, 842	438, 762, 624	433, 260, 692
1 歳	入 総 額	398, 562, 417	434, 930, 550	429, 943, 705	
2 歳	出 総 額				
3 歳	入 歳 出 差 引 額	5, 350, 425	3, 832, 074	3, 316, 987	
翌 年 度 へ 4 繰り越す べき財源	(1) 継続費過次繰越額	191, 953	383, 175	66, 064	
	(2) 繰越明許費繰越額	299, 560	288, 181	771, 895	
	(3) 事故繰越し繰越額	31, 645	8, 695	32, 917	
	計	523, 158	680, 051	870, 876	
5 実 質 収 支		4, 827, 267	3, 152, 023	2, 446, 111	
6 実質収支のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額		0	0	0	

10 市 稅 等

1 市税概要

税 目		納 税 義 務 者 等	課 税 標 準	税 率 (税 額)
普通税	市民税	個人	【均等割】 定額課税	3,500 円 (県民税 : 1,500 円)
		・ 1月1日現在、区内に住所を有する者 …所得割と均等割 ・ 区内に住所を有しないが事務所又は家屋敷を有する者…均等割	【所得割】 前年の所得	8 % (県民税 : 2 %) ※分離課税が適用される所得に係る特例あり
	法人	・ 区内に事務所等を有する法人 …均等割と法人税割 ・ 区内に寮等を有する法人でその区内に事務所等を有しない法人…均等割 ・ 区内に事務所等を有する個人で法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの…法人税割	【均等割】 資本金等の額と従業者数に応じた区分ごとに定額課税	資本金等の額と従業者数に応じ、 5万円～300万円
			【法人税割】 法人税額又は個別帰属法人税額	資本金等の額に応じ、 6.0%～8.4%又は 9.7%～12.1%
	固定資産税	1月1日現在、区内に土地、家屋、償却資産を所有している者	固定資産の価格等	1.4%
	軽自動車税 (種別割)	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有又は使用している者	—	車種・初年度検査年月に応じ、 1,000円～12,900円
	市たばこ税	・ 製造たばこの製造者 ・ 特定販売業者 ・ 卸売販売業者	たばこの売渡本数	1,000本につき 5,692円 (10月1日以降 6,122円)
	鉱 产 税	鉱物の採掘事業を行う鉱業者	鉱物の価格	鉱物の価格に応じ、 1%又は 0.7%
目的税	特別土地保有税	※平成15年度以降、課税停止	—	—
	都市計画税	1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋を所有している者	固定資産の価格等	0.3%
	事業所税	事業所等において事業を行う法人又は個人	【資産割】 事業所床面積	1m ² につき 600円
			【従業者割】 従業者給与総額	0.25%
	入湯税	鉱泉浴場(温泉)を利用する入湯客	—	1人1日につき 150円

普通税… 使途が特定されず、本市のどのような事務事業の費用にも充てることのできる税金

目的税… 使途が特定されている税

例えば、都市計画税は、都市計画事業などの費用に、事業所税は、都市環境の整備などの費用に充てられる。

2 市税の決算額

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市 税	176,693,058	177,690,121	197,202,349	202,584,133
1 市 民 税	83,271,512	83,844,481	103,563,155	107,916,824
(1) 個 人	66,668,040	67,304,957	86,159,407	90,717,814
(2) 法 人	16,603,472	16,539,524	17,403,748	17,199,010
2 固 定 資 産 税	67,799,818	68,423,502	68,304,218	68,909,993
(1) 固 定 資 産 税	67,003,969	67,606,146	67,448,011	68,032,830
(2) 国有資産等所在 市町村交付金	795,849	817,356	856,207	877,163
3 軽 自 動 車 税	1,008,283	1,067,461	1,125,926	1,186,374
4 市 た ば こ 税	6,905,557	6,478,596	6,356,137	6,446,838
5 鉱 産 税	318	316	287	287
6 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0
7 都 市 計 画 税	12,532,628	12,658,924	12,613,269	12,750,030
8 事 業 所 税	5,174,056	5,216,004	5,238,503	5,372,722
9 入 湯 税	886	864	854	1,065

3 納税義務者数（人数は、現年度分の課税のみ）

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 市 民 税	500,034	505,995	512,189	520,655
(1) 個 人	475,646	481,108	487,182	495,397
(2) 法 人	24,388	24,887	25,007	25,258
2 固 定 資 産 税	336,265	338,328	340,746	342,740
(1) 固 定 資 産 税	336,248	338,313	340,731	342,724
(2) 国有資産等所在 市町村交付金	17	15	15	16
3 軽 自 動 車 税	181,540	182,224	182,848	184,350
4 市 た ば こ 税 ()内は、手持品課税	486 (475)	525 (513)	1,007 (995)	390 (379)
5 鉱 産 税	1	1	1	1
6 特 別 土 地 保 有 税	1	1	1	1
7 都 市 計 画 税	295,653	297,587	298,613	300,003
8 事 業 所 税	1,280	1,304	1,302	1,334
9 入 湯 税	1	1	1	2

注) 国有資産等所在市町村交付金…本市内に所在する国や他自治体の施設に用いられる土地、建物、償却資産（非課税）について、固定資産税の代わりに国や他自治体から交付される交付金

4 市税の徴収率

(単位 : %)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
現 年 度 分	99.2	99.3	99.3	99.2
滞 納 繰 越 分	31.5	31.0	32.8	31.5
合 計	97.0	97.4	97.9	97.9

5 市税の滞納額

(単位 : 千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
現 年 度 分	1,386,861	1,332,267	1,535,385	1,643,611
滞 納 繰 越 分	3,582,566	2,848,746	2,479,225	2,427,122
合 計	4,969,427	4,181,013	4,014,610	4,070,733

6 債権管理の適正化

1 債権管理に関する総合調整及び指導を行うとともに、非強制徴収債権を含めた滞納債権の効率的、効果的な徴収を行う。

納税管理課、市税事務所納税課で徴収を行う債権

(1)強制徴収債権（6債権）

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、後期高齢者医療保険料のうち高額困難案件 ※令和元年度 差押 1,179件

(2)非強制徴収債権（12債権）

生活保護費返還金・徴収金、子どもルーム利用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅使用料などのうち高額困難案件 ※令和元年度 支払督促 3件

2 統一滞納管理システムの構築

強制徴収6債権を一元的に管理することができるシステムを平成31年4月から開発しており、令和2年10月にシステム稼働する予定

11 資産経営

今後予想される人口減少や、市民ニーズの変化を踏まえ、資産経営システムにより市有建築物等の有効活用を推進するとともに、効率的で災害に強い新庁舎の整備を推進するほか、本庁舎や議事堂棟の維持管理、将来的に利用予定のない未利用市有地の公募処分や、建設工事や物品調達に関する入札契約事務の適正な執行を推進する。

1 資産経営の推進

市が所有する建築物及び土地の有効活用を図るため、引き続き資産経営システムを運用する。

(1) 資産データの一元化、資産の総合評価

資産データベースに一元化した資産の情報を、「資産カルテ」として公表し、資産情報を「見える化」する。また、データ評価や1巡目の資産の総合評価結果から抽出した課題のある施設について、多角的な視点から総合評価を実施し、施設の見直しの方向性を示す。

(2) 公共施設の見直し

令和2年3月に改訂した「資産経営基本方針」及び「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の再配置等の検討や調整を行う。

2 新庁舎の整備

令和5年度の供用開始を目指し、新築工事に着手する。

新庁舎整備事業費の概要 契約期間：平成30～令和6年度 請負代金額：26,238,048千円

計画概要（実施設計時） 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（基礎免震）

延床面積：49,718.76m² 階数：地上11階

3 市庁舎概要

区分		延床面積	備考
市庁舎棟		17,522.62 m ²	地下1階、地上8階、塔屋3階
議事堂棟		3,335.83 m ²	地上3階（一部4階、地下室付）
分庁舎	中央コミュニティセンター	32,866.31 m ²	都市局などの事務室
	千葉ポートサイドタワー	4,083.94 m ²	教育委員会などの事務室

※中央コミュニティセンターは使用延床面積、千葉ポートサイドタワーは賃貸借面積

4 市有地の公募処分の状況

令和元年度			平成30年度		
件 数	面 積	売却金額	件 数	面 積	売却金額
14件	29,613.29 m ²	5,841,582千円	5件	3,321.73 m ²	415,780千円

※上記金額は建物売却収入を含む。

5 契約事務

契約件数及び金額（契約課執行分）

区分	令和元年度		平成30年度	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
工事関係	804	32,579,034	774	49,702,847
物品関係	506	1,515,480	464	982,593
委託	8	335,876	14	398,389
計	1,318	34,430,390	1,252	51,083,829

12 一般財団法人千葉市都市整備公社

千葉市の都市基盤の確立と生活環境の整備を図り、調和と均衡ある発展に寄与するため、平成5年4月に旧（財）千葉市開発財團を改組し設立した。平成23年度以降は、市債務負担事業を廃止したため、主に既設施設の貸与・譲渡を行っていた。令和2年4月末に全ての施設譲渡が終了したため、解散した。（令和2年度中に清算結了予定）

第6章

会計・選挙管理・人事・監査

会計・選挙管理・
人事・監査

内 容

- 1 会 計 室 (7 5)
- 2 選 挙 管 理 委 員 会 (7 6)
- 3 人 事 委 員 会 (7 7)
- 4 監 査 委 員 会 (7 8)

1 会 計 室

会計室は会計管理者の権限に属する事務を処理するために設置された会計管理者の補助組織であり、主な業務として現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、物品の出納及び保管、現金及び財産の記録管理、支出負担行為の確認、支出命令書等の審査、歳入歳出決算書の調製等を行っている。

1 支払状況（令和元年度）

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 支出命令件数 | 154,793件 |
| (2) 支出金額 | 612,654,744千円 |

(注) 下水道事業会計を含む。

2 有価証券等の保管状況（令和2年3月31日現在）

- | | | |
|-------------|---------|-------------|
| (1) 有価証券 | 株券 | 1,184,651千円 |
| (2) 出資による権利 | 出資及び出捐金 | 2,820,315千円 |

3 共通物品（令和元年度）

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| (1) 共通消耗品 | 取扱品目数 | 124品目 |
| (2) 庁用備品 | 取扱品目数 | 13品目 |

4 指定金融機関等

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 指定金融機関（1行） | 千葉銀行 |
| (2) 指定代理金融機関（2行） | 京葉銀行・千葉興業銀行 |
| (3) 収納代理金融機関（18行） | みずほ銀行・三菱UFJ信託銀行・三菱UFJ銀行・千葉信用金庫・三井
住友銀行・中央労働金庫・三井住友信託銀行・りそな銀行・みずほ
信託銀行・佐原信用金庫・常陽銀行・銚子信用金庫・千葉みらい農
業協同組合・東京スター銀行・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・
埼玉りそな銀行・ゆうちょ銀行 |

2 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、地方自治法によって設置され、選挙の管理執行に関する事項、選挙が公正かつ適正に行われるよう選挙人の政治常識の向上に努めること、検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事項、直接請求に関する事項等を行っている。

1 委員数、選挙人名簿登録者数、投・開票所数、期日前投票所数、ポスター掲示場数

項目 区名	委員数	選挙人名簿 登録者数	投・開票所数	期日前投票所数	ポスター掲示場数
中央区	4人	172,881人 (男 87,504) (女 85,377)	投票区 32 開票区 1	2	242
花見川区	4	148,945 (男 73,644) (女 75,301)	投票区 28 開票区 1	2	210
稻毛区	4	130,972 (男 65,082) (女 65,890)	投票区 23 開票区 1	2	176
若葉区	4	125,711 (男 63,070) (女 62,641)	投票区 29 開票区 1	2	222
緑区	4	105,656 (男 51,731) (女 53,925)	投票区 22 開票区 1	2	166
美浜区	4	120,530 (男 58,032) (女 62,498)	投票区 24 開票区 1	2	178
市選挙管理委員数	4	計 804,695 (男 399,063) (女 405,632)	投票区 158 開票区 6	12	1,194

※選挙人名簿登録者数は、令和2年3月2日登録

投・開票所数、期日前投票所数及びポスター掲示場数は、令和元年7月21日執行参議院議員選挙

2 最近の選挙執行状況

選挙名	執行日	当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
衆議院議員選挙（小選挙区）	H26.12.14	771,874	395,654	376,220	51.26 %
衆議院議員選挙（比例代表）	H26.12.14	771,874	395,395	376,479	51.23
市議会議員選挙	H27. 4.12	760,723	312,336	448,387	41.06
県議会議員選挙	H27. 4.12	646,352	264,982	381,370	41.00
参議院議員選挙（県選出）	H28. 7.10	793,687	416,486	377,201	52.47
参議院議員選挙（比例代表）	H28. 7.10	793,687	416,308	377,379	52.45
県知事選挙	H29. 3.26	786,388	244,387	542,001	31.08
市長選挙	H29. 5.28	782,769	227,513	555,256	29.07
衆議院議員選挙（小選挙区）	H29.10.22	797,866	388,864	409,002	48.74
衆議院議員選挙（比例代表）	H29.10.22	797,866	388,784	409,082	48.73
市議会議員選挙	H31. 4. 7	789,488	306,102	483,386	38.77
県議会議員選挙	H31. 4. 7	536,713	214,450	322,263	39.96
参議院議員選挙（県選出）	R1. 7.21	803,440	366,807	436,633	45.65
参議院議員選挙（比例代表）	R1. 7.21	803,440	366,696	436,744	45.64

※平成27年4月12日執行の県議会議員選挙については美浜区が無投票

※平成31年4月7日執行の県議会議員選挙については稲毛区及び若葉区が無投票

3 人事委員会

人事委員会は、政令指定都市の必置機関として設置され、職員の採用試験及び選考、給与の勧告、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分についての審査請求に対する審査、判定及び措置等を行う。

1 委員数 3人

2 職員採用試験（選考）の実施状況（令和元年度）

試験（選考）区分		受験者数(A)	最終合格者数(B)	倍率(A)/(B)	試験（選考）区分		受験者数(A)	最終合格者数(B)	倍率(A)/(B)		
上級	事務	行政 A	392	81	4.8	民間企業等職務経験者	行政	258	16	16.1	
		行政 B	22	9	2.4		情報報	39	3	13.0	
		福祉	32	13	2.5		土木	19	4	4.8	
		情報報	8	2	4.0		建築	9	1	9.0	
		学芸員	10	1	10.0		電気	16	5	3.2	
	技術	土木	32	15	2.1		機械	19	6	3.2	
		建築	14	7	2.0		造園	9	1	9.0	
		電気	9	6	1.5		資格免許職（行政）	保育士	26	8	3.3
		機械	5	3	1.7			獣医師	4	2	2.0
		化学	12	6	2.0			薬剤師	7	2	3.5
級	消防士	造園	13	5	2.6		小計	406	48	8.5	
		畜産	26	3	8.7	資格免許職	獣医師	6	4	1.5	
		行政	166	14	11.9		薬剤師	8	3	2.7	
		建築	—	—	—		保健師	31	7	4.4	
		電気	—	—	—		心理判定員	10	6	1.7	
中級		化学生	1	1	1.0	上級相当	保育士	177	52	3.4	
		小計	742	166	4.5		栄養士	14	5	2.8	
初級	学校事務	28	4	7.0	看護師	12	6	2.0			
	事務	114	21	5.4	学校栄養職員	22	1	22.0			
	学校事務	13	4	3.3	歯科衛生士	25	1	25.0			
	消防士	376	34	11.1	小計	305	85	3.6			
	小計	503	59	8.5	中級相当	技能員 A	59	16	3.7		
※身体障害者選考の事務と学校事務は併願可能であり、受験者数は第1志望及び第2志望の合計数である。						技能員 B	20	3	6.7		
						小計	79	19	4.2		
						事務	40	8	5.0		
						学校事務	36	1	36.0		
						小計	76	9	8.4		
					身体障害者選考	合計	2,139	390	5.5		

3 職員の給与に関する報告及び勧告

職種別民間給与実態調査及び職員給与等実態調査を実施し、その調査結果に基づき、令和元年10月4日に議会及び市長に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

4 監 査 委 員

各種監査等については、監査実施方針及び監査年間計画に基づき、実施している。

1 委 員 数

4人（識見選任委員 2人、議員選任委員 2人）

2 監査等実施状況（令和元年度）

(1) 定期監査

ア 事務事業監査

監査の期間	監査の範囲	監査対象部局
第1期 令 1. 8. 1～ 1. 11. 20	平30. 4. 1～31. 3. 31	都市局、教育委員会
第2期 令 1. 12. 2～ 2. 3. 30	平30. 4. 1～31. 3. 31	こども未来局、建設局、若葉区役所、美浜区役所、教育委員会

イ 工事監査

監査の期間	監査の範囲	監査対象部局
第1期 平31. 4. 1～ 1. 10. 31	平30. 4. 1～31. 3. 31	経済農政局、建設局、水道局
第2期 令 1. 11. 1～ 2. 3. 30	平30. 4. 1～31. 3. 31	都市局

(2) 財政援助団体等監査

監査の期間	監査の範囲	監査対象団体
令 1. 8. 1～ 1. 11. 20	平30. 4. 1～31. 3. 31	出資団体 公益財団法人 千葉市教育振興財団 財政援助団体 千葉市小中学校長学校運営協議会 千葉市学校保健会 公の施設の指定管理者 公益財団法人 千葉市教育振興財団

(3) 現金出納検査

毎月1回、会計管理者並びに病院事業、下水道事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納事務について検査した。

(4) 決算審査

平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに平成30年度公営企業会計（病院事業会計・下水道事業会計・水道事業会計）決算について審査した。

(5) 健全化判断比率等審査

平成30年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率について審査した。

(6) 住民監査請求

地方自治法第242条による住民監査請求 0件

第7章

保 健 福 祉 局

保 健
福 祉 局

内 容

- 1 保 健 福 祉 計 画 (8 1)
- 2 地 域 保 健 福 祉 (8 4)
- 3 生 活 保 護 (8 5)
- 4 保 健 衛 生 (8 6)
- 5 医 療 ・ 医 療 機 関 (9 7)
- 6 保 健 衛 生 施 設 (1 0 3)
- 7 高 齢 者 福 祉 (1 0 4)
- 8 地域包括ケアの推進 (1 1 2)
- 9 介 護 保 險 (1 1 5)
- 10 国 民 健 康 保 險 (1 2 1)
- 11 国 民 年 金 (1 2 4)
- 12 障 害 保 健 福 祉 (1 2 4)
- 13 そ の 他 の 事 業 (1 3 3)

1 保健福祉計画

明るく活力ある超高齢社会の構築に向けた仕組みづくりを進め、障害者の社会参加を促進し、また、健康なまちの実現を図るため、保健・医療・福祉サービスを総合的かつ計画的に展開する。

また、地域の交流や人々の結びつきが希薄化している一方、市民ニーズは複雑・多様化していることから、住民が地域に対する意識を高め、地域全体で支え合い助け合い、共存するまちづくりを進めるため、住民参加により地域福祉を推進する。

1 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）

(1) 計画の目的

すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指し、市民と行政との協働により、地域で支え合う仕組みづくりを進める。

(2) 計画の位置づけ

社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画

(3) 計画期間

平成30年度から令和2年度までの3年間

(4) 計画の特色

- ① 国が進めている地域共生社会の実現のため、地域住民等による地域生活課題への「我が事」としての取組みを支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指すこととした。
- ② 市の取組み（公助の取組み）について、地域の取組み（共助の取組み）を直接又は間接に支援する事業・施策とし、中核として「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を重点施策に位置付けた。
- ③ 地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方が現に生活課題に直面している方を支援する際に役立つ計画を目指した。

2 健やか未来都市ちばプラン

(1) 計画の目的

「疾病の発症予防・重症化予防に重点をおいた健康づくり」と「親と子が健やかに暮らせる社会づくり」等を総合的・効果的に推進し、市民や行政・関係機関・団体等が一体となって取り組むことで、すべての市民が支え合いながら、心豊かに暮らせる活力に満ちた「健やか未来都市 ちば」を目指す。

(2) 計画の位置づけ

- ア 健康増進法第8条に規定する市町村健康増進計画。
- イ 市民の健康づくり運動を総合的に推進するための指針であり、千葉市新基本計画に位置付けていく施策の1つである「健康づくりの推進」、「子育て支援の充実」を実現するための行動計画。
- ウ 国の「健康日本21（第2次）」「健やか親子21」の基本的な考え方を踏まえた上で、本市の地域特性や実情を反映させた本市独自の計画。

(3) 計画期間

平成25年度から令和4年度までの10年間

3 千葉市中長期的な高齢者施策の指針

(1) 策定の趣旨

高齢福祉施策の課題について、効果的な対策を着実に講じていくためには、中長期的な視点に立ち、様々な施策を総合的に実施していく必要があることから本市が独自に推進すべき高齢福祉施策に係る中長期指針を策定した。

(2) 指針の位置づけ

3年ごとに策定する高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画をはじめ、関連する個別計画の「上位方針」として位置付けており、本指針の内容を踏まえ、関連する個別計画において、より具体的な施策を展開する。

(3) 対象期間

平成28年度から令和7年度までの10年間

(4) 指針の特色

中長期的に取り組むべき課題として、①地域包括ケアシステムの構築・強化、②健康寿命の延伸、③介護基盤の整備、④介護保険サービスの提供を取組方針とした。

4 千葉市高齢者保健福祉推進計画・第7期介護保険事業計画

(1) 計画の目的

「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る（地域包括ケアシステムの構築）」を目標とし、高齢者が生涯を明るく充実した生活を送ることができるよう、環境整備を進めるとともに、健康づくり、介護予防を推進し、たとえ要介護状態になっても、社会全体で支え合い心豊かに安心して暮らし続けられる長寿社会の構築を目指す。

(2) 計画の位置づけ

老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を、一体のものとして策定した。また、「地域福祉計画」や「障害者計画」など関連する計画と整合や連携を図りながら推進する。

(3) 計画期間

平成30年度から令和2年度までの3年間

(4) 計画の特色

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会の実現を目指し、高齢者が元気でいるための生きがいづくりと地域づくりの推進、支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制整備の推進、必要とされるサービスを提供するための介護基盤の整備、適正な介護保険制度の運営を取組方針として、各分野における高齢者保健福祉施策の方向性等を定めた。

5 千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針

(1) 策定の趣旨

障害福祉施策の課題については、様々な問題が相互に関連しあい、短期間で結果を出すことが難しい状況であることから、課題解決に向けて、達成までのロードマップをイメージしながら個々の施策を検討するため、本市が独自に推進すべき障害福祉施策に係る中長期指針を策定した。

(2) 指針の位置づけ

3年ごとに策定する障害者計画等をはじめ、関連する個別計画の「上位方針」として位置付けてお

り、本指針の内容を踏まえ、関連する個別計画において、より具体的な施策を展開する。

(3) 対象期間

平成29年度から令和8年度までの10年間

(4) 指針の特色

中長期的に取り組むべき課題として、①障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備、②重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある方へのサービス提供体制の整備、③社会全体の障害者への理解の不足の解消、④障害福祉施策関連事業費の増大への対応を設定した。また、目指すべき方向性を設定のうえ、個別課題と対応方針として、①障害の早期発見から相談機関への連携、②相談機関とネットワーク構築、③障害福祉サービス等の充実、④重い障害があっても自立できる社会の推進、⑤就労支援の充実、⑥人材の育成、⑦障害者への理解促進と社会参加しやすい環境の構築、⑧障害福祉施策関連事業費の増大への対応、について、それぞれ課題及び対応方針を示した。

6 第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第1期千葉市障害児福祉計画

(1) 計画の目的

「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」で示された方向性を踏まえ、その第一段階の実施計画として、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会の構築を目指す。

(2) 計画の位置づけ

「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針とした実施計画である。障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、千葉市新基本計画を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画という性格を有する「第4次千葉市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に位置付けられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する実施計画という性格を有する「第5期千葉市障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に位置付けられた、障害児通所支援、障害児相談支援等の提供体制の確保に関する実施計画という性格を有する「第1期千葉市障害児福祉計画」を一体的に策定した。

(3) 計画期間

平成30年度から令和2年度までの3年間

(4) 計画の特色

第4次千葉市障害者計画については、計画の基本理念を実現するための視点を、①中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援、②誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進、③障害者団体との協働及び市民参加、の3項目とし、各分野における障害者施策の方向性を定めた。また、重点課題として、①親亡き後を見据えた支援、②発達障害者の支援、③重度の障害のある方たちへの支援、の3項目を設定し、対応方針と該当する施策を整理した。

第5期千葉市障害福祉計画については、令和2年度までに達成すべき目標を、①施設入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等、の4項目とし、さらに、指定障害福祉サービス等と地域生活支援事業の必要なサービス量を見込むとともに、その確保の方策を定めた。

第1期千葉市障害児福祉計画については、令和2年度までに達成すべき目標を、①児童発達支援セ

ンターの設置、②保育所等訪問支援の充実、③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保、④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保、⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、⑥保育所等における障害児の受入れの体制整備、の6項目とし、さらに、指定通所支援等の必要なサービス量を見込むとともにその確保の方策を定めた。

2 地域保健福祉

1 保健福祉センター

保健センターと福祉事務所を統合し、保健と福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供する「安心・すこやか市民サービスの拠点」として各区に整備を進め、平成22年4月に全区に開設した。

(1) 施設の特徴（※ 施設概要についてはP157参照）

- ア 保健と福祉に関する相談やサービスを総合的・一体的に提供できるよう、保健と福祉の事務室を集中的に配置。
- イ 健康診査や健康教育のための、診察室、健康学習室、健康増進室、口腔保健室などを配置。
- ウ 市民参加による地域保健福祉活動の拠点として、社会福祉協議会区事務所やボランティア活動室等を配置。

2 保健福祉総合相談

保健や福祉に関する電話相談に一元的に対応し、相談内容に応じて的確に関係各課等に引き継ぐなど、相談者のニーズに対応した保健福祉サービスの利用をサポートする（平成30年6月1日開始）。また、複合化・複雑化した生活課題に対応するため、制度ごとの相談支援機関をコーディネートするコンシェルジュを配置する。

受付時間 月～金 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

令和元年度

総 数	保健福祉に係る相談の内訳					保健福祉以外の相談
	高齢者	障害者	子育て	その他	合 計	
239件	69件	25件	4件	117件	215件	24件

3 民生委員・児童委員活動状況

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

児童委員は、子どもたちが健やかに育つよう、子育てや児童に関する相談、環境づくりなどの活動を行っている。なお、児童委員は、児童福祉法に基づき設置され、民生委員が兼ねている。

本市の定数は1,520人（うち主任児童委員156人）で、78地区の民生委員児童委員協議会を組織して活動している。

民生委員・児童委員の主な活動と取扱件数（令和元年度）

- (1) 地域社会の生活状態を調査把握
- (2) 困っている人の相談指導（30,588件）

また、民生委員・児童委員の負担軽減及び新たな地域福祉の担い手の掘り起しを目的に、民生委員・

児童委員の活動を補佐する民生委員協力員を、平成26年7月より配置している。

民生委員協力員 141人

4 千葉市社会福祉基金

障害者（児）、高齢者、児童、母子家庭、父子家庭などの福祉の増進を図るために、市民などから贈られた寄附金を積み立て、寄附者の善意に応える千葉市社会福祉基金を昭和53年4月に創設した。

令和元年度は、社会福祉施設への物品寄贈及び本市が実施主体である事業で本市の地域福祉の増進に特に寄与すると認められるものの充當等により、合計で26,706千円を活用した。

基金残高 602,487千円（令和元年度末現在）

5 千葉市ハーモニープラザ

「千葉市ハーモニープラザ」は、社会福祉の増進並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種事業を実施する施設で、障害者福祉センター等福祉関連施設と、男女共同参画センターや中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館から構成されている。

(1) 施設概要

ア	開 設	平成11年12月
イ	位 置	中央区千葉寺町1208番地2
ウ	敷地面積	14,180.14m ²
エ	施設面積	14,185m ²
オ	施設内容	障害者相談センター、社会福祉研修センター、障害者福祉センター、男女共同参画センター、中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館、ボランティアセンター、成年後見支援センター、福祉関係団体事務局ほか

3 生 活 保 護

生活保護の状況

区分		生活保護	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
平成 30年度	月平均世帯数	16,751	14,761	15,076	686	3,151	12,854	3	387	531
	月平均人員	20,864	18,411	18,761	999	3,212	15,099	3	441	531
令和 元年度	月平均世帯数	16,939	14,809	15,242	665	3,275	12,971	4	361	626
	月平均人員	20,919	18,350	18,820	978	3,332	15,156	4	411	628

※出産・葬祭の各扶助は年間延数

4 保 健 衛 生

1 保 健 予 防

(1) 健やか未来都市ちばプラン推進事業

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいくとともに家庭、地域や職域などに根ざした市民総ぐるみの健康づくり運動として展開するため「市民健康づくり大会」の開催、パンフレットの配布等の普及啓発を実施した。また、市民が主体的に健康的な生活を実践し、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、地域に根ざした健康づくりのためのネットワークの構築を目標に、健康づくり支援マップの作成、健康づくり支援連絡会の開催、区民まつり等での啓発を実施した。

(2) 女性の健康支援事業

女性が自己の健康管理を行い、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう支援することを目的として、女性医師や助産師、保健師による健康相談及び健康教育を実施した。

令和元年度実績	電 話 相 談	489件	助 産 師 相 談	37件
	医 師 相 談	18件	集団健康教育	110回 4,240人

(3) 食育推進事業

ア 栄養・食生活改善指導

市民の健康づくりを推進するため、乳幼児から高齢者に至るまでの個人や集団を対象に栄養・食生活改善指導を実施した。

令和元年度実績 個別指導等 9,035人 集団指導 1,432回 56,699人

イ 食生活改善推進員による健康づくり

地域において、食生活改善運動を中心に健康づくりのボランティアを育成し活動した。

令和元年度実績 食生活改善推進員 279人 (H31.4.1現在) 対話訪問 49,053人

健康料理教室 463回 12,605人 健康づくり事業協力 48回

(4) 栄養指導事業

ア 給食施設指導

令和元年度

給 食 施 設 数	施 設 指 導 件 数	集 団 指 導	
		実 施 回 数	受 講 者 数
591か所	227件	6回	605人

イ 調理師の育成

調理師試験実施状況（令和元年度）

受験者数 168人 合格者数 114人 合格率 67.9%

ウ 国民健康・栄養調査

2019年国民生活基礎調査により設定された114単位区から無作為抽出された地区について、健康増進の総合的な推進を図るために基礎資料を得ることを目的に、市民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況等の実態調査を実施した。

令和元年度は、美浜区真砂（6世帯）、稲毛区稲毛台町（10世帯）を対象に実施した。

エ 特別用途食品・栄養成分表示相談窓口

食品企業を対象に特別用途食品、保健機能食品等の栄養成分表示に関する指導及び市民を対象に

栄養成分表示の普及啓発を実施した。

令和元年度実績 相談 90件 普及啓発 1,610人

(オ) 健康づくり応援店事業

市民が飲食店等から栄養成分表示等の栄養及び食生活に関する情報提供を受けることにより、自ら健康づくりを推進することができるよう、健康に配慮した快適な食を取り巻く環境の整備を図ることを目的として実施している。

健康づくり応援店（令和元年度末）210店 普及啓発 900件

(5) 健康運動対策事業

市民が健康的な運動習慣を実践するため、ヘルスサポーター（健康づくり支援者）の養成、チャレンジ運動講習会（自治会や事業所等の団体への講師派遣）等を行った。

令和元年度実績 ヘルスサポーター養成教室 12コース 243人
チャレンジ運動講習会 32回 577人

(6) 健康づくり事業

自治会や運動自主グループなどの地区組織、事業所等が行う健康づくりの取組みに対し点数を付与し、規定の点数で食事券等の商品が当たる抽選への応募や市ふるさと応援寄附金への寄附ができる等により、市民の生活習慣の改善を促進している。

ア 地区組織が行う健康づくりの支援 応募団体数86団体 商品当選団体数70団体
イ 健康づくり推進事業所 49事業所 健康づくり優良事業所 14事業所
ウ 個人に向けた健康づくりの支援 ウオーキングポイント（令和元年7月開始）2,456人

(7) 歯科保健事業

ア 歯と口の健康週間（6月4日から6月10日まで）

口腔保健に関する正しい知識の普及と歯科疾患の早期発見・早期治療を励行することを目的に、令和元年度は「健康も 楽しい食事も いい歯から」を標語に、関連事業として「ヘルシーカムカム2019（参加延人数2,067人）」の開催などを実施した。

イ 歯科保健指導

生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、各ライフステージに応じた歯科健康教育・相談等の歯科保健事業を実施している。

令和元年度

区分		回数	人数
母子	2歳児のむし歯予防教室	233回	2,356人
	乳幼児口腔保健指導（中央講習会・地域歯科保健連絡会）	7	210
成人・老人	乳幼児歯科相談、その他の相談	587	3,347
	幼稚園等刷掃指導、その他の健康教育	84	2,425
老人	歯科医師による講演会	12	254
	健康教育	400	5,820
	健康相談	615	2,839
	ねたきり者等に対する訪問指導	41	41

(8) アスベスト対策

健康相談等に加え、アスベスト健診の体制を整備し、アスベスト健診を実施できる医療機関の案内を実施している。平成18年4月1日より、石綿健康被害救済給付業務に係る受付・相談等を実施して

いる。

令和元年度実績	アスベストに関する相談件数	9件
	石綿健康被害救済給付の受付件数	2件

(9) 結核予防事業

健康診断、結核患者に対する適正な医療、管理、指導等一貫した対策を実施している。

ア 健康診断

令和元年度実績	間接撮影	12,713人
	直接撮影	98,388人（うちデジタル撮影 960人）

イ 結核医療

令和元年度実績	一般患者	107人	入院勧告	45人
---------	------	------	------	-----

ウ 管理及び接触者健診

令和元年度実績	管理検診	271人	接触者健診	888人
---------	------	------	-------	------

(10) 予防接種事業

○定期接種

令和元年度

種類	対象者	被接種者数(人)	接種率(%)	医療機関数会場数
四種混合	生後3か月～90か月未満	26,239	100.8	126
二種混合	11歳～13歳未満	6,794	78.8	142
麻しん風しん混合	1期 生後12か月～24か月未満	6,537	95.5	137
	2期 小学校入学前年度	7,406	94.6	145
日本脳炎	1期 生後6か月～90か月	26,610	118.9	144
	2期 9歳～13歳未満	7,028	86.4	
	特例 H7.4.2～H19.4.1生まれ等	1,408	—	
B C G	生後1年未満	6,481	101.4	152
ヒブ	生後2か月～60か月未満	24,622	96.3	118
小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月未満	25,941	101.5	118
ヒトパピローマウイルス	小6～高1相当の女子	483	3.9	140
水痘	生後12月～36月	12,948	93.4	134
B型肝炎	生後1年未満	19,088	99.5	120
高齢者インフルエンザ	65歳以上 等	120,343	47.8	367
高齢者肺炎球菌	65歳以上5歳さみの年の人等	6,050	—	318

※日本脳炎の特例対象者は、H17～21年度の積極的勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃した者

○任意接種等

種類	対象者	被接種者数(人)	接種率(%)	医療機関数会場数
高齢者肺炎球菌	76歳以上 等	623	—	318
風しん抗体検査	妊娠を希望する女性 等	3,329	—	252
麻しん風しん予防接種助成	抗体価の低い方	3,172	—	245

○国の追加的風しん対策について

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、抗体検査を実施し、抗体価の低い者について風しん第5期の定期予防接種を実施する。実施期間は令和元年度から3年間で、初年

度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性にクーポン券を送付した。

対象者数 55,134人 ※クーポン券送付者数

抗体検査実施者数 10,068人

被接種者数 2,009人

○麻しん対策（令和元年12月1日開始） 接種者数 433人

過去に麻しんワクチン（混合ワクチンを含む）を接種していない者や、麻しん抗体検査の結果、抗体価が陰性の者に予防接種の費用を助成した。

(11) エイズ対策事業

HIV感染者・エイズ患者を早期に発見し適切な医療につなげるため、匿名・無料で即日抗体検査を実施し、希望者には専門のカウンセラーによる相談を実施している。併せて性感染症対策としてクラミジア及び梅毒の抗体検査を実施している。

6月・12月の強化月間等に合わせて、休日の保健所での検査を実施している。

また、市内高等学校などを対象に、専門のカウンセラーによる「性感染症に関する講演会」を開催している。

令和元年度実績 エイズ抗体検査 646件 相談 176件

クラミジア及び梅毒抗体検査 444件 性感染症に関する講演会 3回

(12) 原子爆弾被爆者対策事業

健康診断 令和元年度実績 受診者延数・定期健診 74人 希望健診 113人

(一般 61人、がん検診 52人)

(13) 献血推進事業

令和元年度実績 2,429人

(14) 骨髄移植ドナー支援事業

ア ドナー助成事業

(ア) 令和元年度実績 6人

(イ) 対象となる方（次のいずれにも該当する方）

・骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業による提供を完了し、提供を行った時点で千葉市に住民登録のある方。

・他の地方公共団体により、助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない方。

イ 事業所助成事業

(ア) 令和元年度実績 0件

(イ) 対象となる事業所

ドナー助成事業の対象となる者が就業する国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く）

2 健康増進

市民の健康の増進のため、健康手帳の交付・健康診査・健康教育・健康相談・訪問指導等を総合的に実施している。

(1) 健康手帳の交付（40歳以上）

令和元年度実績 健康手帳交付数 2,819冊

(2) 健康教育・健康相談

令和元年度実績	健康教育	・個別健康教育	1領域	84人	延 235人
		・集団健康教育		268回	8,739人
	健康相談	・重点健康相談		1,183回	4,648人
		・総合健康相談		1,440回	11,333人

(3) 健康診査

市民の健康づくりを目指し、生活習慣病等の予防・早期発見・早期治療を図るため実施している。

ア 健康診査（40歳以上、特定健康診査等の対象者以外） 個別健診 902人

イ 肝炎ウイルス検診 (B型) 個別検診 10,937人
(C型) 個別検診 10,941人

ウ 骨粗しょう症検診（40歳～70歳の5歳刻み） 集団検診 1,631人 個別検診 8,110人

エ 歯周病検診（40歳～70歳の5歳刻み） 個別検診 5,764人

オ 胃がんリスク検査（ピロリ菌検査）（20～39歳過去未受診者） 個別検診 3,155人

カ がん検診

(ア) 個別検診

令和元年度

区分	実施医療機関数	受診者数	検診結果		対象年齢
			精検不要	要精密検査	
胃がん	150	34,751	31,277	3,474	
胃部エックス線検	121	24,976	22,552	2,424	40歳以上
内視鏡検査	93	9,775	8,725	1,050	50歳以上偶数歳
子宮がん	42	24,423	24,046	377	20歳以上の隔年
乳がん	66	23,760	21,918	1,842	
うちマンモグラフィ	31	20,182	18,583	1,599	40歳以上の隔年
うち超音波	62	3,578	3,335	243	30歳代の隔年
肺がん	253	91,761	86,673	5,088	40歳以上
大腸がん	271	75,217	68,945	6,272	40歳以上
前立腺がん	290	7,686	6,774	912	50歳以上 5歳刻み
口腔がん	120	1,424	1,396	28	40歳以上

(イ) 集団検診

令和元年度

区分	実施会場数	受診者数	検診結果	
			精検不要	要精密検査
胃がん（※）	63	4,034	3,822	212
子宮がん	68	5,296	5,228	68
乳がん	187	7,371	6,970	401
うちマンモグラフィ	140	5,676	5,314	362
うち超音波	47	1,695	1,656	39
肺がん	45	3,648	3,528	120
大腸がん	198	5,147	4,758	389

※胃がん検診については、胃部エックス線検査を実施する。

(4) 訪問指導

40～65歳未満の療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施している。

令和元年度実績	健康診査要指導者数	61人（延 262人）
	介護予防支援者数	14人（延 53人）
	家族介護支援者数	113人（延 397人）

(5) 子どもを守る禁煙外来治療費助成事業

受動喫煙による健康被害を防止するため、妊婦と同居又は15歳以下の子どもと同居する市民を対象に、禁煙外来治療費の一部を助成する。

令和元年度実績	39件
---------	-----

(6) 受動喫煙対策事業

受動喫煙による健康被害を防止するため、改正健康増進法及び千葉市受動喫煙の防止に関する条例の全面施行に向け、飲食店・事業所への巡回訪問を実施したほか、動画放映、交通広告等による周知啓発を実施した。

3 母子保健事業

母と子の健康の保持増進を図るため、妊娠・出産・育児に至るそれぞれの時期に応じ、健康診査・保健指導を行うとともに、養育・育成・小児慢性特定疾病の医療給付や特定不妊治療費助成等を実施している。

(1) 母子健康包括支援センター事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、保健師又は助産師の専門の資格を持つ相談員が相談に応じており、妊娠届出時には全妊婦と面接し、支援プランを策定した。

令和元年度実績	支援プラン策定数	6,623件
	専用電話相談件数	延 7,180件
	相談員による面接相談	延 3,017件

(2) 妊娠届出状況

区分	妊娠届出数
令和元年度	6,623件

(3) 家庭訪問

令和元年度

区分	実施実人員	延人員
妊娠産婦	4,850人	5,405人
新生児	4,731人	4,847人
未熟児	58人	95人
乳幼児他	2,907人	5,988人

※養育支援訪問指導含む。

(4) 相談・教育

ア 妊産婦・乳幼児相談・教育

- ・母親&父親学級、乳幼児相談、育児講座、パパママ子育て教習所、講演会等を行った。

令和元年度実績 相談 1,112回 延 12,347人
教育 299回 延 9,193人

- ・育児ストレス相談

幼児の健康診査後のフォローのため心理士による育児相談を実施し、虐待の防止を図った。

令和元年度実施回数 193回 延 308人

- ・M C G (マザー&チャイルドグループ) 事業

虐待傾向や育児困難な母と子の自助グループの育成や支援を行う。

令和元年度実施回数 71回 延 391人

イ 不妊専門相談センター

不妊に関する複雑な悩みに対し、専門的・医学的な相談・支援を行う。

令和元年度実績 面接相談 12回 延 32件
電話相談 延 178件

(5) 健康診査

ア 妊婦・乳児一般健康診査(令和元年度)

妊娠受診件数 延 77,697件 (平成21年度より健診回数が5回→14回に拡充)

乳児受診件数 延 9,936件

イ 妊産婦歯科健診(令和元年度)

妊娠歯科健診 2,555件 産婦歯科健診 1,760件

ウ 先天性股関節脱臼検診(令和元年度)

臨床検査 348人 X線検査(X線検査伴う含む) 563人

エ 4か月児健康診査

4か月児を対象に、医師診察、B C G 予防接種、個別相談、精密健康診査(医療機関委託)等を実施した。

令和元年度

会場数	対象者数	受診者数	受診率	要指導者数	精密診査受診票交付数
152	6,635人	6,405人	96.5%	1,932人	86人

オ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に保健福祉センターで歯科健診、集団健康教育、個別相談等を、また内科個別健康診査、精密健康診査(医療機関委託)を実施した。

令和元年度

会場数	対象者数	受診者数	受診率	要指導者数	精密診査受診票交付数
152	7,084人	6,779人 (5,294)	95.7% (74.7)	2,045人	84人

※()は内科個別健康診査受診数

カ 3歳児健康診査

3歳児を対象に保健福祉センターで身体測定、尿検査、歯科健診、集団健康教育、個別相談等を、また内科個別健康診査、精密健康診査(医療機関委託)を実施した。

令和元年度

会 場 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率	要指導者数	精密診査受診票 交 付 者 数
152	7,603人	7,186人 (4,900)	94.5% (64.4)	2,119人	647人

※()は内科個別健康診査受診数

(6) 幼児尿検査

腎炎・ネフローゼ（腎疾患）の早期発見のため4歳～就学前までの幼児を対象に、尿検査を実施した。

令和元年度

対 象 者 数	第 1 次 検 査 実 施 者 数	第 2 次 検 査 実 施 者 数	精 密 検 査 実 施 者 数
19,113人	17,212人	82人	23人

(7) 医療給付等

ア 未熟児養育医療事業（出生体重2,000g以下の乳児及び生活力が薄弱な児に対する医療）

令和元年度給付実績 165件（延 490件）

イ 自立支援医療（育成医療）事業（身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るための医療）

令和元年度給付実績 87件（延 218件）

ウ 小児慢性特定疾病医療支援事業

令和元年度給付実績 728件（延 9,706件）

エ ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業

令和元年度助成実績 19件（延 170件）

オ 特定不妊治療費助成事業（体外受精・顕微授精に対する助成制度）

令和元年度助成実績 577件（延 898件） 男性不妊治療費助成 8件

(8) 地域保健推進員

地域住民の健康づくりについての相談を受け、保健師とのパイプ役として活動している。

令和元年度実績 推進員 175人 訪問活動 5,534件

母子事業協力 延人数 195人

(育児サークルに協力し、地域保健推進員が支援した児の人数)

(9) 産後ケア事業

家庭訪問または医療機関等への宿泊を通じて、助産師が産後の母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、産後安心して子育てできる支援体制の確保を図るため、平成29年7月に開始した。

令和元年度利用実績 訪問型 817人（延 2,507回）

施設型 234人（延 1,126日）

4 生活衛生**(1) 食品衛生指導事業**

ア 営業施設・監視施設数

令和元年度

総 数	要 許 可 施 設	不 要 許 可 施 設
27,177	16,054	11,123
20,878	11,016	9,862

イ 営業許可手続き件数

令和元年度

	総 数	新 規	継 続	廃 業
営業許可手続き件数	5,181	1,914	1,457	1,810

ウ 衛生教育（令和元年度）

91回（食品等事業者 90回、消費者等 1回） 4,364人（食品等事業者 4,324人、消費者 40人）

(2) 食鳥衛生事業

令和元年度実績 食鳥検査総数 7,325,324羽

(3) 環境衛生指導事業

ア 営業関係施設監視指導

令和元年度

区 分	施 設 数	監 視 件 数	区 分	施 設 数	監 視 件 数
興 行 場	41	19	理 容 所	641	68
旅 館	159	47	美 容 所	1,499	215
公 衆 浴 場	130	107	クリーニング所※	517	41
※無店舗取次店含む					合 計 2,987 497

イ 水道施設監視指導（水道事業2件を除く）

施設数 2,075 監視件数 180件

ウ 特定建築物監視指導

施設数 380 監視件数 73件

エ 建築物登録事業監視指導

施設数 190 監視件数 19件

オ 遊泳用プール監視指導

施設数 45 監視件数 37件

カ 衛生教育

令和元年度実績	公衆浴場	1回	受講者	34人
	理容所	1回	受講者	59人
	遊泳用プール	1回	受講者	26人
	生活衛生関係営業者	1回	受講者	81人

キ 住居衛生相談指導

(ア) 住居衛生相談

シックハウス症候群等、住居に起因する健康被害に対応するため、保健所環境衛生課に住居衛生相談窓口を設置し、居住環境に関する相談、室内空気・ダニ等の測定及び指導を実施している。

令和元年度

区 分	相 談 件 数	検 查 件 数
室 内 空 気	9	0
ダ ニ	23	0
カ ピ	2	

(1) 住居衛生講習会

住居に関する衛生知識の普及啓発を図るため、保健福祉センター等で住居衛生講習会を実施している。

令和元年度実績 開催数 3回 参加人数 55人

(4) 家庭用品監視指導事業

試験検査件数 繊維製品 107件 化学製品 21件 計 128件

(5) 公衆浴場育成事業

公衆浴場補助状況（令和元年度）

一般公衆浴場数 11件

設備改善事業 1件

経営基盤安定化事業 8件

地域のつどい・ふれあい入浴事業 2,641人（小学生1,746人 乳幼児895人）

5 墓地・斎場

(1) 桜木靈園

昭和14年開設。平成25年には合葬式墓地を整備し、令和元年度は1,123体分を供給した。また、令和元年度は返還墓地136区画を再供給した。

ア 所在地 若葉区桜木1-38-1

イ 一般墓地

開設年月日 昭和14年11月14日

区画数 9,058区画

ウ 合葬式墓地

開設年月日 平成25年10月1日

埋蔵規模 12,000体 供給済数 6,857体

エ 桜木靈堂（納骨堂）

開設年月日 昭和39年7月31日

収蔵規模及び利用状況 保管可能数 1,716件 保管数 754件

(2) 平和公園

昭和47年に開設。市民の墓地需要に応えるため、今後も引き続き拡張整備を行う。

ア 所在地 若葉区多部田町1492-2

イ 開設年月日 昭和47年7月1日

ウ 区画数

	普通墓地	芝生墓地	林間墓地	計
供給済区域	13,644	15,780	1,383	30,807

(3) 千葉市斎場

桜木靈園火葬場の老朽化や火葬需要の拡大に伴い、桜木靈園火葬場に代わる施設として整備したもので、厳肅性・尊厳性を保ち、告別の場にふさわしい空間を確保するとともに、無煙、無臭化及びダ

イオキシン等の対策にも配慮した火葬炉設備を設置している。今後も、引き続き周辺地域の環境整備を行う。

ア 所 在 地 緑区平山町1762-2

イ 開設年月日 平成17年6月1日

ウ 施設概要 ・火葬施設 火葬炉（16基）、告別室（4室）、収骨室（4室）

待合室（14室）、待合ホール

・式場施設 100人席用（2室）、50人席用（2室）、控室、靈安室

・駐車場 200台

エ 施設利用件数

市内居住者とは、死亡者の住所（死産児の場合は分娩時の父または母の住所）、その他（人体の一部）は使用者の住所が本市の区域内にある方、市外居住者はその他の場合に適用する。

【火葬施設利用件数】

令和元年度

区分	市内居住者	市外居住者	計
12歳以上の遺体	8,742件	570件	9,312件
12歳未満の遺体	26件	2件	28件
死産児	92件	9件	101件
その他（人体一部）	55件	6件	61件
計	8,915件	587件	9,502件

【葬儀式場利用件数】

式場

令和元年度

区分	市内居住者	市外居住者	計
100人席用	455件	17件	472件
50人席用	568件	36件	604件
計	1,023件	53件	1,076件

靈安室

令和元年度

利用件数	市内居住者	市外居住者	計
	358件	8件	366件

5 医療・医療機関

1 医療施設の現況

(1) 医療施設数

令和2年3月31日現在

区分	病院							一般診療所			歯科診療所	施術所				
	施設数	病床数						施設数	有床		施設数	あマ指 んサ摩 ・ジ压	は り	き ゆ う	柔道整復	
		総数	一般	療養	結核	精神	感染		施設数	病床数						
中央区	19	4,524	3,313	446	19	735	11	204	7	56	197	158	108	135	132	90
花見川区	4	577	437	140	—	—	—	105	5	76	100	89	37	64	63	48
稻毛区	6	966	729	237	—	—	—	105	5	78	100	96	53	73	73	61
若葉区	6	1,068	741	199	—	128	—	85	6	80	79	65	41	65	64	41
緑区	7	1,299	738	126	—	435	—	98	7	122	91	66	34	50	50	33
美浜区	5	573	523	—	—	50	—	110	4	57	106	76	31	45	45	30
計	47	9,007	6,481	1,148	19	1,348	11	707	34	469	673	550	304	432	427	303

(2) 国公立病院（市立青葉病院、海浜病院及び桜木園を除く）

令和2年3月31日現在

区分 病院名	開設年月日	病床数					診療科目
		総数	一般	結核	精神	感染	
独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	昭16.12.18	435	—	—	435	—	内、精、神、歯、心療、リハ
独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	昭20.12.1	455	410	—	45	—	内、精、神内、小、外、整、脳、皮、泌、歯、産婦、眼、耳、放、麻、心、リハ、歯口、形、呼外、糖尿病代謝内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、乳腺外科、消化器外科、頭頸部外科、病理診断科、脳神経内科
独立行政法人国立病院機構千葉東病院	昭41.4.1	367	348	19	—	—	内、外、放、麻、歯、整、呼、小、呼外、リハ、精、循、泌、眼、消、皮、耳、形、脳、心、婦、心療、病理診断科、脳神経内科、リウマチ・アレルギー科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科
千葉大学医学部附属病院	昭23.10.27	850	800	—	45	5	内、精、小、整、脳、皮、泌、歯、産婦、眼、放、麻、小外、呼外、形、心、心療、ア、リハ、歯口、救急科、病理診断科、感染症内科、消化器内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・代謝・内分泌・老年内科、腫瘍内科、食道胃腸外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、乳腺外科、呼吸器内科、循環器内科、リウ、頭頸部耳鼻いんこう科、脳神経内科
国 立 研 究 開 発 法 人 量子科学技術研究開発機構 Q S T 病 院	昭36.5.13	100	100	—	—	—	放、歯
独立行政法人地域医療機能推進機構 千葉病院	昭46.6.1	199	199	—	—	—	内、外、耳、眼、整、泌、皮、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、内視鏡内科、人工透析内科、消化器外科、大腸・肛門外科、内視鏡外科、人工透析外科、リハ、心、血液内科、形、移植外科、婦

区分 病院名	開設年月日	病床数					診療科目
		総数	一般	結核	精神	感染	
千葉県がんセンター	昭47.11.1	341	341	—	—	—	脳、皮、泌、婦、整、歯、麻、消化器外科、消化器内科、乳腺外科、呼外、呼吸器内科、頭頸部外科、腫瘍・血液内科、緩和ケア内科、腫瘍精神科、放射線診断科、放射線治療科、内視鏡内科、内、耳、形、病理診断科、食道・胃腸外科、肝臓・胆のう・膵臓外科、循環器内科
千葉県千葉リハビリテーションセンター	昭56.4.1	242	242	—	—	—	内、小、精、整、眼、泌、歯、リハ、神内、耳、麻、リウ、皮
千葉県救急医療センター	昭55.4.23	100	100	—	—	—	脳、麻、外、内、整、形、心、精、リハ、放、循環器内科、脳神経内科
千葉県精神科医療センター	昭60.6.1	50	—	—	50	—	精
千葉県こども病院	昭63.10.1	224	224	—	—	—	小、精、整、形、脳、心、皮、泌、眼、小外、耳、麻、歯、ア、産、神内、循環器内科、リハ、放射線治療科、放射線診断科、救急科、新生児内科、病理診断科

2 救急医療

(1) 休日の救急医療体制

開設日 平成5年4月1日
位置 美浜区幸町1-3-9
施設 千葉市総合保健医療センター内千葉市休日救急診療所
診療科目 内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科
診療日 日曜日、祝日、年末年始
診療時間 午前9時～正午 午後1時～午後5時
患者数（診療日76日）

令和元年度

区分	内科	小児科	外科	整形外科	眼科	耳鼻いんこう科	歯科	合計
科別合計	5,508	4,889	1,631	2,167	940	2,020	769	17,924
一日平均	72.5	64.3	21.5	28.5	12.4	26.6	10.1	235.8

二次救急医療機関

国公立及び民間病院の24病院の輪番制で、内科、小児科各2医療機関、外科、整形外科、産婦人科各1医療機関が午前9時～午後6時まで待機し、休日救急診療所及び一次医療機関で対応困難な患者の受け入れを行っている。

(2) 夜間の急病診療体制

開設日 昭和60年4月1日（千葉市急病診療所の開設は昭和52年2月14日）
位置 美浜区磯辺3-31-1 市立海浜病院内
施設 夜間応急診療
診療科目 内科、小児科
診療日 毎日（年中無休）
診療時間 • 平日 午後7時から翌朝午前6時まで
• 土・日・祝日・年末年始 午後6時から翌朝午前6時まで
診療体制 医師2名、薬剤師1名、放射線技師1名、看護師2名、小児科トリアージナース1名、事務員5名（※年末年始等は各スタッフを増員（放射線技師は除く））

二次救急医療機関

国公立及び民間医療機関の輪番当直制で、内科2医療機関、小児科1医療機関が午後6時から翌朝午前8時まで待機し、夜間応急診療及び一次医療機関において対応困難な内科、小児科の患者の受け入れを行っている。

内科 独立行政法人国立病院機構千葉医療センター、市立青葉病院、市立海浜病院、
独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院、千葉メディカルセンター、
井上記念病院、稻毛病院、柏戸病院、斎藤労災病院、千葉みなと病院、
みつわ台総合病院、三愛記念病院、千葉中央メディカルセンター、最成病院、
泉中央病院、平山病院、山王病院 計 17病院
小児科 市立海浜病院 計 1病院

患者数及び二次転搬送患者数

区分	一次診療患者数		二次転搬送患者数	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
内科	11,934人	10,721人	652人	531人
小児科	10,568人	9,639人	416人	432人
その他	1,120人	1,006人	—	—
計	23,622人	21,366人	1,068人	963人

(3) 夜間の外科系救急医療体制

開始日 平成15年5月1日

診療科目等 一般外科・消化器外科（外傷、熱傷、潰瘍、急性虫垂炎、腸閉塞、下血等）
整形外科（骨折、打撲、脱臼、捻挫等）

時間帯 初期 18:00～翌朝6:00 後方支援 18:00～翌朝8:00

体制 初期は、民間病院、有床診療所による輪番制で1晩1医療機関、初期医療機関で処置困難な患者を受け入れる後方支援病院として、両市立病院（市立青葉病院が整形外科で週の内4日、外科で週の内2日、市立海浜病院が外科で週の内3日）を中心にして他の協力病院（週の内2～3日）とで1晩1病院、患者が集中した場合及び体制外の患者が来院した場合の対応として、当番に当たっていない初期医療機関やその他救急告示医療機関を「非当番協力医療機関」として、患者を受け入れている。

患者数

令和元年度

区分	初期	後方支援	非当番協力	計
患者数	5,983人	868人	3,110人	9,961人
一日平均	16.4人	2.4人	8.5人	27.3人

※初期医療機関が後方支援を同日に行った場合、初期医療機関に患者数を含めている。

(4) 千葉県救急医療センター

当センターは、千葉県の救急医療体制の中核となるものであり、一次・二次救急医療機関より送られてくる重傷の脳神経外科系、循環器系等の患者に対して、高度な治療と看護を提供する独立した三次救急医療機関で、24時間診療体制をとっている。

開設日 昭和55年4月23日

位置 美浜区磯辺3-32-1

敷地面積 15,000m²

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（一部3、4階）

延床面積 11,238.95m²

病床 100床

(5) 救急医療告示施設（県告示）令和2年3月31日現在

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター、独立行政法人国立病院機構千葉東病院、千葉大学医学部附属病院、千葉県救急医療センター、千葉県がんセンター、市立青葉病院、市立海浜病院、千葉

メディカルセンター、斎藤労災病院、千葉みなど病院、井上記念病院、平山病院、幸有会記念病院、山王病院、千葉中央メディカルセンター、最成病院、千葉脳神経外科病院、みつわ台総合病院、稻毛病院、泉中央病院、千葉県こども病院、柏戸病院、千葉中央外科内科、梶田医院、みはま病院

計 23病院、2診療所

3 要介護高齢者・心身障害者（児）歯科診療

（1）定点診療

当診療は、平成5年4月より、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て、千葉市総合保健医療センター内の千葉市休日救急診療所で要介護高齢者・心身障害者（児）を対象に行っている。

対象者 市内に住所を有する要介護高齢者・心身障害者（児）で通院が可能な患者

診療日 原則毎週木曜日

診療時間 午前9時30分～午後0時30分

患者数 令和元年度

区分	要介護高齢者	心身障害者（児）	計
患者数	162人	376人	538人
一日平均 (診療日数43日)	3.8人	8.7人	12.5人

（2）訪問歯科診療事業

当事業は、平成11年7月1日より、歯科医師会の協力を得て、在宅のねたきり者に対して歯科医療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図るため行っている。

対象者 市内に住所を有する満40歳以上の方で、居宅および施設にて療養され、歯科医療機関に通院することが困難な患者

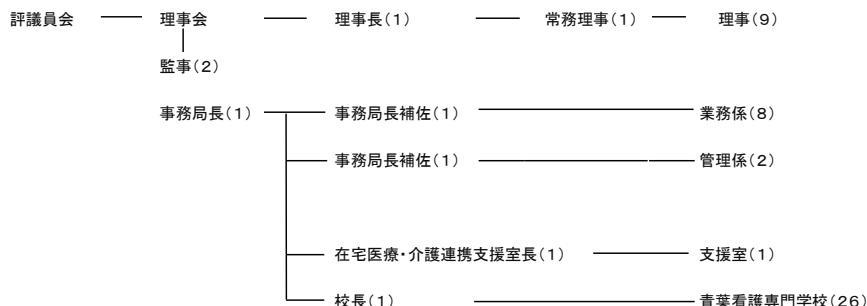
患者数 令和元年度

申込者数	予診実施者数
81人	77人

4 公益財団法人 千葉市保健医療事業団

市と市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会の4者の協力で、健康づくり推進事業や救急医療啓発事業を行うとともに、休日救急診療所の管理・運営等を行うため、平成5年1月20日設立された。また、平成19年4月1日に千葉市青葉看護専門学校を開校した。

（1）組織及び人員（令和2年3月31日現在）



(2) 事業内容

ア 自主事業

(ア) 健康づくり推進事業

a 健やか未来都市ちばプラン推進協議会

事務局として普及啓発や、会員相互の連携、支援環境の整備等の活動を行った。

b 市民健康づくり大会

「健康づくり週間」にあわせて令和元年10月19日に市民健康づくり大会を開催した。

《参加団体》 22団体

《入場者数》 1,380人（延 4,924人）

《内 容》 ①健康相談 医、歯、薬（禁煙）、看護、助産師、栄養、心の悩み相談

②病気の予防 健口体操、血管年齢・血圧・体脂肪率・肺年齢・骨密度・歩行年齢測定、認知機能チェック、体操教室、がん・生活習慣病予防に関する展示

③食 生 活 パネル展示（食生活・災害食等）、親子料理教室

④健 康 増 進 脳トレ、健康体操

c 健康づくりのための普及啓発事業

健康づくりに関する啓発物品をイベントを通じて、市民に配布した。

(イ) 救急医療知識の普及啓発事業

救急医療普及啓発用パンフレットを1,200部作成し千葉市各区消防署が開催する救急フェアにおいて来場者に配布した。また、千葉市総合保健医療センター正面玄関において800部配架した。

(ウ) 看護専門学校事業

令和2年3月に看護学科72人が卒業した。

a 学科等

学 科	定 員	修業年限
看護学科	80名	3年

b 入学試験

第1看護学科	試 験 日	定 員	応募者数	倍 率	受験者数	合格者数	倍 率
指定校推薦	令和元年11月2日	20人程度	22人	1.1倍	22人	22人	1.0倍
公募推薦	令和元年11月2日	20人程度	46人	2.3倍	46人	22人	2.1倍
一般(I期)	令和元年12月24日	40人程度	110人	2.8倍	108人	47人	2.3倍
一般(II期)	令和2年2月24日	若干名	34人	17.0倍	23人	2人	11.5倍

イ 指定管理事業

指定管理者として、休日救急診療所の管理運営を行った。

ウ 受託事業

(ア) 救急医療の確保

休日や夜間の救急患者に対応するための医療機関の確保及び在宅による産婦人科当番医制の実施とテレフォンサービスによる診療案内を行った。

- (イ) 訪問歯科診療の実施
- (ウ) 総合保健医療センターの管理
- (エ) 在宅医療・介護連携支援事業

6 保 健 衛 生 施 設

1 総合保健医療センター（ヘルスポートちば）

総合保健医療センターは、保健・医療から環境・衛生まで、幅広い業務を展開する総合拠点施設である。同施設内は、保健所・環境保健研究所・休日救急診療所等で構成されている。

開 設 日	平成 5 年 3 月 8 日
位 置	美浜区幸町 1-3-9
敷 地 面 積	11,831m ²
構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 5 階
延 床 面 積	15,200m ²
(地下 1 階)	機械室等
(1 階)	エントランス 保健所（事務室・クリニック） 休日救急診療所 環境保健研究所 (事務室)
(2 階)	保健所（事務室・保健指導部門） 休日救急診療所
(3 階)	環境保健研究所
(4 階)	環境保健研究所 保健所（教育情報部門） 在宅医療・介護連携支援センター
(5 階)	環境保健研究所 食堂・大会議室
建 設 費	10,085,321 千円（機械備品含む。）

(1) 保 健 所

保健所は、公衆衛生の向上を図るため、広域的・専門的・技術的に全市的な対応が必要とされる感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として設置されている。

職 員 数

職 種	医 師	獣 医 師	薬 剤 師	臨 床 檢 查 技 師	診 療 放 射 線 技 師	保 健 師	管 理 栄 养 士	看 護 師	准 看 護 師	そ の 他 技 術 職	事 務 職	計
人 員	3人	25人	29人	1人	—	8人	4人 (1人)	—	1人 (1人)	3人	13人 (2人)	87人 (4人)

() についてはうち再任用職員

(2) 環境保健研究所

環境保健研究所は、市民の健康と安全な生活を守るために、先端技術を導入した科学的専門施設として、平成 5 年 3 月に開設した。主な業務は、感染症や食中毒に係わる微生物検査及び毎日の生活に

不可欠な食品や飲料水、衣服や玩具などの生活用品の規格基準試験、安全性試験、また、大気や海・川・地下水等の環境保全に係わる分析を行っている。さらに、これらの業務をもとに、健康の維持と疾病の発見、予防に係わる研究や、食品と飲料水の安全性に係わる調査、大気や水質の環境中に含まれる化学物質等の調査を行っている。

職員数

医師 1人 獣医師 6(1)人 薬剤師 10人 臨床検査技師 5(1)人
化学 11(1)人 事務職 2人 合計 35人 (うち再任用職員 3人)

2 動物保護指導センター

動物保護指導センターは、市民の方々に動物愛護に関する理解を深めていただくとともに、動物による危害の防止、狂犬病予防など、人と動物が共存できる生活環境づくりを推進するための事業を行っている。

開設日 平成5年3月8日

位置 稲毛区宮野木町445-1

敷地面積 2,383m²

構造 鉄筋コンクリート造地上2階建

延床面積 1,298m²

(管理棟) 527m²

(収容棟) 771m²

職員 獣医師 7人 衛生作業員 1人 技能員 3人 合計 11人

建設費 1,054,218千円

7 高齢者福祉

1 高齢者数

(令和元年6月末現在)

各区人数(単位:人)		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
高齢者人口 (人口比)	65歳以上	47,480	48,737	41,477	45,678	28,703	38,766	250,841
		(22.7%)	(27.5%)	(26.3%)	(30.5%)	(22.2%)	(26.0%)	(25.8%)
	75歳以上	24,623	25,010	20,813	24,252	13,810	18,564	127,072
		(11.8%)	(14.1%)	(13.2%)	(16.2%)	(10.7%)	(12.4%)	(13.1%)
在宅ひとり暮らし者	75歳以上	4,770	4,439	3,966	4,315	1,929	4,060	23,479

※高齢者人口は6月末現在ですが、在宅ひとり暮らし者の調査時点は7月となっております。

2 医療

(1) 高齢者医療

ア 後期高齢者医療制度

75歳以上の者及び65歳以上で一定の障害があると認定を受けた者は、県内の全市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入する。

医療を受けた場合の一部負担金を除いた費用は、5割を公費、4割を他の医療保険者からの後期高齢者支援金で負担し、残りの1割は被保険者の保険料で負担する。

イ 被保険者数

(令和2年3月末現在)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	合計
被保険者数（単位：人）	23,596	24,904	20,774	23,523	13,616	19,111	125,524
現役並み所得者（再掲）	2,272	2,375	2,208	2,258	1,009	1,706	11,828
低所得Ⅱ該当者（再掲）	4,493	4,767	3,585	4,301	2,538	3,561	23,245
低所得Ⅰ該当者（再掲）	3,919	3,767	3,189	3,704	2,094	2,576	19,249

ウ 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金は、外来・入院ともに1割（現役並み所得者は3割）を負担する。

※所得区分による負担割合

現役並み所得者（3割負担） 市町村民税の課税所得が年額145万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者

一般（1割負担） 同じ世帯にいる被保険者全員の市町村民税の課税所得が年額145万円未満の被保険者（※1）、又は課税所得が145万円以上でも、次に該当する場合で申請し、認定を受けた被保険者

- ・同一世帯に属する被保険者の収入合計が、被保険者1人では383万円未満、2人以上では520万円未満の場合
- ・同一世帯に属する70～74歳の者も含めた収入合計が520万円未満の場合

低所得者Ⅱ（1割負担） その属する世帯員全員が市町村民税非課税である被保険者

低所得者Ⅰ（1割負担） その属する世帯員全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額80万円で計算）が0円となる被保険者

※1 出生日が昭和20年1月2日以降の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計が、210万円以下である被保険者は平成27年1月1日以降は1割負担になります。

エ 高額療養費の自己負担限度額

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費を支給する。

1か月の自己負担限度額		
所得区分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	所得690万円～現役並み所得Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 多数回該当の場合は140,100円
	所得380万円～現役並み所得Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 多数回該当の場合は93,000円
	所得145万円～現役並み所得Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 多数回該当の場合は44,400円
一般	18,000円年間（8月～翌年7月）144,000円上限	57,600円 多数回該当の場合は44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

オ 保険料

1人あたりの年額保険料は、次の①と②の合算（上限は64万円）

①均等割額 43,400円

②所得割額 （総所得金額等－基礎控除額33万円）×所得割率8.39%

被保険者の前年所得に基づき計算

(2) 後期高齢者健康診査

千葉県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、健康診査を実施する。

対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

令和元年度 実績 41,541件 428,547千円

令和2年度 予算額 581,128千円

(3) 白内障特殊眼鏡等費用助成（市単）

老人性白内障手術後に必要とされる特殊眼鏡、コンタクトレンズ費用を助成する。

対象者 65歳以上の高齢者（所得制限あり） （令和2年3月末現在）

区分	特殊眼鏡	コンタクトレンズ	計
助成限度額	1対 42,000円	1眼 30,000円	
助成件数	0件	0件	0件
助成額	0千円	0千円	0千円

(4) はり・きゅう・マッサージ施設利用助成事業

はり・きゅう・マッサージの施術を受ける者の費用負担の軽減を図るため、市が指定する施設の利用者に対し費用の一部を助成する。

対象者 満65歳以上の市民で本人の前年所得が200万円未満の者

交付枚数及び助成額 1人につき年間10枚、1枚につき800円を助成

令和元年度 実績 28,268枚 22,615千円

令和2年度 予算額 22,960千円

(5) 一日人間ドック費用助成

生活習慣病などの早期発見のため、検診費用の一部を助成する。（健康診査と同時実施）

対象者	保険料完納世帯の後期高齢者医療制度被保険者
定員	3,200人
助成金	基本検診項目 18,400円 オプション項目は追加の自己負担あり
令和元年度実績	2,406件 22,509千円
令和2年度予算額	30,062千円

(6) 脳ドック費用助成

脳血管疾患予防のため、検診費用の一部を助成する。

対象者	5歳間隔の節目年齢の保険料完納世帯の後期高齢者医療制度被保険者
定員	450人
助成金	検診費用の5割（限度額 10,000円）
令和元年度実績	428件 4,580千円
令和2年度予算額	4,851千円

3 生きがい対策

(1) 敬老事業

区分	対象者	内容	令和元年度実績
長寿祝金	満99歳の方	5万円	261人

※満88歳については、平成27年度をもって廃止

上記のほか、最高齢者（男女）に祝品、満88歳の方にメッセージカード等を贈呈するとともに、敬老会の開催に係る経費の一部を助成している。

(2) 生涯現役応援センター運営事業

高齢者による就労やボランティア等地域活動に関する情報提供・相談・紹介を行い、社会参加と生きがいづくりの支援を行う。

令和元年度実績 相談件数 583件 出張相談 73件 マッチング数 156件

(3) 公益社団法人千葉市シルバー人材センター

高齢者が長い人生経験で培った技能や能力を生かせるような就業機会を提供している。

組織及び職員数	理事長 1人 副理事長 1人 常務理事兼事務局長 1人 理事 15人 監事 2人 事務局次長 1人 職員 8人（うち再雇用職員 2人）
会員数	男 1,574人 女 615人 計 2,189人（令和2年3月31日現在）
令和元年度実績	
受託事業	受託件数 20,845件 就業延人員 214,955人
	契約金額 985,103千円 就業会員配分金 906,109千円
派遣事業	受託件数 39件 就業延人員 11,842人
	契約金額 70,524千円 就業会員賃金 50,533千円

(4) ちばし地域づくり大学校

地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材（地域福祉活動の担い手）や、地域福祉活動・ボランティア活動の知識、技能、経験や幅広い視野を身につけ、地域での活動においてリーダーとして活躍できるような人材（地域福祉活動のリーダー）を養成する。

対象者 本市に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は本市の近郊の市に在住している者、18歳以上の者

授業料 無料

学習内容	基礎コース	定員20人×3クラス 2時間×15回	地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材を養成する。
	ステップアップコース	定員30人×1クラス 2時間×15回	地域福祉活動・ボランティア活動においてリーダーとして活躍できる人材を養成する。

(5) 老人クラブ

クラブ数 252クラブ クラブ会員数 12,443人（令和2年3月31日現在）

設立補助金 1人200円×会員数（60歳以上）

事業補助金 1クラブあたり会員数10人以上30人未満 年額 19,200円
30人 年額 50,000円
31人以上 年額 50,000円+（会員数-30人）×500円

(6) いきいきプラザ（老人福祉センター）

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーション等の活動拠点として設置している。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

名称	中央 いきいきプラザ	花見川 いきいきプラザ	稲毛 いきいきプラザ	若葉 いきいきプラザ	緑 いきいきプラザ	美浜 いきいきプラザ
開設年月日	平成10年5月6日	平成11年4月28日	昭和59年4月27日	平成13年4月20日	平成15年4月10日	平成10年5月6日
所在地	松ヶ丘町 257-1	三角町750	稲毛東 6-19-1	北谷津町 333-2	誉田町2-15-65	高洲3-5-6
敷地面積	1,943.34 m ²	19,733.02 m ² のうち一部	2,505.07 m ²	9,685.13 m ²	6,475.34 m ²	3,876.8 m ² のうち一部
延床面積	1,645.46 m ²	1,797.07 m ²	1,298.75 m ²	1,504.81 m ²	1,364.05 m ²	1,762.37 m ²
令和元年度 利用状況	56,162人	66,230人	67,031人	79,526人	63,617人	114,191人

(7) いきいきセンター

60歳以上の高齢者の方を対象に、各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションを実施して、高齢者が明るく生きがいを高めることを目的として設置している。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

区分	大宮いきいきセンター	花見川いきいきセンター	あやめ台いきいきセンター
開設年月日	平成13年4月27日	平成14年4月21日	平成17年4月12日
所在地	若葉区大宮台7-8-1 大宮小学校内	花見川区花見川9-1	稲毛区園生町446-1 あやめ台小学校内
敷地面積	—	842.74 m ²	23,188.49 m ² のうち一部
延床面積	197.30 m ²	359.37 m ²	225.08 m ²
令和元年度利用状況	10,046人	30,875人	19,719人
区分	都賀いきいきセンター	越智いきいきセンター	蘇我いきいきセンター
開設年月日	平成17年10月12日	平成18年4月7日	平成20年4月15日
所在地	若葉区都賀4-20-1 都賀コミュニティセンター内	緑区越智町822-7 越智公民館隣接	中央区今井1-14-38
敷地面積	6,294.1m ² のうち一部	2,163.90 m ²	911.39 m ² のうち一部
延床面積	429.01 m ²	201.07 m ²	167.77 m ²
令和元年度利用状況	22,217人	12,222人	21,405人

区分	さつきが丘いきいきセンター	真砂いきいきセンター	土気いきいきセンター
開設年月日	平成21年1月14日	平成21年1月27日	平成22年4月1日
所在地	花見川区さつきが丘1-32-3	美浜区真砂4-4-10	緑区土気町1634 土気市民センター内
敷地面積	746.93 m ²	341.2 m ²	—
延床面積	210.22 m ²	211.99 m ²	332.44 m ²
令和元年度利用状況	18,711人	18,125人	19,390人

(8) スポーツ広場

高齢者の健康増進と相互の交流を図るために高齢者スポーツ広場を7か所設置している。

(9) いきいき活動外出支援事業

高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、60歳以上の高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等で民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成する。

4 在宅サービス

(1) 生きがい活動支援通所

いきいきプラザなどで実施する日常動作訓練や趣味活動に高齢者が参加することにより、心身の健康を保つとともに介護が必要な状態になることを予防する。

令和元年度利用者数 41,795人

(2) 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置をレンタルし、緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

令和元年度末緊急通報システム登録者数 3,979人

令和元年度末高齢者福祉電話貸与者数 132人

(3) 住宅改修費支援サービス

在宅の要援護高齢者に対し浴室等を改修する費用を一部助成することにより、自立の促進を図る。

令和元年度助成件数 71件

(4) 訪問理美容サービス

在宅の要介護3～5の認定を受けた高齢者で理髪店や美容院の利用が困難な高齢者宅へ理容師や美容師を派遣する。

令和元年度利用者数 延 257人

(5) **生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）**

60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある方に必要に応じ住居を提供する。

令和元年度施設数 4か所

(6) **日常生活用具給付事業**

在宅のひとり暮らし高齢者等に火災警報器などの日常生活用具を給付する。

令和元年度給付件数 117件（火災警報器等）

(7) **寝具乾燥サービス**

ねたきり高齢者などの家庭を寝具乾燥車が訪問して寝具の乾燥または丸洗いを行う。

令和元年度利用者数 140人 延 1,163件（乾燥 1,119件 丸洗い 44件）

(8) **おむつ給付等事業**

在宅の要介護認定者で常時失禁状態の高齢者等に、紙おむつや布おむつ等を給付限度額の範囲内で給付または貸与する。

令和元年度利用者数 延 28,708人

※給付限度額は要介護1～3は月額4,000円以内、要介護4、5は月額8,000円以内とし、自己負担1割

(9) **安心電話**

65歳以上のひとり暮らしの方（就労者を除く）に対し、電話による安否及び健康状態の確認を行う。

令和元年度末登録者数 216人

(10) **家族介護慰労事業**

要介護4又は5の認定を受け、市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイ利用を除く。）を受けなかった者を、現に介護している家族に対し、慰労金を支給する。

年額 10万円 令和元年度実績 2件

(11) **シルバーハウジング生活援助**

市営住宅のシルバーハウジングに入居している者に対して、生活指導や安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する生活援助員（LSA）を派遣し、入居者の安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

令和元年度末入居世帯数 全30戸中27世帯

(12) **高齢者虐待防止**

高齢者虐待発生時の支援及び再発防止のための体制を整備し、高齢者の権利利益を擁護する。

関係機関との連携協力体制を強化するため、高齢者虐待防止連絡会を組織している。また、高齢者虐待等居室確保事業を実施し、老人福祉施設のベッドを3床確保して、被虐待者と虐待者の分離が必要な場合に活用している。

さらに、高齢者福祉施設等職員に対して、高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修を実施し、身体拘束を行わない質の高い介護の提供を目指す。

令和元年度 高齢者虐待居室確保事業利用者数 27人

(13) 成年後見制度利用支援

身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者に対して、市長が申立人となって成年後見制度の利用を支援する。また、低所得者に申立費用・後見人等報酬を助成する。

令和元年度 市長申立件数	42件
申立て費用助成	47件（市長申立・親族等申立含む）
成年後見人等報酬助成	115件

(14) 家族介護者支援事業

在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、家族介護者研修、訪問レッスンを実施し、また、家族介護者の介護方法に関する相談窓口として家族介護者支援センターを設置し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図る。

令和元年度 訪問レッスン実施件数	62件
家族介護者研修受講者数	43人

(15) 三世代同居等支援事業

高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、「親と子と孫」を基本とする三世代家族の同居又は近隣に居住するために必要となる費用の一部を助成する。

令和元年度実績	102件	交付決定	1年目の助成	55件
			2年目の助成	23件
			3年目の助成	24件

(16) 家具転倒防止対策事業

地震発生時における家具の転倒を防止するため、転倒防止金具の取り付けが困難な高齢者世帯に対し、金具を取り付けるための費用の一部を助成する。

令和元年度実績	21件
---------	-----

(17) 地域見守り活動支援事業

ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自治会等が行う地域見守り活動支援に関する初期経費について、補助金を交付する。

令和元年度	補助金交付団体数	1団体
-------	----------	-----

(18) 高齢者等ごみ出し支援事業

高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した場合、補助金を交付する。

令和元年度末時点	登録団体数	41団体
----------	-------	------

(19) 地域支え合い型訪問支援・通所支援

地域住民等が買い物・調理等の生活支援やサロン運営などの支え合い活動を、あんしんケアセンターのケアプランに添って要支援者などに実施して頂く場合、補助金を交付する。

令和元年度末時点	登録団体数	9団体
----------	-------	-----

5 老人福祉施設

(1) 老人保護措置委託事業

生活が困難な要援護高齢者を、養護老人ホームに入所委託した場合の生活費と事務費を支払っている。また、やむを得ない事由により特別養護老人ホームに入所委託した場合は、介護保険における自己負担金相当を支払っている。

令和元年度実績　措置人員　延べ1,697人
措置委託料　326,566千円
委託施設数　養護老人ホーム　16か所（市内2施設、市外14施設）

8 地域包括ケアの推進

誰もが、住み慣れた地域で必要な医療やサービスを受けながら生活できるよう、あんしんケアセンターによる相談等の業務を実施するほか、在宅医療と在宅介護の提供体制整備とそれを担う多職種間の連携強化や効果的な仕組みの構築を進める。

また、認知症の人やその家族に対する施策を進めるほか、介護予防事業により、自分自身の健康への関心を高め、健康づくりを推進する。

1 あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運営事業

「要支援1・2」の方及び基本チェックリストの該当による「事業対象者」の方の介護予防ケアマネジメントを実施（ケアプラン作成）するほか、高齢者の福祉や介護に関する総合相談、高齢者を消費者被害や虐待から守るための権利擁護、より暮らしやすい地域にするために行う関係機関とのネットワーク構築、地域のケアマネジャーや地域活動への支援などを実施している。

設置か所　30か所（出張所2か所含む）

2 生活支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築を行う「生活支援コーディネーター」を行政区域ごとに配置した。また、平成30年度より、中央区において、日常生活圏域（あんしんケアセンター圏域）を担当する、第2層コーディネーターを圏域単位にモデル的に配置している。

3 在宅医療・介護連携支援の強化

(1) 在宅医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護の連携体制の強化に向けて、総合保健医療センター内に設置した在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護専門職への相談支援の他、訪問診療医師増強研修、訪問看護ステーション連携・促進事業などを実施している。

(2) 在宅医療推進連絡協議会

在宅医療・介護関係者間で連携体制の在り方について意見交換を行うとともに、市や関係団体等の取組みに対し必要な提言を行う。

令和元年度　　協議会：2回開催
　　　　　　　　講演会：1回開催

(3) 多職種連携会議

在宅医療推進連絡協議会の提言を受け、小さな地域ごとの顔の見える関係づくりを目指し、あんしんケアセンターを中心に、多職種連携をテーマに開催している。

令和元年度実績　　開催回数14回　※新型コロナウイルス感染拡大防止のため6回中止

4 認知症施策の推進

(1) かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医が、認知症を早期に発見し、専門医の治療へつなげられるようにするために、適正な認知症診断の知識・技術等を習得する研修を実施する。

令和元年3月末時点 修了者数 224人

(2) 認知症介護研修

認知症の人の介護者等を対象に、認知症に関する正しい知識や介護方法等を習得してもらうための講習会と、介護者同士の交流を目的とする交流会・相談会を開催し、介護者の負担軽減や地域における認知症に対する理解の促進を図る。

令和元年度実績（講習会） 実施回数 4回 受講人数 195人
(交流会) 実施回数 6回 受講人数 71人

(3) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催する

令和元年度 サポーター養成者数 8,328人
講座開催数 166回

(4) 徘徊高齢者SOSネットワーク、高齢者保護情報共有サービス

認知症の人が徘徊により行方不明となった場合に、市内5警察署及び各関係機関間のネットワークによる連携を図るとともに、QRコードが印刷されたラベル・シールとICTサービス（どこシル伝言板）を用い、対象者の身元確認や家族への引渡しを円滑に行い、早期発見、早期保護を図る。

令和元年度 徘徊高齢者SOSネットワーク利用件数 市内84件
高齢者保護情報共有サービス（どこシル伝言板）登録件数 119件

(5) 認知症疾患医療センター運営事業

認知症に関する鑑別診断、専門医療相談、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、地域連携等を実施する認知症疾患医療センターを千葉大学医学部附属病院内に設置している。

(6) 認知症初期集中支援チーム運営事業

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置している。

(7) 認知症相談コールセンター運営事業

介護者の負担軽減と認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、「ちば認知症相談コールセンター」を千葉県と共同設置し、認知症の人や認知症の人を介護する家族等を対象に、電話相談や面接相談を行っている。

令和元年度実績 電話相談 253件 面接相談 10件

5 介護予防事業の推進

(1) チャレンジシニア教室

一般高齢者を対象に、多様な実習、趣味活動、教養活動、特に閉じこもりがちな男性高齢者の興味を引くような多様なプログラムを行い、参加者にとっての愉しみ、生きがいとなるような総合型介護

予防事業を展開する。

令和元年度実績 開催回数 106回 延人員数 1,349人

(2) シニアフィットネス習慣普及

一般高齢者を対象にフィットネスクラブを利用する料金の一部を補助し、介護予防に資する運動習慣の普及啓発を図る。

令和元年度実績 利用者数 51人

(3) シニアリーダー養成講座

介護予防の重要性や、介護予防に繋がる生活習慣についての知識を学んでもらうとともに、運動指導の技術を習得してもらう。さらに、修了者が地域の方々に対して介護予防について啓発ができるよう、実技指導の練習やグループワークを取り入れ、自主的な介護予防活動のリーダーとして活躍できるような人材を養成する。

令和元年度実績 開催回数 124回 講座修了者数 111人

(4) 介護予防教育

栄養改善、口腔機能の向上、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防、COPD（慢性閉塞性肺疾患）予防等、介護予防に関する講演会や教室を実施する。

令和元年度実績 426回 延7,040人

歯っぴ一健口教室 口腔機能向上を図るプログラムを提供し、日常生活における実践を促す。

令和元年度実績（再掲）95回 延1,016人

食事セミナー 望ましい食生活の講義や調理実習、筋力アップのための運動等を実施する。

令和元年度実績（再掲）100回 延1,013人

口腔ケア事業 歯科医院において口腔機能の評価、必要な相談・指導を行う。

令和元年度実績 131人

(5) 介護予防相談

保健師・管理栄養士・歯科衛生士が介護予防に関する個別相談を実施する。

令和元年度実績 531回 延1,693人

(6) 地域活動支援

地域で行う介護予防に関する活動を支援するために、介護予防の知識や情報の普及、介護予防に効果のある体操の指導などを実施する。

令和元年度実績 263回 延4,061人

(7) 介護予防対象者把握

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の居宅を訪問し、状況を把握する。

令和元年度実績 延214人

(8) 健康づくりプロジェクト

プロスポーツのトレーナー等が講師となり、高齢者が介護を必要としないための体力づくりのノウハウを提供する。

令和元年度実績 延参加者数 412人

(9) 地域のつどい・ふれあい入浴事業

65歳以上の高齢者を対象に、孤独感の解消を図るほか地域社会や家族の「絆」を深めることを目的として、毎週日曜日に100円で公衆浴場を利用できるよう、公衆浴場に対して補助金を交付する。

令和元年度実績 延利用者数 52,348人（65歳以上のみ。小学生以下含まず。）

(10) 介護支援ボランティア制度

高齢者が、高齢者施設などでボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、介護保険料などに充てることができる制度であり、地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防を目的としている。

登録者 2,306人（令和元年度末時点）

9 介 護 保 險

1 介護保険制度の概要

介護保険制度は、40歳以上の方が負担する保険料と公費（国・県・市）を財源に、65歳以上の方が寝たきり、認知症などで當時介護を必要とする状態（要介護状態）または介護予防や食事、排せつ等の日常生活の支援が必要な状態（要支援状態）になったとき（40歳以上65歳未満の方は特定疾病により要介護状態又は要支援状態になったとき）に、高齢者の介護を社会全体で支える制度である。

認定を受けた要介護度（要支援1・2、要介護1～5）に応じて介護サービスを利用し、原則として費用の1割（負担能力に応じ2割または3割）を負担することになる。

また、平成18年度から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業が開始された。

2 要介護等認定者数の状況（令和元年度）

（単位：人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
6,874	5,145	11,006	6,602	5,284	4,811	3,763	43,485

（令和2年3月31日現在）

3 介護サービスの費用

(1) 居宅サービスなどの費用

要介護状態区分	居宅サービス（支給限度基準額）			
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など（各介護予防サービスを含む。）			
要支援1	50,320円～55,600円	要介護3	270,480円～298,800円	
要支援2	105,310円～116,300円	要介護4	309,380円～341,800円	
要介護1	167,650円～185,200円	要介護5	362,170円～400,100円	
要介護2	197,050円～217,700円			

※上記のほかに居宅療養管理指導、特定福祉用具購入費、住宅改修費の支給等がある。

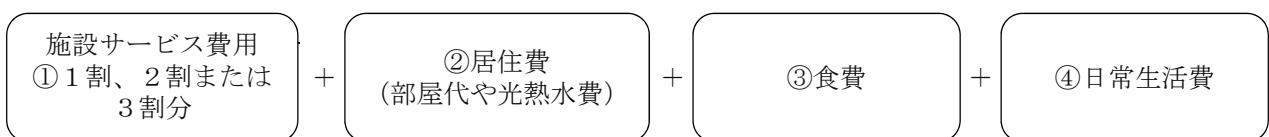
※支給限度基準額は、要介護状態区分別に設定された単位数に、本市の地域加算などを加味した金額である。

※次の費用は、自己負担である。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護（各介護予防サービスを含む。）、看護小規模多機能型居宅介護（各介護予防サービスを含む。）の滞在費（宿泊費）・食費など。
通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護（各介護予防サービスを含む。）、地域密着型通所介護の食費など。

(2) 施設サービスの費用

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所した場合の自己負担は、下図の①～④の合計額である。



※実際に利用者が負担する②居住費、③食費、④日常生活費は、各施設との契約により決まるため、施設ごとに異なる。

所得の低い方は、申請により、居住費・食費の自己負担が軽減される。

<対象者>介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者のうち下表の利用者負担第1段階～第3段階に該当する方

※通所サービスは、軽減対象にならない。

<軽減内容>第1段階～第3段階の方の自己負担額が、下表の金額になる。

※ただし、下記利用者負担段階の方のうち、配偶者が市民税課税者である場合（世帯分離の場合も勘案）、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の自己負担軽減対象にならない。

自己負担の軽減対象者とその負担限度額（負担の上限額）

（日額、単位：円）

区分		居住費				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多 床室	従来型 個室	相部屋 (多床室)	
利用者負担 第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者等	820	490	320 (490)	—	300
利用者負担 第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金等）の合計額が80万円以下の方等	820	490	420 (490)	370	390
利用者負担 第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方等	1,310	1,310	820 (1,310)	370	650

※従来型個室の居住費は、上段が介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の金額で、下段のカッコ内が介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護の金額である。

※世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯などで一方が個室に入った場合で残された配偶者などの収入が一定額以下となる場合などには、居住費及び食費の負担が引き下げられる。

※介護保険制度開始前からの特別養護老人ホーム入所者で、利用者負担割合が5%以下となる方については、居住費及び食費を含めた負担額が当時の負担額を超えないよう、軽減措置を講じる。

4 指定事業者等の状況

(1) 指定事業所数

介護予防支援	28	認知症対応型通所介護	7
居宅介護支援	326	地域密着型通所介護	145
訪問介護	265	小規模多機能型居宅介護	25
訪問入浴	14	認知症対応型共同生活介護	100
訪問看護	※447	夜間対応型訪問介護	0
訪問リハビリテーション	※343	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11
居宅療養管理指導	※1,163		
通所介護	109	看護小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション	※48	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3
短期入所生活介護	65		
短期入所療養介護	23	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
特定施設入居者生活介護	60		
福祉用具貸与	59	訪問介護相当サービス	200
特定福祉用具販売	58	生活援助型訪問サービス	164
介護老人福祉施設	55	通所介護相当サービス	206
介護老人保健施設	21	ミニデイ型通所サービス	5
介護医療院	2		

千葉市内の休止中を含む事業所数である。

※印は、みなし指定を含む。

(2) 基準該当事業所数

居宅介護支援	4
訪問介護	2

5 高額介護（介護予防）サービス費の支給

被保険者が介護サービスの利用に対して支払った1か月の自己負担額（1割、2割または3割負担の額）が、一定の上限額を超えたときは、その超えた額を高額介護（介護予防）サービス費として支給する。なお、同一世帯に複数の利用者がいるときは、世帯全体の負担額が上限額を超えた場合に支給する。

段階	区分	月の自己負担上限額
第5段階	現役並みの所得の1号被保険者がいる世帯	44,400円（世帯）
第4段階	課税世帯	44,400円（世帯） ※1割負担の被保険者のみの世帯は、年上限額が446,400円となる。 (3年間の時限措置R2.7.31終了)
第3段階	非課税世帯（第1～2以外）	24,600円（世帯）
第2段階	・老齢福祉年金受給者 ・公的年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第1段階	生活保護受給者等	15,000円（個人）

令和元年度実績 132,806件 1,747,921千円

6 高額医療合算介護サービス費等

高額介護サービス費と医療保険における高額療養費の適用をうけたうえで、サービスの1割、2割または3割の利用者負担と医療費の自己負担額の合計額が高額となり、年間で一定額を超えたときは、申請により超えた分を「高額医療合算介護サービス費等」として支給する。

※毎年8月1日から翌年7月31日までの自己負担額の合計が対象となる。

高額医療合算介護サービス費上限額（年額）

所 得 区 分		後期高齢者 +介護保険 (75歳以上)	被用者保険又は国保 (世帯内の70歳~74歳) + 介護保険
(現役並み所得者)	課税所得690万円以上	212万円	212万円
	課税所得380万円以上	141万円	141万円
	課税所得145万円以上	67万円	67万円
一 般		56万円	56万円
低 所 得 者 II		31万円	31万円
低 所 得 者 I※1		19万円	19万円

所 得 (基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の方
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※所得区分については各医療保険の高額療養費の基準に基づく。

※1 低所得者Iで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、自己負担限度額（19万円）が高額介護サービス費等の限度額（年間約30万円）を下回るため、低所得者IIの自己負担限度額が適用される。

7 高額介護サービス費等貸付

高額介護（介護予防）サービス費の支給が見込まれる被保険者に対して、一時的な家計への負担を軽減するため、これらの保険給付が支給されるまでの間、資金を無利子で貸し付ける。

令和元年度実績 0件

8 訪問介護利用者特別対策

(1) 制度移行措置対象者

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として利用者負担額が0円となっている者であって、以下①、②のいずれかに該当する者について、介護保険の訪問介護などの利用者負担額を全額免除する。

① 65歳以前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳に到達したことで介護

保険の適用（要介護認定者等）となった者

- ② 特定疾病によって要介護認定者等になった40歳～64歳までの者で、要介護認定者等になる以前に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者

令和元年度実績 延利用人数 0人 ※過誤申立による返還分（過年度）0人

9 社会福祉法人等利用者負担軽減対策

世帯全員が市民税非課税等の低所得で生計が困難な要介護（要支援）認定者に対して、社会福祉法人等が訪問介護、訪問介護相当サービス夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、通所介護、通所介護相当サービス（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設サービスに係る介護保険サービスの利用者負担を軽減する際に必要な確認証を交付するとともに、利用者負担を軽減した社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

令和元年度実績 確認証交付人数 78人

10 介護人材の確保・定着対策

平成24年度から、介護人材の確保と介護施設等への定着の促進を図るため、ホームヘルパー2級資格取得支援事業を開始。研修課程等の見直しにより平成25年度からは介護職員初任者研修受講者支援事業へ変更。

研修を修了し、介護職として就労していることを条件に、受講費用の半額（上限5万円）を助成する。

令和元年度実績 41人

11 保 険 料

(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は、本市の介護サービスの水準に応じて3年間を1期として、負担能力に応じて13段階に設定しているが、年額18万円以上の老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金受給者は年金から天引きとなり、それ以外の方は口座振替や納付書により直接納める。

令和2年度における保険料は、次のとおりである。

保険料段階	対象となる方	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の者、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の「合計所得金額※2」の合計額が80万円以下の方等	※1 (×0.3) ↑ ×0.5	※1 (1,590円) ↑ 2,650円	※1 (19,080円) ↑ 31,800円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の「合計所得金額」の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	※1 (×0.4) ↑ ×0.65	※1 (2,120円) ↑ 3,445円	※1 (25,440円) ↑ 41,340円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等※3	※1 (×0.7) ↑ ×0.75	※1 3,710円 ↑ 3,975円	※1 44,520円 ↑ 47,700円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,770円	57,240円
第5段階 (基準額)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,300円	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が80万円未満の方等	×1.05	5,565円	66,780円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,830円	69,960円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,625円	79,500円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の方等	×1.5	7,950円	95,400円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,275円	111,300円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,600円	127,200円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上900万円未満の方等	×2.25	11,925円	143,100円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	×2.4	12,720円	152,640円

※1 第1～3段階の（ ）内は、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減後の保険料率、保険料額。

※2 合計所得金額とは、損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得等）、特別控除前の土地・建物等の分離譲渡所得金額等の合計額をいう。合計所得金額がマイナスになる場合は0円として取り扱う。なお、保険料段階の判定には特別控除額を控除した額を用いる。また、第1から第5段階の判定には、公的年金に係る雑所得を控除した額を用いる。

※3 千葉市に転入されるなどにより、被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがある。

区分	令和元年度（決算額）	令和2年度（当初予算額）
被保険者数	252,125人	267,325人
保険料収納率	99.2%	98.0%
保険料収納額（現年分）	15,861,838千円	16,467,924千円

(2) 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

保険料の算定方法は、健康保険、共済組合、国民健康保険など加入している医療保険により異なり、加入している医療保険料と合わせて医療保険者に納める。

10 国民健康保険

1 年度別事業概要

（医療分）

区分	年度	令和元（当初予算）		令和2（当初予算）	
		一般	退職	一般	退職
被保険者数（人）	191,920	80	184,590	10	
世帯数（世帯）	127,270	70	126,395	5	
負担状況	世帯当たり最高（円）	610,000	610,000	630,000	630,000
	世帯当たり最低（円）	9,666	9,666	9,324	9,324
	世帯当たり平均（円）	102,622	89,600	96,852	145,600
	1人当たり平均（円）	68,053	78,400	66,318	72,800
保険料収納率（%）	92.64	96.20	92.94	100	
の療養費	費用額（千円）	72,387,827	289,038	66,855,296	85,710
	保険者負担分（千円）	53,433,131	205,309	49,111,959	59,674
療養費	費用額（千円）	760,053	2,758	711,242	784
	保険者負担分（千円）	561,033	1,930	523,731	549
高額療養費（千円）	7,032,905	65,975	6,906,782	14,794	
給付法	出産育児一時金（1件単価）（円）	404,000	〔産科医療補償制度加入機関で 出産の場合、16,000円を加算〕	404,000	〔産科医療補償制度加入機関で 出産の場合、16,000円を加算〕
付定	葬祭費（1件単価）（円）	50,000		50,000	
国民健康保険事業費納付金（千円）	医療給付費分	16,654,676		15,513,585	
歳入（千円）	入（千円）	80,749,224		74,903,743	
歳出（千円）	出（千円）	80,749,224		74,903,743	
差引（千円）	引（千円）	0		0	
一般会計繰入金（千円）		5,092,383		4,927,188	

(後期高齢者支援金分)

区分		年度		令和元 (当初予算)		令和2 (当初予算)	
		一般	退職	一般	退職	一般	退職
被保険者数(人)		191,920	80	184,590		10	
世帯数(世帯)		127,270	70	126,395		5	
負担保険料 状況	世帯当たり	最高(円)	190,000	190,000	190,000	190,000	
	世帯当たり	最低(円)	3,420	3,420	3,546	3,546	
	世帯当たり	平均(円)	36,406	31,900	37,015	55,600	
	世帯当たり	1人当たり平均(円)	24,142	27,913	25,345	27,800	
保険料収納率(%)		92.64	96.20	92.94		100	
国民健康保険事業費納付金(千円) 後期高齢者支援金等分		5,573,132		5,699,499			
歳入(千円)		5,573,132		5,699,499			
歳出(千円)		5,573,132		5,699,499			
差引(千円)		0		0			
一般会計繰入金(千円)		1,074,929		1,089,491			

(介護分)

区分		年度		令和元 (当初予算)		令和2 (当初予算)	
		一般	退職	一般	退職	一般	退職
被保険者数(人)		59,930	70	55,890		10	
世帯数(世帯)		52,064	60	48,995		5	
負担保険料 状況	世帯当たり	最高(円)	160,000	160,000	170,000	170,000	
	世帯当たり	最低(円)	4,752	4,752	5,148	5,148	
	世帯当たり	平均(円)	29,785	26,633	32,036	58,800	
	世帯当たり	1人当たり平均(円)	25,876	22,829	28,084	29,400	
保険料収納率(%)		88.60	96.20	91.15		100	
国民健康保険事業費納付金(千円) 介護納付金分		1,850,199		1,917,451			
歳入(千円)		1,850,199		1,917,451			
歳出(千円)		1,850,199		1,917,451			
差引(千円)		0		0			
一般会計繰入金(千円)		354,000		363,239			

2 保険料算出方法

(1) 医療分保険料

(所得割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額) ÷ 10 = 1期当たり納付額 (納期10回)

所得割 (前年の総所得金額-基礎控除額33万円) × 6.59%	被保険者均等割 1人当たり 19,200円
世帯別平等割 1世帯につき 23,760円	賦課限度額 630,000円

(2) 後期高齢者支援金分保険料

(所得割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額) ÷ 10 = 1期当たり納付額 (納期10回)

所得割 (前年の総所得金額-基礎控除額33万円) × 2.61%	被保険者均等割 1人当たり 7,320円
世帯別平等割 1世帯につき 9,000円	賦課限度額 190,000円

(3) 介護分保険料

(所得割額+被保険者均等割額+世帯別平等割額) ÷ 10 = 1期当たり納付額（納期10回）

所得割	（前年の総所得金額－基礎控除額33万円）× 2.11%	被保険者均等割	1人当たり 9,720円
世帯別平等割	1世帯につき 7,440円	賦課限度額	170,000円

3 高額療養費支給制度

被保険者が保険診療を受け、1か月間の自己負担分医療費が自己負担限度額（所得や年齢等によって、8,000円～約252,600円）を超えた場合、その差額を支給している。ただし、同一世帯内で21,000円以上の一一部負担金の支払いが複数ある場合は、それぞれを合算してから算定する。（70歳以上75歳未満の方については、金額に関わらず合算する。）

また、保険者が認定した血友病・人工透析及びHIV感染症患者は、自己負担限度額が10,000円（70歳未満の人工透析患者のうち、一定の所得を超えた方については20,000円）となる。

限度額適用認定証

被保険者が保険診療を受ける際、事前に申請を行い発行された限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示することにより、自己負担分医療費が医療機関ごとに自己負担限度額までの支払いになる。ただし、70歳以上75歳未満で以下に該当する方は申請不要で、保険証の提示により同様の扱いとなる。

・一部負担金の割合が3割で、課税標準額690万円以上の方

・一部負担金の割合が2割で、市町村民税課税世帯の方

令和元年度実績	6,745,352千円	令和2年度予算額	6,921,576千円
---------	-------------	----------	-------------

4 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施し、その結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に特定保健指導を行う。

対象者 40歳以上の国民健康保険被保険者

令和元年度実績	特定健康診査	53,195人
---------	--------	---------

特定保健指導	2,466人
--------	--------

健診データ提供	180件
---------	------

糖尿病性腎症重症化予防	32件	計580,983千円
-------------	-----	------------

令和2年度予算額	811,678千円
----------	-----------

5 一日人間ドック費用助成

生活習慣病などの早期発見のため、検診費用の一部を助成する。

対象者 35歳以上75歳未満の保険料完納世帯の国民健康保険被保険者（40歳以上の被保険者は特定健康診査と同時実施）

定員 6,800人

助成金 基本検診項目 18,400円 オプション項目は追加の自己負担あり

令和元年度実績	5,221件	52,001千円
---------	--------	----------

令和2年度予算額	67,710千円
----------	----------

6 脳ドック費用助成

脳血管疾患予防のため、検診費用の一部を助成する。

対象者	40歳以上5歳間隔の保険料完納世帯の国民健康保険被保険者
定員	600人
助成金	検診費用の5割(限度額 10,000円)
令和元年度実績	491件 5,290千円
令和2年度予算額	6,449千円

11 国民年金

1 基礎年金

(1) 被保険者

(令和2年3月末現在、単位：人)

適用被保険者数				
第1号被保険者		小計 (A+B)	第3号被保険者 (C)	計 (A+B+C)
強制(A)	任意(B)	111,665	73,398	185,063
110,024	1,641			

※第1号被保険者 日本国に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業などの人や学生など。

※第3号被保険者 厚生年金・共済組合に加入している人に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

(2) 免除等の状況

令和元年度実績 法定免除 10,404人 申請免除等 33,711人

(3) 受給権者数

令和元年度実績	244,778人				
老齢(基礎)	236,866人	障害(基礎)	6,310人	遺族(基礎)	1,602人

2 福祉年金

令和元年度受給者数 6,680人

老齢 1人 障害(基礎) 6,679人

12 障害保健福祉

1 身体障害者・知的障害者・精神障害者数

(令和2年3月末現在、単位：人)

障害別 区分	身体障害者												知的 障害者	精神 障害者	
	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢不自由	肢体機能障害	心機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	計		
人員	1,779	2,265	372	14,737	5,371	440	2,715	1,795	31	228	66	29,799	7,192	9,162	
内訳	18歳未満	16	106	0	394	64	9	3	16	0	0	12	620	2,179	101
	18歳以上	1,763	2,159	372	14,343	5,307	431	2,712	1,779	31	228	54	29,179	5,013	9,061

2 相 談

(1) 障害者相談センター

障害者相談センターは、障害者の更生援護の中核機関として、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面からの総合的な診断・判定を行うとともに、必要に応じ専門的相談・指導等を行っている。

開設年月日 平成6年4月1日（平成11年12月1日に現在地へ美浜区高浜から移転）

位 置 中央区千葉寺町1208-2（千葉市ハーモニープラザ内）

敷 地 面 積 14,180.14m² 建築面積 6,699m² 延床面積 14,185m²（障害者相談センター978m²）

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建

ア 身体障害者の相談・判定状況（令和元年度実績）

取扱実人員 1,836人 判定書等交付件数（自立支援医療・補装具・身体障害者手帳） 1,611件

イ 知的障害者の相談・判定状況（令和元年度実績）

取扱実人員 960人 判定書等交付件数 1,029件

(2) こころの健康センター

こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行うとともに、相談及び指導のうち複雑または困難なものを行っている。

業務開始 平成13年7月2日

位 置 美浜区高浜2-1-16

敷地面積 3,500m² 延床面積 1,024.80m²

ア 技術援助・技術指導

地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センター等の関係機関職員に対し、専門的立場から助言・指導を行う。

令和元年度実績 助言・指導回数 57回

イ 教育研修

保健福祉センター、社会復帰施設等の職員・民生委員等を対象に、資質の向上を目的とした研修を実施している。また、関係機関が主催する研修に講師を派遣している。

令和元年度実績 研修参加者延人数 800人 講師派遣延回数 9回

ウ 普及啓発

心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、市民を対象に各種講演会・講座を開催している。

令和元年度実績 講演会・講座参加者延人数 627人

精神障害者や精神障害者の家族を対象にしたもの 参加者延人数 595人

明るい暮らし促進事業・精神保健福祉セミナー事業 参加者延人数 476人

エ 調査研究

精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を実施している。

オ 精神保健福祉相談

・精神保健福祉相談

精神科医師によるアルコール・薬物、思春期、高齢期等の専門相談を予約制で実施したほか、

精神保健福祉相談員、保健師による精神保健福祉に関する相談を随時受け付けている。

令和元年度実績 相談実件数 1,027件

相談延件数内訳（令和元年度実績）

電 話	来 所	メ ール	医 師	合 計
1,014 件	95件	7件	82件	1,198 件

・こころの電話

傾聴専用電話「こころの電話」を設置し、開庁日の午前10時から正午、午後1時から午後5時まで実施している。

令和元年度実績 こころの電話件数（匿名による相談） 2,713件

カ 組織育成

ボランティア組織、精神障害者家族会等の精神保健福祉に関する団体の育成を行っている。

令和元年度実績 こころのボランティア・あおば フリースペース定例会参加等 35回

キ 精神医療審査会

・定期病状報告等の審査（令和元年度実績）

審 査 件 数				審 査 結 果			審 査 中
措 置 入 院	医 療 保 護	医 療 保 護	入 院 患 者	入 院 等 は	他 の 入 院	入 院 繼 続	
患 者 定 期	入 院 届	入 院 患 者	定 期 病 状	適 当	形 态 へ の	不 要	
病 状 報 告 書		報 告 書			移 行 が 適 当		
15件	1,176件	382件	1,573 件	1,544 件	0 件	1 件	28 件

・退院請求審査（令和元年度実績）

区 分	請 求 件 数	審 査 件 数	審 査 結 果			審 査 中
			入 院 繼 続 又 は	他 の 入 院 形 態 へ	入 院 不 要 又 は	
退 院 請 求	49 件	30 件	23 件	1 件	1 件	5 件
処 遇 改 善 請 求	9 件	9 件	9 件	0 件	0 件	0 件
計	58 件	39 件	32 件	1 件	1 件	5 件

ク 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定

令和元年度実績 精神障害者保健福祉手帳判定件数 3,855件

障害者自立支援医療（精神）判定件数 10,594件

ケ 自殺対策事業

地域自殺対策緊急強化基金事業に基づいて、自殺対策に取り組んでいる。

令和元年度実績 若者向け自殺対策リーフレット発行数 4,500部

子ども若者メンタルヘルス研修参加者延人数 81人

ゲートキーパー研修参加者延人数 73人

うつ病集団認知行動療法参加者延人数 20人

うつ病認知行動療法講演会参加人数 70人

うつ病対策講演会（普及啓発）参加者人数 33人

コ 依存症対策事業

依存症への理解を深めるため、講演会・研修等の他、当事者や家族のための支援を実施している。

令和元年度実績 アディクションフォーラム（千葉県と共に） 1回／年

依存症講演会 1回／年

ギャンブル相談 23件

依存症治療回復プログラム参加延人数 147人

アルコールミーティング参加延人数 149人

薬物依存症ポスター作成配布 500枚

3 各種手当等

(1) 各種手当

事業名	実施年月日	対象	令和2年度支給額(月額)	令和元年度受給者数
特別障害者手当	昭61. 4. 1	在宅の20歳以上で身体または精神に重度の障害が重複しているため、常時特別の介護を必要とする障害者（所得制限あり）	27,350円	619人
国福祉手当（経過措置）	昭50. 4. 1	在宅の重度の身体または精神障害若しくはこれらが重複する障害者（所得制限あり）	14,880	16
市福祉手当（児）	昭38. 4. 1	20歳未満で身体障害1・2級及び3級～6級の6か月以上寝たきりの身体障害児、知的障害Ⓐ～概ねBの1並びに精神障害1級の障害児	※ 7,000	986
市福祉手当（者）	昭48. 4. 1	20歳以上で身体障害1級及び2級～6級の6か月以上寝たきりの身体障害者、知的障害Ⓐ～Bの1並びに精神障害1級の障害者（65歳以上新規障害者は対象外）	※ 5,000	9,300
特別児童扶養手当	昭39. 4. 1	在宅の20歳未満で身体障害概ね1～3級（4級の一部）知的障害Ⓐ～概ねBの1及び精神障害のある障害児の父母または養育者（所得制限あり）	重度 52,500 中度 34,970	1,318
障害児福祉手当	昭61. 4. 1	在宅の20歳未満で身体障害概ね1・2級、知的障害Ⓐ～Ⓐの2及び精神障害のある障害児（所得制限あり）	14,880	441

※ 身体障害1・2級、知的障害Ⓐ～Aの2、精神障害1級のうち2つ以上の障害を持つ障害児者は、10,500円

(2) 心身障害者扶養共済

身体障害、知的障害またはこれらと同程度の精神障害のある者の保護者が加入し、加入者が死亡（重度障害）した場合に、残された障害者に、年金を支給する。

加入者 292人（450口） 受給者 237人（282口） （令和2年3月31日現在）

(3) 心身障害者医療費助成

心身障害者が保険診療による治療を受けたとき、治療に要した費用のうち自己負担分を助成する。

受給者数 12,435人

支給対象 身体障害児・者（1級、2級、3級内部障害者）、知的障害児・者（Ⓐ～B 1）
精神障害児・者（1級）

令和元年度実績 361,391件

(4) 精神障害者入院医療費助成（市単）

精神障害者を有する家庭の精神的、経済的負担の軽減を図るため、入院医療費の一部を助成する。

支給対象 市県民税非課税世帯

支 給 条 件 精神障害の治療のため 1か月以上入院したとき
 支 給 額 月額 自己負担額の 2分の 1
 令和元年度実績 延 1,153件

(5) 特定医療費（指定難病）助成事業

難病患者の良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の維持向上のため、医療費の一部を助成する。

令和元年度実績 6,555件（延 87,795件）

4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

サービスの種類			サービスの内容
介護給付	居宅介護	身体介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護など。
		家事援助	居宅で調理、洗濯、買物等の家事など。
	行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときの、危険を回避するために必要な支援、外出支援など。 ※行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象
	短期入所		障害者支援施設等における、短期間の宿泊による介護等のサービス
	重度訪問介護		居宅で入浴、排せつ、食事等の介護など及び外出時における移動等の介護 ※常時介護を要する重度の肢体不自由者並びに行動上著しい困難がある知的障害者及び精神障害者のみ対象
	重度障害者等包括支援		居宅介護等を包括的に提供 ※常時介護を要する障害者（児）で、介護の必要性が著しく高い者のみ対象
	生活介護		主として昼間、障害者支援施設等において入浴、排泄、食事等の介護及び創作活動又は生産活動の機会の提供 ※常時介護を要する障害者のみ対象
	療養介護		主として昼間、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話の供与 ※医療を要する障害者であって常時介護を要する者のみ対象
	施設入所支援		主として夜間、施設に入所する者への入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を供与
訓練等給付	同行援護		重度の視覚障害のある人への外出時における移動の支援等
	共同生活援助		主として夜間、共同生活を営むべき住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の便宜を供与
	自立生活援助		居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等による必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
	自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行う。
		生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。
就労継続支援（A型・B型）		通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対する就労の機会の供与	
就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行う。	

相 談 支 援	地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保等の地域における生活へ移行するための支援を行う。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時ににおける連絡等の支援を行う。
	計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた利用計画の作成を行う。

- ・障害福祉サービスの支給決定者数（令和2年3月31日現在） 6,448人

5 地域生活支援給付事業

サービスの種類	サービスの内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護 ※屋外での移動が困難な障害者等のみ対象
訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供 ※居宅において入浴が困難な重度身体障害者等のみ対象
日中一時支援	障害者等につき、障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行う。

- ・地域生活支援給付の支給決定者数（令和2年3月31日現在） 2,447人

6 在宅サービス

(1) 補装具費の支給

障害のある部分を補い、日常生活や職業活動をしやすくするために必要な補装具の購入または修理に要する費用の支給を行う。

令和元年度実績 購入 939件 修理 802件

(2) 日常生活用具費の支給

重度の身体・知的・精神障害者の日常生活上の不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、特殊寝台・ストマ用装具・福祉電話・ファックス等の購入に要する費用の支給・貸与。

令和元年度実績 21,529件

(3) おむつ給付等

在宅の重度ねたきり身体障害者などに、紙おむつを給付し、本人や介護家族の負担を軽減する。なお、おむつは自宅まで市に登録された業者が配達する。

令和元年度実績 対象者 164人（令和2年3月31日） 延利用者数 1,986人

(4) トイ・ライブラリー（おもちゃ図書館）（市単）

身体・知的障害児がおもちゃでの遊びを通じて、機能回復及び能力発達を促進する。

開設場所 千葉市療育センター内（すぎのこルーム）及び千葉市地域生活支援センターふらる

開設日・時間

- ・千葉市療育センター 毎月第1・3土曜日 午後2:00～4:00
- ・地域生活支援センターふらる 毎月第1土曜日 午前10:00～正午
(いずれも祝日の場合を除く。)

貸出方法 館外貸出 個人：1人3点以内、翌実施日まで貸出

団体：1団体30点以内、2か月まで貸出

令和元年度実績 延利用人数 162人 おもちゃ延貸出点数 42点

(5) 障害者住宅改造費助成（市単）

重度の障害者のいる世帯に、障害にあった浴室・便所・台所などの改造費を助成する。

対 象 身体障害者 1～2級、重度知的障害者

助 成 額 基本額 700,000円

補 助 率

区分	助成割合	
	市内の業者を利用する場合	市外の業者を利用する場合
生活保護世帯・市民税所得割額非課税世帯	10/10	10/10
生計中心者の市民税所得割額143,000円以下	2/3	1/2
生計中心者の市民税所得割額143,001円～213,000円以下	1/3	1/4
生計中心者の市民税所得割額213,001円以上	助成対象外	

※平成30年度から、政令市における個人住民税所得割の標準税率は、市民税が8%（従来は6%）

となる一方、道府県民税が2%（同4%）となる。政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、従来の税率6%を適用した金額を市民税所得割額とみなして区分の判定を行う。

令和元年度実績 18件

(6) 障害者福祉バス（たいよう号）の運行

研修会、レクリエーションなど、障害者の社会活動を促進するため、障害者福祉バスを運行する。

令和元年度実績 182日

(7) ボランティア活動支援

在宅の知的障害者のボランティア活動を推進するため、その活動の機会を用意するとともに、便宜を図る。

令和元年度実績 参加人数 延 1,756人

(8) 精神保健福祉

ア 精神障害者措置診察・入院の状況

申請・通報・届出件数 301件

診察件数 91件（うち緊急措置診察 9件）

措置入院患者 76件（うち緊急措置入院 9件）

（再掲）夜間・休日における通報対応状況

通報件数 130件

診察件数 51件（うち緊急措置診察 8件）

措置入院者数 41件（うち緊急措置入院 8件）

イ 医療保護入院における市長同意件数 78件

ウ 精神保健福祉相談指導

各区保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談日を設け、精神科嘱託医による専門相談を実施するほか、隨時、精神保健福祉相談員、保健師により精神保健福祉に関する相談に応じている。

また、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師が、訪問により生活指導等を行っている。

(7) 精神保健福祉相談

令和元年度

区分	開催日数	相談件数
精神科嘱託医による相談	延 120日	153件
精神保健福祉相談員・保健師による相談	随 時	980件

(8) 訪問指導

令和元年度実績 訪問件数 906件

エ 社会復帰活動

(ア) デイケアクラブ

社会復帰を目指す精神障害者を対象に、保健福祉センターにて実施している。

令和元年度実績 120回（6か所） 延人数 515人

(イ) 千葉市こころと命の相談室

自殺予防の相談窓口を毎週月・金曜日18:00～21:00及び日曜日（月1回）10:00～13:00に開設

令和元年度実績 開設日数 109日 利用件数 397件

(ウ) 千葉市ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに関する相談窓口を平日（月～金曜日）9:00～17:00に開設

令和元年度実績 開設日数 241日 相談件数 3,819件

(9) 福祉タクシー制度（市単）

重度の身体・精神・知的障害者が、タクシーを利用しやすいよう、タクシー利用券（年60回分と人工透析者及び頻繁通院者に限り1回目は90回分、2回目は50回分を追加交付する。）を交付する。1回につき1,300円（リフト付タクシーは5,500円）を限度に、かかった費用の半分を助成する。

交付者数 5,406人（車イス利用者 993人、その他利用者 4,413人）

支給対象 身体障害者（1～2級）、精神障害者（1級）、重度知的障害者

令和元年度実績 延 116,478枚 助成額 154,242千円

(10) 自動車燃料費助成制度（市単）

日常生活で自動車を使用する重度の身体・精神・知的障害者に対し、使用燃料費の一部を助成する。給油券は1枚につき500円とし、年間40枚を交付する。

交付者数 6,812人

支給対象 身体障害者（1～2級）、精神障害者（1級）、重度知的障害者

令和元年度実績 延 250,386枚 助成費 125,193千円

7 障害者福祉施設

(1) 桜木園

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童等に、治療や介護、日常生活の指導等を行う施設である。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

開設年月日 昭和46年8月1日

所在地 若葉区桜木8-31-15

敷地面積 7,014.13m²

延床面積 4,043.71m²
 職員数 80(31)人 ()は嘱託・非常勤
 対象者 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複していて、常時医学的管理のもとに療育・介護する必要のある児童等
 定員 入所50人、短期入所5人、通所20人／日

(2) 大宮学園

障害児の早期療育を行うとともに、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などをを行う総合施設である。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

開設年月日 昭和43年6月1日
 所在地 若葉区大宮町3816-1
 敷地面積 5,700m²
 延床面積 1,981.70m²
 職員数 35(11)人 ()は嘱託・非常勤
 通園バス 専用中型バス「ひかり号」及びマイクロバス2台

区分	福祉型児童発達支援センター (ひまわりルーム)	医療型児童発達支援センター (たけのこルーム)
定員	40人	10人
面積	専用部分 430.2 m ²	380.4 m ²
	共用部分 621.5 m ²	549.6 m ²
	合計 1,051.7 m ²	930.0 m ²
対象者	知的発達に遅れのある3歳以上の学齢前児童	肢体の不自由な学齢前児童

(3) 療育センター

障害児の早期発見・早期療育を行うとともに、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などをを行う総合施設である。なお、指定管理者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会である。

開設年月日 昭和56年6月1日
 所在地 美浜区高浜4-8-3 (分館: 美浜区高浜3-3-1)
 敷地面積 5,880m²
 延床面積 5,652.69m²

区分	療育相談所	医療型児童発達支援センター (すぎのこルーム)	福祉型児童発達支援センター (やまびこルーム)	相談支援事業所 ぱれっと	障害福祉サービス事業所 (いづみの家)	身体障害者 福祉センター (ふれあいの家)
定員		10	20	—	40	
面積	専用部分 738.06m ²	772.77	114.48	38	750.15	1,168.67
	共用部分 784.77m ²	336.75	208.06	0	385.73	355.25
	合計 1,522.83m ²	1,109.52	322.54	38	1,135.88	1,523.92
事業内容 ・ 対象者	障害児の早期発見・早期療育のための相談・検査	肢体の不自由な学齢前児童	聴覚障害、言語発達遅滞の学齢前児童	障害児、障害者	知的障害者	身体障害者

職員数 106(46)人 ()は嘱託・非常勤
 通園バス すぎのこルーム・やまびこルーム園児送迎用各1台

(4) 民間福祉作業所等運営費助成

ア 心身障害者ワークホーム運営費助成

一般家庭の居室などを利用し、在宅の障害者が集い、ふれあいながら軽作業を行い、生きがいや社会参加への意欲を高めることを目的としたワークホームに対し運営事業費を補助する。

対 象 障害者または障害者の保護者等（ボランティアを含む。）5人以上で構成される団体

助 成 内 容	1か所当たり整備費	100,000円限度（開設時のみ）
	1人当たり事業費（月額）	15,000円限度
	1か所当たり事務費（指導員手当）	年額 2,275,000円限度
	（居室賃借料）	月額 108,000円限度
	（敷金等）	324,000円限度
	（更新料）	108,000円限度

令和元年度実績 14か所 58,733千円

イ グループホーム及び生活ホーム運営費、開設準備費助成

独立した生活を求めている障害者に、居室などを提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、自立の助長を促進する。

令和元年度実績

サービス種別	種目	対象数	決算額
グループホーム	開設準備費	9か所	7,392千円
	運営費	75か所	66,372千円
知的障害者生活ホーム	運営費	7か所	12,775千円
精神障害者生活ホーム	運営費	0か所	0円

(5) 精神障害者共同作業所運営費助成

精神障害者家族会等が運営する精神障害者共同作業所の運営費を助成する。

令和元年度実績 3か所 16,752千円

(6) 障害児施設入（通）所

入所施設では、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与、治療を行う。通所事業所では、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練、治療、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行い、また、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

令和元年度実績（延人数）

	入 所	通 所
契 約 制 度	246人	36,768人
措 置 制 度	446人	21人

13 その他の事業

1 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

地域住民、社会福祉関係者の参加、協力のもと、地域に根ざした社会福祉の向上を図るため、昭和27年2月5日に設立され、昭和42年3月に社会福祉法人となった。

社会福祉法において、地域福祉の推進役として明確に位置づけられ、地区部会への支援をはじめ、ボランティアの育成、福祉サービスの提供、各種相談事業を行っている。

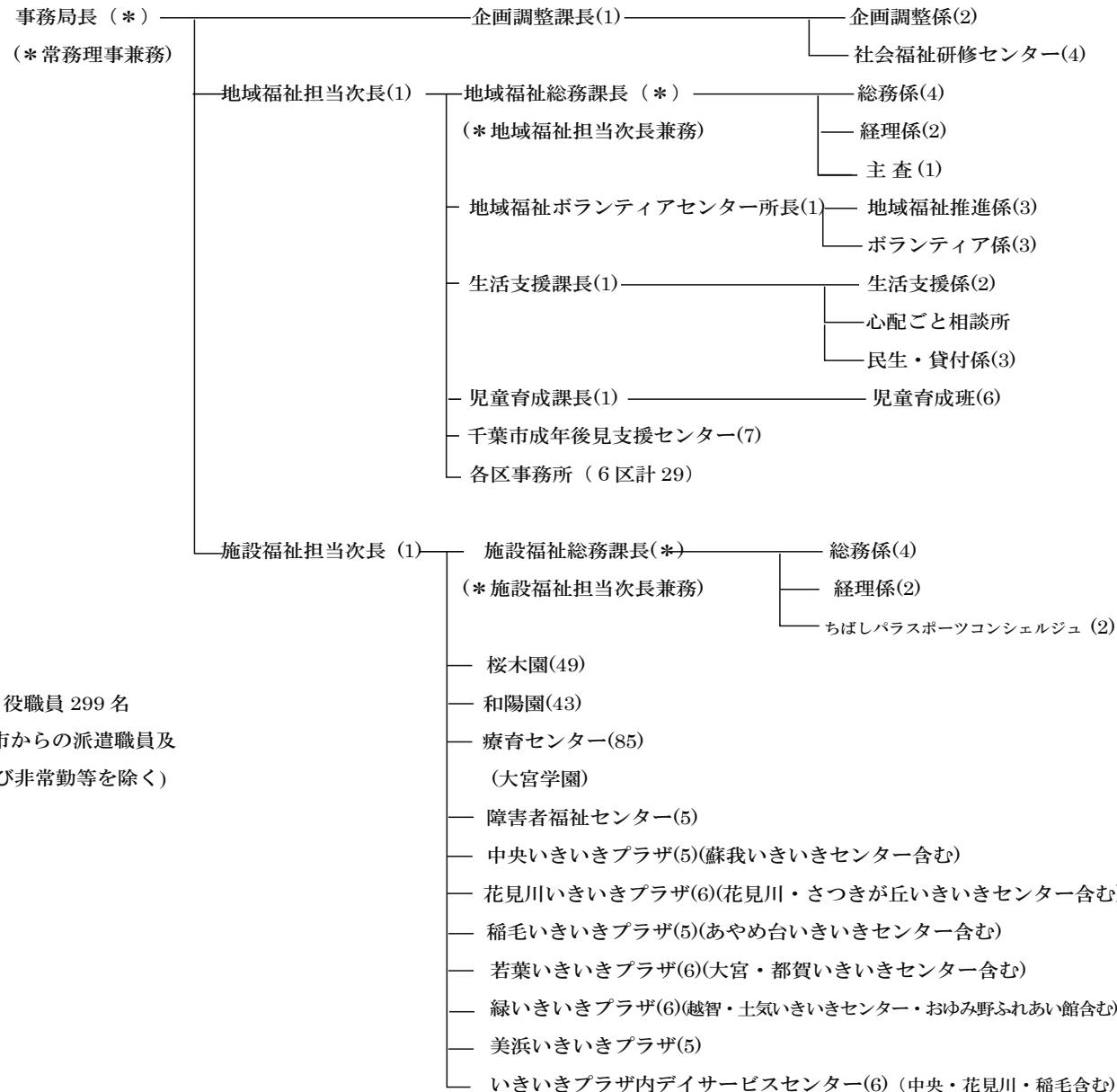
ハーモニープラザ内に事務局を置き、同プラザ内で運営するボランティアセンターでは市民のボランティア活動の推進・支援を行うとともに、成年後見支援センター及び社会福祉研修センター、子どもルーム、生活自立・仕事相談センターの運営、生活支援コーディネーター業務を市から受託している。

また、地域に身近な組織として6区の保健福祉センター内に区事務所と区ボランティアセンターを設置している。

さらに、令和2年4月1日付け社会福祉法人千葉市社会福祉事業団との合併により、指定管理者として桜木園などの社会福祉施設の管理運営のほか、和陽園、中央いきいきプラザ内デイサービスセンター等の経営を行っている。

(1) 組織及び人員

理事(21)(うち会長(1)、副会長(1)、常務理事(1)、監事(3)



(2) 主な事業

- ア 地区部会への支援
- イ ボランティア活動の振興
- ウ 日常生活自立支援事業
- エ 各種資金の貸付
- オ 子どもルームの運営
- カ 成年後見制度の普及啓発
- キ 社会福祉研修センターの管理運営
- ク 生活自立・仕事相談センターの運営
- ケ 生活支援コーディネーター業務
- コ 民生委員児童委員協議会、日本赤十字社千葉市地区本部及び共同募金会千葉市支会の事務局
- サ 桜木園の管理運営
- シ 療育センター、大宮学園、障害者福祉センターの管理運営
- ス 老人福祉センター等の運営
- セ 和陽園、中央いきいきプラザ内デイサービスセンター等の経営
- ソ ちばレパラスポーツコンシェルジュの運営

第8章

消 防 局

消防局

内 容

- | | | |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 消 防 体 制 | (137) |
| 2 | 消 防 力 の 現 況 | (138) |
| 3 | 消 防 施 設 | (139) |
| 4 | 火 災 統 計 | (142) |
| 5 | 救 急 統 計 | (142) |
| 6 | 救 助 活 動 | (142) |
| 7 | 予 防 業 務 | (143) |
| 8 | 消 防 団 | (144) |
| 9 | 公 益 財 団 法 人
千葉市防災普及公社 | (146) |

1 消防体制

消防局では、「市民の安全・安心を守る」を第一義として、今後20年間に本市消防が目指す姿を明確にするとともに、これを実現するための基本目標、方向性、施策等を示す消防の基本計画として、平成24年3月に「千葉市消防局中長期計画」を策定した。

この計画に基づき、3つの運営方針、12項目の重点目標から成る本年度の消防局重点事業方針を下記のとおり定め、消防体制の整備充実を図る。

令和2年度 消防局重点事業方針

運営方針1 各種災害に対応するための消防組織体制の整備

- 各種施策の推進による消防基盤の整備
- 東京2020大会の開催に向けた体制の強化
- 人材育成と不祥事防止の推進及びワークライフバランスの実現並びに健康管理体制の充実
- 消防施設及び消防車両の整備による消防力の充実強化
- 学校教育の充実による人材育成の推進

運営方針2 市民の安全・安心を守る消防活動体制の充実強化

- 大規模災害等に備えた消防活動体制の充実強化
- 市民の安全・安心を守る救急体制の充実強化
- 災害発生に備えた消防指令体制の充実強化
- 機動力を活用した航空消防体制の充実強化

運営方針3 社会情勢等の変化に対応した火災予防対策等の推進

- 市民の安全・安心な暮らしを守る火災予防行政の推進
- 査察業務の推進による火災予防対策の的確な対応
- 保安確保のための指導行政体制の整備

この重点事業方針は、千葉市新基本計画、千葉市消防局中長期計画に基づき、令和2年度に消防局が重点的に取り組む施策を明記した組織としての方針であり、本市消防行政を運営するための指針となるものである。

厳しい社会経済情勢、人口減少社会、超高齢社会の到来など、より高度な行政判断を要する状況に直面しているが、引き続き、97万市民の安全・安心を守るため、この組織としての方針に基づき、掲げた目標の達成に向けて、すべての職員が同じ意識を持ち、総力をあげて取り組むことにより、消防行政のレベルアップを目指すものである。

2 消防力の現況

1 消防職員の配置状況

定 員 946人

実 員 927人

階級 配置	消防司監 (消防長)	消正 防監	消 防 监	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	消 防 士	そ の 他 の 職 員	合 計
消 防 局	人 1	人 4	人 7	人 7	人 49 (3)	人 44 (4)	人 48 (6)	人 —	人 34 (1)	人 1	人 195 (14)
中央消防署	—	1	—	4	27 (1)	40 (2)	39 (2)	—	54 (3)	—	165 (8)
花 見 川 消 防 署	—	—	1	3	22 (1)	28	32 (2)	—	37	1	124 (3)
稻毛消防署	—	—	1	3	15	12	18 (1)	—	21 (2)	—	70 (3)
若葉消防署	—	—	1	3	28	33	37 (1)	—	54 (3)	1	157 (4)
緑消防署	—	—	1	3	23	32 (1)	24	—	30 (4)	—	113 (5)
美浜消防署	—	—	1	3	20 (1)	21	27	—	31 (3)	—	103 (4)
合 計	1	5	12	26	184 (6)	210 (7)	225 (12)	—	261 (16)	3	927 (41)

※()は女性消防士で内数

※ 定数外職員を含む。再任用短時間勤務職員を除く。

2 消防力の整備指針に基づく算定数と現有数との比較

区 分	署 所	消防署に配置すべき消防自動車等の数							消防局署に配置すべき人員
		消 防	消 防	梯 子	化 学	救 急	救 助	消 防	
対 象	署所数	ポンプ自動車	ポンプ自動車	車	車	工作車	艇	ヘリコプター	
算定数	か所 25	台 41 ※1	台 9	台 5	台 25 ※1	台 6	艇 1	機 2	人 1,077
現有数	24	41 ※1	8	5	25 ※1	5	1	2	946 ※2
比 較	△1	1	△1	0	1	△1	0	0	△131

※1 予備車（非常用消防ポンプ自動車・非常用救急自動車）を含まず。

消防ポンプ自動車の算定数は、整備指針第10条の規定により、5台減じている。

※2 定員

3 車両等配置状況

大分類				緊急自動車等																		緊急自動車以外													
中分類				消火系						救助系			救急系		指揮系			特殊装備系						後方支援系						その他					
小分類		合 計	水槽付 消防ポンプ 自動車 同 消防ポンプ 自動車 同 化学消 防ポン プ自動 車	大型化 学消 防ポン プ自動 車	救助 工作 車	特 殊災 害対 応車	高規 格救 急自動 車	消防ト レーラー	指揮 車	指 揮統 制車	無線 中継車	梯子付 消防 自動車	屈折 梯子付 消防 自動車	大型高 所放 水車	泡原液 搬送車	高発泡 排煙車	照明 車	呼吸器 充填車	遠距離 送水車	人員輸 送車	救援車	燃料補 給車	査察車	広報車	火災原 因調査車	消防艇	ヘリコブタ ー用牽引車	ヘリコブタ ークリフト	司令車	連絡車	大型・中型 輸送車	トラック	乗用車	災害情報 収集用二輪車	
局 署 別																																			
合 計		202	19	6	22	4	5	1	5	1	1	1	25	13	10	7	1	7	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	16	2	6	7	
消 防 局	総務課	5											1															1		1	2				
	人事課	1																													1				
	施設課	10																													1	3	1	3	
	消防学校	8	1	3																										1	1	2			
	警防課	7											1	1																1		1			
	救急課	2											1																		1				
予 防 部	指令課	2											1																						
	航空課	5											1																2	1	1				
中 央	予防課	3																													2				
	指導課	4																																	
	中央消防署	12	1	1									2	1	1	1											1		2			1	1		
	蘇我出張所	4	1	1	1								1	1																					
	宮崎出張所	4	1	1	1								1																						
花 見 川	生浜出張所	3	1	1	1								1																						
	臨港出張所	11	1	1									1	1	2			1		1								1		1					
	花見川消防署	15	1	1	1								1	1	1	1	1										1				1	1			
稲 毛	幕張出張所	3	1	1									1																						
	畠出張所	3	1	1									1																						
若 葉	作新台出張所	3	1	1									1																						
	稲毛消防署	14	1	1	1								1	2	1	1	1										1				1	1			
	西千葉出張所	3	1	1									1																						
	若葉消防署	13	1	1									1	1	1	1	1										1				1	1			
緑	桜木出張所	5	1	1									1	1																					
	大宮出張所	3	1										1	1																					
	都賀出張所	4	1	1	1								1																						
	泉出張所	3	1	1									1																						
美 浜	殿台出張所	4	1	1	1								1	1																					
	緑消防署	13	1	1									1	1	1	1	1										1				1	1			
	誉田出張所	3	1	1									1																						
	土氣出張所	4	1	1	1								1																						
美 浜	越智出張所	3	1										1	1																					
	美浜消防署	12	1	1	1	1							1	1	1	1	1		1	1						1				1	1				
中央	救助センター	1																															1		
	高浜出張所	7	1	1	1								1	1							1														
中央	打瀬出張所	5	1	1	1								1							1	1														
	椎名待機宿舎	0																																	

3 消防施設

1 消防局・消防署等の配置状況

区分	庁舎名	所在地・地番	取得年月日	主要構造	階層	建築延面積	敷地面積
	消防局・中央消防署	長洲1-2-1	平成10.10.22	地下：鉄筋コンクリート造 地上：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造	1B・8F	9,378.72m ²	3,466.21m ²
消防総合 センター	消防学校管理棟（校舎）	平川町1513-1	平成8.1.11	鉄筋コンクリート造	3F	1,506.88m ²	65,469.42m ²
	消防学校宿舎棟		平成8.1.11	"	2F	1,200.32m ²	
	航空隊庁舎		平成6.3.10	"	2F	345.13m ²	
	整備工場		平成3.3.30	鉄骨造	2F	874.47m ²	
	救助救急センター	高洲4-1-16	昭和62.2.7	鉄筋コンクリート造	3F	1,266.51m ²	1,073.54m ²
中央	中央消防署（消防局合同）						
	蘇我出張所	今井3-30-2	平成13.3.30	鉄筋コンクリート造	3F	700.19m ²	405.15m ²
	宮崎出張所	宮崎町531-62	平成29.3.28	鉄筋コンクリート造	2F	820.30m ²	990.00m ²
	生浜出張所	生実町13	昭和61.2.27	鉄筋コンクリート造	平家	376.06m ²	1,639.95m ²
	臨港出張所	中央港1-5-1	昭和54.9.17	鉄筋コンクリート造	3F	1,085.80m ²	3,083.60m ²

区分	庁舎名	所在地・地番	取得年月日	主要構造	階層	建築延面積	敷地面積
花見川	花見川消防署	犢橋町107-2	平成15. 10. 30	鉄筋コンクリート造	2F	1, 956. 95m ²	7, 374. 47 m ²
	幕張出張所	幕張町5-226-1	平成20. 6. 30	鉄筋コンクリート造	2F	707. 86m ²	886. 11 m ²
	畠出張所	畠町675	昭和46. 11. 12	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造	2F	414. 55m ²	1, 000. 00 m ²
	作新台出張所	作新台1-2-1	昭和48. 4. 11	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造	2F	320. 52m ²	1, 000. 02 m ²
稻毛	稻毛消防署	穴川4-12-2	平成 4. 3. 6	鉄筋コンクリート造	2F	2, 066. 88m ²	3, 398. 48 m ²
	西千葉出張所	緑町1-5-10	平成元. 2. 27	鉄筋コンクリート造	2F	548. 52m ²	405. 67 m ²
若葉	若葉消防署	金親町244-1	平成22. 11. 10	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨鉄筋コンクリート造	2F	1, 963. 61m ²	4, 262. 77 m ²
	桜木出張所	加曽利町1590	昭和55. 1. 16	鉄筋コンクリート造	平家	308. 88m ²	1, 652. 62 m ²
	大宮出張所	大宮町3090-1	平成11. 3. 17	鉄筋コンクリート造	2F	709. 93m ²	1, 450. 82 m ²
	都賀出張所	都賀の台2-20-21	昭和51. 3. 1	鉄筋コンクリート造	平家	266. 70m ²	1, 021. 28 m ²
	泉出張所	中田町976-6	昭和55. 3. 31	鉄筋コンクリート造	平家	340. 43m ²	1, 816. 98 m ²
緑	殿台出張所	殿台町436-4	昭和59. 3. 30	鉄筋コンクリート造	平家	456. 66m ²	2, 406. 07 m ²
	緑消防署	おゆみ野3-15-1	平成 3. 12. 20	鉄筋コンクリート造	2F	1, 739. 98m ²	3, 043. 00 m ²
	誉田出張所	誉田町2-26-1	平成10. 3. 31	鉄筋コンクリート造	2F	696. 35m ²	927. 46 m ²
	土気出張所	土気町1299-4	昭和56. 2. 25	鉄筋コンクリート造	平家	317. 02m ²	1, 626. 78 m ²
美浜	越智出張所	越智町1701-6	昭和58. 5. 30	鉄筋コンクリート造	2F	408. 00m ²	1, 217. 79 m ²
	美浜消防署	真砂5-15-6	平成 2. 3. 31	鉄筋コンクリート造	2F	1, 697. 88m ²	3, 413. 71 m ²
	高浜出張所	高浜4-1-5	昭和53. 3. 31	鉄筋コンクリート造	平家	308. 88m ²	2, 000. 00 m ²
	打瀬出張所	打瀬1-1	平成 5. 3. 22	鉄筋コンクリート造	2F	1, 168. 85m ²	2, 999. 99 m ²

2 消防指令センター（消防局庁舎7階）

消防指令センターは、平成25年4月1日から「ちば消防共同指令センター」として、運用を開始している。「ちば消防共同指令センター」は、千葉県内北東部・南部の20消防本部が、119番通報の受信や出動指令、通信の統制及び情報の収集伝達など、消防指令業務を共同で運用することで、情報の一元化が可能となり、また、最新鋭の情報通信技術を集積した指令管制システムによる消防部隊の集中管理を行い、消防救急デジタル無線を活用することで、隣接市町村への応援や大規模・広域災害等の発生時において、迅速的確な災害対応を行うことができる。

「119番」は一般加入電話及びIP電話からの通報が34回線、携帯電話からの通報が8回線入っており、聴覚障害者からの電子メールやFAX、インターネットによる通報に加え、多言語コールセンターを活用した外国語通報にも対応した受付を行っている。

令和元年中の千葉市の火災は258件、救急は60,084件であり、「119番」着信の受付回数は77,783回で1日当たり約213回となっている。

また、指令センターには、医師1名が常駐し、救急救命士等に対して指示、指導・助言を行っている。

3 署別水利状況

(単位：か所)

区分 署別	消火栓			防火水槽				その他			合計		
	150mm 未満	150mm 以上	小計	20~ 40m³ 未満	40~ 60m³ 未満	60~ 100m³ 未満	100m³ 以上	小計	プ ル	海・池・ 河川	その他の 20m³未満の 防火水槽等		
中央消防署	1,764	1,757	3,521	100	207	60	50	417	35	38	29	102	4,040
花見川消防署	1,220	1,121	2,341	78	183	8	22	291	37	8	33	78	2,710
稻毛消防署	1,020	898	1,918	61	170	9	26	266	32	0	18	50	2,234
若葉消防署	991	1,262	2,253	55	306	0	20	381	35	61	209	305	2,939
緑消防署	1,033	943	1,976	62	256	1	14	333	27	32	47	106	2,415
美浜消防署	188	696	884	16	229	28	19	292	40	0	0	40	1,216
合計	6,216	6,677	12,893	372	1,351	106	151	1,980	206	139	336	681	15,554

4 耐震性貯水槽設置状況

大規模地震火災対策整備事業の一環として、震災時の出火や、大規模火災時に消防水利として使用するため、昭和52年度に市街地で木造建物が密集する地域や広域避難場所に指定された公園などに、県内で初めて31か所の耐震性貯水槽を設置した。さらに、昭和53年度に10か所、平成5年度に1か所、平成7年度に7か所、平成8年度に8か所、平成9年度に11か所、平成10年度から平成15年度（平成12年度を除く）にかけては、毎年度8か所増設し、現在は108か所となっている。構造は直径6m、深さ3.63mのコンクリート製、又は鋼製の円筒型で、震度7の地震にも耐えられ、100m³（100t）の水を蓄えられる。

また、平常時においても、水道断水による消火栓使用不能時には十分威力を発揮できる。

5 緊急消防援助隊

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために創設され、平成16年には消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化が行われた。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、千葉市消防局からは岩手県及び福島県に、88日間にわたり延べ359隊1,265名の派遣を行った。令和2年4月1日現在、当局からは42隊161名を登録している。

4 火災統計

1 火災発生状況

区分	火災件数			焼損棟数	罹災世帯数	罹災人員数	死傷者数		焼損面積		損害見積額		
	建物	その他	計				死亡	負傷	建物	林野	建物	その他	計
	件	件	件	棟	世帯	人	人	人	m ²	a	千円	千円	千円
平成30年	137	124	261	164	95	200	2	48	2,237	15	242,975	120,265	363,240
令和元年	154	104	258	219	177	336	9	20	4,005	30	265,890	97,357	363,247
対前年増減	+17	-20	-3	+55	+82	+136	+7	-28	+1,768	+15	+22,915	-22,908	+7

2 原因別火災状況

令和元年

区分	放火	配線関係	たばこ	こんろ	電気機器	その他
件数	61	35	28	24	17	93
比率 (%)	23.6	13.6	10.9	9.3	6.6	36.0
対前年増減	+1	+13	-2	+3	±0	

※上位原因別

5 救急統計

年別救急取扱い状況

区分	出動件数	搬送人員	事故種別(出動)										
			急病	一般負傷	交通	自損行為	加害	運動競技	労働災害	火災	水難	自然災害	その他
平成29年	55,972	49,157	33,500	7,824	4,051	398	391	404	424	186	12	2	8,780
平成30年	58,370	50,331	35,011	8,241	3,839	427	378	382	453	205	18	3	9,413
令和元年	60,084	51,956	36,677	8,287	3,528	407	354	399	517	194	15	35	9,671

6 救助活動

令和元年

事故種別	火災	交通事故	水難事故	風水害等	自然災害	機械による事故に	建物による事故に	ガス欠及び事故	破裂事故	その他の事故	合計
出動件数	155	86	33	11	12	277	8	3	611	1196	
活動件数	75	39	20	8	5	156	5	2	143	453	
救助人員	4	21	13	13	7	125	2	0	23	208	

※その他の事故には、誤報、いたずらを含む。

7 予防業務

1 各種講習会実施状況

令和元年度

講習会名	防火管理講習			防災管理 新規講習	防火・防災管理講習		防火管理者等の 実務講習	危険物取扱者 免状取得講習会
	甲種 新規講習	乙種	甲種 再講習		新規講習	再講習		
回数	8	4	3	2	2	2	5	2
受講者数 (人)	1,074	124	401	98	270	174	167	126

2 広報活動

市民と消防の意思の疎通を図り、市民生活に密着した消防行政を推進するため、あらゆるメディア等を活用し積極的に広報活動を展開している。

- (1) 防火・防災訓練 — 各地域別に隨時実施
- (2) 防火指導 — 幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校を対象に実施
- (3) 防火資料配布 — 各種防火パンフレットを隨時配布
- (4) テレビ・ラジオ — テレビ・ラジオ等に資料提供又は出演し、消防広報を実施
- (5) 新聞・広告・各種雑誌 — 各新聞社、市政だより、消防業界紙、各事業所等の機関紙等に隨時資料提供し掲載を依頼
- (6) ITを活用した広報 — ウェブサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）動画投稿等を活用し、広報活動を実施
- (7) 音楽隊出場 — 消防、市行事などに出場し広報活動を実施
- (8) けやきコンサート — 消防音楽隊が年間4回千葉市生涯学習センターで開催し、300名を集め広報活動を実施
- (9) 定期演奏会 — 消防音楽隊が年間1回1,000名程度集客出来る会場で開催し、広報活動を実施
- (10) 消防局署所施設見学 — 幼稚園、保育所（園）、小学校などを対象に、申し込みにより適時実施
- (11) 消防局市民見学会 — 市民を対象に年間4回開催し、訓練の見学や体験を通じて、消防への理解を深める。

3 民間協力体制

(1) 千葉市防火協会

50地区 1,102団体

町内（自治会）を推進母体として消防機関と協力し、防火思想の普及、防火意識の高揚を目的としている。

(2) 千葉市防火管理者協議会

加入事業所数 888事業所

防火管理者相互の連絡を密にするとともに、職場の防火管理知識の養成のための講習会、研修会、防火思想の普及を行う等、安全な職場づくりを目的としている。

(3) 千葉市危険物安全協会

加入事業所数 217事業所

危険物取り扱い関係者の連絡協調を図るとともに、危険物に係る安全管理、災害予防上の知識、技術の研究、危険物災害予防思想の普及啓発等を行い危険物災害の防止を目的としている。

(4) 千葉市千葉港沿岸地区防災協議会

加入事業所数 17事業所

本市沿岸地域に所在する危険物関係事業所が、その地域の災害に対して相互に協力し、災害の軽減を図ることを目的としている。

(5) 千葉市消防設備協会

加入事業所数 78事業所

建築物の設計・施工及び消防用設備等の施工・点検業者等により構成されており、消防関係法令の運用、改正等について効率的な周知を図るとともに、消防設備士及び消防設備点検資格者の把握とその指導、育成を目的としている。

(6) 民間消防防火クラブ

3団体

市民の安全な暮らしを守るために各町内自治会・子供会・幼稚園等クラブ員を定めて、防火意識の高揚を図ることを目的としている。

ア 女性消防クラブ 67 人

イ 少年消防クラブ 4,578 人

ウ 幼年消防クラブ 3,945 人

8 消 防 団

1 階級別消防団員数

(単位：人)

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
実 員	1	14	18	18 (6)	73 (15)	101 (18)	475 (129)	700 (168)

定員 840人 平均年齢 48.0歳 ※()は女性消防団員で内数

2 消防団員報酬

(単位：円)

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	操 縦 手	団 員
年額報酬	82,500	68,000	50,500	44,000	36,000	33,000	32,000	31,000

3 消防団員費用弁償

(単位：円)

区 分	水 ・ 火 災	警 戒	演習・訓練	備 考
出 勤 手 当	3,800	3,100	3,100	すべて1回の出動についての金額 (1人当たり)

4 消防団補助金

区分	方面隊運営費	分団運営費	部運営費	備考
運営費	方面隊の団員1名につき 1千円を支給	分団の部1部につき 10千円を支給	1部につき27千円を支給	支給は年1回 一括支給

5 消防団機械配備状況

分団名	団員数 (人)	種別		受持区域
		小型動力ポンプ 付積載車(台)	台車付小型動力 ポンプ(台)	
本部	9	1	3	
方面隊	6	—	—	
第1分団	47	3	—	中央区富士見1丁目ほか19町
第2分団	47	2	3	中央区中央1丁目ほか24町
第3分団	49	2	2	中央区蘇我町1丁目ほか24町
第4分団	62	3	1	花見川区天戸町ほか17町
第5分団	30	2	—	花見川区犢橋町ほか5町
第6分団	16	1	1	花見川区柏井町ほか8町
第7分団	40	2	1	稻毛区穴川町ほか17町
第8分団	41	2	2	稻毛区長沼町ほか10町
第9分団	36	1	2	若葉区桜木町ほか15町
第10分団	14	1	1	若葉区大宮町ほか7町
第11分団	45	5	—	若葉区中野町ほか2町
第12分団	35	2	1	若葉区多部田町ほか11町
第13分団	29	3	—	若葉区中田町ほか5町
第14分団	25	2	—	若葉区下泉町ほか7町
第15分団	59	2	—	緑区富岡町ほか19町
第16分団	19	3	—	緑区土気町ほか8町
第17分団	26	3	—	緑区板倉町ほか5町
第18分団	65	2	—	美浜区高洲1丁目ほか14町
合計	700	42	17	

6 活動状況

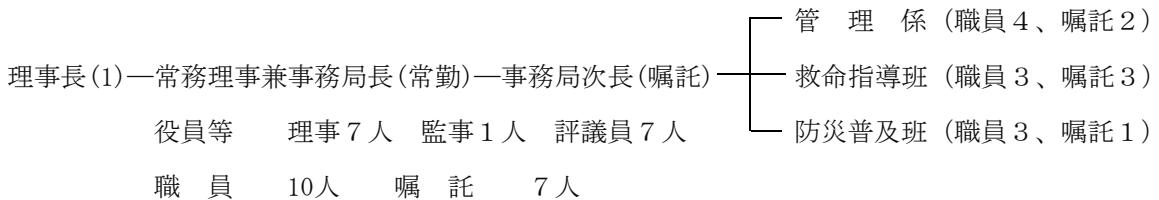
消防団は、郷土愛護の精神に基づき市内在住・在勤及び在学の有志の人々により組織されており、通常は各自の職業に従事しながら、非常時には郷土を災害から守るため献身的な活動をしている。

令和元年中においては、延べ人員9,907人が活動しており、消防団員一人当たり約14回、その内訳は、火災等124回606人、警戒319回3,609人、訓練等316回5,692人である。

9 公益財団法人千葉市防災普及公社

平成7年7月1日、都市化の進展に対応する防火管理体制の推進、到来する高齢化社会における住宅防火及び救急需要に備えた防火防災意識の普及、地震及び救急事故等災害時における被害の軽減を図り、市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立され、平成23年4月1日付で公益財団法人へ移行した

1 組織及び人員



2 主な事業内容及び活動実績

(1) 防災意識の普及及び広報に関する事業	甲種防火管理新規講習 (受託事業)	(8回 1,074人)
防火防災訓練等体験指導	再講習 (受託事業)	(3回 401人)
消火器取扱要領 (71回 2,931人)	乙種防火管理講習 (受託事業)	(4回 124人)
天ぷら油発火実験 (31回 1,495人)	防災管理新規講習 (受託事業)	(2回 98人)
応急手当要領 (26回 776人)	防火・防災管理新規講習 (受託事業)	(2回 270人)
防災講話 (37回 2,022人)	再講習 (受託事業)	(2回 174人)
地震の仕組み (228回 15,546人)	防火管理者等実務講習 (受託事業)	(5回 167人)
地震体験 (受託事業) (236回 13,822人)	自衛消防技術講習 (受託事業)	(2回 17人)
煙体験 (受託事業) (105回 6,353人)	防火管理講習等用教材の頒布	(4,113冊)
119番通報体験 (21回 542人)	防災実務研修	(5回 106人)
防災啓発DVD及びビデオの貸出 (141件 270本)	(4) 応急手当の普及啓発に関する事業	
啓蒙物品の作成・配布 (18,000個)	普通救命講習 (受託事業)	(357回 6,640人)
防災イベントの実施 (2回 71人)	上級救命講習 (受託事業)	(35回 720人)
(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業	応急手当講習	(3回 18人)
イベント等への支援協力 (13回)	パパ・ママ救命教室	(6回 48人)
市民への表彰に伴う記念品の授与 (11件)	初級救命講習の参加証交付	(425人)
備蓄食糧及び資機材の整備	救命講習用教材の頒布	(438個)
備蓄食糧 (1,342食)		
資機材 (3個)		
(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業	(5) 防災物品等の普及促進に関する事業	
自衛消防業務講習 新規講習 (11回 375人)	住宅用防災機器の販売	(504本)
再講習 (9回 337人)	廃消火器の回収	(474本)
防火対象物点検資格者講習 (1回 29人)	応急手当処置用品の販売	(903個)
再講習 (1回 84人)	防災物品等の販売	(753個)

() は令和元年度実績

※新型コロナウィルス感染拡大防止のため2月下旬より一部講習等を中止しました。

3 出 損 金

205,000千円 (基本財産 200,000千円、 運用財産 5,000千円)

第9章

病院局

病院局

内 容

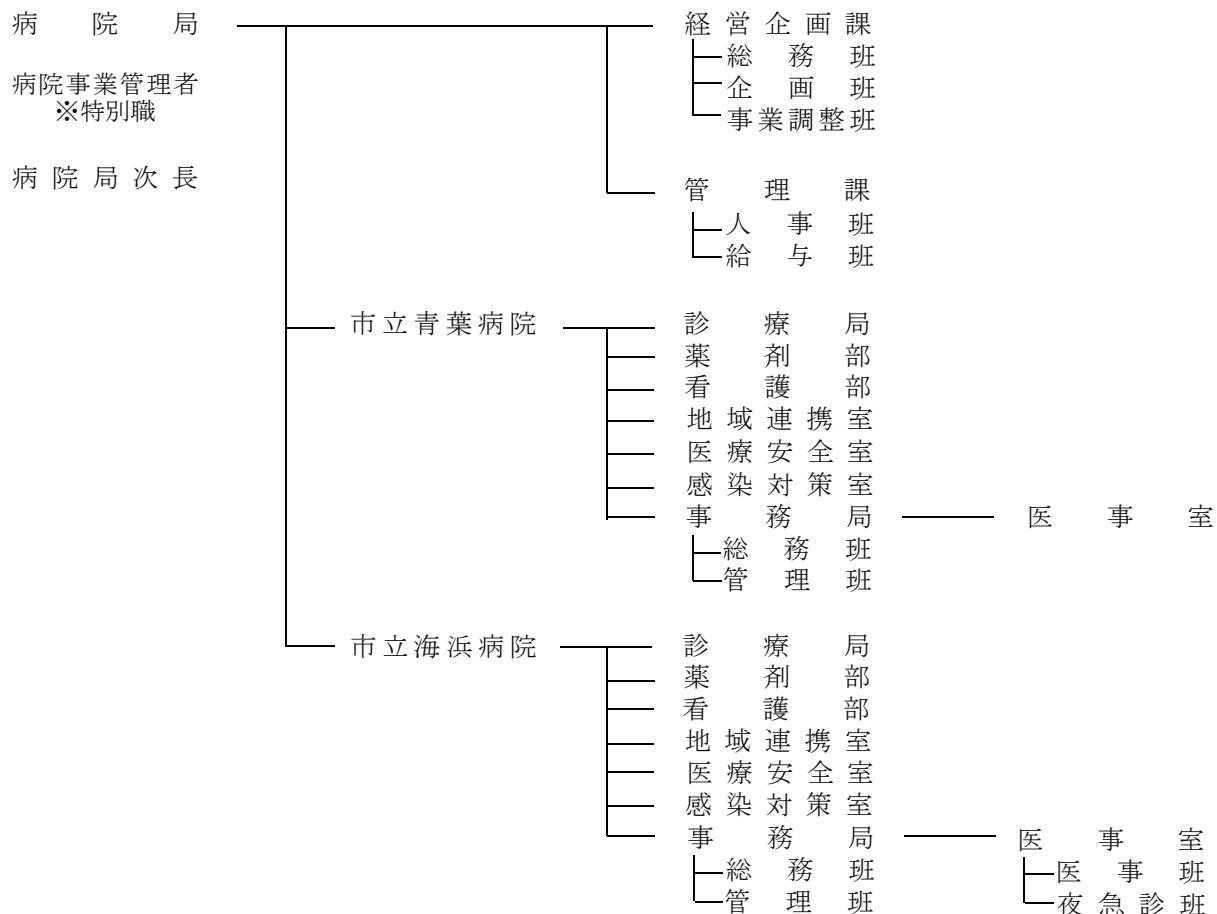
1 病院事業 (147)

1 病院事業

本市における2つの市立病院（青葉病院・海浜病院）は、平成23年4月より病院事業の経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行し、病院事業管理者のもと、救急医療や小児・周産期医療などの政策的医療に積極的に取り組むとともに、良質な医療の継続的な提供及び効率的な病院運営を目指している。

引き続き、市民が必要とする医療を提供し、市立病院を持続発展させていくため、平成30年4月に策定した「千葉市立病院改革プラン（第4期：H30～R2）」に基づき、経営改善に努めていく。

1 組織図



2 予算状況

(単位：千円)

区分	令和2年度予算額		令和元年度予算額	
	金額	一般会計繰入金	金額	一般会計繰入金
収益的収支	収入	22,016,881	3,646,532	21,873,562
	支出	22,434,479	—	22,370,819
資本的収支	収入	3,229,350	2,411,350	3,387,652
	支出	3,269,350	—	3,387,652

3 市立青葉病院

当病院は、昭和14年8月に市立葛城病院として設立され、その後、改築整備を行い、昭和43年4月に市立病院と改称した。市立病院の老朽化や、少子・高齢化の進展による医療環境の変化、多様化する医療ニーズなどに対応するため、平成15年5月に新築・移転し、市立青葉病院として開院した。

平成27年10月には、救急患者の受入体制の強化のため、救急棟を増築した。平成28年4月には地域医療支援病院、翌29年4月には災害拠点病院の指定を受け、DMAT指定医療機関として千葉市の救急医療体制の中で中核的役割を果たしている。

ア 施設

区分	病棟	救急棟	付属棟他	院内保育所
敷地面積	26,800m ²			
構造	あおば館（高層棟）5階 建SRC、RC造 わかば館 (低層棟) 3階建RC造	3階建RC造	付属棟1, 2RC造 駐車場棟RC造 身障者駐車場S造 他	2階建S造
延床面積	28,246m ²	848m ²	4,994m ²	385m ²

イ 病床数 369床

一般病床307床（うち救急8床）、精神病床56床、感染症病床6床

ウ 診療科目（27科目） 内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、感染症内科、糖尿病・代謝内科、内分泌内科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、病理診断科、救急科

エ 職員数

（単位：人）

職員数	医師・歯科医師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	栄養士	心理療法士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床工学技士	視能訓練士	歯科衛生士	看護師	助産師	事務員	技術員	診療情報管理士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	計
人員	76	22	23	18	6	2	10	8	1	5	2	1	354	13	16	3	4	3	7	2	576

オ 外来・入院患者取扱状況

令和元年度

外来患者				入院患者			
患者数		1日平均		患者数		1日平均	
208,285人		868人		112,576人		308人	

※外来稼働日数240日

4 市立海浜病院

当病院は、昭和59年10月に開院し、現在は29科目を標榜している。昭和60年4月から夜間応急診療（夜急診）を開設し、市医師会等と協働して夜間の内科・小児科の急病患者の初期診療を実施している。平成22年に地域周産期母子医療センターに認定され、平成25年には地域医療支援病院、翌26年にはDMAT指定医療機関に認定されている。平成29年10月に新生児集中治療室（NICU）を6床増床し21床とした。また、院内の感染制御の充実を図るために平成30年4月に感染症内科を設置した。さらに令和元年7月には、社会的な課題である救急受入体制を強化し、搬送困難事例の解消を図るために救急科を開設した。

ア 施設

区分	病棟	診療棟	放射線治療棟	エネルギー棟	看護師宿舎	院内保育所	その他
敷地面積	28,186m ²						
構造	鉄筋コンクリート 造7階 塔屋1階	鉄筋コンクリート 造3階	鉄筋コンクリート 造2階	鉄筋コンクリート 造平屋	鉄筋コンクリート 造5階 (50室)	軽量鉄骨造 2階	軽量鉄骨造平屋建他
延床面積	18,568m ²				1,905m ²	427m ²	377m ²

イ 病床数 293床

ウ 診療科目（29科目） 内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、感染症内科、糖尿病・代謝内科、内分泌内科、小児科、小児科（新生児）、小児外科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科、救急科

エ 職員数

（単位：人）

職員数	医師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	栄養士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床工学技士	視能訓練士	看護師	助産師	事務員	技術員	診療情報管理士	社会福祉士	介護福祉士	技能者	計
人員	71	14	19	14	4	6	2	1	6	2	275	27	18	4	3	3	3	4	476

※病院事業管理者含む

オ 外来・入院患者取扱状況

令和元年度

外来患者				入院患者			
患者数		1日平均		患者数		1日平均	
136,097人 (21,366)		536人 (58)		68,009人		186人	

※外来稼働日数240日

（ ）は、夜急診分で内書き、稼働日数366日

第10章

市 民 局

内 容

- 1 コミュニティ施設 (151)
- 2 平和啓発 (153)
- 3 地域運営委員会 (153)
- 4 市民自治の推進、市民公益活動 (154)
- 5 町内自治会 (156)
- 6 区役所 (157)
- 7 住居表示 (159)
- 8 地域安全対策 (160)
- 9 交通安全対策 (162)
- 10 広報 (163)
- 11 広聴 (164)
- 12 文化振興 (166)
- 13 スポーツ振興 (171)
- 14 男女共同参画 (175)
- 15 消費生活 (177)

市民局

1 コミュニティ施設

コミュニティ活動の促進と市民の連帯感の醸成の場として市内にコミュニティ施設13館を設置している。管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

千葉市コミュニティセンター施設一覧

施設の名称	中央コミュニティセンター	松波分室	蘇我コミュニティセンター
所在地	中央区千葉港2-1	中央区松波2-14-8	中央区今井1-14-43
開館日	昭和49年7月30日	平成13年2月15日	昭和54年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階・地上10階建 (4・5・6階部分)	母屋：木造2階建 茶室：木造平屋建	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建
面積	敷地面積	7,385	1,414
	建設面積	5,651	156
m ²	延床面積	7,475	299
建設費	—	—	663,031千円
指定管理者	シンコースポーツ(株)	シンコースポーツ(株)	Fun Space・オーチューコモン事業体
延利用人數 (令和元年度)	256,139人	8,895人	201,842人
併設施設			蘇我駅前連絡所 労働相談室

施設の名称	ハーモニープラザ分館	畠コミュニティセンター	幕張コミュニティセンター
所在地	中央区千葉寺町1208-2	花見川区畠町1336-2	花見川区幕張町3-7730-4
開館日	令和2年4月10日	昭和54年4月1日	昭和54年4月1日
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建
面積	敷地面積	14,180	3,445
	建設面積	6,699	1,244
m ²	延床面積	2,487	2,494
建設費	—	399,981千円	503,906千円
指定管理者	Fun Space・オーチューコモン事業体	(株)京葉美装	(株)京葉美装
延利用人數 (令和元年度)	—	59,855人	137,185人
併設施設	障害者福祉センター 社会福祉研修センター 男女共同参画センター 障害者相談センター他		

施設の名称	花島コミュニティセンター	穴川コミュニティセンター	長沼コミュニティセンター	
所在地	花見川区花島町308	稲毛区穴川4-12-3	稲毛区長沼町461-8	
開館日	平成17年4月1日	平成4年4月1日	平成18年4月1日	
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階・地上2階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建	
面積m ²	敷地面積 建設面積 延床面積	— 3,103 1,994	2,100 1,210 2,650	4,524 1,706 2,654
建設費	2,327,435千円	1,077,591千円	998,613千円	
指定管理者	スポーツクラブNAS(株)	(株)京葉美装	Fun Space・オーチュー共同事業体	
延利用人數 (令和元年度)	88,436人	153,788人	73,163人	
併設施設	花見川公園緑地事務所 花島公園スポーツ施設			

施設の名称	都賀コミュニティセンター	千城台コミュニティセンター	土気あすみが丘プラザ	
所在地	若葉区都賀4-20-1	若葉区千城台西2-1-1	緑区あすみが丘7-2-4	
開館日	昭和58年11月16日	平成3年4月16日	平成5年5月1日	
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建	
面積m ²	敷地面積 建設面積 延床面積	6,294 1,707 3,141	7,485 2,965 2,795	4,999 2,451 4,074
建設費	413,990千円	1,262,709千円	—	
指定管理者	アクティオ(株)	ちばアートウインド運営 企業体	ANAスカイビルサービス(株)	
延利用人數 (令和元年度)	103,824人	100,374人	83,697人	
併設施設	都賀いきいきセンター	若葉文化ホール 千城台市民センター 青少年サポートセンター東分室 若葉図書館	緑図書館あすみが丘分館	

施設の名称	鎌取コミュニティセンター	高洲コミュニティセンター	真砂コミュニティセンター	
所在地	緑区おゆみ野3-15-2	美浜区高洲3-12-1	美浜区真砂2-3-1	
開館日	平成12年1月15日	昭和55年11月16日	昭和56年4月1日	
構造	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 4階建	
面積 m ²	敷地面積 建設面積 延床面積	7,020 2,941 2,745	7,555 2,167 2,580	9,784 2,626 4,839
建設費	2,968,195千円	599,777千円	1,205,402千円	
指定管理者	(株)京葉美装	(株)千葉マリンスタジアム	CCCパートナーズ	
延利用人數 (令和元年度)	123,995人	159,630人	181,158人	
併設施設	緑図書館 青少年サポートセンター南分室	美浜図書館 稻毛海岸子どもルーム 高洲・子育てリラックス館 美浜いきいきプラザ分室	障害福祉サービス事業所 地域活動支援センター 地域活動拠点	

2 平和啓発

本市は、平成元年2月に「平和都市宣言」を行った。同宣言の「戦争への脅威をなくし、世界の恒久平和を求める」趣旨を後世に引き継ぐことを基本方針として、千葉空襲写真パネル展などの平和啓発事業を実施している。

また、平成21年8月に「平和首長会議（当時、平和市長会議）」に加盟した。令和2年度については、引き続き平和啓発パンフレットを発行するとともに、「平和の折り鶴送呈事業」として市民から折り鶴を募集するなど、平和啓発に努めていく。

（令和元年度事業内容）

- ・千葉空襲写真パネル展 各区役所ほか6会場で開催
- ・戦跡めぐりウォーキング 参加者23人
- ・平和の折り鶴 約12万羽を送呈
- ・平和啓発パンフレットの発行 5,000部
- ・平和アニメ上映・講話会 参加者34人

3 地域運営委員会

地域運営委員会とは、小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものであり、その設置を促進する。

<地域運営委員会設立進捗状況>

設立済地区：17地区

	区	名 称	設 立 日
1	中 央 区	生浜地区地域運営委員会	H27. 4. 26
2		松ヶ丘中学校地区地域運営委員会	H27. 5. 14
3		蘇我中学校地区コミュニティづくり懇談会	H28. 6. 18
4		星久喜地区地域運営委員会	H30. 4. 22
5	花 見 川 区	花園地区地域運営委員会	H29. 4. 1
6		第22地区町内自治会連絡協議会（花見川中学校区）	H29. 12. 1
7		朝日ヶ丘中学校区町内自治会連絡協議会	H30. 4. 30
8	稻 毛 区	千草台中学校地区コミュニティづくり懇談会	H27. 5. 24
9	若 葉 区	大宮地区地域運営委員会	H30. 5. 20
10	緑 区	誉田中学校地区地域運営委員会	H27. 3. 19
11		おゆみ野地区地域運営委員会	H27. 5. 20
12	美 浜 区	第36地区地域運営委員会（幸町第二中学校区）	H26. 9. 30
13		幕張ベイタウン地域運営委員会	H27. 5. 17
14		真砂地区地域運営委員会	H28. 3. 6
15		磯辺地区地域運営委員会	H28. 3. 26
16		稲毛海岸地区地域運営委員会	H28. 5. 5
17		幕張西・浜田地区地域運営委員会	H29. 3. 12

設立準備地区：1地区

	区	地 区 名	設 立 日
1	稻 毛 区	小中台地区地域運営委員会設立準備会	H28. 12. 12

4 市民自治の推進、市民公益活動

1 市民自治の推進

近年、地方分権が進展する中、地方自治の大きな柱である住民自治を充実させる動きとして、市民参加・協働を推進しようとする自治体が増えている。本市においても、平成20年4月に「千葉市市民参加及び協働に関する条例（以下『旧条例』という。）」を施行し、市民参加・協働の推進を図ってきた。令和2年4月には旧条例を全部改正した「千葉市市民自治によるまちづくり条例」を施行し、市民参加・協働に「市民の自立的な活動」を加えた「市民自治」の推進を図っている。

(1) パブリックコメント手続

市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続として、平成16年度に制度化し、実施している。

なお、平成20年4月から令和2年3月までは旧条例に、令和2年4月以降は「千葉市市民自治によるまちづくり条例」に基づく手続として実施している。

〈パブリックコメント手続実施状況〉

年度	対象施策数	意見提出者数	提出意見数	原案修正箇所数
平成 27	26	139	602	64
28	16	62	298	60
29	22	52	227	32
30	20	572	1,602	44
令和 元	10	65	306	8

2 市民公益活動

平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、本市においても、市民と行政の協働による地域社会づくりに向け、ボランティアやNPOなどの市民公益活動団体の活動しやすい環境づくりが必要となってきた。

このため、平成13年3月に「市民公益活動の促進に関する基本指針」を策定し、全庁的に市民公益活動の促進を図ることとした。

平成24年4月から、NPO法の改正により所轄庁として認証・認定等を行っている。

平成26年3月から、指定NPO法人制度を開始し、認定NPO法人への移行を推進している。

市内のNPO法人数	①認証 374団体
	②認定 9団体
	③指定 0団体

(1) 千葉市民活動支援センター

ボランティア活動やNPO活動などを支援する施設として、千葉市民活動センター・千葉市ボランティアズカフェを統合、移転し、平成24年4月、千葉中央ツインビル2号館9階に開設した。

平成26年度からは公の施設とし、指定管理者による管理運営を行っている。

ア 施設概要

施 設	施 設 内 容
会議室	各利用団体の会議や研修などに利用
談話室	各利用団体の打合せや作業などに利用
情報コーナー	団体情報や関係図書等の閲覧に利用
ロッカー	資料等の保管に利用

イ 利用時間 月曜～土曜 9：00 ～ 21：00

日曜・祝日 9：00 ～ 18：00

(休館日 12月29日から翌年1月3日まで)

ウ 指定管理者 まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体

〈利用状況〉

区 分 年 度	利用者数 (人)	会議室・談話室 利用件数 (件)	登録団体数 (年度末現在)
平成 29	17,991	1,546	756
30	17,532	1,515	790
令和 元	15,979	1,457	803

(2) シニア世代支援

シニア世代の方々が、これまで各分野で培ってきた豊かな知識や経験を、地域活動などに活かしていただくことを目的にセミナーを開催するほか、関連する事業の情報を総合的に提供する。

(平成26年度以降、千葉市民活動支援センターの事業として実施。)

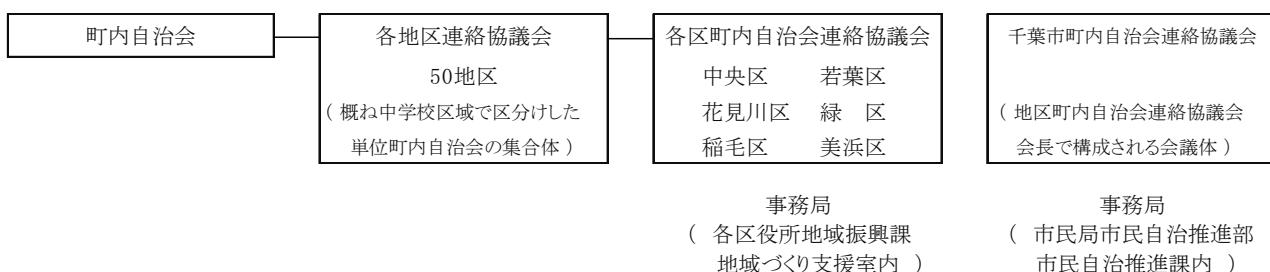
(3) まちなかボランティア養成講座

2021年の東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に、主に“まちなか”で来街者に案内などをするボランティアの養成講座を平成29年度から実施。

5 町内自治会

町内自治会は住民相互の親睦、地域の生活環境の整備等、地域の問題を連帶して解決するため自主的な意思によって結成されているもので、令和元年度末現在1,103の団体がある。加入世帯数は291,392世帯で全世帯の64.7%にあたる。

市行政事務の執行に対しても多大なご協力をいただいている、市と各区町内自治会連絡協議会は事務委託契約を締結し、委託料として1世帯あたり200円を年2回、町内自治会に支払っている。



1 集会所建設等補助事業

町内自治会活動推進の拠点となる集会所を有する町内自治会は、令和元年度末現在736団体あり、市では、町内自治会の安定した活動環境を整え、住みよい地域社会づくりを推進するため、集会所の新築等（建替、増改築を含む）、修繕、耐震診断、耐震設計・改修、借上等に要する経費の一部を助成しており、令和元年の台風15号などにより被災した集会所の修繕に対しても助成している。

なお、令和元年度から、地域運営委員会が団体として所有する集会所も補助対象としている。

令和元年度補助実績

区分	件数（うち被災分）	補助額合計（うち被災分）
新築等	4か所	25,454千円
修繕	19か所（3か所）	6,956千円（455千円）
耐震診断	—	0千円
耐震設計・改修	—	0千円
借上	16か所	2,775千円
計	39か所	35,185千円

6 区役所

1 庁舎

(1) 区役所

区分\区名	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
位置	中央4-5-1	瑞穂1-1	穴川4-12-1	桜木北 2-1-1	おゆみ野 3-15-3	真砂5-15-1
建築面積	5,239.13 m ²	2,775.08 m ²	1,823.07 m ²	2,167.29 m ²	1,673.72 m ²	1,987.64 m ²
延床面積	2,955.22 m ²	5,224.96 m ²	5,247.70 m ²	5,303.23 m ²	5,133.83 m ²	6,743.63 m ²
建築構造	鉄骨地上15階、地下1階建	鉄筋コンクリート地上3階建	鉄筋コンクリート地上3階、地下1階建	鉄筋コンクリート地上3階、地下1階建	鉄筋コンクリート地上5階建	鉄筋コンクリート地上4階、地下1階建

※延床面積は、複合施設を含む。

中央区役所は、きぼーる内11階に設置。建築面積はきぼーる全体。延床面積は共用部分を含む中央区役所部分。

(2) 保健福祉センター

区分\名称	中央保健福祉センター	花見川保健福祉センター	稲毛保健福祉センター	若葉保健福祉センター	緑保健福祉センター	美浜保健福祉センター
位置	中央4-5-1	瑞穂1-1	穴川4-12-4	貝塚2-19-1	鎌取町226-1	真砂5-15-2
建築面積	5,239.13 m ²	1,861.48 m ²	1,886.02 m ²	1,647.52 m ²	2,188.63 m ²	3,165.51 m ²
延床面積	5,851.82 m ²	4,603.17 m ²	4,396.16 m ²	4,231.07 m ²	4,217.58 m ²	4,199.91 m ²
構造	鉄骨地上15階、地下1階建	鉄骨地上3階建	鉄骨地上3階建	鉄骨地上4階、地下1階建	鉄骨地上2階、地下1階建	鉄骨鉄筋コンクリート地上5階、地下1階建

※中央保健福祉センターは、きぼーる内12階～15階に設置。建築面積はきぼーる全体。延床面積は共用部分を含む保健福祉センター部分。

2 主な業務

地域振興課	広報、庁舎の維持管理、区の経理、基幹統計調査及び選挙管理委員会との連絡・調整
地域づくり支援室	区自主企画事業の企画・進行管理、市民主体のまちづくり推進、町内自治会・コミュニティの振興、区民対話会、コミュニティセンター管理・運営、地域運営委員会設置の促進
くらし安心室	相談・要望・陳情、防犯活動の推進、防災対策、多機能パトロール
市民総合窓口課	戸籍の届出、住民異動の届出、印鑑登録、戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書・自動車の臨時運行許可証等の交付、マイナンバーカード（電子証明書含む）の届出・交付、特別永住者証明書の交付 国民健康保険・国民年金の資格得喪、国民健康保険に関する出産育児一時金・葬祭費・療養費（補装具、高額療養費など）・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証などの申請、国民年金の保険料免除・学生納付特例の申請、後期高齢者医療保険の申請
区政事務センター (中央区のみ)	戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し等の各種証明書の交付及び転出届の受理（郵送に限る） 住民基本台帳事務・国民健康保険事務・後期高齢者医療事務・国民年金事務等の書面等の発送及び情報システムへの入力
区選挙管理委員会事務局	選挙人名簿の調製・閲覧、選挙の執行、検察審査員及び裁判員候補者予定者名簿調製、国民投票

保健福祉セントラル	高齢障害支援課	高齢者福祉、心身障害者（児）福祉、民生委員・児童委員に関すること、区支え合いのまち推進協議会、センター内の連絡・調整
	介護保険室	介護保険被保険者の資格、介護保険に係る認定、介護保険給付、保険料の賦課・徴収
	こども家庭課	こどもやひとり親家庭等の福祉、こどもや家庭の相談
	社会援護課 (中央区、若葉区は第一課・第二課)	生活保護費の給付、中国残留邦人等の支援給付、医療券・介護券の交付、原爆被爆者慰問金、戦没者遺族等の援護、行旅死亡人の取扱、住居確保給付金
	健康課	母子健康手帳の交付、応援プランの作成、乳幼児健診、特定不妊治療費助成、養育医療給付、自立支援医療（育成医療）給付、里帰り等妊婦一般健康診査料助成（償還払い）、育児相談・訪問等、健康づくりに関する教育・相談・訪問指導、食生活改善、食育の推進・栄養に関する教育・相談、歯科に関する教育・相談、介護予防に関する教室・相談、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の申請受付、精神保健福祉相談・訪問指導等、難病相談、肝炎治療特別促進事業、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病の申請受付、禁煙外来治療費助成の申請受付

3 区役所庁舎外設置窓口と取扱業務

	取 扱 業 務	中央 区	花 見 川 区	稻 毛 区	若 葉 区	緑 区	美 浜 区	計
市 民 センター	戸籍届出、住民異動届出、印鑑登録、戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の交付、マイナンバーカード（電子証明書含む）の届出、税関係証明書の交付、国民健康保険と国民年金の資格得喪、出産育児一時金・葬祭費の支給申請受付、市税等の納付受付（納付書によるものに限る）、生活保護法に基づく診療依頼書の交付など	市役所前 生浜 松ヶ丘	犠橋 花見川 さつきが丘 幕張本郷	山王	泉 千城台	誉田 土氣	—	12か所
連 絡 所	戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の交付	蘇我駅前	こてはし台 長作	—	大宮台	椎名	—	5か所

4 休日等の取扱窓口と業務内容

(1) 区役所

	取 扱 業 務	取 扱 日 時
市 民 総 合 窓 口 課	住民異動関係の届出、戸籍関係の届出、特別永住者証明書の申請・交付、転入学通知書の発行、印鑑登録、住民票の写し・戸籍全部（個人）事項証明書・印鑑登録証明書等の交付、マイナンバーカード（電子証明書含む）の届出・交付 国民健康保険・国民年金の資格得喪、国民健康保険に関する出産育児一時金・葬祭費・療養費（補装具、高額療養費など）の申請・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証などの申請、国民年金の保険料免除・学生納付特例の申請	毎月第2日曜日 及び3月下旬の休日 (実施日は年度により異なります) 9時～12時30分

市 稅 事 務 所 市 民 稅 課 (若葉区・美浜区) 市 税 出 张 所 (中央区・花見川区・稲毛区・緑区)	市税に係る諸証明の交付	毎月第2日曜日 及び3月下旬の休日 (実施日は年度により異なります) 9時～12時30分
--	-------------	---

(2) コンビニ交付・証明書発行機

	コンビニ交付	証明書発行機
取扱証明	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、市・県民税所得証明書（現年分）	
利用時間	年末年始を除く6：30～23：00	平日 8：30～17：30 休日開庁日 9：00～12：30
		戸籍証明書は平日開庁日の9：00～17：00
利用場所	セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、イオンリテール、コミュニティ・ストア、エーコープ鹿児島、ミニストップ、ポプラ、日本郵便、イオン北海道、ウエルシア薬局、平和堂、山陽マルナカ、イオン九州、イオンストア九州、丸久、マルトグループホールディングス、ジョヴィ、イオン琉球、光洋、DCMダイキ、マックスバリュ東北、フジ、マックスバリュ九州、島忠、スパーク、カスミ、銀ビルストアー、マックスバリュ南東北、中部薬品、クリエイトエス・ディー、ニシナ、ラルズ、オークワ、サッポロドラッグストア、ココカラファインヘルスケア、プラファショッピングセンター、ユニバース、光洋ショッップ・プラス、福井県民生活協同組合、タカヤナギ（全国55,067店舗）	各区役所（6か所） 市民センターの一部（3か所） (市役所前、花見川、土氣) 保健福祉センターの一部（1か所） (緑)

7 住居表示

本市の住居表示については、昭和37年に「住居表示に関する法律」が制定されたことに伴い、昭和39年の第1次実施以来、47次にわたり地域の開発動向を勘案し、市街地の規模・連たん性・成熟度や街区形成の状況等を加味しながら実施してきた。

なお、令和2年3月末現在、市街化面積の128.82km²のうち49.45km²を実施し、実施率は約38%となっている。

最近の住居表示実施箇所（市街化区域内）

年度	実施区域	旧町名	新町名	実施日
31	中央区都町及び若葉区加曽利町の各一部	都町・加曽利町	都町4～8丁目	R2.2.3
21	若葉区貝塚町及び高品町の各一部	貝塚町・高品町	貝塚1・2丁目 都賀5丁目	H22.2.1

8 地域安全対策

「地域防犯対策」については、防犯・防災に関する情報を「ちばし安全・安心メール」で配信するとともに、市・市民・事業者・警察等が協働で地域を見守る地域防犯ネットワークを推進している。

また、市民の自主的な防犯活動を支援するため、防犯パトロール隊への活動物品の配付、交流会及び地域安全まちづくり講座の開催、地域への防犯アドバイザーの派遣を行っている。

さらに、町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会等が設置する防犯街灯・防犯カメラ及び商店会が設置する商店街街路灯に対する補助を行っているほか、千葉駅・稻毛駅・海浜幕張駅・蘇我駅周辺及び中央区富士見2丁目地内に設置した防犯カメラを管理している。

1 ちばし安全・安心メール

平成19年7月から、防犯・防災に関する情報を、電子メールにより市民にスピーディに提供し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、災害に対する備えや発生状況等に応じた適切な対応を促すことを目的にした「ちばし安全・安心メール」の運用を開始しており、令和2年3月末現在、49,896人が登録している。

令和元年度での防犯に関する情報は、犯罪発生日報を444件、緊急防犯情報を191回、不審者情報を41回、ワンポイント防犯情報を53回配信した。

2 地域防犯ネットワーク推進

事業者及び市で防犯への協力に関する覚書を締結し、協働して防犯活動を進めるネットワークの構築を推進している。令和元年度末現在、協力事業者は59団体、配布したステッカーは車両用約29,000枚、店舗用約3,700枚となった。

また、防犯パトロール隊に対して配布した住宅用ステッカーは、約44,500枚となった。

3 市民防犯活動支援事業

(1) 防犯パトロール隊支援

各地域で結成される防犯パトロール隊に対し、腕章、タスキ、ライト、着脱式青色回転灯及び表示用マグネット等活動に必要な物品を配付して、市民の防犯活動を支援している。令和元年度は、80団体のパトロール隊に対し、物品の配付を行った。

また、令和元年度から新たに青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動を行う団体に対し、ドライブレコーダー等を配付することとし、令和元年度は、8団体のパトロール隊に対し、ドライブレコーダー等の配付を行った。

(2) 防犯パトロール隊の表彰

防犯パトロール隊の防犯意識を高揚させて、今後の地域における防犯パトロール活動を活性化させることを目的に、令和元年度は「千葉市防犯パトロール隊表彰制度」に基づき、5団体を表彰した。

(3) 地域安全まちづくり講座（リーダー養成講座）

防犯に関する専門的・実践的な講座を開催し、地域防犯活動のリーダーを養成するために「地域安全まちづくり講座」を開催している。

令和元年度は、1日間の講座を開催し、11人に修了証書を交付した。

(4) 防犯アドバイザー

市民団体等からの申請に基づき、防犯に関して専門的な知識・経験を有する防犯アドバイザー（元警察官、防犯設備士など）を派遣して、「住まいの防犯対策に関すること」、「公共空間における防犯対策に関すること」、「子どもの安全確保に関すること」などのテーマに関して、講話及び指導を行っている。令和元年度は、防犯アドバイザーを3回派遣した。

4 防犯街灯

夜間における防犯と歩行者の安全な通行を確保し、明るい住みよい地域環境づくりを推進するため、町内自治会や地区町内自治会連絡協議会などが設置する防犯街灯に対し、設置費、管理費及び修理費の補助をしている。また、町内自治会が結成されていない地区に市が平成15年度から平成17年度までの3か年計画で防犯街灯を設置し、管理している。

(1) 設置状況

- 防犯街灯補助

令和元年度設置の補助灯数 200灯（管理の補助灯数 52,850灯）

- 市設置防犯街灯

令和元年度管理の灯数 198灯

(2) 防犯街灯補助率・補助金額

区分	補助内容	補助率
設置費補助	L E D 灯	共架灯 80%
		独立灯 85%
修理費補助	全改修 (L E D灯)	共架灯 80%
		独立灯 85%
管理費（電気料）補助	一部修理 (蛍光灯を除く)	80%・50%
	水銀灯、L E D灯、その他商店街から移管された防犯街灯	90%
	防犯街灯L E D化事業によりL E D化された防犯街灯	75%
	蛍光灯	75%

5 商店街街路灯

夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るために、商店会が設置する商店街街路灯に対し、設置費（2/3以内）、修理費（1/2以内）、撤去費（1/2以内）及び管理費（補助率75%）の補助をしている。

設置状況

令和元年度設置の補助灯数 9灯（管理の補助灯数 3,319灯）

6 防犯カメラ

(1) 市による設置

市内最大の繁華街である中央区富士見2丁目周辺で発生する犯罪や悪質な客引き等の未然防止と発生時における迅速な対応を図るため、防犯カメラを計32台設置し、管理・運営している。

また、JR主要駅周辺の繁華街等、不特定多数の方が集まるエリアにおける犯罪抑止対策として、

平成30年度は13台（千葉駅周辺7台、稻毛駅周辺6台）、令和元年度は7台（海浜幕張駅周辺3台、蘇我駅周辺4台）の防犯カメラを新たに設置した。

これらの防犯カメラは、監視カメラでないことを強調するため、「防犯カメラ作動中」の表示を明確に認識できるように設置している。

(2) 町内自治会などへの設置補助

ひったくり等の犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりを推進するため、町内自治会や地区町内自治会連絡協議会が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し、平成29年度から補助金を交付している（補助割合1/2、1台あたりの補助上限20万円）。

令和元年度の設置の補助台数 21台

9 交 通 安 全 対 策

1 交通安全施設

種別	年度		種別	年度	
	令和元年度実績	令和2年度予定		令和元年度実績	令和2年度予定
横断歩道橋	0橋	0橋	防護柵	1.8km	0.9km
歩道	0.6km	2.2km	道路照明灯	11基	19基
交差点改良	2か所	2か所	視線誘導標	21本	82本
バス停車帯・待避所	1か所	2か所	道路反射鏡	68本	48本
道路案内標識	0基	1基	歩道段差解消	47か所	19か所
警戒標識	7本	12本	スクールゾーンカラーライ路面標示	12か所	17か所
区画線	128.4km	141.4km	視覚障害者誘導用ブロック	2.2km	6.2km

※表中の数量は延べで計上、小数点第2位以下切捨て。なお、区画線、視線誘導標、スクールゾーン・カラーライ路面標示、視覚障害者誘導用ブロック数量は補修分も含む。

2 自動車駐車場対策

駐車問題の解消を図るため、昭和58年4月、市街地中心部の駐車需要増加に対処し、道路交通の円滑化と都心機能の増進を目的として栄町立体駐車場を整備した。同駐車場は、平成18年度から指定管理者が管理・運営を行っている。

また、平成24年度から駐車場内に自動二輪車駐車場を設置している。

区分	栄町立体駐車場
位置	中央区栄町3-8
開場年月日	昭和58年4月30日
敷地面積	1,984.49m ²
建築面積	1,510m ²
延床面積	8,743.60m ²
建物構造	鉄骨耐火被覆構造5階6層
収容台数	215台（うち、自動二輪車駐車場15台）
建設費	745,000千円
利用料金	20分ごと100円（上限1,500円/24時間、1,000円/12時間） プリペイドカード 3,000円券（3,300円分） 5,000円券（5,500円分） 月極 20,000円（複数台契約（10台以上）の場合17,000円/台） 自動二輪車 60分ごと100円（上限700円/24時間）
指定管理者	アマノマネジメントサービス株式会社

3 市内自動車保有台数・交通事故発生状況

区分 年	自動車	交通事故	死傷者数		
	保有台数	発生件数	死者	負傷者	計
平成 29	554,045	3,088	18	3,715	3,733
30	555,404	2,906	24	3,452	3,476
令和 元	556,776	2,574	14	3,089	3,103

※自動車保有台数は各年4月1日で軽自動車及び原動機付自転車、小型特殊自動車を含む。

交通事故発生件数、死傷者数は各年1月～12月

4 交通安全教育

交通安全教室（令和元年度）		
区分	回数	対象人数
保育所（園）	130回	7,338人
幼稚園	86	12,826
小学校	124	18,488
その他の	53	18,519
合計	393	57,171

交通公園利用者（令和元年度）	
区分	花見川緑地交通公園
幼児	39,468人
小学生	20,124
中学生	50
大人	55,202
合計	114,844

10 広報

1 広報紙誌

(1) ちば市政だより

発行日	発行部数	サイズ	頁数
毎月 1日	約459,300部 (令和元年度)	タブロイド判	24ページ（最終面は区版）

- ・平成29年10月から発行形態を見直し、月1回24ページに変更するとともに全戸ポスティングを実施。
- ・満18歳以上の重度視覚障害者で希望する方には、CDに録音した声の市政だよりや点字市政だよりを発行日に郵送（障害福祉サービス課、障害者自立支援課）。

(2) 刊行物

誌名	発行部数	内容	配布先等
2019・2020年度版 ちば市民便利帳	200,000部	市役所の窓口業務等 を紹介したガイドブック	転入者、希望者

2 テレビ・ラジオ広報

テレビ・ラジオ番組を通して千葉市情報を提供している。

(1) テレビ

放送局	番組名	放送時間	内容
千葉テレビ放送 (チバテレ)	ザ・サンデー千葉市	毎月第1日曜日 9:00～9:15	魅力的なスポット、イベント情報等を紹介
J:COM 千葉セントラル	ちば情報Clip	毎月第1・3水～土曜日 9:00～9:10 20:00～20:10	市政情報や市内のイベント等を紹介

(2) ラジオ

放送局	番組名	放送時間	内容
ベイエフエム (bayfm78)	ベイ・モーニング・ グローリー	毎週日曜日 8:00~ 8:55	市内の旬な情報と魅力的なスポットを音楽にのせて紹介

3 ソーシャルメディア

ソーシャルメディアを通して市政情報や緊急情報、各種イベント情報などを提供している。

(1) 千葉市公式Twitterアカウント

広報広聴課（市政情報・緊急情報）、広報広聴課（市長との対話会）、観光プロモーション課（観光情報）、動物公園（動物公園情報）、消防局（防災情報・消防イベント情報）、ちばレポ運用事務局（「ちばレポ」の情報）、ちば市役所ノヒト（市政情報の親しみある発信）、人事委員会（職員募集）、加曽利貝塚博物館（みどころ、イベント情報）、郷土博物館（千葉の郷土史・イベント情報）、千葉市COOL CHOICE（COOL CHOICE情報、イベント情報）、千葉市制100周年（市制100周年関連情報）

(2) 千葉市公式Facebookページ

千葉市役所（市政情報・緊急情報）、消防局（防災情報・消防イベント情報）、中央図書館（図書館のイベントなど）、中央区役所（中央区のイベント情報など）、Chiba City Just East of Tokyo（外国人向け観光情報）、千葉市COOL CHOICE（COOL CHOICE情報、イベント情報）、千葉市制100周年（市制100周年関連情報）

(3) 千葉市公式LINEアカウント

千葉市（イベント情報・緊急情報など）

(4) 千葉市公式Instagramアカウント

動物公園（動物公園情報）、千葉市制100周年（市制100周年関連情報）

11 広 聽

1 市長への手紙・陳情

市民や団体からの意見・要望等について、市政運営の改善に資するとともに、市政への理解を深めていただくため、意見・要望等に対し、市の見解等を市長名で回答している。

令和元年度 受付件数 市長への手紙等 1,981件

2 WEBアンケート

インターネット（ちば電子申請システム）を活用し、短期間で精度の高い市民意識・意見等を聴取するためアンケートを実施している。また、調査結果は、担当所管課で施策を実施する際の基礎資料として活用している。

令和元年度 実施テーマ数 32テーマ 平均回答者数 736人

3 市長との対話会

市政に関するテーマに沿って、市長自らが説明し、市民と直接、意見交換を行う「市長との対話会」、ツイッターを利用したインターネット版を併せて実施している。

令和元年度 市長との対話会 実施回数 6回 延参加者数 135人
ツイッター版対話会 実施回数 2回 延参加者数 831人

4 市長の出前講座

市長が、市民が行う集会・会合等に出向き、市政に関するテーマに沿って説明し、市民と直接、対話をを行う「市長の出前講座」を実施している。

令和元年度 実施回数 8回 延参加者数 446人

5 ランチ・ミーティング

市長が市内で定期的に活動している団体と昼食をともにし、活動内容や市政について気軽に意見交換を行う「ランチ・ミーティング」を実施している。

令和元年度 実施回数 11回 延参加者数 79人

6 市長の出前トーク

市長が市内の施設利用者、市内で活動している団体、市の事業利用者等のもとへ出かけ、自由な意見交換を行う「市長の出前トーク」を実施している。

令和元年度 未実施

7 市政出前講座

事業を所管する職員が、市民が行う集会・会合等に出向き、市の施策や制度・事業について説明するとともに意見交換を行う「市政出前講座」を実施している。

令和元年度 実施回数 130回 延受講者数 4,222人 対象テーマ数 118テーマ

8 市役所コールセンターの運営・管理

市民に迅速でわかりやすい情報提供を行うため、市役所コールセンターを設置し、運営・管理を行っている。

令和元年度 平均受付件数（1日あたり） 212件
FAQ平均アクセス件数（1日あたり） 3,493件

9 ちばレポ（ちば市民協働レポート）の運営・管理

ICT（情報通信技術）を活用した、市民と行政との協働によるまちづくりをめざし、地域における様々な課題を市民協働により解決する仕組み「ちばレポ」の運営・管理を行っている。

令和元年度（3月末現在の累計） レポーター登録者数 6,382人 レポート数 13,798件
サポーター活動実施数 25件

10 市民相談

広報広聴課及び各区地域振興課において、生活上的心配や悩み事等の相談に応じるとともに、弁護士による無料法律相談を実施するほか、交通事故相談及び住宅相談など市民生活全般にわたる相談業務を行っている。

相談の種類	相談日						内 容	令和元年度 相談数	
	本 庁	区役所							
		中 央	花 見 川	稻 毛	若 葉	緑	美 浜		
くらし相談	—	月～金						生活上の心配ごとや悩みごと	1,049件
交通事故相談	—	火 ・ 金	金	水	月 ・ 木	火 ・ 木	月 ・ 水	事故に関する示談の方法、賠償問題など	237件
法律相談	—	木 ・ 第 4 月	月 ・ 第 4 水	金 ・ 第 4 火	水 ・ 第 4 金	水 ・ 第 4 月	火 ・ 第 4 木	相続、離婚、金銭貸借等の法律関係(千葉県弁護士会所属弁護士)	2,442件
特設法律相談	土 (年 12 回)	—	—	—	—	—	—	相続、離婚、金銭貸借等の法律関係(千葉県弁護士会所属弁護士)	125件
住宅相談	—	第 3 月	第 3 水	第 3 火	第 3 金	第 3 月	第 3 木	宅地建物に関する相談(千葉県宅地建物取引業協会千葉支部)	158件
くらしとすまい の特設相談	第 2 水	—	—	—	—	—	—	登記、税、不動産取引手続き等に関する こと (千葉司法書士会千葉支部、千葉県税理士会千葉東支部等)	273件
行政相談	—	第 1 月	第 1 火	第 1 火	第 1 金	第 1 月	第 1 木	行政活動全般の相談 (総務大臣委嘱の行政相談委員)	16件

12 文化振興

心の豊かさを求めて文化芸術活動への興味・関心がますます高まりをみせている今日、文化をはぐくむまちづくりなどを進めるため、「第2次千葉市文化芸術振興計画」に基づき、個性豊かな新しい千葉文化の創造に積極的に取り組み、市民主体の文化都市の実現を目指している。

1 文化芸術活動の振興

(1) 文化行政の企画

市民の文化ニーズや地域の特性を踏まえ、文化芸術活動を体系的に実施し、市民の文化芸術活動への参加機運を促進している。

(2) 文化振興事業の実施

市民に文化芸術を身近に触ることのできる機会を提供しているほか、将来の活躍が期待される新進気鋭の芸術家を表彰する「芸術文化新人賞」を実施するなど、文化振興事業の充実に努めている。

(3) 文化芸術活動の推進

市内の文化芸術団体の連合組織である千葉市文化連盟の加盟団体をはじめ、公共性の高い文化活動を展開する団体の事業に対し、共催・後援及び助成等を行っている。

また、文化施設等で行われている地域の文化活動を支援し、市民の参加を促進している。

2 基金

(1) 文化基金

市民文化の振興を図るため、千葉開府850年記念事業に寄せられた市民からの寄附金に市の支出金を加え、昭和53年に千葉市文化基金を設置した。

ア 基金残高 33,260千円（令和元年度末）

イ 令和元年度実績 芸術文化新人賞等に1,017千円

(2) 美術品等取得基金

千葉市美術館に収蔵する美術品を円滑に取得するため、平成2年に千葉市美術品等取得基金を設置した。

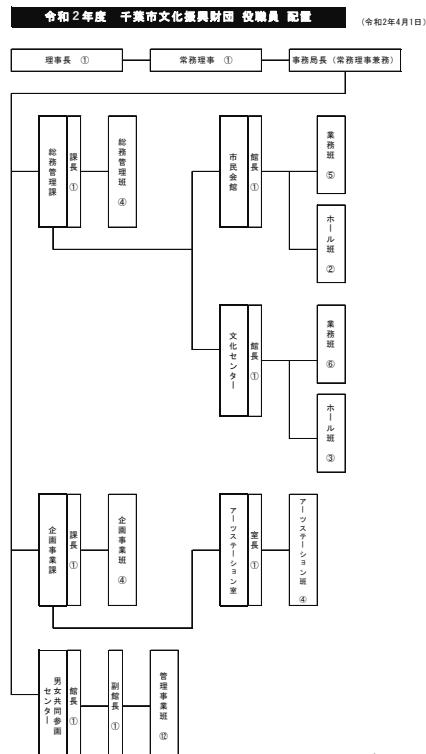
ア 基金残高 29,245千円（令和元年度末）

イ 令和元年度購入実績 1件（1,000千円）

3 公益財団法人 千葉市文化振興財団

（公財）千葉市文化振興財団は、昭和48年4月の千葉市民会館の開館に伴い、その管理・運営のため昭和48年2月に財千葉市民会館として設立され、その後、昭和55年4月に財千葉市文化振興センターに、更に平成元年4月に現在の財千葉市文化振興財団と改称、平成24年度からは、公益財団法人の認可を受け、本市の文化振興の拠点として、各種の文化活動を実施している。

(1) 組織及び人員



(2) 事業内容（令和元年度）

ア こども若者文化支援事業

こどもミュージックプロムナード（アウトリーチ幼稚園11園 参加者数1,608人）・こども創造体験教室（2回 参加者数74人）・ちば・まちなかステージ（6回 来場者数3,300人）・こども若者向け鑑賞公演（2公演 入場者数573人）・子ども創造体験プログラム（2コース 参加者数107人）・はじめての劇場体験ツアー（1日 参加者数16人）・ダンスワークショップ（2コース各6回 参加者数41人）・ユースカルチャーワークショップ（6コース 参加者数58人）

イ 文化芸術普及事業

ワンコインコンサート（11公演 入場者数1,244人）・新人賞サポートプログラム（公演3回 入場者数406人、展示会1回 入場者数96人）・鑑賞事業（5公演 入場者数1,837人）

ウ 地域文化活性事業

BAY SIDE JAZZ 2019 CHIBA（デモンストレーション6回 来場者数770人）・スチューデントジャズクリニック3回 受講者数32人・ジャズクルージング2回 入場者数160人・アマチュアジャズコンペティション1回 参加グループ9組 入場者数70人・前夜祭コンサート1回 入場者数247人・ジャズストリート27会場 入場者数9,360人・スターダストジャズ1回 入場者数180人・パラスポーツ大会応援イベント2回 入場者数180人）

エ 文化交流拠点（アーツステーション）運営事業

文化情報誌「あでるは」刊行（年間6回 隔月 10,000部発行）・アーティストバンクちば（登録件数 プロ312件 アマチュア61件、延べ活動件数 プロ272件、アマチュア72件）・文化サポートバンク（登録者数 受付等ボランティア41人 舞台技術ボランティア15人、延べ活動者数 受付等ボランティア165人 舞台技術ボランティア2人）・ホールで思いっきり練習してみよう（4回 参加団体数4団体）・文化交流サロン（よろず相談件数91件）・文化センター伝統芸能まつり（1日 延べ入場者数565人）

オ 人材育成事業

音楽ファシリテーター養成講座（フォローアップ講座1回 受講者数7人 養成講座3回 受講者13人）・ボランティア育成講座（1回 受講者数25人）・舞台セミナー（講座4回 受講者数27人）・アートマネジメント講座（1回 参加者数17人）・スタートアップ・チャレンジ事業（1企画）

カ 賛助会員（個人会員356人 法人会員2団体）

キ 千葉芸術文化塾（4コース 受講者数2,176人）

ク 共催事業（市民会館18公演 入場者数7,918人、文化センター9公演 入場者数2,080人）

ケ 文化施設等指定管理事業

市民会館・文化センター・男女共同参画センター

4 主な文化施設

(1) 市民会館（中央区要町1-1）

開館年月日 昭和48年4月29日

敷地面積 4,515m²

延床面積 5,993m²

建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階・塔屋1階
大ホール（固定席996席・車椅子スペース5席）、小ホール（可動席316席）、
樂屋6室、會議室9室
利用状況（令和元年度） 年間578件（月平均48.2件） 但し、大ホール及び小ホール
指定管理者 公益財団法人 千葉市文化振興財団

(2) 文化センター（中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館内）

開館年月日 平成元年8月3日
敷地面積 9,991m²
建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地下3階、地上14階のうち地上3階～6・9
階（7階・8階を除く）
ホール（固定席493席・車椅子スペース4席）、樂屋6室、市民サロン、セミナ
ー室、リハーサル室2室、スタジオ2室、レコーディング室、和室、會議室4室
利用状況（令和元年度） 年間255件（月平均21.3件） 但し、ホール
指定管理者 公益財団法人 千葉市文化振興財団

(3) 若葉文化ホール（若葉区千城台西2-1-1 千城台コミュニティセンターとの複合施設）

開館年月日 平成3年5月15日
敷地面積 7,485m²（千城台CCと共に）
延床面積 2,009m²（ホール分）
建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階
ホール517席（固定席511席、車椅子スペース6席）、樂屋2室、リハーサル室2室
利用状況（令和元年度） 年間251件（月平均20.9件） 但し、ホール
指定管理者 ちばアートウインド運営企業体

(4) 美浜文化ホール（美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センターとの複合施設）

開館年月日 平成19年7月1日
敷地面積 8,611m²（保健福祉センターと共に）
延床面積 4,000m²（ホール分）
建物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階
ホール（固定席351席、車椅子スペース3席）、音楽ホール（固定席150席、車椅
子スペース2席）、樂屋6室、リハーサル室1室、スタジオ2室、會議室1室
利用状況（令和元年度） 年間651件（月平均59件） 但し、ホール及び音楽ホール
※令和元年9月2日から令和元年11月30日までホール吊天井改修工事予定であったた
め利用休止。（入札不調に伴い工事未実施となり、同年12月1日より再開）
指定管理者 ちばアートウインド運営企業体

(5) 千葉市美術館（中央区中央3-10-8）

ア 施設概要

開館年月日 平成7年11月3日
敷地面積 2,619m²
延床面積 17,548m²
建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 地下3階、地上12階
指定管理者 公益財団法人 千葉市教育振興財団

(イ) 事業内容（令和元年度）

(ア) 美術品等収集事業

- ・収集の基本方針 県立美術館との協調、機能分担から、以下の3点とする。
 - ①千葉市を中心とした房総ゆかりの作家及び作品
 - ②日本文化の核を形成する近世以降の美術品
 - ③現代美術
- ・収集作品件数（令和元年度末まで） 購入・寄贈等：2,194件（千葉市を中心とした房総ゆかりの作家・作品518件、近世以降の美術品1,194件、現代美術他482件）、寄託：916件
- ・主な収集品（令和元年度）
目「アクリルガス」、平塚運一「裸婦天平鬼瓦」、中川一政「向日葵」、曾宮一念「玉蜀黍」

(イ) 展示事業

- ・企画展

「オーバリン大学アレン・メモリアル美術館メアリー・エインズワース浮世絵コレクション—初期浮世絵から北斎・広重まで」展ほか4展覧会

- ・所蔵作品を中心としたテーマ展

「ピーター・ドラッカー・コレクション水墨画名品」

展ほか3展覧会

令和元年度年間入場者数 136,597人（うち企画展 82,808人）

※令和2年1月1日から令和2年7月10日まで美術館拡張整備工事のため休館

(ウ) 教育普及事業

- ・展覧会会場における解説「オーバリン大学アレン・メモリアル美術館メアリー・エインズワース浮世絵コレクション—初期浮世絵から北斎・広重まで」（学芸員によるギャラリー・トーク）
他計16回 参加者数 669人
- ・講演会・イベント「講演会「多様な見方：メアリー・エインズワース・コレクションとオーバリン大学の教育」他 計9回 参加者数 1,008人
- ・市民美術講座「コレクター達の横顔—《古今東西浮世絵数寄者総番付》から見える日本と欧米の浮世絵収集」他 計8回 603人
- ・学校との連携事業（小・中・特別支援学校鑑賞教育推進事業（参加24校 1,326人））
- ・教職員の団体鑑賞（11人）、職場体験学習（22校 55人）他
- ・アウトリーチプログラム（千葉大学や地域NPOとの連携事業「千葉アートネットワーク・プロジェクト」、県内の美術館との連絡会）
- ・ボランティアの育成・活用（ワークショップ等10件 参加者数1,398人）
- ・ボランティアによるギャラリー・トーク（35回 参加者数713人）

(エ) 調査研究事業

- ・研究及び成果発表

千葉市ゆかりの日本画家石井林響

米国オーバリン大学アレン・メモリアル美術館所蔵メアリー・エインズワース浮世絵コレクションの日米相互の活用と専門知識を通した交流事業（継続）【文化庁補助金活用事業】
・図録の発行（各企画展）

(6) 千葉市民ギャラリー・いなげ（稻毛区稻毛1-8-35）

ア 施設概要

開館年月日 昭和63年11月20日
敷地面積 2,705m²
延床面積 545m²
建物 鉄筋コンクリート造 地上2階
展示室3室、制作室3室、ロビー、多目的コーナー
指定管理者 公益財団法人千葉市教育振興財団

イ 事業内容（令和元年度）

(ア) 展示事業

「沖に移った海岸線～稻毛海岸の埋立と街の記憶～」ほか 入場者数6,622人

(イ) 施設活用事業

・制作室、展示室の貸出 利用者23,347人

(ウ) 公開事業

・敷地内の「旧神谷伝兵衛稻毛別荘」の公開 見学者数921人

※平成30年6月1日から令和2年2月29日まで耐震改修工事のため休館

13 スポーツ振興

1 スポーツの振興

市民の余暇への関心が高まる中で、世代にかかわらず気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を確保するため、千葉市スポーツ推進計画（平成28年3月策定）に基づき、スポーツ団体の育成や指導者の養成・確保を図り、総合的できめ細かい情報サービスの提供に努めている。

(1) 地区スポーツ行事の開催

各地区において、住民を対象にスポーツ行事を開催し、スポーツ・レクリエーションに対する関心を深めるとともに普及発展を図る。

令和元年度実績 527行事、延参加人員 74,336人

(2) スポーツコーチャーの活動

スポーツ指導に熱意のある人材を広く一般市民より募集し、講習会受講後、スポーツ教室（令和元年度63教室開催）等の指導を依頼している。

スポーツコーチャーの派遣を要請する団体は、公益財団法人千葉市スポーツ協会で必要な手続きをとる。

登録者数

令和2年3月31日現在

テニス	合気道	水泳	卓球	ジヤズダンス	バドミントン	ソフトテニス	太極拳	体操	バレーボール	陸上	柔道	アーチェリー	スマッシュギュニアトア	ヨガ	その他	計
40	9	12	13	13	14	7	6	6	3	2	3	2	1	3	19	153

※その他は、バスケットボール、野球、エアロビクス、スポーツ吹矢、ヨット等

(3) 学校体育施設の開放

学校教育に支障のない範囲において、スポーツの場として、また市民の体力づくり及びコミュニティ活動を図ることを目的として、校庭、体育館、武道場を市民に開放した。

ア 開放状況

令和元年度

区分	小学校	中学校	計
校体育館 武道場	111校 111 —	27校 54 29	138校 165 29

イ 開放形態

- ・小学校校庭…個人又は団体による自由な軽スポーツを行う場
- ・小学校体育館、中学校校庭、体育館、武道場…団体によるスポーツ又はレクリエーション活動を行う場
- ・中学校校庭夜間開放…野球・サッカー・ソフトボール・軽スポーツの場（団体利用のみ）

ウ 開放期間（令和元年度）

小・中学校校庭、体育館、武道館 4／1～3／31（12／29～1／3を除く）

中学校校庭夜間（6校） 4／1～3／31（12月～2月及び第4月曜日を除く）

※5校で冬期も開放

エ 開放時間 原則として学校教育に支障のない範囲で、平日の夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日とする。

校庭 6時30分から17時まで（冬期16時まで）

体育館 6時30分から21時まで

武道場 6時30分から21時まで

中学校校庭夜間 19時から21時まで

オ 運営

- ・各開放校ごとに運営委員会を組織し、運営を行う。また、学校体育施設開放運営委員会連絡協議会を組織し、開放事業の推進を図っている。
- ・中学校校庭夜間開放はスポーツクラブNASが管理運営を行う。

カ 利用の仕方及び手続き

- ・小・中学校校庭、体育館、中学校武道館
(各学校の運営委員会に団体登録をし、団体利用)
- ・小学校校庭（自由開放を実施、個人利用）
- ・中学校校庭（夜間）
(千葉市施設予約システムにより登録し、団体利用))

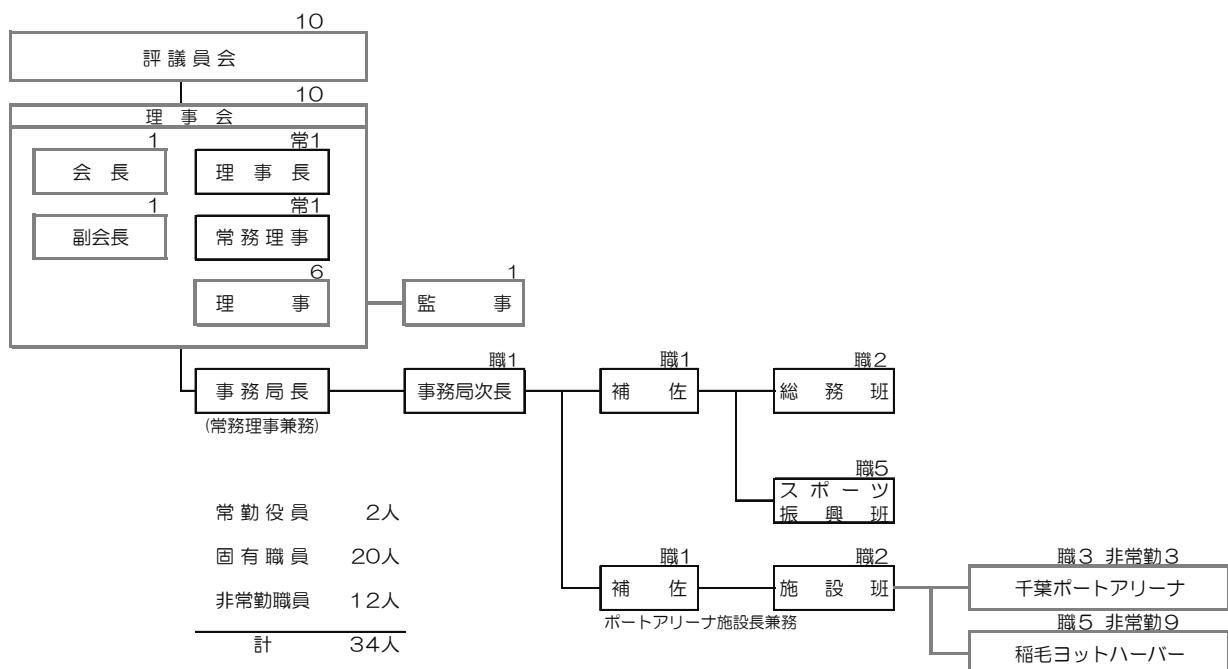
キ 利用者数（令和元年度）

- | | | | |
|-------|----------|-----------|--------------|
| ・校 庭 | 614,556人 | ・体育館及び武道場 | 1,335,149人 |
| ・校庭夜間 | 16,560人 | | 計 1,966,265人 |

2 公益財団法人 千葉市スポーツ協会

市民のスポーツ活動の普及振興に関する事業及びスポーツ施設の効率的な管理運営を行い、もって市民の健全な心身の発達と潤いのある市民生活の形成に寄与することを目的に、平成3年2月1日（財）千葉市スポーツ振興財団を設立した。平成24年4月1日公益財団法人に移行した。その後、幅広い専門性を持ち、千葉市のスポーツ振興を一元的に担う組織として平成31年4月1日から千葉市体育協会と業務統合し、公益財団法人千葉市スポーツ協会となった。

(1) 組織及び人員



(2) 事業内容

千葉市体育協会及び千葉市スポーツ振興財団の事業を継承しつつ、新規事業として組織統合の効果を活かしたスポーツ医科学に基づいたジュニア育成を促進するほか、継続的なスポーツ実施の支援を目的に加盟競技団体と連携した中級スポーツ教室を開催するなど、指導者育成や市民大会などへの参加誘導を行い、スポーツの底辺拡大を図る。

ア 自主事業 市長旗争奪ミニサッカー大会、千葉ポートアリーナ杯争奪ミニバスケットボール大会、ミニバスケットボール3 on 3大会、スポーツ教室、健康づくり事業、情報誌「みんなのスポーツちば」の発行、海洋スポーツ関連イベント、海洋スポーツ教室、海洋スポーツ施設の管理運営、ジュニアスポーツ競技力向上事業

イ 指定管理事業 千葉ポートアリーナの管理運営

(3) 出 捐 金 220,000千円

3 主要スポーツ施設

区分	野球場	ゴルフ場	陸上競技場	弓道場	柔道場	剣道場	トレーニング場	球技場	多目的運動場	屋内運動場	ヨットハーバー場	相撲場	グラウンドゴルフ場	アイススケート場	ゴルフ場	管理主体
ポートアリーナ		2					2									(公財)千葉市スポーツ協会
千葉公園	1	1														スポーツクラブNAS(株)
青葉の森スポーツプラザ	1		1	1	1											"
武道館					1	1	1									"
横橋公園野球場	1															"
こてはし温水プール		1	1					1								元気・ふれあい・夢づくりパートナーズ
宮野木スポーツセンター	1		1	1				1								スポーツクラブNAS(株)
みつわ台第2公園	1	1	1	1				1								"
北谷津温水プール		1														"
古市場公園	1	1	1		1			1				1				"
有吉公園	1	1			1											"
幸町公園		1														"
高洲スポーツセンター		1	1					1								"
稲毛海浜公園	1	1			1				1		1					スポーツクラブNAS(株) (株)ワールドパーク連合体(プールのみ)
稲毛ヨットハーバー											1					(公財)千葉市スポーツ協会
袖ヶ浦第4緑地					1											スポーツクラブNAS(株)
中田スポーツセンター	1			1					1	1			1			"
花島公園			1	1	1			1	1							"
磯辺スポーツセンター			1							1						"
アクアリンクしば													1			(株)パティネレジャー
宮崎スポーツ広場					1											スポーツ広場管理運営委員会
大宮スポーツ広場	1			1												"
コミュニティセンター		1	10			1	1	2								シンコースポーツ(株)、アクティオ(株)、㈱京葉美装、Fun Space・オーチューコム事業体、ANAスカイビルサービス(株)、ちばアートウインド運営企業体、CCCパートナーズ
長沼原勤労市民プラザ			1	1				1								Fun Space・オーチューコム事業体
幕張勤労市民プラザ			1					1								"
ZOZOマリンスタジアム	1															(株)千葉ロッテマリーンズ
千葉市民ゴルフ場														1		内山緑地建設(株)
フクダ電子アリーナ								1								SSP UNITED
フクダ電子ヒルスコート					1											"
フクダ電子スクエア									1							"
フクダ電子フィールド										1						"
フクダ電子グラウンド											1					"
計	10	10	22	1	13	3	2	2	12	5	4	1	1	1	1	—174—

14 男女共同参画

1 男女共同参画ハーモニ一条例

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの意識と継続的な取組が重要であることから、男女共同参画を推進するよりどころとなるものとして、下記の内容を規定した男女共同参画ハーモニ一条例を制定し、平成15年4月1日から施行した。

- (1) 男女共同参画社会の基本理念
- (2) 市、市民、事業者の役割
- (3) 性別による権利侵害の禁止
- (4) 男女共同参画を推進するために市が行う基本的な施策と基本計画の策定
- (5) 市民及び事業者の関心と理解を得、積極的な取組が行われるよう、男女共同参画週間を実施
- (6) 男女共同参画に係る苦情処理や人権侵害の救済を図るため、男女共同参画苦情処理委員会を設置
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、男女共同参画審議会を設置

2 ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン

千葉市新基本計画を上位計画とする、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成23年度から後期計画に改定）」に次ぐ第4次計画を策定した。

(1) 計画策定の趣旨

社会情勢が大きく変化する中、持続的な成長を実現し、活力を維持していくためには、性別にかかわりなく多様な人材の活躍が必要になっていることから、「千葉市男女共同参画ハーモニ一条例」の基本理念に基づき、男女共同参画施策のより一層の推進を図るため策定した。

(2) 計画期間

平成28年度から令和3年度までの6年間

(3) 基本目標

- 基本目標1 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進
- 基本目標2 男女平等と人権の尊重
- 基本目標3 あらゆる分野における女性の活躍
- 基本目標4 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり
- 基本目標5 生涯にわたる心身の健康と性・L G B Tに関する理解への支援

3 男女共同参画に関する啓発等（令和元年度実績）

- (1) ハーモニー講演会の開催（参加人数：80人）
- (2) 男女共同参画啓発資料の作成
- (3) 男女共同参画週間の実施
- (4) 事業所向け出前講座の実施

4 男女共同参画センター

当センターの運営は、指定管理者である千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体（公益財団法人千葉市文化振興財団が担当）が行っている。

位 置	中央区千葉寺町1208-2（千葉市ハーモニープラザ内）
開設年月日	平成11年12月 1 日
敷 地 面 積	14,180.14m ² （福祉関連施設と共に用）
延 床 面 積	14,185m ² （うち男女共同参画センター 2,096m ² ）
建 物 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 主要室規模 1階 情報資料センター（604m ² ）他 2階 セミナールーム（75m ² ）他

事 業 内 容（令和元年度実績）

男女が社会的に対等な関係を築き、責任を分かち合う「男女共同参画社会」の実現をめざすための調査・研究、情報収集・提供、相談、研修・学習、交流・啓発の各事業を実施した。

(1) 調査・研究事業（男女共同参画を推進するための調査や研究等）

ア 「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」ほか1事業を実施

(2) 情報収集・提供事業（男女共同参画に関連する様々な情報の収集・提供）

ア 国内外の男女共同参画に関する情報の収集、図書やビデオの貸し出し及び閲覧

イ インターネット体験・質問コーナーの設置

ウ 多様な就業形態に関する情報提供（ハローワークの求人情報の閲覧など）

(1) 相談事業（女性、男性がかかえる諸問題に対する相談事業）

ア 「ハーモニー（女性）相談」の実施（延べ相談者数：1,816人、延べ相談件数：7,757件）

イ 「男性電話相談」の実施（延べ相談者数：130人、延べ相談件数：198件）

(2) 研修・学習事業（男女共同参画への認識を深めるための各種講座）

ア 「男女共同参画講座」など、55講座を開催（延べ参加人数：1,797人）

(5) 交流・啓発事業（市民、団体等の交流ネットワーク支援）

ア ちば男女・みらいフォーラムの開催（参加人数：68人）

イ 情報誌の発行（誌名「みらい」、年2回：各5,000部）

ウ ハーモニーシアターの開催（3回、延べ参加人数：657人）

エ ハーモニーサロンの開催（2回、延べ参加人数：30人）

オ 千葉市男女共同参画センターまつりの開催（延べ参加人数：2,324人）

カ は～もねっと登録団体交流会の開催（1回、参加人数：20人）

15 消費生活

1 消費生活センター（暮らしのプラザ）

消費生活の安定・向上のため、多様な消費生活問題への対応を図る消費生活センターと計量の適正化を図る計量検査所の複合施設として、民間活力を利用して全国初のPFI事業により建設し、消費者活動の拠点として運営している。なお、平成25年度より計量検査所を廃止し、その機能を消費生活センターに統合した。

(1) 施設概要

所在地 中央区弁天1-25-1
開設年月日 平成14年9月2日
敷地面積 3,295m² 延床面積2,697m²

(2) 施設内容

1階 情報プラザ
2階 消費生活センター事務室、消費者相談コーナー等
3階 研修講義室、実験実習室等

2 消費者対策

市民の消費生活の安定・向上を図るため、消費生活条例の運用、消費生活に関する情報提供、各種消費生活講座の開催等による啓発活動及び消費者からの苦情相談を実施している。

(1) 消費生活条例

消費者と事業者との間の情報の質・量・交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進のため、「消費者の権利の確立」「消費者の自立支援」等を内容とした消費生活条例を平成18年7月1日に施行し、同条例の的確な運用を図っている。

なお、平成26年4月1日に、消費生活条例の一部を改正し、事業者による「訪問購入」に係る不適正な取引を禁止している。

(2) 消費生活審議会

消費生活条例に基づき、消費者施策を推進するため、市長の附属機関として設置され、第3次千葉市消費生活基本計画に基づく事業の計画内容や進捗状況に対する意見、評価等を行っている。

(3) 第3次千葉市消費生活基本計画の推進

第2次千葉市消費生活基本計画及びその下位計画にあたる千葉市消費者教育推進計画を統合した第3次千葉市消費生活基本計画（平成29年度から令和3年度までの5か年計画）に基づき、消費者施策を積極的に推進している。

(4) 消費者啓発

ア 講座及び講演会等の実施

消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長するため、団体や事業者の要望により消費生活相談員等が実施する悪質商法とその対処法等に係る「暮らしの巡回講座」の他、様々な世代向けに消費生活の多様なテーマの講座を行う「消費生活講座」、「消費者サポーター養成講座」、「消費者月間記念等講演会」及び「悪質商法等被害防止講演会」や、公民館・いきいきプラザ・学校等と連携して講座等を企画する「連携事業」などを実施している。

講座・講演会等	回 数	参加者数
くらしの巡回講座	21回	493人
消費生活講座	3回	270人
消費者サポーター養成講座	1回	22人
消費者月間記念講演会	1回	58人
悪質商法等被害防止講演会	3回	50人
連携事業等	98回	2,272人

イ 「暮らしの情報いざみ」の発行

市民が消費者として安全・安心で豊かな消費生活を営むための知識や情報を掲載した「暮らしの情報いざみ」を奇数月に、約14,800部発行し、区役所・金融機関・市立病院・スーパーマーケット・学校への配架及び町内自治会、市民などへの送付を行っている。

ウ 各種媒体を活用した啓発

消費者被害防止のため、「消費者被害注意報」を発行するほか、「ちばし安全・安心メール」、ホームページ等を活用し、相談窓口の周知や注意喚起等を行っている。

(5) 消費生活相談

消費者被害からの的確かつ迅速に救済することを目的として、消費生活専門相談員等の資格を有する消費生活相談員を配置し、トラブル解決に向けた情報提供や助言・指導、さらに必要に応じて事業者を交えて解決のための斡旋を行っている。また、平成25年10月から土曜通年電話相談を開始した。

令和元年度消費生活相談件数 8,331件（苦情処理件数 7,262件 問い合わせ処理件数 1,067件
要望処理件数 2件）

主な相談内容

商 品 一 般	1,566件	賃 貸 ア パ ー ト	252件	相 談 そ の 他	250件
デジタルコンテンツ	231件	役務その他サービス	211件	他 の 健 康 食 品	200件
その他（光ファイバー、携帯電話サービス、他のデジタルコンテンツ、修理サービスなど）	5,621件				

(6) 消費者行政推進交付金・消費者行政強化交付金の活用

消費者庁が消費者行政強化及び推進のため都道府県に交付した地方消費者行政強化交付金を原資として、千葉県より千葉県消費者行政推進事業補助金の交付を受けている。

令和元年度は、地方消費者行政強化事業及び地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）に基づき、消費者の安全・安心を確保するための事業を実施した。令和2年度も同様に活用し、引き続き消費者行政を推進していく。

令和元年度実績 ちばし消費者応援団登録制度、暮らしの情報いざみ特集号、
学校における消費者教育（消費者教育コーディネーター、消費者教育ポスター、
消費者教育研究推進校事業）、
高齢者向け啓発品製作

3 適正計量推進

(1) 特定計量器定期検査

取引又は証明に使用される特定計量器（はかり）の検査を実施した。

令和元年度実績

検査実施区域	検査戸数	検査個数	不合格個数
花見川区、稻毛区、美浜区	962	2,397	13

(2) 立入検査

特定計量器（燃料油メーター、ガスマーター、水道メーター）の有効期限及び適切な運用が図られているか検査を実施した。また、計量販売している商品に対して、正しく計量されているか検査（商品量目）を実施した。

令和元年度実績

項目	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
特定計量器	19	0	405	0
燃料油メーター	19	0	405	0
ガスマーター（都市）	—	—	—	—
ガスマーター（LPG）	—	—	—	—
水道メーター（県・市）	—	—	—	—
商品量目	27	0	1,363	2

(3) 普及・啓発

計量思想の普及として、講座等を開催している。

令和元年度実績

- ・流通関係計量士研究会
- ・家庭用計量器無料検査
- ・計量記念日全国統一ポスターの掲出

第11章

環境局

内 容

- 1 環境基本計画 (181)
- 2 地球温暖化対策 (182)
- 3 自然保護対策 (183)
- 4 環境状況の把握 (183)
- 5 環境保全対策 (188)
- 6 公害健康被害の補償 (192)
- 7 循環型社会の形成 (194)
- 8 ごみ処理 (201)
- 9 産業廃棄物・残土対策 (206)
- 10 し尿処理 (208)
- 11 路上喫煙等対策 (209)

環境局

1 環境基本計画

本市は、高度経済成長の過程で大気汚染等の環境汚染対策が重要課題となったことから、環境関係条例の制定等の公害対策を推進してきた結果、市内における産業型公害については改善されてきた。

一方、地球温暖化やオゾン層の破壊等といった地球規模の環境問題、さらには、野生動植物を取り巻く自然環境の悪化等の、新たな課題に対する取組みが求められている。

このような多様化する環境問題に対応するため、平成6年に「環境基本条例」、平成7年に「環境保全条例」を制定し、平成7年には環境行政のマスター・プランとなる「環境基本計画」（計画期間：平成8年度～平成22年度）を策定した。

また、平成23年には、千葉市の目指す環境像として、「豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ」を掲げ、その実現に向けて5つの環境像、20の基本目標を定めた新たな環境基本計画（計画期間：平成23年度～令和3年度）を策定した。

本計画に基づき、地球温暖化問題やごみ問題、自然環境の消失など様々な環境問題への取組みを一層推進するとともに、市民や事業者と連携して、環境保全・創造に関する取組みの促進に努めている。

(1) 目的 千葉市環境基本条例に掲げる基本理念の実現を目指す

(2) 目標年度 令和3年度

(3) 計画策定の基本的考え方

- ・上位の目標の具体化、市民・事業者・市の役割の明確化等により共有できる計画づくりを目指す
- ・国内外の動向、社会情勢の変化に適切に対応するとともに、上位計画や関連計画との効率的・効果的な連携を図る
- ・定量目標及び点検・評価指標を設定し、実効性のある計画進行管理を実現する

(4) 目指す環境像

- ・エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち
- ・資源を効率的・循環的に利用したまち
- ・自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち
- ・健康で安心して暮らせるまち
- ・だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

(5) 目標達成に向けた取組み

5つの環境像、20の基本目標の達成に向け、市民・事業者・市が、各自の担うべき役割、責任の重大さ、実践することの重要性等を十分に認識し、一体となって、環境の保全・創造に関する取組みを実践する。

(6) 次期計画策定に向けた取組み

現在の計画の策定以降、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「2030アジェンダ」の採択（平成27年）や、これを踏まえて国が策定した「第五次環境基本計画」（平成30年）において「地域循環共生圏」が提唱される等、世界や国の情勢に大きな変化が生じている。現行の計画が令和3年度に満了期間を迎えるにあたり、現行計画の進捗状況とこれらの変化に対応した、次期環境基本計画の策定を進める。

2 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策実行計画の推進

本市は、平成16年に「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」、平成24年に「千葉市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできたところであるが、平成27年の「パリ協定」採択、平成28年の我が国における「地球温暖化対策計画」策定を受け、一層の温暖化対策を進めるため、平成28年10月に、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比マイナス13%とすることを目標とする「千葉市地球温暖化対策実行計画改定版」（計画期間：2016年度～2030年度）を策定した。この計画に基づき、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）として、家庭の省エネ支援や再生可能エネルギー、ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及促進、中小企業の省エネ支援、次世代自動車への代替の促進などに取り組むとともに、本市は地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同しており、平成29年6月には市長による取組宣言を行い、継続して普及啓発活動を実施している。

また、地球温暖化による気候変動への「適応策」も必要であり、その一つの取組みとして、日常生活における熱中症予防の普及啓発などにも取り組んでいる。

2 再生可能エネルギー等の導入

平成25年3月、市域における再生可能エネルギーを普及させるための施策を促進するため「千葉市再生可能エネルギー等導入計画」を策定し、この計画に基づき、市民を対象に住宅用太陽光発電設備、住宅用太陽熱利用給湯システム及び家庭用燃料電池システム等の再エネ・省エネ設備設置費に対する助成を実施しているほか、民間活力を利用し、小・中学校の屋上を活用した「屋根貸し事業」や蘇我地区廃棄物最終処分場での「メガソーラー事業」を実施してきた。

平成26年度から28年度の3か年で、災害時における避難所の基盤強化を図ることを目的に、環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、避難所に指定されている小中学校等の市有施設18か所に太陽光発電設備や蓄電池等の設備導入を行った。

平成30年6月には「千葉市再生可能エネルギー等導入計画」を改定し、導入の基本的な考え方として、可能な範囲で早い段階から最大限導入していくことのほか、地域主導型の導入、周辺環境との調和や周辺住民との合意形成を図った持続可能な導入を進めていくこととしている。また、平成30年度からは、ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を対象とした助成を実施し、再生可能エネルギー等の普及拡大と省エネの推進に取り組んでいる。

さらに、令和2年2月、令和4年度末までに全ての公民館・市立学校等へ太陽光発電設備・蓄電池を導入することを、「千葉市災害に強いまちづくり 政策パッケージ」における「電力の強靭化」の施策の一つとして位置付けた。

3 千葉市環境マネジメントシステム（C-EMS:チームス）

地球温暖化防止等に貢献するとともに、市の率先した取組みによって市民、事業者の環境保全への取組みを促進するため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、市の事業活動に伴う環境負荷の低減に向けた取組みを推進してきた。平成22年度からは、環境負荷の低減をより一層進めるため、市独自の環境マネジメントシステムであるC-EMS（Chiba city-Environment Management System:チームス）に移行している。

C-EMSの運用により、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減、グリーン購入等のエコオフィス活動と公共工事に伴う環境負荷の低減、省エネ・経費削減を目的としたLED導入、所管独自の環境目標の設定、環境法令順守など、環境負荷の低減に向けた取組みを着実に推進しており、令和2年度からは、対象を指定管理者管理施設（公民館、コミュニティセンター等）へ拡大している。

3 自然保護対策

1 貴重な動植物の保護

市域において特に保護を講すべき動植物を選定し、その対策を検討し実施する必要があることから、平成16年度に「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト」を取りまとめた。

また、平成19・20年度に貴重な動植物の保護事業の一環として、特定外来生物生息状況調査を行ったほか、市民からの確認情報等に基づき、アライグマやカミツキガメなどの特定外来生物等の捕獲を行っている。

2 谷津田の保全推進

谷津田等の多様な生態系を保全し、市民が自然とふれあい学ぶ場を提供するため、谷津田保全のモデル事業として、ふるさとの原風景であり、多様な生態系を有する「大草谷津田いきものの里」を平成18年5月に開設している。

また、市域における谷津田の保全推進を図る具体的な方策として、平成15年度に「谷津田の自然の保全施策指針」及び「谷津田の自然の保全に関する要綱」を定め、谷津田や周辺の斜面林などについて、土地所有者や周辺自治会等の協力を得て、保全協定の締結を進めており、さらに、保全協定を締結した区域においてボランティア団体、土地所有者、市の三者による活動協定を締結し、保全と活用に努めている。

3 市の鳥コアジサシの保護

種の保存法で国際希少野生動植物種である市の鳥コアジサシの保護を図るために、生息実態調査を実施するとともに、繁殖場所の保全を図るために、ボランティア活動者と協働し、営巣地保護を行っているほか、パンフレット等を作成し、保護活動に努めている。

4 自然環境保全意識の醸成

市民の身近な自然への関心と理解を深めるため、ふれあい自然観察会などを継続的に実施するとともに、自然保護ボランティアの育成を目的とした講座等を行っている。

4 環境状況の把握

1 大気・水質監視テレメタシステム

大気監視テレメタシステムは、市内の測定局や工場・事業場（以下「事業所」という。）で測定された大気環境、大気発生源の各種測定データを通信回線を経由してリアルタイムでデータ収集し、常時監視を行っている。令和元年度に全体システムを更新し、再整備を実施した。

また、光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、小・中学校等にFAXにより一斉に通報連絡するシ

ステムを運用している。

さらに、PM2.5について、平成25年3月から国が示した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、千葉県が定めた発令基準により、市民に対し注意喚起を行っている。

なお、平成6年4月から実施してきた水質発生源の監視は、測定結果が基準値を大幅に下回る状況が続いていたことを踏まえ、令和元年度のシステム更新に合わせて廃止した。

(1) 大気環境監視

・稼働 昭和47年3月

監視体制を見直し、平成24年4月1日より、27局から18局での監視体制に変更をした。測定された窒素酸化物、光化学オキシダント等の各種大気の汚染物質濃度や風向・風速等の気象状況及び広域大気汚染の実態を把握している。健康被害や生活環境の悪化の防止対策に資するため、千葉県より県内各所の測定期で測定されたデータも収集し、大気汚染状況を常時監視している。

(2) 大気発生源監視

・稼働 昭和49年4月

環境保全協定締結企業8社（三者協定・二者協定）及び市施設（2清掃工場）の10事業所の原燃料使用量や煙突から排出される汚染物質の濃度等により事業所の稼動状況の実態を把握している。

また、環境保全協定の協定値の遵守状況を常時監視している。

2 大気汚染

(1) 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として、工場などで使用される原燃料中に含まれる硫黄分の燃焼により発生する。排出規制の強化等による良質燃料への転換、脱硫装置の設置などにより環境中の濃度は年々改善されている。

令和元年度は、全測定期（9局）で環境基準を達成した。

(2) 窒素酸化物

窒素酸化物は、主に物の燃焼に伴い発生する。主な発生源は、工場・自動車などがあり、そのほとんどが一酸化窒素と二酸化窒素である。このうち二酸化窒素は環境基準が設定されている。

令和元年度は、全測定期（18局）で環境基準を達成した。

また、二酸化窒素に係る市の環境目標値についても、全測定期で達成した。

(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線によって光化学反応を起こして生成するオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものの総称である。

令和元年度は、全測定期（11局）で環境基準が未達成であった。また、光化学スモッグ注意報が5回発令された。

(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料中の炭素が不完全燃焼することにより発生し、主な発生源は自動車である。

令和元年度は全自動車排出ガス測定期（3局）で環境基準を達成した。

(5) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、燃料の燃焼、物の破碎、自動車走行、自然発生等によるものである。

令和元年度は、全測定期（18局）で環境基準を達成した。

(6) **微小粒子状物質（PM2.5）**

微小粒子状物質は、工場、自動車から排出される一次粒子や、大気中で光化学反応等により生成される二次粒子のほか、海塩粒子などの自然起源のものがある。

令和元年度は、全測定期（9局）で環境基準を達成した。

(7) **降下ばいじん**

降下ばいじんについては定期的に測定を実施し、実態把握に努めている。

(8) **ばい煙発生施設への立入検査等**

大気汚染防止法及び環境保全協定に基づき、ばい煙排出基準、総量規制基準、協定値等の適合状況を確認するため、工場・事業場への立入検査等を実施している。

立入件数 37事業場 102施設

(9) **酸性雨関連調査**

宮野木測定期（稻毛区宮野木町）において自動雨水測定装置により常時測定を実施している。

(10) **ダイオキシン類調査**

令和元年度は、6地点でダイオキシン類の測定を夏、冬の年2回実施した。全地点において、環境基準を達成した。

(11) **有害大気汚染物質調査**

令和元年度は、6地点でベンゼン等21物質について月1回の調査を実施した。

(12) **大気中アスベスト濃度調査**

石綿による大気汚染の現状を把握するため、令和元年度は、6地点で年2回の調査を実施した。

(13) **蘇我臨海部地区環境監視**

蘇我臨海部地区については、工場跡地に商業施設ができるなど一般市民も集まる地区になったことから、JFEスチール(株)等の施設から排出されるベンゼン等に係る大気環境状況について、平成17年6月から調査を行っている。

3 水質汚濁

(1) **河川・海域の水質対策**

水質汚濁防止法等に基づき、排水の規制・指導を行うとともに、市内公共用水域（河川・海域）及び工場・事業場について、環境基準・排水基準適合状況等について調査を行っている。

ア 河 川

生活環境項目（11項目）については、環境基準点（3地点）において環境基準を達成した。健康項目（27項目）については、ほう素が新花見川橋（花見川）で環境基準を達成しなかった。なお、市独自調査地点（22地点）の内、高洲橋（花園川）、浜野橋（浜野川）、どうみき橋（浜野川）ではほう素が、高州橋（花見川）でふつ素が環境基準を上回った。

イ 海 域

4地点（環境基準補助点3地点、市独自調査点1地点）で水質調査を実施している。

健康項目は、すべて環境基準を下回っているが、COD、全窒素及び全りんが市独自調査地点（幕張の浜地先）1地点で環境基準を上回った。

(2) **ダイオキシン類実態調査**

公共用水域の水質・底質（河川3地点、海域2地点）及び地下水・土壤（2地点）について、環境実態を把握するための調査を行っている。

全調査地点で環境基準を達成した。

(3) 化学物質環境実態調査

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質等の一般環境中における残留状況の経年変化を把握することを目的とした環境省の調査に協力し、市内の主要河川である花見川河口で、水質や底質の採取・分析等を実施している。

4 地下水汚染

(1) 六価クロムによる地下水汚染

昭和62年8月、生実地区の地下水から六価クロムが検出されたことに伴い、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和元年度延べ調査井戸数 295本 新規汚染井戸数 5本

(2) 挥発性有機化合物による地下水汚染

昭和63年9月、稻毛区長沼町の専用水道から四塩化炭素が検出されたことに伴い、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和元年度延べ調査井戸数 74本 新規汚染井戸数 0本

(3) 硒素による地下水汚染

平成5年4月、水質汚濁に係る環境基準の改正に伴い、砒素の基準値が強化されたことから、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和元年度延べ調査井戸数 31本 新規汚染井戸数 0本

(4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染

平成11年2月、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されたことから、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和元年度延べ調査井戸数 50本 新規汚染井戸数 0本

(5) 鉛による地下水汚染

平成2年度より地下水の測定計画に基づき、汚染の確認された地点周辺における継続調査や概況調査等を行っている。

令和元年度延べ調査井戸数 19本 新規汚染井戸数 1本

5 騒音・振動

騒音・振動は、日常生活への妨害や睡眠障害をもたらすことから多くの苦情が寄せられている。

このため、発生者に対して法令による規制等を行い、市民の静穏な生活環境の保全を図っている。

(1) 航空機騒音（羽田再拡張事業）

平成22年10月21日に羽田空港のD滑走路が供用開始され、羽田空港への着陸機が南風好天時の6時から23時までの間、中央区、若葉区、緑区上空を飛行することとなり、市民から多くの苦情が寄せられていることから、飛行ルート下等の騒音調査を実施している（令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始。）。

騒音測定値（単位：デシベル）

令和元年度

測定地点		松ヶ丘公民館	更科公民館	大宮小学校	緑保健福祉センター
測定値 (Lden)	年間値	44	42	44	46
	各地点における月間値の最大	47	44	47	49
	各地点における月間値の最小	38	36	37	36

苦情受付件数

令和元年度

区名	中央	若葉	緑	美浜	稲毛	花見川	不明	合計
件数	20	31	51	0	1	1	4	108

<航空機騒音の改善に向けた取組み>

国土交通省に対し、これまで、市長自ら国土交通大臣に直接改善を要望したほか、県や関係市町とも連携して協議を重ねてきた結果、平成25年11月には南風好天時の南側ルートの高度引上げが、平成27年4月には北側ルートの高度引上げが行われた。

一方、国において、関係自治体や航空会社などから構成される「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」が設置され、これまで平成26年8月、平成27年1月、7月、平成28年7月、令和元年8月の5回、発着回数の拡大に伴う新たな飛行ルートなどに関する協議が行われた。課題、要望は残るもの、国により令和2年3月29日から新飛行ルートの運用が決定された。

また、従来から本市が国に対し強く求めてきた、羽田空港の航空機運用に関する住民への直接説明について、平成28年12月に続き、平成30年3月、令和元年5月に国が「市民相談会」を開催した。

なお、令和2年3月に開催を予定していた「市民相談会」は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を延期した。

今後も、更なる騒音軽減策を講じるほか、抜本的対策としての海上ルートへの移行や首都圏全体での更なる騒音共有の実現に向け、国に強く要望していく。

(2) 自動車騒音調査

市内幹線道路を通行する自動車から発生する騒音について、調査を実施している。道路に面する地域に立地している住居等を対象に面的評価（騒音に係る環境基準）を行った結果、49評価区間における環境基準の達成率は89.9%であった。

(3) 一般環境騒音調査

一般地域の環境基準達成状況を把握するため、各区2か所（12か所）で調査を行っている。夜間時間帯の2か所を除き、全ての地点で環境基準を達成していた。

(4) 道路交通振動等調査

市内幹線道路を走行する自動車による振動について、14か所で調査を実施している。全ての地点で振動規制法に規定する要請限度以下であった。

6 悪 臭

悪臭防止法に基づく規制方法を、特定悪臭物質の濃度規制から臭気指数規制に変更している（平成19年4月1日施行）。

(1) 悪臭の立入検査等

悪臭防止法に基づき、必要に応じて工場・事業場への立入検査を実施し、敷地境界等における臭気指數等の測定を行うとともに、事業所周辺の一般環境調査（1地域3地点・年2回）を実施している。

(2) 東京湾沿岸広域異臭調査

東京湾からの海風によりガス臭に似た臭気が内陸部に向かって移動し広域異臭が発生する場合があるが、原因の特定が困難であることから、平成14年度から「千葉市東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領（平成14年4月1日施行）」に基づき、発生した異臭が消滅する前に採取するため沿岸部の公共施設9か所に異臭採取器具を配備するとともに、県及び関係市との連携、情報交換及び原因究明等対策を実施している。令和元年度は、市内における広域異臭の発生は3件であった。

7 公害苦情受付件数

令和元年度

項目	大気	水質	土壤	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
受付件数	45	16	0	305	23	0	47	19	455

5 環境保全対策

1 環境保全協定

法令や条例に基づく企業指導に加え、より一層の環境保全及び創造を推進するため、企業等との相互の合意のもとに、双方の責務・措置等について取り決めた環境保全協定を締結している。

平成21年度に近年の環境問題を踏まえ、内容を見直し、新たに企業等と締結を行った。

平成26年度及び令和元年度にはそれぞれ内容の一部見直しを行い、粉じん対策の強化や有害大気汚染物質の対策等を盛り込んだ新たな細目協定に基づき、環境保全に取り組んでいる。

令和2年4月現在、協定締結企業等はJFEスチール㈱をはじめ、㈱JERA、新東日本製糖㈱、㈱J-オイルミルズ等31社である。

- ・三者協定（県、市、企業）締結企業 7社
- ・二者協定（市、企業等）締結企業等 24社

この協定では、大気汚染の防止、水質汚濁の防止等の公害防止に関する措置に加え、地球環境保全、産業廃棄物の適正処理等、近年の多様化する環境問題について規定している。

主な協定内容は、以下のとおり。

- ・環境保全対策（公害防止、廃棄物処理、化学物質環境リスク低減、地球環境保全）に関すること
- ・環境管理の徹底（環境管理体制、公害防止施設等の改善）に関すること
- ・細目協定、年間計画書、生産施設等の事前協議に関すること
- ・公害発生時等の措置（公害発生時、事故時等）に関すること
- ・立入調査等、違反時の措置及び被害補償に関すること
- ・関連企業等に関すること
- ・環境保全活動の推進及び住民への周知に関すること

2 公害防止計画

県は、昭和45年12月に第1次公害防止計画として『千葉・市原地域公害防止計画』を策定し、その後、数度の見直しを経てきた。その間、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、地域を拡大し、計画の名称も『千葉地域公害防止計画』となった。

東京湾、印旛沼の水質汚濁に係る環境基準の達成・維持は未だ十分ではなく、引き続き総合的な対策が必要であることから、県は、千葉市を含む県内21市を計画策定区域とした千葉地域公害防止計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定した。本計画の目標（水質汚濁に係る湖沼、海域、地下水等の環境基準の達成維持）の達成に向けて、本市でもこの計画に基づき各種公害防止施策に取り組んでいる。

3 水環境保全計画

平成23年4月、従来の千葉市水環境保全計画及び千葉市地下水保全計画並びに千葉市生活排水対策推進計画を統合した、新たな「千葉市水環境保全計画」を策定した。本計画は「生命をはぐくむ水の環を未来へ」を基本理念とし、「いろいろな水辺の生き物の保全」、「親しみのもてる水辺の創出」、「ゆたかな流れ（水量）の確保」「きれいな水（水質）の保全」の4つの基本方針を設定し、それぞれの目標達成に向けて市民、事業者、大学・研究機関等と連携を図りながら総合的に施策を推進していくこととしており、平成29年4月には、生き物指標の充実、各種データの最新版への更新など、計画の改定を行った。

計画の改定に伴い、平成30年度には水辺環境保全推進員（愛称：水辺サポーター）制度を開始し、令和2年度は都川・坂月川・花見川・鹿島川の4河川において水辺サポーターを委嘱し、水環境改善等の啓発、水質及び生き物調査や清掃作業などの実践活動を推進している。

また、市民が水辺に親しめる環境学習の場としての利用を図るため、身近な水辺モデル事業として、坂月川上流部の休耕田を活用した「坂月川ビオトープ」を平成16年度に整備し、管理運営について市民団体と協定を結び活動支援を行っている。

さらに、水環境保全への関心を高めるため、市内の印旛沼流域の小学生を対象に身近な水辺をテーマにした絵画を募集し、優秀な作品を表彰、市内施設への展示を行っている。

4 地下水・土壤汚染対策

(1) 地下水汚染防止対策

地下水汚染対策として、水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水の実態を把握するとともに、事業者の指導を行っている。この地下水調査の結果を踏まえ、安全な飲料水確保対策として、平成2年度から汚染が確認された地域を指定し、上水道配水管布設補助を実施してきた。

また、平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の環境基準として追加されたことに伴い、平成12年度から上水道配水管布設補助の対象に追加するとともに、浄水器設置補助の対象とし、補助を開始した。

平成23年度に制度の大幅な見直しを行い、上水道配水管布設補助については地下水汚染指定区域外への汚染世帯にも対応するため、指定区域を撤廃し個人を対象とした補助制度とするとともに、浄水器設置補助については上水道配水管布設補助の補完的な制度と位置付けた。

加えて、上水道利用に際し必要となる給水装置設置工事にかかる費用について融資制度を拡充した。

令和元年度は上水道配水管布設補助1件（改正前の制度に基づく申請（令和2年度竣工予定））、浄水器15基の補助を実施した。

さらに、揮発性有機化合物による汚染地下水の浄化事業として、平成11年度から平成15年度までに長沼地区に5基の浄化施設（園生町、三角町、長沼町、長沼原町、山王町）を設置し、地下水浄化事業を推進してきた。平成21年11月からは、自然浄化等の機能を確認するため揚水を停止した。平成23、24年度の地下水保全専門委員会において、水質調査の結果から自然浄化が認められるとの意見を踏まえ、平成25年度までに全ての施設を廃止した。なお、濃度変化を把握するため、水質調査は継続して実施している。

(2) 土壤汚染対策

土壤汚染対策として、平成10年に千葉市土壤汚染対策指導要綱を定め、工場等の跡地について、事業者に調査・対策等の指導を行ってきた。また平成14年に土壤汚染対策法が制定されたことを受け指導を行ってきた。

さらに、平成22年4月及び平成30年4月に土壤汚染対策法が改正されたことに伴い、要綱を改正し、法律・要綱の両面で指導を行っている。

5 自動車公害対策

(1) 自動車公害防止計画の推進

国はディーゼル車に起因する浮遊粒子状物質対策を緊急の課題とし、平成13年6月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）を制定、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）においても、1都3県のディーゼル車規制条例による運行規制を平成15年10月1日から開始し、条例の円滑な運用に向け連携した取組みを行っている。

本市は、平成7年3月に「千葉市自動車公害防止計画」を策定し、自動車公害対策を総合的に進める中、平成23年3月には新たな計画を策定し、低公害車の普及促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進などに取り組んでいる。

(2) 低公害車等の普及促進

低公害車の普及を図るため、「千葉市自動車公害防止計画」に基づき公用車への率先導入に努めている。また、平成9年には「千葉市庁用自動車に係る指定低公害車等導入要綱」（平成29年4月改正）を定め、九都県市で指定する低公害車への代替を進めている。

平成25年3月及び平成28年3月には、事業者の協力を得て、電気自動車を公用車に導入した。また、平成28年12月には、燃料電池自動車を導入し、普及啓発活動に活用している。

民間事業者の低公害車の導入に対しては、「千葉市低公害車普及促進事業補助金交付要綱」、「千葉市中小企業資金融資要綱」により、補助・融資を行い、低公害車の普及を図っている。

(3) エコドライブの推進及び普及啓発事業

エコドライブの推進及び普及啓発事業として、①九都県市共同事業での、エコドライブ講習会の開催、②環境フェスティバル、エコメッセ等への出展による啓発活動、③地球環境保全協定締結事業者への呼びかけなどを継続的に実施している。

(4) 広域的な自動車公害対策

自動車排出ガスによる窒素酸化物・粒子状物質の削減対策について、九都県市の環境問題対策委員

会に大気保全専門部会を設置し、低公害車及び粒子状物質減少装置の指定並びにその普及に係る啓発活動やエコドライブの推進に係る啓発活動等に共同して取り組んでいる。

6 先端技術関係施設に関する環境保全対策

エレクトロニクス、新素材及びバイオテクノロジーに係る製造、研究等の用に供する先端技術関係施設を設置する事業者に対し、「千葉市環境保全条例」に基づく設置の届出を義務づけている。また、「千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針」により、事業者に環境保全対策書の作成及び周辺住民への説明会の実施を求め、環境汚染・災害事故等の未然防止等を図っている。

7 化学物質対策

(1) PRTR制度

化学物質による環境汚染の懸念が高まっていることから、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が平成12年3月に施行され、平成14年4月から届出受理業務が開始されている。

令和元年度(平成30年度分の届出)の届出状況は、159事業所から、届出された平成30年度の排出量及び廃棄物等に含まれての移動量の総計は約3,535トンであった。前年度の結果と比較すると、届出事業所数は1事業所増加しており、排出量及び移動量の総計は612トン増加している。

今後も化学物質排出実態の把握に努めるとともに、事業者に対する技術的な助言、市民の化学物質に対する理解増進の支援に努めていく。

(2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策については、平成10年5月に「ダイオキシン対策等推進会議」を設置し(ダイオキシン類による汚染状況が改善したため平成26年8月廃止)、小型廃棄物焼却炉に係る要綱を策定するなど、全局的に取り組んできた。さらに、平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、工場・事業場への規制、指導を強化するとともに、大気・水質等の常時監視を実施し、同法の適切な運用を図っている。

8 環境影響評価

大規模開発等による環境破壊を未然に防止する必要から、「千葉市環境影響評価条例」(平成11年6月施行)に基づき、大規模開発等の実施に際して公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされるよう、事業者に対し、事前に調査・予測及び評価を行うよう義務づけている。

なお、環境影響評価法の改正(影響評価図書の電子縦覧、計画段階での配慮書手続等)を受け、平成26年3月に市条例の一部改正(電子縦覧)を行い同年7月1日に施行した。また、同年3月末に新たに要綱を制定し、同年4月1日から市の事業を行う場合に計画段階配慮手続を義務付けている。

9 千葉市地域環境保全基金

地域の環境保全に資する事業を積極的に展開するとともに、その資金を安定的に確保するため、平成2年4月に地域環境保全基金を創設し、環境保全に関する基盤整備事業、普及啓発事業及び地域の環境保全のための自主活動に対する支援事業等を実施している。

基 金	311,089千円
令和元年度事業費	
普及啓発事業	172千円
燃料電池自動車等の導入	1,295千円
生物多様性の理解促進	1,583千円

10 環境教育

学校教育における環境学習を推進するため、市内の小学校6校及び中学校6校を環境学習モデル校に指定し、環境保全に関する活動を実践してもらうとともに、市内小学校4年生及び中学校1年生を対象に「環境教育教材」を作成し、配布している。

本市では、平成17年に「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を策定し、環境に配慮した行動の促進や環境教育に取り組んできたところであるが、平成30年に国が基本方針を改定したことを受け、本市でも基本方針の見直しを検討している。

11 普及・啓発活動

複雑多様化する環境問題への対応や、快適な生活環境の創造のためには、市民・事業者・市が一体となって積極的に取り組んでいくことが重要であり、「千葉市地球温暖化対策実行計画改定版」に掲げた対策や温暖化対策の推進について、千葉市地球温暖化対策地域協議会と連携しながら事業を推進している。

市では、「環境白書」の発行、環境月間における各種行事の開催、「ちばしえコライフカレンダー」の配布などを通じて、環境問題についての情報提供と環境保全に関する啓発を行っている。

6 公害健康被害の補償

大気汚染の影響による住民の健康被害を救済するため、昭和47年7月に「大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」を制定し、被害者の救済を行ってきたが、昭和49年9月に「公害健康被害補償法」が制定され、本市が同年11月30日に第一種地域の指定を受けたことから、法律に基づく被害者の救済を行うこととなった。

さらに、昭和51年1月には法律の内容を補完・充実させるため「千葉市公害健康被害救済補償要綱」を制定し、市独自の補償給付を行っている。

なお、昭和63年3月、大気汚染状況の改善により、法律に基づく第一種地域の指定が解除されたことから、すでに認定を受けている者については、従来どおり補償給付等を行うが、新規の認定は行わないこととなった。

1 法に基づく補償給付の種類と内容（令和2年度）

種類	内容
療養の給付及び 療養費	指定疾病に係る医療費について全額負担する。
遺族補償費	指定疾病に起因して死亡したときに当該死亡した者によって生計を維持していた一定範囲の遺族に10年間支給する。 (月額 157,000円～322,900円)
遺族補償一時金	遺族補償費を受けることができる遺族がないとき、一定範囲の遺族に支給する。(遺族補償費の36か月分)
障害補償費	一定の障害の程度にある者に対し、障害の程度（特級～3級）、年齢、性別に応じて支給する。 特級 1級に 46,100円の介護加算をする。 1級 月額 179,400円～369,000円 2級〃 89,700円～184,500円 3級〃 53,820円～110,700円
療養手当	入院に要する諸雑費等、通院に要する交通費に充てるため、1か月の入院日数、通院日数に応じて支給する。 入院 15日以上 37,200円 通院 15日以上 25,700円 〃 8日～14日 35,200円 〃 4日～14日 23,700円 〃 7日以内 25,700円
葬祭料	指定疾病に起因して死亡したときに葬祭を行う者に支給する。 (683,000円)

2 法以外の救済

「千葉市公害健康被害救済補償要綱」に基づき、次の補償給付を実施している。

- (1) 遺族補償金 指定疾病に起因して死亡したとき 1,200万円
指定疾病以外の原因によって死亡したとき 600万円
(ただし、すでに支給を受けた障害補償費等の合算額を控除する。)
- (2) 療養補償金 障害補償費の支給を受けられない者 1月につき 4,000円
- (3) 短期療養手当 1か月の通院日数が2～3日の場合 1月につき 4,000円
- (4) 法の例による補償給付 要綱に基づく認定患者に対し、法律と同様の補償給付を行っている。

3 公害健康被害認定審査会

- 構成 学識経験を有する者9名（任期2年）
- 内容 認定更新の審査、障害の程度の判定及び死亡等に関する審査
- 開催状況 12回（月1回）

4 公害健康被害診療報酬等審査会

- 構成 学識経験を有する者4名（任期2年）
- 内容 診療内容及び診療報酬等の審査
- 開催状況 12回（月1回）

5 認定状況

令和2年3月31日現在

	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺 気 腫	計
法による認定	24人	183人	0人	0人	207人
要綱による認定	2	2	0	0	4

6 公害保健福祉

- (1) 指定施設転地療養 被認定者が空気の清浄な自然環境の中で保養し、医師の検診、療養の指導により健康の回復、保持及び増進を図る。（令和元年度参加者数4人）

対象	期間	場所
公害健康被害 被認定者	5月26日～11月21日 (2泊3日～4泊5日)	館山市「休暇村館山」

- (2) その他 中央保健福祉センターにおいて、保健師による被認定者の日常の生活指導、療養指導などを行っている。

7 循環型社会の形成

現代社会におけるごみ問題は、従来の収集運搬、処分などの適正処理に加えてその減量・再資源化が大きな課題となっている。さらに、資源循環型の社会システムの構築は必須の目標であり、行政のみならず市民・事業者一人一人が可能なところから実践していかなければならないテーマである。

こうしたことから、ごみの減量・再資源化のための各種啓発キャンペーンを展開したほか、各種の減量施策や集団回収への補助、イベントの実施により、本市のごみの現状の周知を図り、ごみの減量・再資源化の継続と定着に努めている。

1 ごみの減量・再資源化の経緯

平成4年10月	一般家庭の「ごみ5分別収集」を実施
平成5年4月	「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を施行 「千葉市廃棄物減量等推進審議会」を設置
平成6年4月	ごみ処理手数料の改定
4月	可燃ごみ収集全面委託
11月	事業所ごみ指定袋制を導入
平成7年1月	家庭ごみ指定袋制を導入
4月	新浜リサイクルセンターを稼働
平成9年4月	ペットボトルの店頭（拠点）回収を開始
平成10年8月	粗大ごみ収集の有料化及び事業所ごみ全面有料化の実施 「千葉市リサイクル推進基金条例」を制定、施行
平成13年2月	ペットボトルの回収を店頭（拠点）回収からステーション収集方式に変更
4月	家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を排出禁止物に指定（平成16年4月に冷凍庫を追加、21年4月に液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を追加）

平成14年 9月	「千葉県西・中央地域におけるエコタウンプラン」（平成11年1月25日千葉県承認）に「エコロジーパーク整備事業」を新たに加え変更承認（千葉県・千葉市）
平成15年 3月 8月	「蘇我エコロジーパーク構想」を策定 ごみ減量のための「ちばルール」を策定
平成16年 4月 11月	集団回収未実施地区で「古紙・布類分別収集」を開始 家庭用パソコンを排出禁止物に指定
平成17年 4月 8月 10月	不燃・有害ごみ収集全面委託 「古紙回収庫」を設置 中央区全域で「古紙・布類分別収集」を開始
平成18年 3月 10月	「蘇我エコロジーパーク構想推進のためのルール」を策定 全市域で「古紙・布類分別収集」を開始
平成19年 4月 4月 11月	ごみ処理手数料の改定 「焼却ごみ1/3削減」推進のための普及・啓発を開始 生ごみ分別収集モデル事業を開始
平成21年10月	家庭ごみの収集体制を変更（可燃ごみの収集を週2回、古紙・布類の収集を週1回に）
平成24年 4月	生ごみ分別収集特別地区事業を開始
平成25年 3月	「家庭ごみ手数料徴収制度の導入」に関する条例案が市議会で可決
平成26年 2月 2月 8月	「家庭ごみ手数料徴収制度」を開始 使用済小型電子機器等回収事業を開始 廃食油回収・再資源化支援事業を開始
平成27年 3月	粗大ごみ収集全面委託（運び出し収集を除く） 「焼却ごみ1/3削減」目標達成
平成28年 4月	ごみ処理手数料の改定
平成29年 3月 3月 4月	「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定 北谷津清掃工場の操業終了 剪定枝等再資源化事業を開始（4月～中央区、9月～若葉区・緑区、平成30年2月～花見川区・稻毛区・美浜区） 使用済小型電子機器等回収品目の拡充（携帯電話・スマートフォンの回収を開始）
平成30年 3月 8月 10月	生ごみ分別収集特別地区事業を終了 使用済小型電子機器等回収品目の拡充（ノートパソコン・タブレット） 単一素材製品プラスチックの再資源化事業を開始

2 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

- (1) 計画期間 平成29年度から43年度（15か年計画）
- (2) スローガン 「もったいない」の心で、1日18gのごみ減量
～「焼却ごみ1/3削減の達成」から第2Round～～
- (3) 基本理念 全員参加型3Rによる 未来へつなぐ 低炭素・循環型社会の構築
- (4) 計画目標数値
 - ①総排出量 35万4千t ②焼却処理量 23万5千t
 - ③再生利用率 38% ④最終処分量 1万3千t

⑤温室効果ガス排出量 7万8千t

(5) 主な計画事業

基本方針1：1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。

○生ごみの発生抑制の推進 など9事業

基本方針2：再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

○剪定枝等の再資源化の推進 など8事業

基本方針3：低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靭なごみ処理システムの構築を目指します。

○安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備 など10事業

3 千葉市災害廃棄物処理計画

東日本大震災等の教訓を踏まえ、千葉市直下地震を想定した事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、「災害廃棄物対策指針（国対策指針）」、「千葉県災害廃棄物処理計画（県計画）」に基づき平成31年3月に策定した。

4 蘇我エコロジーパーク構想

本構想は、「蘇我特定地区」整備計画に位置づけられたリサイクル機能ゾーン（約40ha）に、循環型社会の形成を目指した都市型環境拠点づくりの全体構成とイメージを示し、基本となる施設・主要な機能配置・基本的な展開等の方向づけを行うため、平成15年3月に策定した。

この構想では、民間主導によるリサイクル施設等環境関連産業の整備などを計画していたが、構想の策定から既に10年以上が経過し、社会経済情勢や環境関連産業を取り巻く状況に変化が生じていることから、蘇我エコロジーパーク構想の今後の方針について検討していく。

5 ごみ減量のための「ちばルール」

「ちば型」の資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・千葉市が自主的にごみ減量に取り組む行動指針となる、ごみ減量のための「ちばルール」を平成15年度に策定した。

平成25年2月には「発生抑制」に重点を置くとともに、三者の役割を明確にした内容へ見直し、更なるごみの減量・再資源化を推進している。

(1) 三者の役割

市 民：家庭から排出するごみを削減する

事業者：利用者（市民）が取組みに参加できる環境を提供する

千葉市：ごみ減量・再資源化を促進する環境づくりに努める

(2) 三者の取組みの柱

市 民：食品残渣の削減、リフューズ運動の推進、環境配慮製品の購入、古紙・布類の分別、ちばルール協定事業者の店頭に設置されている回収ボックスの活用、各種ツールを活用した不用品の有効活用、地域コミュニティによるごみ減量の推進

事業者：レジ袋等の容器包装の削減、簡易包装の促進、環境配慮製品の取扱拡大、食品残渣の削減、

店頭等における資源物の自己回収の促進、ごみ削減施策等の情報発信、事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

千葉市：容器包装削減の推進、食品残渣削減の推進、事業者による新聞の自己回収、事業者による容器包装の自己回収、事業者による使用済小型家電製品等の自己回収、市民・事業者の各種諸団体の活動への支援

(3) 「ちばルール」行動協定の締結数

小売店 49事業者 155店舗 新聞販売店の団体 3団体 商店街 5団体

6 ごみの減量・再資源化

ごみの減量・再資源化について、市民、事業者に呼びかけるとともに、各種施策により、これを積極的に推進している。

(1) ごみ再資源化推進（令和元年度）

町内自治会などの集団回収団体と、回収業者である千葉市再資源化事業協同組合に対して、資源物の回収量に応じて補助を行っている。また、集団回収未参加団体の参加促進や集団回収団体の雑がみの分別徹底を目的とした啓発を実施したほか、集団回収を促進するため、集団回収団体に対して、保管庫等の貸与を行っている。令和元年度の登録団体数、回収量、補助実績は以下のとおりである。

登録回収団体数	回 収 量	補 助 実 績
791団体	10,068.2 t	94,451千円

補助金単価

	新 聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布 類
回収団体（町内自治会など）			2円／kg		
千葉市再資源化事業協同組合	6.6円／kg	9.4円／kg	6.2円／kg	9.4円／kg	15.8円／kg

※平成19年度から拠点回収団体に対し500円／月を加算

令和元年度から戸別回収団体への補助金単価を見直し（2円／kg → 1円／kg）

令和元年度に千葉市再資源化事業協同組合への補助金単価を見直し

貸与

支援団体数	保 管 庫	リヤカー	台 車	保護ネット	案内看板
42団体	5棟	3台	5台	43枚	41枚

(2) 古紙・布類の分別収集

令和元年度の収集量実績は、以下のとおり。

分別収集量 15,808.4t (古紙 15,036.6t、布類 771.9t) 古紙回収庫 143.2t 収集合計量 15,951.6t

(3) 生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器・段ボールコンポストの購入補助（令和元年度）

家庭から出る生ごみの減量を目的に、市民が生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器・段ボールコンポストを購入する場合、購入費の一部を補助し、生ごみの減量化・再資源化を推進している。

項目	補助実績	補助率	補助限度額	備考
生ごみ減量処理機	150基	1/2	35,000円	5年で1世帯1基まで
生ごみ肥料化容器	158基	2/3	4,000円	5年で1世帯2基まで
段ボールコンポスト	2基	2/3	4,000円	1年で1世帯2基まで

※補助率、補助限度額は1基につき、また、補助率は販売価格（消費税を含む）に対するもの

(4) 剪定枝等再資源化事業

平成27年度から実施した「剪定枝等循環システムモデル事業」の検証結果を踏まえ、家庭から排出される木の枝・刈り草・葉の資源収集を平成29年度から実施している。

- ・収集回数：月2回
- ・回収量：5,837t（令和元年度）

(5) 使用済小型電子機器等回収事業

使用済小型電子機器等（21品目）を回収し、これらに含まれるアルミ、金や銀などの貴金属やレアメタルなどのリサイクルを進めている。平成29年4月から、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、携帯電話・スマートフォンの回収を開始した。さらに、平成30年8月からノートパソコン及びタブレットの回収を開始した。（メダルプロジェクトに係る回収は平成30年度末で終了）

- ・ボックス回収拠点 26か所（市役所、各区役所、各市民センター、各環境事業所 等）

※携帯電話・スマートフォン、ノートパソコン・タブレットの回収は市役所、各区役所、各環境事業所、新浜リサイクルセンターの11か所（新浜リサイクルセンターについては、令和2年7月から開始）。

- ・回収量（令和元年度） 携帯電話・スマートフォン 852kg
ノートパソコン 6,123kg
その他 12,587kg

※上記以外に、市内ケーズデンキ（3店舗）による店頭回収、リネットジャパンによる宅配回収が行われている。

(6) 廃食油回収・再資源化支援事業

廃食油（使用済てんぷら油等）を回収・精製し、バイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルすることで、焼却ごみの削減及び再資源化を図っている。

- ・回収拠点 42か所（新聞販売所、町内自治会、商店 等）
- ・回収量 9,740L（令和元年度）

(7) 単一素材製品プラスチック再資源化事業

不燃ごみとして排出される単一素材でできた製品プラスチックの一部について、平成30年10月から各環境事業所のボックスで回収を実施し、新たなプラスチック製品の原料等として再資源化を図っている。

- ・ボックス回収拠点 3か所（各環境事業所）

- ・回収量 50kg（令和元年度）

7 家庭ごみ手数料徴収制度

家庭ごみ排出量の削減及びごみ処理費負担の公平性の確保などを目的とし、家庭ごみ手数料徴収制度を導入した。

- (1) 導入時期 平成26年2月1日
- (2) 対象 可燃ごみ及び不燃ごみ
- (3) 手数料額 1Lあたり0.8円
- (4) 支援制度及び併用施策

- 紙おむつ等使用世帯への指定袋無料配布
- ボランティア清掃活動への支援
- 資源物・不燃ごみの祝日収集
- 使用済小型家電の拠点回収
- 不法投棄・不適正排出対策
- 防鳥ネット等貸付（平成29年4月～）

8 リサイクル等推進基金

市民及び事業者等のリサイクル活動を支援するため、粗大ごみ手数料収入、家庭ごみ手数料収入、廃棄物対策課が所管する廃棄物の売扱収入、運用利子及び寄付金を基金として積み立て、ごみ減量などの普及啓発、リサイクル活動、適正処理に活用している。

- ・令和元年度積立額 1,544,244千円
(手数料1,542,577千円、売扱収入1,366千円、運用利子201千円、寄付金100千円)
- ・令和元年度取崩額 1,231,026千円

9 ごみ減量・再資源化キャンペーン

ごみの排出源での減量・再資源化をめざして、市民の意識啓発を図る広報活動・キャンペーン事業を実施している。

(1) 「焼却ごみ削減」推進のための普及・啓発

「焼却ごみ削減」を推進するため、町内自治会等を対象とした講習会を開催するとともに、啓発効果が高まるよう、各世代ごとに各種啓発事業を展開している。

また、生ごみ減量・再資源化の重要性を市民に周知するため、生ごみ減量処理機等の使用方法や、市の補助制度の紹介等、家庭でできる生ごみ減量・再資源化に関する講習会を実施するとともに、飲食事業者やホテルと連携しての食べきりキャンペーンの実施や、小・中学校との連携による食品ロス削減の普及啓発を実施している。

(2) 3R教育の推進

ごみ分別スクールの実施（令和元年度 小学校110校）、へらそくくんルームの実施（令和元年度 保育所・幼稚園 計12か所）

(3) リユースの推進

各区役所に「リサイクル情報コーナー」を設置し、市民同士の不用品情報交換の場を提供

(4) 市民意識啓発

循環型社会の形成に向けた取組みを推進するため、ごみ減量広報紙「GO! GO! へらそくくん」を発行

10 事業系ごみ対策

平成10年に一部改正された「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」に基づき、大規模事業所の所有者等に対し、その事業所で発生するごみの減量・再資源化と適正処理の促進を図るため、①一般廃棄物の保管場所の設置、②廃棄物管理責任者の選任、③減量計画書の作成・提出の3つを義務づけ、調査・指導を行っている。

平成12年5月には、事業用大規模建築物のうち大規模小売店舗の基準としていた“大店法”が廃止され、大規模小売店舗立地法が制定されたことから、大規模小売店舗は「大規模小売店舗立地法に規定のもの」と基準を改正している。

平成31年4月には、更なる事業系ごみの減量・再資源化と適正処理の促進を図るため、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を一部改正し、一定量以上の一般廃棄物を排出する事業者（事業系一般廃棄物多量排出事業者）に対し、①廃棄物管理責任者の選任、②減量計画書の作成・提出の2つを義務付け、調査・指導を行うこととした。

(1) 大規模事業所の調査・指導

令和元年度				
区分	大規模小売店舗	特定建築物	事業系一般廃棄物多量排出事業所	計
件数	142	281	40	463

イ 主な指導内容

条例に基づく立入調査を実施し、対象事業所の実態把握、ごみの減量・再資源化等に係る助言・指導を行っている。また、対象事業所から提出された減量計画書を基に、古紙の資源化率の低い事業者を訪問し、古紙の分別、処理状況を確認している。

(2) 一般事業所への指導

ア 新規事業者への適正処理制度の周知を図るため、事業所ごみ分別排出ガイドブックの送付や排出状況に関するアンケート調査を実施している（383事業所）。

また、事業所ごみの排出方法に対する苦情等についても、事業所ごみの適正処理に関するリーフレットによる現地指導や、文書指導を実施している（14件）。

イ 清掃工場に事業所ごみを搬入する許可業者に対し、搬入物検査を行い、資源物や搬入不適物を持ち込んだ許可業者及び排出事業所について、適正処理の指導を実施している。

11 廃棄物適正化推進員

町内自治会単位に当推進員を委嘱し、分別排出の徹底、ごみの出し方マナーの向上など、排出時の適正指導を推進するとともに、不法投棄への対応、さらには、リサイクルの促進など廃棄物の減量化、再資源化を普及・啓発している。

昭和60年2月1日発足の「清掃推進員制度」に代わり、平成5年の条例改正により、同年10月1日に「廃棄物適正化推進員制度」を発足させ、廃棄物適正化推進員の身分や職務を明確化した。

また、「手引書」の配布、研修の実施などにより、制度の充実を図った。

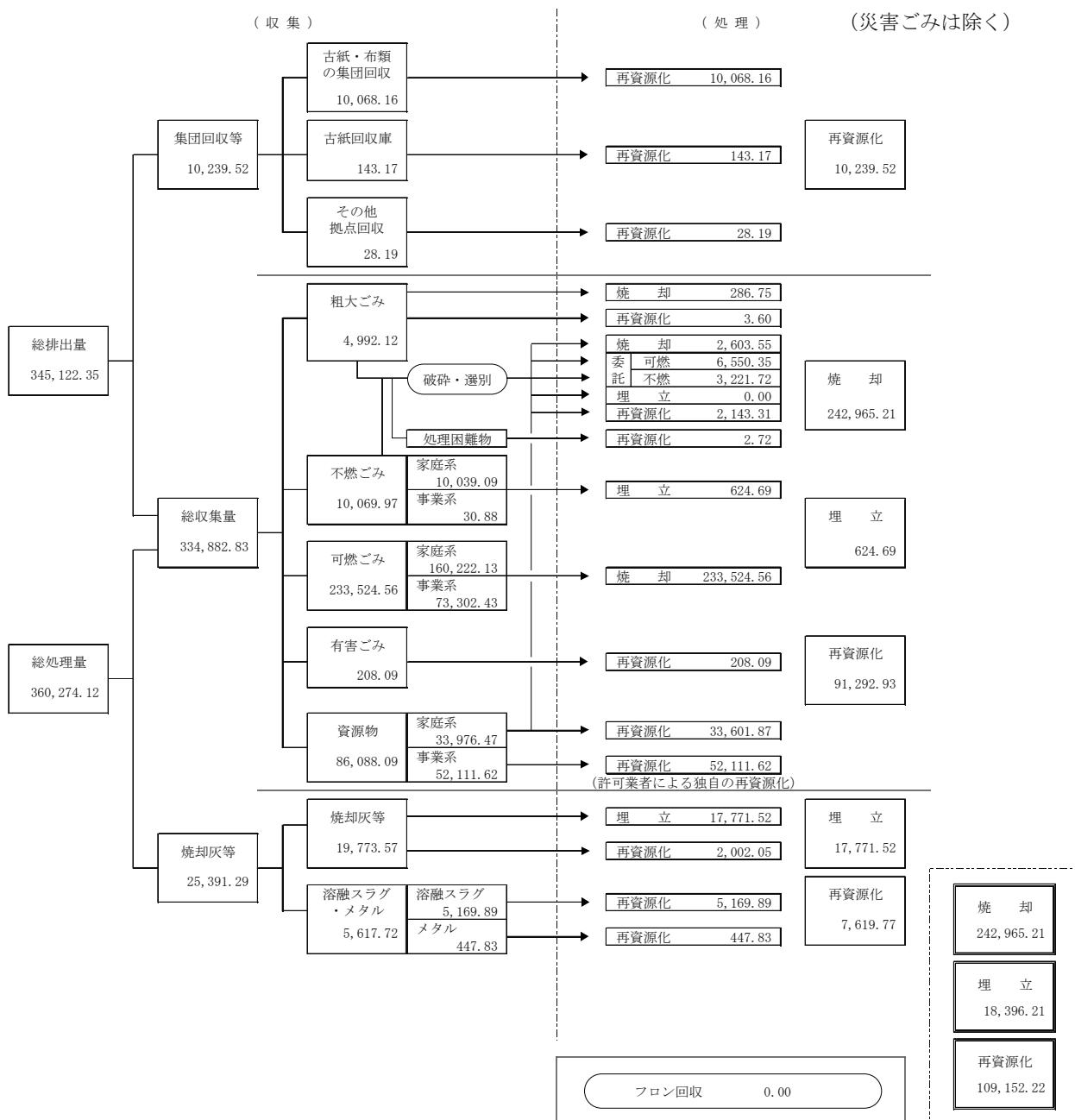
なお、令和元年度は、地区廃棄物適正化推進員51人、それぞれの地域を受け持つ自治廃棄物適正化推進員995人を委嘱している。

8 ごみ処理

ごみ処理は、収集、運搬、中間処理（破碎・焼却）、最終処分（埋立）と再資源化によって行われる一連のシステムであり、地域住民との合意によって成立し、その協力によって維持される。

本市では、年々増加、多様化するごみを環境衛生上支障のないよう処理するため、収集運搬体制の整備・充実をはじめ清掃工場や最終処分場等各種清掃施設の整備・拡充に努めてきた。

1 収集量及び処理量（令和元年度）



また、平成4年10月から、全市一斉に5分別収集を実施し、平成6年11月から事業系指定袋制、平成7年1月より家庭系指定袋制を導入、平成10年8月より粗大ごみの収集を有料化、事業所ごみを全面有料化し、さらに、平成26年2月には家庭ごみ手数料徴収制度を導入し、排出者である市民・事業者に対して、適正なごみ処理及びごみの減量・再利用など市の清掃事業への理解と協力を積極的に呼びかけ、市民・事業者・市が一体となった資源循環型社会の構築を目指している。

2 収集状況

区分			主なごみの種類	収集方法		収集回数		
資源物	瓶	無色	飲み物のびん、食品のびん、調味料のびん、ドリンク剤のびん、酒びん、化粧品のびん	ステーション方式 (白色コンテナ)	委託	週1回		
		茶		ステーション方式 (茶色コンテナ)	委託			
		その他		ステーション方式 (黒色コンテナ)	委託			
	缶		飲食用の缶、食用油の缶、ペットフードの缶、びんの金属製キャップ	ステーション方式 (青色コンテナ)	委託			
	ペットボトル		飲料・酒類、しょうゆ、みりん、つゆ、酢、ノンオイルドレッシング用のボトル	ステーション方式 (専用ネット)	委託			
	古紙		新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック	ステーション方式 (ひもで十文字にしばる)	資源化業者			
	布類		Tシャツ・シャツ、タオル・毛布、ズボン・ジーンズ、スーツ、シーツ、毛糸衣類	ステーション方式 (透明なポリ袋)	資源化業者			
	剪定枝等		木の枝	ステーション方式 (ひもで束ねる)	委託	月2回		
			刈り草・葉	ステーション方式 (透明なポリ袋・旧指定袋)				
有害ごみ (危険物)			蛍光灯、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、使い捨てガスライター、水銀入り体温計	ステーション方式 (透明なポリ袋) (蛍光灯は、購入時のケースまたは割れやすいような処置)	委託	月2回		
不燃ごみ			おもちゃ、文房具類、バケツなどのプラスチック製・金属製のもの、小型家電製品(トースター、ラジオなど)、陶磁器類、ガラス類	ステーション方式 (指定袋)	委託	月2回		
可燃ごみ			台所ごみ、カセットテープ、ビデオテープ、ゴム類、皮革類、洗剤ボトル、ソース・マヨネーズの容器、ペット類のフン、草木、など	ステーション方式 (指定袋)	委託	週2回		
粗大ごみ			家具類(机、タンス、イスなど)・電気製品類・ガス器具類・布団類など	申込みによる各戸収集	直営 委託	随時		
不法投棄等					直営	随時		

(1) 家庭ごみステーション排出指導

家庭ごみの分別・排出ルールの徹底を図るため、分別・排出状況の悪い家庭ごみステーションにおいて、監視及び指導を実施している。平成23年度から運用を開始した、ごみ分別・排出指導制度に基づき、令和元年度は134件の不適正排出ごみを開封調査し、10件の排出者を特定して、個別訪問及び文書により指導している。

3 処理施設

人口減少や少子超高齢社会の進展、生活水準の変化、事業活動の多様化などの要因により、ごみの質が変化するなか、その適正処理に万全を期するため、各種清掃施設の安定的な処理体制の確立を目指している。

(1) 清掃工場

平成8年11月に北清掃工場が稼働したことにより、市内で発生する可燃ごみの全量焼却が可能となり、平成14年12月には老朽化していた新港清掃工場を更新し、本格稼働を開始した。平成29年3月に、焼却ごみ量の削減に伴い、稼働後40年を経過した老朽化の著しい北谷津清掃工場を停止し、平成29年度より2清掃工場体制へ移行している。なお、令和8年4月から北谷津清掃工場跡地にて新清掃工場が稼働予定である。

また、北清掃工場では、平成19年4月から令和4年3月末までの15年間、新港清掃工場では、平成30年4月から令和8年3月末までの8年間、清掃工場の運転、定期点検及び修繕等、維持管理に関する全てを民間事業者が行う、長期責任型運営維持管理事業を実施している。

ア 施設概要

施設名	新港清掃工場 (新港クリーン・エネルギーセンター)	北清掃工場
所在地	美浜区新港226-1	花見川区三角町727-1
敷地面積	32,852 m ²	39,478 m ²
延床面積	31,250 m ²	21,729 m ²
建設費	26,178,000 千円	26,699,000 千円
処理能力	日量 435t 炉 145t/24h×3基 連続燃焼式	日量 570t 炉 190t/24h×3基 連続燃焼式
発電出力	9,170kW (一部売電) (※)	8,000 kW (一部売電)
着工 竣工	平成11年6月 平成14年12月	昭和63年6月 平成8年10月
熱エネルギーの有効利用	「アクアリンクちば」へ電力・蒸気の供給	花見川いきいきプラザ及びこてはし温水プールへ電力・蒸気の供給
付帯設備	灰溶融設備 (プラズマ方式 36t/日) 溶融スラグストックヤード (保管容量 1,400 m ³)	—

※令和元年9月末に発電出力変更 (7,970kW→9,170kW)

区分		新港清掃工場		北清掃工場	
		1回目	2回目	1回目	2回目
排ガス ng-TEQ/Nm ³	1号炉	0.0068	0.00036	0.0012	0.00000031
	2号炉	0.0011	0.0000026	0.00000029	0.00000052
	3号炉	0.000040	0.0017	0.000000054	0.00069
放流水 pg-TEQ/L		0.00036	0.0037	0.000021	0.021
焼却灰 ng-TEQ/g	3炉混合	0.020	0.013	0.018	0.024
飛灰固化物 ng-TEQ/g		0.068	0.88	0.53	0.69

(2) 幕張クリーンセンター

平成28年4月1日に千葉県企業庁から廃棄物空気輸送システムを引継ぎ、同システムにより、幕張ベイタウン地区のごみ収集を行っている。収集したごみは、市の清掃施設へ運搬し、処理している。

位置	美浜区打瀬一丁目1番4
敷地面積	3,708m ²
建築面積	1,480m ²
延床面積	2,138m ²
管路口径	50mm
管路延長	約4,600m
対象地区面積	85ha(住宅地区)

(3) 新浜リサイクルセンター

搬入された粗大・不燃ごみ及び資源物を破碎・選別処理し有効利用することにより、ごみの減量化・資源化を行い資源循環型社会の構築を図っている。

位置	中央区新浜町4
敷地面積	59,506m ²
リサイクルセンター (破碎・資源選別施設)	
建築面積	5,643m ²
延床面積	9,775m ²
能力	不燃・粗大ごみ処理 125t/5h 資源選別処理 缶類 50t/5h びん類 45t/5h

(4) 埋立最終処分場

最終処分場は、清掃工場などから排出される焼却残渣や不燃ごみ等を環境保全上支障が生じないよう隔離し埋立処分する廃棄物処理に欠くことのできない施設である。

そこで、現在唯一供用中の新内陸最終処分場の延命化を図るために、埋立処分量を可能な限り減らす

よう、今後もごみの発生抑制、再資源化等を進めていく。

なお、処分場から排出される浸出水（汚水）は、水処理施設で浄化し水環境の保全を図っている。

また平成25年4月から令和5年3月末までの10年間、各最終処分場、浸出水処理施設等の運転維持管理業務を包括的に民間事業者が行う、長期責任型運営維持管理事業を実施している。

ア 新内陸最終処分場

所 在 地 若葉区

敷 地 面 積

埋立有効面積 82,800m²

埋立容量 939,000m³

埋立期間 約32年間（平成12年度一部供用開始）

埋立内容 焼却残渣・不燃ごみ等

整備年度 平成10年度～平成13年度

イ 浸出水処理施設

施設名	塵芥汚水処理場	更科汚水処理場	蘇我排水処理施設
位 置	若葉区谷当町630	若葉区更科町2257-1	中央区新浜町7
敷地面積	6,400m ²	12,340m ²	19,091m ²
処理方式	生物学的脱窒素（活性汚泥）+凝集沈殿+砂濾過+活性炭吸着法	生物学的脱窒素（活性汚泥単槽）+凝集沈殿+砂濾過+活性炭吸着法	生物学的脱窒素（活性汚泥単槽）+凝集沈殿+砂濾過+活性炭吸着法
建設費	250,000千円	455,010千円	当初 600,000千円 改善 1,146,824千円
処理能力	1,200m ³ /日	300m ³ /日	730m ³ /日
処理実績 (令和元年度)	646m ³ /日平均	61m ³ /日平均	396m ³ /日平均
備考	下田最終処分場の浸出水処理施設	中田最終処分場の浸出水処理施設	蘇我地区廃棄物埋立処分場の浸出水処理施設
施設名	東部汚水処理場	新内陸汚水処理場	
位 置	若葉区中野町2674	若葉区更科町1457	
敷地面積	5,203m ²	約 6,720m ²	
処理方式	生物学的脱窒素（接触酸化）+凝集沈殿+砂濾過+活性炭吸着法	生物学的脱窒素（接触酸化）+凝集沈殿+砂濾過+活性炭吸着法	
建設費	757,050千円	2,457,000千円	
処理能力	70m ³ /日	400m ³ /日	
処理実績 (令和元年度)	61m ³ /日平均	346m ³ /日平均	
備考	東部最終処分場の浸出水処理施設	新内陸最終処分場の浸出水処理施設	

9 産業廃棄物・残土対策

1 産業廃棄物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の適正処理について監視・指導、廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の許可事務等を行っている。

(1) 排出事業者指導

ア 排出事業所の立入検査を行い、法等の遵守状況を確認するとともに、自己処理責任に基づく資源化、再利用化等の指導を行っている。

事業所立入検査状況

令和元年度

立入検査 事業所数	適正処理 事業所数	不適正 事業所数	内訳			
			改善命令	改善勧告	文書指導	口頭指導など
16	7	9	0	0	9	0

イ 「千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外産業廃棄物排出事業者に対して指導を行っている。

令和元年度 事前協議数 21件

(2) 産業廃棄物処理業許可事務

ア 産業廃棄物処理業許可件数等

令和元年度

種類 区分	収集運搬業			中間処理業			最終処分業			廃止	変更届出等
	新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更		
産業廃棄物	1	4	0	0	7	2	0	0	0	1	105
特別管理産業廃棄物	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	6
計	1	4	1	0	7	3	0	0	0	1	111

※中間処理業、最終処分業の両方の業を持つ事業者はそれぞれ計上している。

イ 産業廃棄物処理業許可業者数

令和元年度

種類 区分	許可業者数	収集運搬業	中間処理業	収集運搬業 中間処理業	収集運搬業 最終処分業	中間処理業 最終処分業	収集運搬業 中間処理業 最終処分業	最終処分業
産業廃棄物	71	19	29	19	0	2	0	2
特別管理 産業廃棄物	8	5	2	0	0	0	0	1
計	79	24	31	19	0	2	0	3

ウ 「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議申請件数

(令和元年度) 新規申請 4件 取下げ 1件 審査継続中 3件

エ 産業廃棄物処理業者の資質の向上及び産業廃棄物の適正処理の向上を図るため、産業廃棄物処理業者研修会を開催している。

令和元年度開催回数 2回

(3) 監視業務

ア 監視状況

不法投棄や事業者の不適正処理を監視するためパトロールを実施している。

令和元年度

職員による監視パトロール件数	2,698
民間警備会社委託監視パトロール件数	14,379
産業廃棄物処理施設等立入検査件数	394

イ 不法投棄等不適正処理による苦情受付件数及び内容

市民等から苦情を受け付け、被害の拡大防止及び適正処理の指導を行った。

令和元年度

産業廃棄物			合計
不法投棄	野外焼却	不適正保管	
3	4	41	48

ウ 指導状況

処理業者の事業所へ立入検査を行い、不適正処理等の是正を求める指導等を行っている。

令和元年度

行政代執行	行政処分		行政指導		告発
0	取消処分	改善命令等	警告	文書指導	0
	0	2	5	54	

2 残土対策

「千葉市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土砂等の埋立て等の許可並びに指導及び監督に関する事務を行っている。

(1) 許可件数（令和元年度）

許可	届出	変更許可	変更届出
0	15	2	13

(2) 指導状況（令和元年度）

職員による監視パトロール件数		
許可事業場	届出事業場	その他
144	223	296
行政処分		行政指導
取消処分	措置命令	勧告
0	0	0
		文書指導
		9

(3) 告発件数（令和元年度） 0件

10 し尿処理

1 し尿収集及び処理

し尿収集は、一般家庭等は許可業者で、市有施設は、業者委託により行っている。また、その処理は衛生センターで行い、良好な都市環境の保全に努めている。

(1) 収集及び処理状況（令和2年3月31日現在）

- ア 収集人口 3,125人（全人口 980,824人の0.3%） 収集世帯 2,239世帯
イ 許可業者 5業者（委託1協同組合）
ウ 許可車両 14台

エ 収集量及び処理量

令和元年度

処理施設	収集量及び処理量	月平均	日平均	搬入日数
衛生センター	5,124.88kL	427.0kL	17.26kL	297日

(2) 衛生センター

- 位 置 中央区村田町893
能 力 173kL/日
前処理（夾雑物の除去）→南部浄化センターへ圧送（平成20年4月から）
敷 地 27,797m²
建 設 費 6,100,000千円
稼働年月日 平成7年8月20日

2 浄化槽

河川等公共用水域の水質汚濁は、生活排水が大きな要因であることから、国は平成12年6月「浄化槽法」の一部を改正し、生活雑排水対策に有効な合併処理浄化槽の設置を義務づけている。

本市では平成14年4月より既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の転換費補助制度を開始し、設置促進を図るとともに、適正な維持管理の啓発など水環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。

(1) 事業内容

ア 普及・啓発

浄化槽の機能を十分に發揮するためには、浄化槽管理者の理解が重要である。市では、広報活動やパンフレットの配布などを通して、浄化槽の維持管理の重要性に関する情報提供や啓発を行っている。

イ 業者指導

保守点検業者及び清掃業者について、法に定める基準に従った作業を行うよう立入検査等を実施し、適正化指導に努めている。

ウ 不適正浄化槽の改善指導

浄化槽法に基づく法定検査の結果が不適正な浄化槽及び苦情等により問題が発覚した浄化槽について、改善指導を行っている。

エ 合併処理浄化槽の普及促進

昭和62年4月から、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として、し尿とあわせて生

活排水を処理する合併処理浄化槽の設置に係る補助制度を設け、普及促進に努めている。

(2) 事業実績

ア 総設置基數 10,819基

イ 令和元年度設置基數 119基

ウ 令和元年度廃止基數 33基

エ 合併処理浄化槽補助金交付事業

令和元年度は1件の申請があり、1基の浄化槽に対し補助を行った。

合併処理浄化槽補助基準額（令和元年度）

区分	通常型	高度処理型
5人槽	332,000円	444,000円
7人槽	414,000円	486,000円
10人槽	548,000円	576,000円

上乗せ補助基準額（令和元年度）

単独転換費	配管工事費 (単独転換時のみ)	N10型設置費 (高度促進補助)	放流水処理装置設置費
180,000円	100,000円	200,000円	200,000円

11 路上喫煙等対策

路上喫煙等防止及び空き缶等のポイ捨て防止の対策を一体的に運用するため、平成23年1月より「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」を施行した。

同条例においては、市内の屋外の公共の場所での喫煙をしないよう努めるとともにポイ捨て行為を禁止している。また特に路上喫煙等が危険である地区を「※路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区」に指定し、路上喫煙等及びポイ捨てを全面的に禁止し、平成23年7月からは違反者に対し直ちに過料を科す罰則制度を導入している。

また、平成25年7月から、取締り地区外（半年毎に4か所選定）において、週1回、巡回活動を実施している。

※JR千葉駅東口地区（約8.5ha）、JR稻毛駅周辺地区（約7ha）、JR海浜幕張駅周辺地区（約25ha）、JR蘇我駅周辺地区（約4.5ha）を指定している。

令和元年度過料処分件数 561件

なお、平成30年10月9日より、JR海浜幕張駅高架下に喫煙所を設置し、違反行為の防止効果、課題、周辺環境への影響などについて調査・分析を行う実証事業を開始した。

第12章

経済農政局

内 容

1 経済政策の方向性 (211)

2 商 業 (213)

3 工 業 (214)

4 産業振興 (218)

5 観光MICE (222)

6 観光プロモーション (224)

7 雇用・労働 (226)

8 競輪事業 (227)

9 地方卸売市場 (228)

10 農政 (229)

11 農政センター (233)

経済
農政局

1 経済政策の方向性

1 千葉市地域経済活性化戦略

わが国の産業を取り巻く環境が大きく変化し、産業の構造転換を迫られている今日、本市の地域資源を最大限に活用し、企業が成長し、新たな企業が集い、起業家精神にあふれる人材を育てるため、また、従来の「商業（商店街）」という枠組みの中だけでは、困難になってきた地域商業の活性化を効果的かつ効率的に行うため、新たな産業振興策として、「千葉市商業振興指針」を統合し、10年後の本市の経済活性化を目指とする千葉市地域経済活性化戦略を平成24年3月に策定した。

2 千葉市経済成長アクションプラン

千葉市新基本計画の実現に向け策定した第3次実施計画（計画期間：平成30～令和2年度）に対応した本市の経済部門における部門計画として、また、千葉市地域経済活性化戦略策定時からの経済社会環境の変化に対応し、改めて本市の産業を取り巻く現状と取るべき対応（課題）を分析することにより、本市の産業政策の方向性を策定し、各施策と事業展開の方向性を体系的に整理した、千葉市経済成長アクションプランを平成30年3月に策定した。

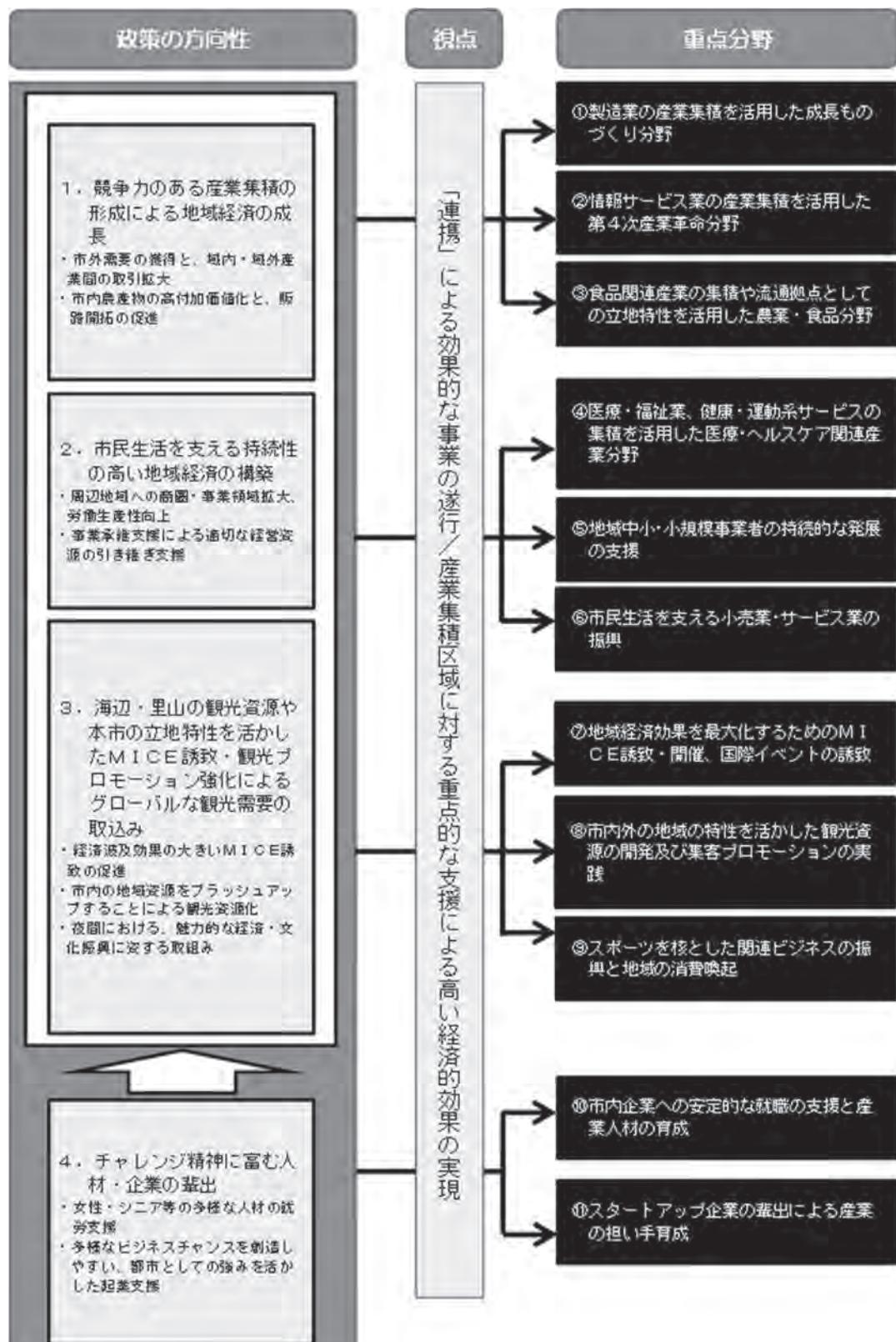
（1）政策の方向性

- ・ 本市の産業動向において大きな影響を持つ「産業集積の状況」「中小・小規模事業者の状況」「観光・M I C E の動向」「雇用労働分野の状況」について、現状認識と取るべき対応（課題）を分析。
- ・ また、産業政策を検討する上で重要な要素である人口構造の変容（予測）を踏まえ、特に県東南部を視野に入れた広域経済圏の視点から、本市の産業へ及ぶ影響などの現状認識と、それらについて取るべき対応（課題）を分析。
- ・ 上記の現状認識と取るべき対応（課題）から、「競争力のある産業集積の形成による地域経済の成長」「市民生活を支える持続力の高い地域経済の構築」「海辺・里山の観光資源や本市の立地特性を活かしたM I C E 誘致・観光プロモーション強化によるグローバルな観光需要の取り込み」「チャレンジ精神に富む人材・企業の輩出」の、4つの政策の方向性を策定。また、上記の方向性に基づく施策を検討する際の視点として、「連携による効果的な事業の遂行」と「産業集積区域に対する重点的な支援による高い経済的效果の実現」の2つの視点を記載した。

（2）重点的に取組むべき施策

- ・ 策定した4つの政策の実現へ向けて、本市における既存の産業集積や立地上の特性に加えて、今後の成長のために活用できる様々な地域特性を抽出し、地域全体として大きな付加価値額の拡大が期待できる分野として、11の重点分野を策定。
- ・ 各分野の策定に至る分析結果（背景）を踏まえて事業展開の方向性を策定し、主な取組みとして第3次実施計画掲載事業を記載。

(3) 4つの政策の方向性と11の重点分野との関係



2 商 業

本市の商業は、市民の豊かな暮らしを支えるとともに、都市の賑わいを創出するなど、本市が飛躍的に発展する上で重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、少子高齢化の進行、消費者ニーズの多様化などといった社会経済情勢の変化に伴い、商業構造や商業分布が変化してきており、中心市街地の空洞化・商店街の衰退など、様々な課題に直面している。

そこで、本市では、地域の様々な主体が協力・連携してこうした課題を解決し、より効果的・効率的な商業振興を推進するため、それぞれの地域における活性化を支援するなど、地域に根ざした商業の活性化を目指している。

1 年次別事業所数・従業者数・年間商品販売額

商業統計調査（平成16、19年は各年6月1日現在、平成26年は7月1日現在）、経済センサス一活動調査（事業所数、従業者数は平成28年6月1日現在、年間商品販売額は平成27年）による

年 項 目	平成16年	平成19年	平成26年	平成27・28年
事 業 所 数	7,788 事業所	7,168	5,272	5,861
従 業 者 数	75,717 人	77,974	59,036	66,932
年間商品販売額	3,291,044百万円	3,721,095	2,889,427	3,682,302

※資料：政策企画課「千葉市統計書 令和元年度版」

2 業種別事業所数・従業者数・年間商品販売額

商業統計調査（平成16、19年は各年6月1日現在、平成26年は7月1日現在）、経済センサス一活動調査（事業所数、従業者数は平成28年6月1日現在、年間商品販売額は平成27年）による

項目 業種	事 業 所 数			従 業 者 数			年 間 商 品 販 売 額		
	平成19年	平成26年	平成28年	平成19年	平成26年	平成28年	平成19年	平成26年	平成27年
卸売業	事業所 1,692	事業所 1,421	事業所 1,654	人 22,140	人 17,700	人 20,625	百万円 2,600,386	百万円 1,951,615	百万円 2,570,426
小売業	5,476	3,851	4,207	55,834	41,336	46,307	1,120,709	937,812	1,111,876
計	7,168	5,272	5,861	77,974	59,036	66,932	3,721,095	2,889,427	3,682,302

※資料：政策企画課「千葉市統計書 令和元年度版」

3 大規模小売店舗対策事業

平成12年6月施行の「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）は、生活環境（交通・騒音・廃棄物等）の保持を目的としたものであり、法の運用主体は都道府県・政令市である。このため、市では庁内関係局・部並びに関係課で組織する連絡会議等の他、学識経験者等で組織する審議会を設置し、法の運用を図る。

※大規模小売店舗立地法対象店舗 店舗面積1,000m²超の大型店

大規模小売店舗立地法対象店舗数 177店舗 1,146,608.93m²

令和元年度大規模小売店舗立地法届出件数

区 分	新 設	変 更	変更（附則5条）	廢 止
件 数	3 件	8 件	2 件	0 件

4 地域商業活性化事業

(1) 商店街共同施設整備事業

商業団体が行うアーケード等の共同施設の設置（補助率 $\frac{2}{3}$ 以内、2,000万円）及び修繕（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内 1,000万円）に対し助成する。

(2) 商店街高度化事業

魅力ある商店街づくりを推進し、地域商圏の確立を図るため、総合的・計画的な商業環境整備に対し助成する。（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内 ①研修会等設置事業：20万円 ②基本計画策定事業：300万円 ③実施計画策定事業：200万円 ④環境整備事業：2億円）

(3) WEB販売・無店舗開業セミナー開催

WEB販売を行う際のノウハウや無店舗での会社の興し方などを習得するセミナーを開催する。

(4) 外国人観光客受入環境整備事業

外国人旅行客による飲食店・宿泊施設・商店などの利用を促進するため、多言語対応やWifi環境の整備に助成する。（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内 15万円）

(5) 商学連携型商品開発事業

商品の付加価値を高め、消費を促すため、商業団体と大学等の連携による商品開発に対し助成する。（補助率 $\frac{1}{2}$ 以内 15万円）

(6) 中心市街地活性化事業

中心市街地活性化の中心的役割を担う千葉商工会議所等が行う各種活性化事業や、組織の運営に対し助成する。

3 工 業

千葉市は従来、農水産加工を主体とする食品工業以外には見るべき工業のない消費都市だったが、昭和25年の川崎製鉄誘致、同29年の東京電力千葉火力発電所の誘致を契機とし、京葉臨海工業地帯の造成あるいはこれに伴う内陸工業の発展により、一躍工業都市へと飛躍した。今や、京葉臨海工業地帯は全国屈指の工業地帯として、日本経済の発展に大きな役割を果たしているが、この京葉臨海工業地帯と並んで、千葉市の工業の一翼を担っているものとして内陸工業地帯がある。

内陸工業地帯は、京葉臨海工業地帯の造成が進むにつれ、昭和35年頃から一般機械・金属製品を中心とした企業が主に、千種・犢橋、長沼・六方地区に進出し、目覚ましい発展をとげた。

また、内陸部の土気地区では、先端技術産業を中心とする研究所、研究開発主導型工場等を立地させるべく、恵まれた自然を生かした千葉土気緑の森工業団地（160ha）が建設され、先端技術の企業が進出している。

なお、本市においては「都市の活力を支える産業の振興と人材の育成」を目指し、経済圏の「核」となる業務機能を形成し競争力の高い産業集積を主体的に進めていくことが求められている。このため千葉市経済を更に発展させるため、雇用機会の増大・工業の活性化につながる先端素材型ものづくり関連産業等の誘致を図っている。

1 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

工業統計調査（平成27、29、30年6月1日現在）、経済センサス－活動調査（平成28年）による

年次別 区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
事 業 所 数	一 事業所	495	394	392
従 業 者 数	一 人	20,857	19,743	21,659
製造品出荷額等	13,026 億円	11,047	12,229	※調査中（平成31年工業統計調査）

※資料：政策企画課「平成30年工業統計調査 報告書」 従業者4人以上の事業所。

2 産業中分類別事業所数・従業者数・製造品出荷額等

工業統計調査（平成30年、製造品出荷額等は平成29年）による

産業中分類	事業所数	構成比 %	従業者数 人	構成比 %	製造品出荷額等 億円	構成比 %
食 料 品	事業所 65	16.6	人 7,081	32.7	億円 3,150	25.8
飲 料 ・ た ば こ	3	0.8	76	0.4	X	X
繊 綿	7	1.8	203	0.9	9	0.1
木 材 ・ 木 製 品	8	2.0	246	1.1	158	1.3
家 具 ・ 装 備 品	8	2.0	177	0.8	50	0.4
パ ル プ ・ 紙	6	1.5	206	1.0	34	0.3
印 刷	35	8.9	789	3.6	129	1.1
化 学	14	3.6	400	1.8	318	2.6
石 油 ・ 石 炭	2	0.5	34	0.2	X	X
プ ラ ス チ ッ ク	11	2.8	471	2.2	130	1.1
ゴ ム	5	1.3	60	0.3	20	0.2
な め し 革	-	-	-	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	22	5.6	488	2.3	194	1.6
鉄 鋼	19	4.8	3,768	17.4	4,219	34.5
非 鉄	6	1.5	401	1.9	231	1.9
金 属 製 品	62	15.8	1,772	8.2	528	4.3
はん用機械	15	3.8	204	0.9	78	0.6
生産用機械	44	11.2	3,013	13.9	2,270	18.6
業務用機械	11	2.8	414	1.9	176	1.4
電子・デバイス	6	1.5	522	2.4	113	0.9
電気機械	12	3.1	369	1.7	63	0.5
情報通信機械	5	1.3	313	1.4	108	0.9
輸送用機械	6	1.5	83	0.4	22	0.2
そ の 他	20	5.1	569	2.6	127	1.0
総 数	392	—	21,659	—	12,229	—

※資料：政策企画課「平成30年工業統計調査 報告書」 従業員4人以上の事業所。

「X」は公表を差し控えたもの。

※構成比については、産業中分類毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、総数と一致しない場合がある。

3 京葉臨海工業地帯

京葉臨海工業地帯の開発事業は、昭和15年内務省の東京臨海工業地帯造成計画に基づき、千葉市南部地区の遠浅な海岸198haを埋立て、ここに日立航空機㈱を誘致したことにはじまる。

この地区は戦後閉鎖されていたが、昭和25年県と市が通産省の斡旋により、川崎製鉄所を誘致したことによって、京葉臨海工業地帯の建設がスタートし、また、昭和29年に誘致された東京電力千葉火力発電所は、昭和32年には、新鋭火力発電所を38haの敷地に建設し、60万KWの発電を開始した。

この鉄鋼、電力の基幹産業進出と、昭和30年以降の我が国の高度経済成長の進展により、急激な発展を遂げた。

そして、昭和39年には、幕張地区に、中小工場の用地造成を目的とした、60haの海面埋立事業も完了し、現在、食料品製造・運輸・鉄鋼業等の企業が立地している。

また、千葉港中央地区埋立地には、昭和39年に臨海型食品コンビナート、すなわち原料輸入から製品化まで、一貫して行う食品コンビナートの建設が開始され、現在は食品工業・港湾・運輸をはじめとする各種の関連企業が立地している。

4 内陸工業団地

千葉市の内陸工業地帯は、昭和35年ごろから内陸部への企業進出が急速に増加し、地域的にも集中立地傾向がみられ、工業地帯を形成した。

進出企業の業種区分は、工業用水の使用が少なく、また、排水、煤煙、騒音など公害の少ない企業が多く、金属製品製造業をはじめ、機械製造業、自動車修理業、化学工業、貨物輸送の企業が立地している。そのほとんどは中小企業で占められており、大企業はごくわずかである。

(1) 千葉鉄工業団地

工業界の技術革新、並びに合理化による生産性の向上の中において、中小企業は、敷地の狭隘あるいは、労働力の不足等のため著しく制約をうけていた。本市においてはその解決策の一環として、交通、電力、電話等、関連施設の整備された工業地帯に中小鉄工業者が集まり、作業の共同化、共同施設の活用及び設備の近代化を図り、さらに合理化を促進するため、昭和38年「中小企業近代化資金等助成法」の適用をうけ、花見川区千種町地内に工業団地を誕生させた。

なお、市は、用地斡旋のほか、団地内の道路、排水施設の整備を行った。

ア 敷地面積 185,117m²

イ 共同施設・共同事業

共同宿舎、研修ホール、福利厚生施設、給食センター、共同駐車場、安全衛生事業

ウ 業種別組合員状況

区分	鉄鋼業	金属製品 製造	一般機械 器具製造	木材・木製品 製造業	医療材料・ 機器製造	道路貨物 運送業	各種商品 小売業他	計
企業数	3	8	7	1	1	2	5	27

※全従業員数 1,000名以上

(2) 千葉市工業センター

市内住宅地に点在する中小鉄工業の公害問題の解決を図り、都市の環境美化を促進するとともに、鉄工業の集団化、生産性の向上等を図るため、昭和45年から翌46年までの2か年事業で、国の高度化資金の助成を受け、内陸工業地域の千葉鉄工業団地隣接地（花見川区千種町地内）に千葉市工業セン

ターが建設された。

ア 敷地面積 64,998m²

イ 共同事業 共同受電、金融事業

ウ 業種別組合員状況

区分	鉄 鋼 業	金 属 製 品 製 造	一 般 機 械 器 具 製 造	自 動 車 整 備 業	計
企 業 数	2	12	8	2	24

※全従業員数 400名以上

(3) 千葉印刷団地

市内に散在する中小印刷業者が、騒音、振動、排水及び用地の狭隘等の問題を解消し、従業員の福利の充実、設備の近代化事業の共同化を図るため、国の高度化資金を利用し千葉市緑区古市場町に集団移転したものである。

着工 昭和53年11月 完成 昭和54年3月

ア 敷地面積 31,484m²

イ 共同事業 教育情報事業、金融事業、共同製版、環境福利事業

ウ 業種別組合員状況

区分	印 刷 業	製 本 業	洋 卸 売 紙 業	計
企 業 数	6	1	1	8

※全従業員数 300名以上

(4) 千葉土気緑の森工業団地

内陸部の土気地区に先端技術産業を中心とする研究所、研究開発主導型工場等の立地を図るため、千葉県土地開発公社により開発された。昭和63年から造成、平成2年から分譲を開始し、現在では、多数の先端技術産業型工場及び関連研究所が立地している。

分譲状況

区分	分譲予定面積（区画） (賃貸を含む)	分譲済面積（区画） (賃貸を含む)	進出企業数（社・団体）			
			研究所	研究開発型工場	工場業務等	計
面積・ 企業数等	106.31ha (66区画)	101.46ha (63区画)	6	6	30	42

(5) ちばリサーチパーク

内陸部の若葉区内（佐倉市の一部と一体）に基づき研究、最先端技術開発を行う企業の集約を図るため、民間により開発された産業用地。平成8年から造成、平成13年から分譲を開始した。

分譲状況

区分	分譲予定面積（区画）	分譲済面積（区画）	進出企業数（社）			
			研究所	工場（製造）	その他（物流等）	計
面積・ 企業数等	39.2ha (16区画)	34.43ha (14区画)	0	7	5	12

※千葉市内分のみ

5 企業立地の促進

企業の立地や追加投資を支援する補助制度や融資制度を活用することにより、企業が千葉市へ進出する流れをより強固なものとし、更なる拡充・定着を促すとともに、地域経済を活性化するため、立地企業による中・長期的な地元雇用促進と、人口増加へつなげることを目指し、企業の立地を促進する。

- (1) 所有型企業立地促進事業補助金
- (2) 賃借型企業立地促進事業補助金
- (3) 累積投資（マイレージ）型企業立地促進事業補助金
- (4) 雇用奨励補助制度（スタートアップ型、フォローアップ型）
- (5) 企業立地促進融資制度
- (6) 農業法人立地促進事業補助金

6 産業用地の整備

堅調な企業立地実績を背景とした産業用地の不足に対応し、さらなる企業立地の促進と競争力のある産業集積の実現に向け、民間活力の導入による産業用地の整備を促進する。

- (1) 認定事業者 エム・ケー株式会社
- (2) 開発事業名 ネクストコア千葉誉田
- (3) 開発区域 千葉市緑区誉田町二丁目22番地 他
- (4) 開発面積 26.1ha（うち分譲面積17.9ha（約54,100坪））

4 産 業 振 興

平成23年度末に策定した地域経済活性化戦略、及び、平成30年3月に改訂した千葉市経済成長アクションプランと、地域未来投資促進法の基本計画に基づき、「成長ものづくり分野」「食品製造・流通分野」「観光・スポーツ分野」といった、製造業だけでなく非製造業を含む幅広い分野で、地域の中核となる企業による地域特性を活用した事業へ様々な支援を行うことにより、地域全体への経済的波及効果の拡大を図っていく。

本市産業の総合的支援機関である公益財団法人千葉市産業振興財団（千葉市ビジネス支援センター）において、各種支援事業を効果的に展開する。

なお、内閣府の月例経済報告（令和2年4月）によると、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、海外経済のみならず、我が国においても経済情勢は急速に悪化しており、先行きについても極めて厳しい状況が続くと見込まれている。本市においては、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われた令和2年4月以降、国や県の施策や市独自の緊急対策を合わせ、市内企業等への支援を行っている。

1 企業動向調査

市内企業や事業所の景況感等を把握するとともに、市内企業や事業所が抱える課題などを把握し、効果的な支援策等を検討する際の一助とするための調査を実施する。

2 地域産業支援事業

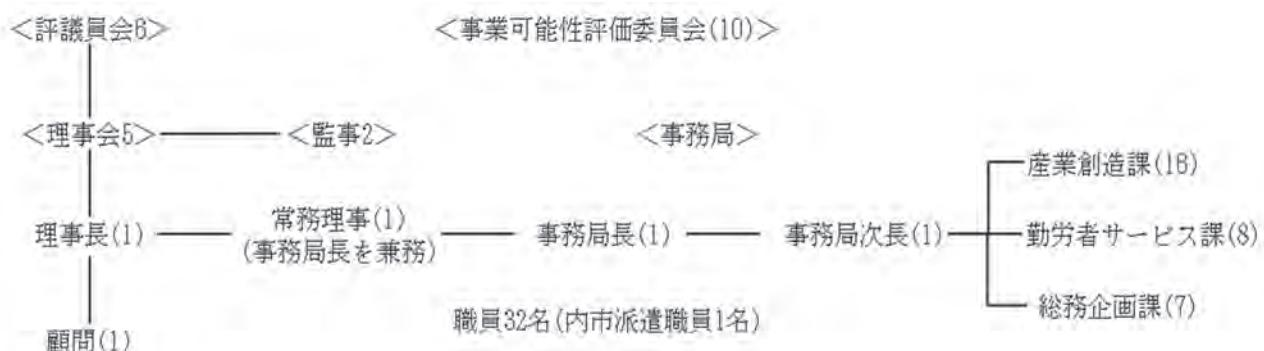
(1) 千葉市新事業創出プラットフォーム協議会

公益財団法人千葉市産業振興財団を中心的支援機関とした本市産業の総合的支援体制（地域プラットフォーム）の支援機能を強化するため、「千葉市新事業創出プラットフォーム協議会」を設置し、本市の新事業創出を促進する。

3 公益財団法人 千葉市産業振興財団

本市における産業振興を目的とした総合的支援体制の中心的組織である公益財団法人千葉市産業振興財団を実施主体として、民間能力を活用した各種支援事業及び、平成26年3月20日に国から認定を受けた「創業支援等事業計画」を展開する。

(1) 組織及び人員



(2) 主な事業内容

ア 経営基盤強化・新事業創出事業

(ア) 経営・技術支援事業

中小・小規模事業者の多様なニーズに対応して、コーディネーターが支援計画を作成し、きめ細やかな支援を行うほか、ビジネスアドバイザーが支援企業の発掘や支援要望等の収集を行う。

また、事業承継やB C Pに関する策定支援を行うほか、新たに新製品開発に対する支援も行う。

(イ) 販路拡大支援事業

見本市等への出展支援や海外規格認証の取得支援を行うほか、新たに对外発信に関する支援により販路拡大を図る。

また、商談会の開催や千葉市トライアル発注認定事業の審査業務の一部のほか、新たに大規模展示会出展に関する業務を受託する。

(ウ) 資金融資事業

中小企業者の経営基盤の確立と近代化を図るため市が実施する資金融資事業のうち、受付・調査業務を受託する。

中小企業資金融資

融資枠 820億円（令和2年度当初予算）

融資内容

千葉市中小企業資金融資メニュー表

R2年4月版

カテゴリー	資金種類	融資対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	返済方法	融資利率	利子補給率	信用保証	連帯保証人及び担保	受付機関
創業支援等	チャレンジ資金	これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。	3,500万円	運転設備 5年以内(6か月) 7年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 1.1%以内 3年以内 年 1.3%以内 5年以内 年 1.5%以内 7年以内 年 1.8%以内	1.4%	創業間連保証 又は 創業等間連 保証		
	トライアル支援資金	市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1)大学等の研究開発活動にて新製品や新技術の研究開発、事業化又は事業の拡大するための資金を必要とする者。 (2)特許権等の知的財産について法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利を活用して、事業の拡充を行うための資金を必要とする者。 (※)申込みをする場合は、事前に財團の承認が必要となります。	5,000万円	運転設備 7年以内(1年) 15年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 1.2%以内 3年以内 年 1.4%以内 5年以内 年 1.6%以内 7年以内 年 1.9%以内 10年以内 年 2.1%以内 15年以内 年 2.3%以内	必要により 普通保証			
事業拡充	振興資金	市内で事業を営む中小企業者又は事業者。(ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者)	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	運転設備 7年以内(なし) 15年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 1.2%以内 3年以内 年 1.4%以内 5年以内 年 1.6%以内 7年以内 年 1.8%以内 10年以内 年 2.1%以内 15年以内 年 2.3%以内	0.0%			【都市銀行】 みずほ銀行 (千葉支店、柏支店 柏橋支店、柏岸支店) 三井住友銀行 (千葉支店アリ) 三井UFJ銀行 (千葉支社) りそな銀行 (千葉支店)
	環境経営応援資金	(1)市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たし、環境改善に努める方へ融資を導入するための資金を必要とする者。 ・千葉市と千葉県環境保全協定(以下「環境の健全性に関する協定」)を締結し、所定の計画書・報告書を提出している者。 ・市の環境基準にて、ISO14001認証、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン建築物認定の取得が既に完了している者。 (2)周辺環境に影響を及ぼしている事業者が実施する公害防止施設の設置、改善等のための資金を必要とする者 ※環境経営応援資金の申込みができる際は、事業に千葉市事業支援課(043-245-9209)へお問い合わせください。 ※(千葉市環境保全協定)の内容・手続きについては千葉市環境保全課(043-245-5199)にお問い合わせください。	2億円	運転設備 15年以内(1年)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 1.2%以内 3年以内 年 1.4%以内 5年以内 年 1.6%以内 7年以内 年 1.8%以内 10年以内 年 2.1%以内 15年以内 年 2.3%以内	0.8% (ただし上限は「融資利率-0.2%」)	必要により 普通保証		金融機関 又は 協会所定
経営安定	小規模事業資金	市内で事業を営む従業員20人(商業・サービス業は5人)。ただし、宿泊業・娯楽業は除く。以下の中小企業者。	2,000万円	運転設備 7年以内(6か月) 10年以内(1年) (運転資金は1年以内の期日一括返済不可)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 0.9%以内 3年以内 年 1.1%以内 5年以内 年 1.3%以内 7年以内 年 1.5%以内	0.8% (ただし上限は「融資利率-0.2%」)	小口零細 企業保証		【信用金庫】 千葉農業金融 (全ての支店) 崎陽軒本店 (千葉支店) 佐原信用金庫 (佐原支店) 【その他】 商工組合中央会 (千葉支店)
	経営安定資金	O件件A 市内で事業を営む中小企業者で、中小企業信用保険法に基づく認定(1号～6号)を受けた者。 (1)(一)～(四) O件件B 市内で事業を営む中小企業者のうち、下記条件のいずれかを満たす者。 (1)過去3ヶ月又は6ヶ月の平均売上高が、前年同期と比較して5%以上減少している者。 (2)負債総額が1,000万円以上ある倒産企業に対する倒債料等を30万円以上有し、当該倒産企業に対する取引残高が売上高の20%以上ある者。 (3)中小企業信用保険法に基づく認定(7号～8号)を受けた者。 (※)	5,000万円	運転設備 5年以内(なし) 7年以内(1年) (運転資金は期日一括返済不可)	元金均等元利均等期日一括	1年以内 年 0.9%以内 3年以内 年 1.1%以内 5年以内 年 1.3%以内 7年以内 年 1.5%以内	0.8% (ただし上限は「融資利率-0.2%」)	経営安定 間連保証 (1)(2)は 普通保証 (3)は 経営安定 間連保証		
	災害復旧資金	市内で事業を営む中小企業者で、特定の自然災害(国に指定された激甚災害等)により、市区町村から災害証明の発行を受けた者。	5,000万円	運転設備 7年以内(2年) 10年以内(2年)	元金均等元利均等期日一括	年 1.4%以内	1.4%	災害関係保証		

- 1 上記メニューはこれから千葉市内で事業活動を開始される方も利用可能です。(事業所予定地が確認できる書面(契約書等)が必要となります。)
 2 損保資金(運転)、経営安定資金(運転)は期日一括返済を選択できません。その他の資金は据置期間内(小規模事業資金は1年以内)に限り、期日一括返済を選択することができます。
 3 設備資金は市内に設置、登録するものに限ります。また、商品不動産の購入資金には本制度を利用できません。保証協会の保証を行わない資金(プロバーゲン)においては、収益物件の購入資金には本制度を利用できません。
 4 千葉市制度の融資は、振興資金、小規模事業資金、経営安定資金で借り入れることができます。ただし、責任共有制度の対象となっている融資を、対象外の融資で借り換えることはできません。
 5 (公財)千葉市産業振興財團にて、チャレンジ資金の申込みに必要な事業計画書の作成支援を行っています。
 6 NPO法人は、利用条件となる信用保険を利用していないため、「チャレンジ資金」「小規模事業資金」を利用することはできません。
 7 市外企業(営業所や支店が市内にあるが、本社登記が市外にない企業)は、各メニューの設備資金に限りでは利用可能です。ただし、トライアル支援資金については運転資金の利用も可能になります。
 8 経営安定資金は、要件Aのうち、中小企業信用保険法に基づく認定を受けた場合には、責任共有制度の対象となります。
 9 (融資利率)△(利子補給率)(上限)となる場合は、融資利率が利子補給率の上限となり別途、上限がある場合を除く。融資利率を超えての利子補給はしません。

融資状況

平成30年度		令和元年度	
件数	金額	件数	金額
1,945 件	36,704,054 千円	768 件	10,193,546 千円

(イ) 連携交流事業

ビジネス交流会やオープンイノベーションによるビジネスマッチングを探る機会を設けるなど、新事業創出へ取組む機会を推進する。

(オ) 産学連携事業

産学連携による共同研究を支援するとともに、ビジネスシーズ交流会を開催し、市内大学の研究シーズや企業等が有する技術力の融合による新事業の創出を促進する。

(カ) ビジネスプランコンテスト事業

事業者・学生等の独創的な事業プランを公募し、ビジネスプランを発表する場としてベンチャー・カップCHIBAを開催するとともに、事業化促進を支援する。令和2年度からは、一般部門の「AI賞」を「AI・IoT賞」に、「ソーシャルビジネス賞」を「SDGsビジネス賞」に改めて実施する。

イ 創業支援事業

平成25年3月3日に開所したCHIBA-LABOの管理・運営の一部を、市内事業者に委託する。

また、千葉大亥鼻イノベーションプラザのインキュベーションマネージャーの配置に関する業務を市から受託するほか、市内における女性起業家の創出を促進するため「女性起業家フェスタ」を実施する。

(ア) CHIBA-LABO（中央2丁目：フリーデスク30席等）

(イ) 支援サービス 創業相談、インターネット接続等

ウ 研修・セミナー事業

市内における創業、新事業創出並びに市内企業の人材キャリア教育を促進するための創業関連セミナーの開催及び企業を支える人材を効果的に育成するための実践的なスキルアップ集中セミナーの開催をはじめ、関係支援機関と連携したセミナーを開催する。

また、無店舗開業塾・WEB販売力強化塾に関する業務を市から受託する。

エ 産業情報提供・調査分析事業

(ア) 産業情報提供事業

各種産業情報を迅速かつ効果的に広く提供し、中小企業の経営革新、新事業の創出を情報面から支援する。

(イ) 調査分析事業

市内産業の振興のため、効果的かつ有効な支援施策の策定に必要となる調査を実施する。

オ 千葉市ビジネス支援センター管理運営事業

平成30年7月から、千葉市ビジネス支援センターの名称を引き継ぎ、千葉中央ツインビル2号館において、産業振興施設の管理運営及び会議室の貸与等に関する事業を行う。

カ 千葉市内陸企業連合会関係事務

同連合会の研修業務等を受託する。

4 千葉市ビジネス支援センター

本市の産業を振興し、地域経済の発展に寄与するための総合的支援拠点として、事業者及び起業者に対して、本市の特性を生かした総合的・一体的な各種支援事業を公益財団法人千葉市産業振興財団が指定管理者として行っていた。

千葉市美術館の拡張、中央区役所のきぼーるへの移転など、中心市街地における公共施設の再配置に際して、千葉市ビジネス支援センターはその機能を見直すことにより公の施設としての使命を終え、平成30年7月1日に指定管理を終了した。なお、公益財団法人千葉市産業振興財団が名称を継承し、移転先の千葉中央ツインビル2号館において産業振興に関する事業を実施している。

5 千葉大亥鼻イノベーションプラザ

技術力のある市内企業や大学、研究機関等の連携を進め、医療・福祉分野における新事業の創出を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する千葉大亥鼻イノベーションプラザの運営支援として、インキュベーションマネージャーを2名配置するとともに、入居者の賃料の一部補助を行う。

5 観光 M I C E

本市の観光施策として、ウォーターフロントにあたる幕張新都心エリアでの日本最長の人工海浜を活用した千葉市民花火大会や、千葉みなとエリアでの千葉市民産業まつりの開催等の企画推進、千葉ポートタワーの運営管理を行っている。

また、平成29年度より観光庁が選定した「グローバルM I C E都市」となり、成田・羽田の両国際空港に近い立地特性や、国内有数の複合型コンベンション施設である幕張メッセが立地している利点を活かし、千葉県、ちば国際コンベンションビューローと連携しながら、国際会議等のM I C E誘致を行うとともに、地域経済への波及効果をさらに高めるため、主催者ニーズに合わせたアフターコンベンションなどの充実に向けた支援に取り組んでいる。

1 年間行事

令和元年度

事業名	開催日	場所	備考
千葉市民花火大会	R元. 8. 3	幕張海浜公園	観客 30万人
千葉市民産業まつり	R元. 11. 4	千葉ポートパーク	来場者 8万人

2 コンベンション

(1) 幕張メッセ

ア 敷地面積

展示場・会議場等用地21.8ha 駐車場用地（駐車台数）16.6ha（約6,000台）計38.4ha

イ 施設概要

区分	建設主体	床面積	展示面積等	建設事業費
国際展示場	千葉県	136,296 m ²	72,000 m ²	553億9,900万円
国際会議場	(株)幕張メッセ	16,700 m ²	—	117億4,600万円
幕張イベントホール		15,582 m ²	3,098 m ²	
計		168,578 m ²	75,098 m ²	671億4,500万円

ウ 運営主体 (株)幕張メッセ

- ・所在 美浜区中瀬2-1
- ・設立 昭和61年4月30日
- ・資本金 40億円（内千葉県10億円、千葉市5億円出資）
- ・従業員数 47人（内千葉県4人、千葉市1人派遣）

エ 施設の利用状況等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国際展示場（利用ホール数）	2,562.5ホール	2,567.0ホール	2,636.0ホール
国際会議場（稼働率）	51.6%	50.2%	44.7%
幕張イベントホール（稼働率）	73.4%	78.1%	77.6%
来場者数	7,094,251人	7,213,333人	6,987,070人

※オープンからの総来場者数 182,287,389人（令和2年3月31日現在）

(2) 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

ア 概 要

- ・所 在 美浜区中瀬2-6 WBGマリブイースト14階
- ・設 立 平成元年6月1日
- ・基本財産 21億3,505万円（内千葉県13億円、千葉市2億円出捐）
- ・職 員 数 35人（常勤役員を含まない）

イ 主な事業

(ア) MICE誘致・支援

MICE主催者への誘致活動や主催者のニーズに合わせた開催支援の実施等
コンベンション開催資金の貸付及び助成金の交付等

(イ) 広報事業

インターネット等による各種情報提供及び事業宣伝等

(ウ) 映画・ドラマ撮影支援

ドラマ・映画などのロケ地としての魅力アピール等

(エ) スポーツツーリズム支援

2020東京オリンピック・パラリンピックに係る事前キャンプやプレ大会誘致等

(オ) 国際交流・多文化共生推進

国際交流・国際協力の促進と多文化共生社会づくりの推進等

3 千葉ポートタワー

県民500万人突破を記念するとともに、千葉港のシンボルとして総面積28.3haの千葉ポートパークの中に、県が建設し、千葉市に無償貸与されている。なお、指定管理者は株式会社塙原緑地研究所である。

このタワーは、中空鉄骨構造体を5,571枚のハーフミラーガラスで覆い、1辺15mの菱形のシャープなスタイルが特徴となっている。

開 館 昭和61年6月15日

建 築 面 積 1,680.4m² 延 床 面 積 2,307.5m²

建 物 構 造 塔：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、低層部：鉄筋コンクリート造

階 数 低層棟：1階建 塔：高層階3階層上塔屋2階層

全 体 と し て 4 階 + 塔 屋 2 階

塔 体 高 さ 125.15m

施 設 概 要 1階 玄関ホール、市民ギャラリー、売店、休憩コーナー

2階 展望室（60人）

3階 レストラン（56人）

4階 展望室（60人）、屋上（20人）※（ ）定員数

建 設 費 20億円

利 用 時 間 6月～9月 午前9時～午後9時 10月～5月 午前9時～午後7時

入館者数

令和元年度

有料入館者		無料入館者	
大人(420円)	44,799人	学齢前児童	13,026人
小・中学生(200円)	6,890人	65才以上の高齢者	17,842人
団体	大人(378円)	障害者	10,304人
	小・中学生(180円)	視察者他	3,179人
割引	大人(300円)	計	44,351人
	小・中学生(150円)		
計		※身障者入館者数には付添い4,377人を含む。 30人以上の団体については、一割引とする。	
75,144人			

4 ナイトタイムエコノミー（夜間の経済・文化活動の振興）

民間事業者が主体となった夜間における経済・文化活動の振興を図るために、関係者との調整や事業費補助、プロモーション支援を行う「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」を運用するとともに、ナイトタイムエコノミー施策の審議及び支援事業の審査を担う附属機関「千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会」を運営する。

6 観光プロモーション

国では、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」を作成し、日本は自然・文化・気候・食という観光振興に必要な4つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つであることを踏まえ、「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切ることとしている。

本市でも、産業・観光・文化・スポーツなどの各分野と連携し、効果的な情報発信や魅力ある資源を発掘するための各種施策を積極的に推進するとともに、様々な媒体を複合的に活用した各種プロモーションを行っている。特に、市内陸部の豊かな自然を有効活用して滞在型余暇活動を促進し、地域経済活動の活性化や観光振興を図るため、グリーンツーリズムの取り組みを推進している。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を観戦するため訪日する外国人観光客の本市への誘致や、都市アイデンティティ推進のための情報発信などの施策にも取り組んでいる。

1 観光資源の開発及びプロモーション

(1) 体験型観光プラン集「千葉あそび」

千葉市、市原市、四街道市内の季節ごとの体験型観光プランを造成・運営し、プラン主催者の育成につなげていく。また、プランを紹介する無料誌を発行し、市内外を問わず多くの方に、体験参加の機会を提供していく。

区分	概要
仕様	B5判20ページ、フルカラー
発行部数・時期	30,000部・年2回
プラン数	毎回11プラン（以上）

配布場所	市役所、区役所、公民館、図書館、市観光情報センター、市幕張観光情報センター、商業施設、京成電鉄駅構内、土産品販売店（房の駅等）
他	※ＷＥＢでも公開

(2) グリーンツーリズムの推進

市内陸部の豊かな自然や里山、歴史と文化などの地域資源を活用した「里山サイクリング」での周遊や、「特区民泊」による宿泊のほか、「農体験・里山体験」「見る」「遊ぶ」「食べる」など、様々な魅力を発掘し、本市の特色を活かした滞在型余暇活動のプロモーションを行う。

2 訪日客（インバウンド）の集客プロモーション

(1) 「おもてなしダイバーシティ」戦略の推進

外国人が持つ多様な文化や風習に対応できるおもてなし体制を官民連携して整え、訪日外国人観光客がくつろいで滞在できるように環境の整備に取り組む。特に、マレーシア、台湾からの訪日外国人客を誘致するためにムスリム旅行者や素食（ベジタリアン）等にも対応できる「食のダイバーシティ」を新たな目標と掲げ、「おもてなしダイバーシティ」戦略を推進する。

(2) 県内他都市との広域連携による新たな集客策の構築

成田空港や都心に近いロケーション、豊富な宿泊施設を持つ本市の強みを活かし、房総半島の滞在拠点としての位置づけを明確にするために、千葉県や県内他都市との連携による広域周遊ルートを開拓し、誘致を図るためのプロモーションを行う。

(3) ウェブサイトやＳＮＳを活用した効果的な情報発信

多様な国籍や習慣を持つ、訪日外国人観光客がくつろいで滞在できる様、滞在環境整備の一環として、平成28年度にウェブサイト「千葉おもてなしＳＨＯＰガイド」を開設し、以後千葉商工会議所が展開する「千葉おもてなしWi-Fi」との連動や船橋市及び習志野市のウェブサイト加入により、さらなるコンテンツの充実とともに情報発信の強化を進めている。

このほか、外国人向けのＳＮＳ発信にて、タイムリーな情報を届けることにより、イベントや観光地への集客を増加させるとともに、千葉市の知名度向上を図る。

(4) 千葉市インバウンド集客プロモーションプランに基づく施策の展開

平成30年度に、本市を訪れる観光客の動向や観光消費額等を的確に把握するため、訪日外国人市内動向調査を実施し、この調査結果を踏まえ、令和元年5月「千葉市インバウンド集客プロモーションプラン」を策定した。本年度は、当該プランで明示した目標達成に向け、インバウンド推進のための方向性及び施策を展開していく。

3 都市アイデンティティ総合情報発信

本市固有の歴史やルーツに根差した4つの地域資源「千葉氏」「オオガハス」「加曽利貝塚」「海辺」の魅力について、総合的なプロモーション活動により認知度向上を図るとともに、将来的に「千葉市らしさ」を醸成する。

7 雇用・労働

1 労働対策事業

(1) 雇用促進事業

本市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に係る施策と、国（千葉労働局）における雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について、連携・協力の方策などを定め、千葉地域の雇用対策に強力に取り組むことを目的として、「千葉市と千葉労働局との雇用対策協定」を平成28年に締結した。これまで、本市の雇用の安定及び促進を図るために、国と共同で稻毛及び緑区役所内において運営していた「千葉市ふるさとハローワーク」についても、本協定に基づく事業として位置づけるとともに、引き続き、美浜区において出張相談を実施する。

また、雇用のミスマッチ解消のため、令和元年には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部と雇用に関する連携協定を締結。令和2年度には、同機構が運営する工業系短期大学校「千葉職業能力開発短期大学校」の卒業生の市内就職を促進させるため「千葉市奨学金返還サポート制度」を開始した。

この他、障害者を対象とした「就職面接会」、新卒高校生を対象とした「就職情報交換会」、大学3年生などを対象とした「合同企業説明会」、市内企業を対象とした「インターフィアス促進事業」、高校生を対象とした企業見学バスツアーを実施するほか、蘇我コミュニティセンターにおいて労働相談を実施する。

また、ホームページや勤労者向け情報誌「ゆるり」への記事掲載などにより、関係機関と連携し、労働等に関する情報の提供などを行う。

(2) 福利厚生事業

勤労者の福祉の向上を図るため、福利厚生事業等を行う団体への事業費を助成する。

また、技能労働者の社会的・経済的地位や技能水準の向上等を図るため、技能功労者等表彰事業を実施する。

2 勤労者福祉サービス事業

従業員が300人以下の企業や個人事業者など、各企業が単独では福利厚生サービスを実施することが難しい中小企業を主な対象として、市内中小企業勤労者等の福祉の向上を図り、総合的な福利厚生事業を実施するため、平成8年4月1日に「財団法人千葉市勤労者福祉サービスセンター」を設立した。

その後、平成23年3月1日に財千葉市産業振興財團と合併し、当該財團内において、勤労者福祉サービス事業として、引き続き下記事業を行っている。

(1) 事業内容

事業名	事業内容
生活安定事業	融資あつ旋事業 老後生活安定事業
健康維持増進事業	スポーツ施設等の割引あつ旋事業 レクリエーション事業 健康診断等助成事業
自己啓発・余暇活動事業	施設利用助成事業 入場券等割引あつ旋事業 生涯学習等助成事業

	主催事業
福祉情報提供・普及啓発事業	福祉情報提供事業 普及啓発事業
共済給付に関する事業	共済給付金支給事業

3 勤労者福祉施設（指定管理者に管理運営を委託）〈指定管理者：Fun Space・オーチュ一共同事業体〉

施設名	長沼原勤労市民プラザ	幕張勤労市民プラザ
位置	稲毛区長沼原町304-1	美浜区若葉3-1-8
指定期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日	平成31年4月1日～令和3年3月31日
開設年月日	平成9年4月16日 (体育館 昭和56年11月)	平成4年7月7日
敷地面積	13,000.74 m ²	7,360.11 m ²
延床面積	2,808.49 m ²	2,851.08 m ²
建築構造	①文化棟（鉄筋コンクリート造3階建） ②体育館（鉄筋コンクリート造2階建）	鉄筋コンクリート造3階建
建築費	1,260,000 千円	1,247,000 千円
主要施設	多目的ホール・視聴覚室・和室・講習室・会議室・創作室（焼窯室）・屋内運動場・トレーニング室・エアロビクス室・庭球場・運動広場等	多目的ホール・視聴覚室・和室・講習室（焼窯室）・会議室・屋内運動場・トレーニング室・ミーティング室等
令和元年度利用状況	106,988 人	109,193 人

8 競輪事業

本市における競輪事業は、昭和24年8月30日に競輪場の登録を行い、同年9月16日より事業を開始し、健全な娯楽・レジャーとして親しまれるとともに、その事業収益は、本市財政はもとより社会公益にも広く貢献してきたが、長引く経済不況とライフスタイルや価値観の変化等に伴い、近年は売上げが減少している。

そこで、場外場の車券発売日を増やして売上げの増加に努める一方、平成21年度から競輪を知らない初心者でも、宝くじ感覚で気軽に楽しめる「チャリロト」の発売を開始するなど、新規顧客の獲得に努めている。

また、従来の顧客に対しては、今後も競輪場へ足を運んでもらえるよう、投票券の購入・払戻等の窓口サービスの充実と、多様なニーズに応じた情報提供を継続して行くとともに、平成25年度からは民間活力の導入により、売上の向上と開催業務の効率化を図るために、包括委託を実施している。

このほか、老朽化した施設を、民間活力の導入により国際基準に準拠した走路を有する多目的スポーツ施設（「（仮称）千葉公園ドーム」）へ再整備するとともに、当該施設における新たな形の競輪（「（仮称）250競輪」）による事業について令和3年度の実施に向けて取り組む。

なお、「（仮称）250競輪」実施までの間は、他場（松戸、川崎）借上げによる主催レースを開催するとともに、引き続き他場開催レースの場外発売を現施設において実施していく。

1 施 設

(1) 競 輪 場

ア 敷 地 44,316.18m² (国有地分30,788.71m²は、平成29年度に取得済。)

イ 競走路周長 500m

舗装 アスファルト ウォークトップ舗装

ウ スタンド定員 34,458人 構造・階数 鉄骨・鉄筋コンクリート造B1F～4F

*イ・ウの既存施設については、平成30年度から、順次解体し、再整備を図る。

エ 窓 口

区分	有人投票所	有人払戻所	自動発払機（前売発売対応）
窓口数	5	5	32

オ 電話投票

加入者数 339,371人（令和元年度開催最終日時点）

総売上 1,538,440,100円（1日平均売上 80,970,532円）（令和元年度）

1日平均利用者 15,259人

カ 食堂・売店 食堂 1店 売店 5店

(2) 駐車場 敷地 6,272.99m² (うち借上げ1,180.99m²)

収容台数 406台

(3) 宿 舎 所 在 中央区松波1-1-10

構 造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上6階 地下1階

延床面積 5,143.93m²

収容人員 144名（最大180名）宿泊室 36室

2 事 業 実 績

令和元年度

	日数（回数）	車券売上高	入場者数	本場平均購買額	一般会計への繰出金
千葉市営競輪場 外開催	19日（6回）	8,731,353千円	47,800人	6,978円	5,000千円
	296日	2,676,762千円	230,834人		

※入場者数は無料入場者含む総入場者数

9 地 方 卸 売 市 場

地方卸売市場は、千葉市民をはじめ供給圏約155万人の日常生活に欠くことのできない生鮮食料品等を取引する公設卸売市場で、卸売市場法及び千葉市地方卸売市場業務条例に基づいた取引の適正化及び流通の円滑化を図ることにより、市民等消費者に対して公正な価格で供給する役割を果たしている。

1 概 要

- (1) 取扱品目 青果物・水産物及びこれらの加工品
(2) 位 置 美浜区高浜2-2-1
(3) 敷 地 190,350m²
(4) 主要施設 青果棟(22,872m²) 水産棟(20,218m²)
管理棟(2,569m²) 駐車場(2,228台)

(5) 市場関係業者

ア 卸 売 業 者	3社 (青 果 部 千葉青果株式会社 水産物部 千葉魚類株式会社・千葉中央魚類株式会社)
イ 仲 卸 業 者	49社 (青果部 12社 水産物部 37社)
ウ 売 買 参 加 者	青果部 223人 水産物部 4人
エ 関 連 事 業 者	42社 (運送業、飲食店等)

(6) 供 給 圈 青 果 : 千葉市、市原市、四街道市

水産物 : 千葉市、市原市、東金市、茂原市、四街道市、大網白里市、長柄町、長南町

2 取 扱 高

令和元年度

区 分 種 別	数 量	金 額	一 日 平 均	
			数 量	金 額
野 菜	89,147 t	13,763,063千円	351 t	54,185千円
果 実	25,035	9,368,358	98	36,883
小 計	114,182	23,131,421	449	91,068
鮮 魚	5,873	5,844,740	23	22,479
冷凍魚	2,171	2,726,050	8	10,485
塩干加工品	3,760	3,517,344	14	13,528
小 計	11,804	12,088,134	45	46,492
合 計	125,986	35,219,555	494	137,560

※1 開場日数 令和元年度は青果部256日 水産物部260日

※2 種別毎に表示単位未満を切り捨ててあるので、小計・合計と一致しない場合がある。

10 農 政

本市の農業は、都市化が進展するなか、活発な農業が営まれ、市民へ新鮮で安全安心な農畜産物を安定供給するほか、農業・農村の有する多面的機能により、市民に「やすらぎ」や「うるおい」を提供するなど、重要な役割を果たしている。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地の増加や、輸入野菜の増加による価格の低迷など年々厳しくなっており、農業経営に深刻な影響を与えている。

そこで、今後の本市農業の振興を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した「千葉市農業基本計画」に基づき、「千葉市民の食を守り、元気で持続可能な都市農業を目指して」を基本目標として、「新鮮で安全安心な農畜産物の安定供給」、「安定した農業経営体の育成」、「農村と森林の持つ多面的機能の活用」を3つの柱として各種施策を展開し、本市農業の発展に努める。

また、本市農業の持つポテンシャルを生かし、「農業の成長産業化」を推進するため、農業参入を希望する企業を含めた、意欲ある担い手に対し、低コスト化や高付加価値化による高収益な生産体制への転換を加速させるための各種支援を展開するとともに、今後の事業展開の方向性を示すべく、新たな計画「農林業成長アクションプラン」を策定する。

1 農業概要

(1) 農家戸数

平成27年2月1日現在

区分	総世帯数A	総農家数B	総農家		販売農家		農家率	$\frac{B}{A}$
			販売農家数	自給的農家数	専業農家数	兼業農家数		
戸数	421,639戸	2,013戸	1,090戸	923戸	392戸	698戸		0.47%

資料：2015年農林業センサス

(2) 農業就業

平成27年2月1日現在

総人口	農業従事者数（販売農家）
966,493人	2,585人

資料：2015年農林業センサス

(3) 経営耕地面積

平成27年2月1日現在

総面積	田	畠	樹園地
1,481ha (100%)	495ha (33.4%)	910ha (61.5%)	76ha (5.1%)

販売農家のみの数値

資料：2015年農林業センサス

2 各種事業

(1) 地産地消推進事業

市民に新鮮で安心な市内産農産物を安定的に供給するため、生産者と消費者がより身近で信頼される関係を構築する地産地消を推進する。また、市内産農産物を学校給食に供給するとともに、小学校での生産者出張授業を通じて食と農に対する理解を深める。

（令和元年度実績）

千葉市地産地消推進店登録店数 45店

区役所朝市開催（月1回） 3区（花見川、稻毛、美浜）

学校給食生産者出張授業 7回

(2) 農地中間管理事業

経営規模の拡大を図る扱い手へ農地の集約を図るため、千葉県農地中間管理機構へ農地を貸し付けた者に、貸付面積などに応じ、国の協力金を交付する。

（令和元年度実績）

地域集積協力金対象：0a ※台風被災のため翌年度以降に延期

(3) 多面的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に交付金を交付する。（農地維持支払、資源向上支払）

（令和元年度実績）

対象組織数 8組織、保全管理する施設 水路：71.5km、農道55.3km

(4) 農用地利用増進事業

農業経営の安定と農地の有効利用を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者や法人などが農地を賃借した場合に、期間や面積に応じて助成するとともに、耕作放棄地再生利用の経費の一部助成を行う。（農用地利用増進、耕作放棄地整備）

（令和元年度実績）

農用地利用増進：貸し手3人、受け手13人 耕作放棄地整備：1件、0.8ha

(5) 土地基盤整備事業

農業生産基盤を強化充実し、農村地域の生活環境、生産性の向上を図るため、土地改良事業による、ほ場整備を促進する。

ア 緑農住区開発関連土地基盤整備事業

都市と農業の調和のとれた健全な発展を目的とし、都市近郊農業の生産基盤を整備しつつ、これと一体的に、良好な環境を備えた住宅用地の創出を図るため、昭和63年度より椎名地区（120ha）を対象に事業着手し、農区の基盤整備は完了し今後、住区の整備を実施する。

イ 農道整備事業

農村環境整備と農業の近代化、機械化に対応できるよう農道整備を実施する。

（令和元年度実績）

農道舗装 240m （累計 293.0km）

ウ 農業用用排水事業

農業生産性の向上や農業経営の安定を図るため、農業用用排水路補修と改良区等の水源対策補助を実施する。

（令和元年度実績）

農業用排水路整備 110m （累計 84.7km）

(6) 都市農業対策事業

ア 市民農園

市民が自然に親しみながら栽培から収穫まで体験できる市民農園の整備を推進する。

農園数34園 総面積 80,317m² 利用世帯数 1,372戸（令和2年1月時点）

イ 観光農園・収穫体験

気軽に農業体験できる場として、観光農園や収穫体験の情報を発信する。

観光農園26園（バリアフリー対応農園8園）

(7) 「人・農地プラン」事業

持続可能な農業の実現を図るため、今後の地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体を確保し、農地の集積を促すための「人・農地プラン」を、地域における審査・検討等により充実させる。

（令和元年度実績）

策定地区数 8地区 中心経営体数 48経営体

(8) 法人参入支援

ア 農地銀行補助

法人などの農業参入を促進するため、農地銀行を活用し、まとまった規模の農地を法人などに提供した地権者等に対して協力金などを支給する。

イ 農業生産力強化支援

法人などの農業参入を促進するため、高収益な農作物の生産に必要な施設・機械設備の導入に係る経費を助成する。

ウ 流通プランディング支援

本市産品の高付加価値化及び競争力強化のため、令和元年度に策定したブランド戦略に基づき、新たに「食のブランド認定制度」を立ち上げ、ブランドの認定、認定品のプロモーション、販路拡大支援を行う。

(9) いづみグリーンビレッジ事業

若葉区の鹿島川を中心とする15町（約4,100ha）を対象に、農業の振興と地域の活性化を図るため、農村地域の持つ豊かな自然環境など地域資源を活用し、都市部と農村部との交流を促進する。

ア 3拠点（富田さとにわ耕園、下田農業ふれあい館、中田やつ耕園）の充実

・富田さとにわ耕園原田池の安全対策の実施、大学生による施設PRや地域の魅力発信イベントの実施等

イ 市民参加促進事業

・散策イベントの実施

3 農政所管の施設

(1) いづみグリーンビレッジ拠点施設

地元で組織する団体が指定管理者として、都市農業交流センターの管理運営を行っている。

ア 富田さとにわ耕園（富田都市農業交流センター）

開 設 平成21年4月1日（全面供用開始）

位 置 若葉区富田町

敷 地 面 積 約8.6ha（原田池含む）

施 設 地域農業活動拠点施設（1～3研修室 農産加工室）449.4m²

年間利用者 142,544人（令和元年度実績）

指定管理者 富田町管理運営組合

イ 下田農業ふれあい館（下田都市農業交流センター）

開 設 平成20年10月23日（供用開始）

位 置 若葉区下田町

敷 地 面 積 約1.4ha

施 設 総合交流拠点施設（農産物直売所 郷土食レストラン）495.19m²

年間利用者 66,126人（令和元年度実績）

指定管理者 下田ふれあい交流施設管理運営組合

ウ 中田やつ耕園（中田都市農業交流センター）

開 設 平成22年4月1日（供用開始）

位 置 若葉区中田町

敷地面積 約5.6ha

施 設 地域農業活動拠点施設 220m²

市民農園

・第1農園 区画面積 20m² 280区画

・第2農園 区画面積 40m² 113区画

・車いす使用者用プランター 4m² 5区画

野バラ園 3,943m²

年間利用者 13,152人（令和元年度実績）

指定管理者 中田市民農園管理運営組合

11 農政センター

農政センターは、本市農業振興の拠点施設として、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、野菜等の優良種苗供給や栽培試験、担い手の確保・育成に取組むとともに、農村と森林の持つ多面的機能の活用を図るため、森林の保全事業を推進している。直近では、省力化や効率化に資するスマート農業のための実証試験なども実施している。

センター内には、栽培試験等を行うほ場や管理・研修施設のほか、児童の体験学習農園や運動施設などがあり、緑豊かな憩いの場として広く市民に開放している。

1 概要

(1) 開設 昭和53年5月

(2) 位置 若葉区古泉町、野呂町地内

(3) 敷地面積 242,287m²

(4) 施設

管理事務所（1棟 416m²） 作業員詰所・土壤診断室ほか（複合施設1棟 738m²） 千葉地域農林業センター（研修施設1棟 742m²） 組織培養棟（1棟 201m²） 複合型植物工場（1棟 1,077m²） ガラス温室（22棟 5,820m²） 簡易ハウス17棟（3,161m²） 農業者健康増進施設（多目的ホール1棟 381m² 多目的グラウンド1か所 11,779m²）

(5) 建設費

3,614,210千円（うち用地取得費1,263,430千円）

2 各種事業

(1) 担い手育成事業

ア 農業経営基盤強化促進対策事業

経営感覚に優れた認定農業者を確保・育成するため、経営改善の取組みを支援する。また、新たな農業の担い手を確保するため、法人などの農業参入を支援する。

イ 新規就農の推進事業

意欲的な新規就農希望者を募集し、3か年の研修計画に基づき、1年目は農政センターでの基礎研修、2年目は市内農家での農家研修、3年目は借り受けた農地での実地研修により新規就農者の確保・育成を推進する。また、農業次世代人材投資資金を交付し、就農後の経営確立を支援する。

<研修申込者数、各研修修了者数>

(令和元年度末)

年 度	研修申込者	基礎研修修了者	農家研修修了者	実地研修修了者
18～30	62人	42人	32人	30人
元	4	4	3	1
計	66	46	35	31

ウ 農業後継者対策事業

農家出身者で市内に農地を所有し、農業に意欲のある定年退職者等を対象に、基礎的な農業知識や栽培実習の研修を行い、円滑に就農できるよう支援する（令和元年度研修生10人）。また、農業後継者対策資金の利子補給を実施する。

エ 農業版ハローワーク事業

農業に関心があり、農家で働いてみたい市民と労働力を必要とする農家を結びつけることにより、農家の農業労働力を確保する。また、農業ボランティア制度を実施し、より安定した農業経営を図ることができるよう支援する。

(2) 里山の保全推進事業

里山地区に指定している、「いづみの森」（若葉区）2.8ha（平成13年度）、「ひらかの森」（緑区）2.2ha（平成15年度）、「おぐらの森」（若葉区）5.0ha（平成17年度）、「おおじの森」（緑区）2.6ha（平成24年度）の4か所において、森林ボランティアとの協働で保全管理を行う。

また、森林ボランティア団体を支援するとともに、地域や企業との連携を図る。

(3) 森林振興対策事業

森林の保全育成を図るために、森林整備を計画的に推進するとともに、森林の持つ公益機能を高めるため、被害森林再生・資源循環促進及び優良森林の整備等を推進する。

ア 優良森林整備

下刈 1.30ha 枝打 0.97ha 間伐 1.57ha 造林0.37ha（令和元年度実績）

イ 被害森林再生・資源循環促進

伐倒・搬出 0.11ha 植林 0.11ha（令和元年度実績）

ウ 森林ボランティア推進

市民を森林ボランティアとして養成する。（令和元年度森林ボランティア技術研修会終了者10人）

(4) 有害鳥獣対策事業

千葉市鳥獣被害防止計画（平成29年度策定）に基づき、有害鳥獣による農作物被害を軽減し、農業経営の安定を図る。千葉市鳥獣被害防止対策協議会が行うイノシシ、ハクビシン、カラス等の捕獲活動に加え、専門的な知識・経験を有する「農作物鳥獣被害対策アドバイザー」の活用、鳥獣の棲み家となる耕作放棄地の草刈りなど、地域が行う被害防止対策を支援する。

(5) 水田農業構造改革対策事業

需要に応じた米生産を推進するため、国が公表する需給見通し等を踏まえ、「米の生産目安」を農業者別に設定し提示するとともに、飼料用米等の生産拡大を推進し、水田農業における経営安定と生産力の確保を図る。

令和2年産米の生産目安 4,647.5 t (水稻作付面積換算値 907.7ha)

(6) 農業生産団地育成事業

生産性の高い農業経営体を育成するため、従来の施策に加え、国の産地パワーアップ事業（産地生産基盤パワーアップ事業）を活用し、作業の効率化や省力化を図る農業用機械施設整備を推進する。

(令和元年度実績)

産地パワーアップ事業（産地生産基盤パワーアップ事業）

- ・低コスト耐候性ハウス等 2 経営体 集出荷施設、予冷庫 1 団体

農業生産団地育成事業

- ・トマト栽培用施設 1 経営体 省力化施設等 2 経営体

(7) 流通体制確立対策事業

野菜価格が低落したときに、生産者の生産意欲の向上と経営の安定を図るため、補償金を交付するとともに、市内市場への新鮮な野菜の計画的な供給を促進する。

(令和元年度実績)

・野菜価格安定対策事業 イチゴ外15品目 (35対象期間)

・野菜生産出荷安定事業 春夏ニンジン外 5 品目

(8) 環境保全型農業推進事業

環境への負荷に配慮した持続的な農業を推進するとともに、消費者に新鮮でより安全な農産物を安定的に供給するため、土づくりを基本とした環境保全型農業を推進する。

また、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業を実現するために、農家から排出される園芸用廃プラスチック類の適正処理を推進する。

(令和元年度実績)

ア 土壤分析 1,072件

イ 廃プラ類の円滑な回収と適正処理 21.94 t

3 農政センター所管の施設

(1) ふるさと農園

ふるさと農園は「都市と農業のふれあいの中心施設」として、農林業に対する市民の理解を深めるとともに、農林業の振興に寄与するほか、市民の憩いの場として設置した。

当園では農業体験教室等を行うほか、バーベキューや栽培指導付市民農園など農と触れ合う「コト体験」を提供している。

なお、平成18年度から、指定管理者による管理運営を行っている。

開 設 平成4年10月22日
位 置 花見川区三角町、千種町地内
敷 地 面 積 20,443m²
施 設 都市エリア ふるさとの館 1,580m²、ガラス温室 183m²
田園エリア 長屋門92m²、堆肥舎99m²
ふるさと工房86m²、作業員詰所33m²、水車小屋15m²
建 設 費 1,710,352千円（うち用地取得費 522,548千円）
年間利用者 101,130人（令和元年度実績）
指定管理者 （株）塙原緑地研究所

第13章

農業委員会

農業
委員會

内 容

1 農業委員会 (237)

1 農業委員会

(令和2年4月1日現在)

1 委員数（定数40人）

- (1) 農業委員 17人 (定数17人)
- (2) 農地利用最適化推進委員 23人 (定数23人)

2 農業振興事業

(1) 農地銀行事業

農地の貸し借りや売買などの総合的な調整・管理を行い、農業の担い手への農用地の利用集積を図り、地域農業の振興と農業構造の改善に資する。

(令和元年度)

事業名	田	畠	計
農地銀行事業	0 h a	14.2 h a	14.2 h a

(2) 農業者年金事業

農業者の老後の生活安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保及び農業経営の安定化を促進する。

(令和元年度)

被保険者 (加入者) 20人	受給者 171人	経営移譲年金	42人
		老齢年金	129人

3 農地移動等審査

(1) 農地法に関する許可・届出状況

令和元年度

区分	件 数	面 積 (m ²)		
		田	畠	計
農地の権利移動 (法第3条)	116	137,967	472,664	610,631
農地の転用 (法第4条)	144	12,145	63,432	75,577
農地転用のための権利移動 (法第5条)	581	41,028	295,978	337,006
農地の賃貸借の解約 (法第18条)	41	17,118	125,180	142,298

(2) 農地転用状況調査（法第4条、第5条）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
市街化区域	転用件数(件)	607	624	603
	転用面積(m ²)	334,887	261,088	251,359
	内訳	田(m ²)	44,943	50,354
		畠(m ²)	289,944	210,734
市調整街区化区域	転用件数(件)	124	160	122
	転用面積(m ²)	175,179	221,600	161,224
	内訳	田(m ²)	9,576	35,859
		畠(m ²)	165,603	185,742
合計	転用件数(件)	731	784	725
	転用面積(m ²)	510,066	482,689	412,583
	内訳	田(m ²)	54,519	86,213
		畠(m ²)	455,547	396,476

第14章

こども未来局

内 容

- | | | |
|---|------------|-------|
| 1 | こどもプラン | (239) |
| 2 | こどもの参画 | (239) |
| 3 | 子育て支援 | (240) |
| 4 | 保育 | (243) |
| 5 | 健全育成 | (251) |
| 6 | 子ども・家庭への支援 | (252) |
| 7 | 私学助成 | (255) |

こども
未来局

1 こどもプラン

1 千葉市こどもプラン（子ども・子育て支援事業計画等）

(1) 計画の目的

今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために、令和2年3月、「千葉市こどもプラン（第2期）」を策定した。

本計画では、すべての子育て家庭への支援の充実と、すべての子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備を図り、少子化に歯止めをかけるという視点をもとに、『こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち「ちば」の実現』を図る。

(2) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画（策定義務）」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者健全育成及び支援についての計画（策定努力義務）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画（策定任意）」、「子どもの参画推進計画（策定任意）」を一体的なものとして策定している。

(3) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(4) 計画の対象

妊娠婦、乳幼児から青少年まで及び子育て家庭を対象としている。

2 こどもの参画

1 目的

未来を担う子どもたちを、ただ守るべき対象ではなく、まちに生きる市民と位置付け、子どもたちが、自らの選択と意思決定により自分の考えを表明できる主体性をはぐくみ、「自立する力」「生きる力」を身に付けるとともに、子どもたちの意見を市政やまちづくりに反映できる仕組みづくりを推進する。

2 モデル事業実施

(1) こどもの参画を担う子どもを育成する場

ア こどものまちC B T（C h i B a T o w n）

子どもたちが企画段階から主体的に関与し、子どもたちだけで創った「まち」で、仕事、買い物、C B T市長選挙などの疑似社会体験をする中で、参加した子どもたち同士による協働作業や協議による課題解決等を通して、社会へ参画することを学ぶ「こどものまちC B T」を開催する。

令和元年度実績 実施回数1回（3日間） 延参加人数 1,067人

開催に関わった大人 58人

(2) こどもの参画の場

ア こども・若者の力（ちから）ワークショップ

主に小・中学生を対象として、子どもたちを取り巻く様々な課題等について、行政や専門家から現状を聞き、ファシリテーターの援助のもと、子どもたちが意見をまとめ、市政に反映する「こど

も・若者の力ワークショップ」を実施する。

令和元年度実績 実施回数全11回 延参加人数 165人

イ こども・若者サミット

千葉市や他自治体の「こども・若者の社会参画」の取組みや成果を広く発信することにより、「こども・若者の社会参画」の一層の周知・啓発を図り、こども・若者の社会参画が全国に広がっていくことを期待し、開催する。

平成30年度実績 千葉市ほか8自治体 参観人数 177人

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

ウ こども・若者市役所 (CCFC)

こども・若者の意見が市政に反映され、こども・若者が主体的に活動できる仕組みとして、平成29年3月のこども・若者宣言により設立した。こども・若者の「アイデンティティー」を醸成するとともに、自身の社会に対する影響力を認識することで、市民としての「役割」と「責任」の意識を高めていく。また、未来の「市民」の意見を市政に反映させていくことで、「未来志向型のまちづくり」を進めていく。

令和元年度実績 実施回数全15回 延参加人数 291人

3 どこでもこどもカフェの開催支援

市民ボランティアが中心となって、地域交流の拠点となっている公民館等の施設を活用し開催する「どこでもこどもカフェ」を支援することにより、市内全域の幅広い年齢の子ども達が、学校でも家庭でもなく、信頼できる相談相手がいる環境のなかで、安全・安心に過ごせる居場所を提供していく。

4 プレーパークの開催

常設のプレーパークである子どもたちの森公園を運営するとともに、都市公園においてプレーパークを開催する市民団体に対してプレーリーダーの出張支援を行う。

令和元年度実績 子どもたちの森公園 延利用人数 17,879人

プレーリーダー出張支援回数 72回

3 子 育 て 支 援

1 各種事業

(1) 児童手当等

児童手当制度に基づき、以下の支給月額を支給する。

支給月額 3歳未満：15,000円

3歳～小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生：10,000円

※施設入所等児童については、3歳未満：15,000円、3歳以上：10,000円

なお、平成24年6月分から所得制度が導入され、所得制限基準額以上の受給者には、児童1人につき月額5,000円を当分の間の特例給付として支給する。

令和元年度延支給児童数 1,321,352人

(2) 子ども医療費助成

子どもの保健の向上と子育て支援の充実を図ることを目的として、保険診療の範囲内で自己負担額を助成する。

区分	対象児童	助成の範囲
通院	0歳～中学校修了	通院1回につき300円（小4～中3 500円）、入院1日につき300円をそれぞれ除いた額を助成（日数制限なし）
入院		※市民税所得割が非課税の場合自己負担なし。

令和元年度助成件数 1,659,228件（通院 1,651,667件、入院 7,561件）

(3) 子育て支援館

乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、親子の遊びと交流の場、子育てについて学びあえる場を提供し、子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を提供したい方（提供会員）を会員とした組織、ちばしファミリー・サポート・センターを運営し、会員相互の援助活動を支援する。

実施箇所 1か所 令和元年度来館延人数 60,949人

(4) 子育てリラックス館

子育て中の方が、親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、さらには子育てに関する相談等を行う場として、空き店舗等に開設している。

実施箇所 12か所 令和元年度利用延人数 104,698人

(5) 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する育児不安等についての相談や、子育てサークルへの育成・支援等の育児支援を行う。

実施箇所 市立 1保育所 私立 6保育園 令和元年度来館延人数 58,596人

(6) エンゼルヘルパーの派遣

妊娠中または出産後1年未満で、昼間母親と子どもだけになる世帯などで、育児や家事が困難な家庭にエンゼルヘルパーを派遣する。

令和元年度利用実人数 314人

(7) 子育て支援コンシェルジュの配置

保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う子育て支援コンシェルジュ（会計年度任用職員）を各区保健福祉センターに配置し、相談業務等を行う。

令和元年度相談延べ件数 9,496件

（中央区1,883件、花見川区1,204件、稲毛区1,536件、若葉区2,162件、緑区1,657件、美浜区1,054件）

(8) 子育て短期支援事業

ア ショートステイ

保護者が、一時的に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設で一定期間、養育することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

利用対象児童 18歳未満の児童

令和元年度利用児童数 278人

イ トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により夜間または休日に子どもの養育をすることが困難となった場合、児童福祉施設で児童の養育を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

利用対象児童 2歳以上、18歳未満の児童

令和元年度利用児童数 156人

(9) 子どもルーム（放課後児童健全育成事業）

就労等により昼間家庭に保護者のいない、小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る。

実 施 箇 所 96小学校区166か所

児 童 数 10,318人

開 設 日 日曜・祝日及び年末年始を除く毎日

開 設 時 間 平 日 授業終了後から午後6時まで（延長時間 午後7時まで）
土曜日 午前8時から午後4時30分まで

利用料（月額）

7・8月以外	7月	8月
8,500円	10,800円	11,900円

（延長利用料 1,000円）

※生活保護受給世帯等減免あり。

(10) 男性の子育て支援事業

男性の子育てを支援する取組を実施し、「男性が子育てをして楽しいまち」を目指す。

ア 男性の育児休業取得促進奨励金の支給

男性の育児休業取得を促進するため、連続で10日以上取得した市内の中小企業等に勤務する男性と雇用主に対し、奨励金を支給する。

令和元年度支給実績 8件

イ 男性の育児に関する講座・イベントの開催

男性の子育てを支援するため、他の団体等とも連携し、男性の家事・育児に関する講座、イクメンイベント等を開催する。また、インターネット等を活用し、育児にかかる父親同士のネットワークづくりを促進する。

【プレパパママ講座】令和元年度実績 実施回数 11回 延参加人数 227人

【イクメン応援イベント】令和元年度実績 実施回数 2回 延参加人数 48人

【パパスクール】令和元年度実績 実施回数 4回 延参加人数 66人（パパ実人数 25人）

ウ イクメンハンドブックの作成

男性が早くから父親としての意識を持ち、出産後育児に積極的に関わることができるよう啓発冊子を作成し、母子健康手帳交付時に配布する。

令和元年度作成部数 10,000部

(11) 私立幼稚園等未就園児預かり事業

保育所などに在籍しない2歳児等が集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）等の家庭で育児を行う保護者の育児負担を軽減するため、私立幼稚園・認定こども園が実施する未就園児預かり事業に対する助成を実施する。（平成28年度はモデル的に実施、平成29年度から本格実施。）

令和元年度実施園 7園

4 保育

1 認可保育所（令和2年4月1日時点）

(1) 市立保育所（市立認定こども園含む）

施設名	認可年月日	定員(人)			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
		3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
中　　央　　区								
白　旗	昭24. 7.22	60	100	160			○	
新　宿	28. 6.30	50	70	120			○	
神　明	34. 5. 1	50	70	120			○	
亥　鼻	39. 4. 1	60	90	150			○	
星　久　喜	41. 4. 1	30	60	90			○	
都	41. 5. 1	40	80	120			○	
生　実	42. 4. 1	50	120	170			○	
蘇　我	46. 4. 1	25	45	70			○	
弁　天	48. 4. 1	35	55	90	○	○	○	
浜　野	49. 6. 1	40	80	120			○	
川　戸	50. 6. 1	30	60	90			○	
花　見　川　区								
幕張第一	昭32. 5. 6	25	60	85			○	
長　作	40. 4. 1	20	40	60			○	
花見川第一	43. 10. 1	35	85	120			○	
幕張第二	44. 4. 1	40	90	130			○	
花見川第二	44. 10. 1	45	110	155			○	
花見川第三	47. 10. 1	35	65	100	○	○	○	
さつきが丘第一	47. 12. 1	50	100	150			○	
こてはし台	48. 4. 1	50	100	150			○	
西小中台	48. 4. 1	40	60	100			○	
幕張第三	54. 4. 1	50	100	150			○	
さつきが丘第二	55. 4. 1	30	60	90			○	
稻　毛　区								
長沼原	昭27. 4. 28	25	45	70			○	
轟	28. 11. 20	60	100	160			○	
千草台	41. 5. 1	40	80	120			○	
あやめ台第一	42. 4. 1	40	60	100			○	
小中台	42. 5. 1	35	55	90			○	
天　台	46. 4. 1	30	60	90			○	

※ 千城台東、幸は平成27年4月1日より認定こども園（保育所型）へ移行
両施設共に1号定員は6人（各年齢2人）

※ 野呂、小倉台の3歳未満児定員は2歳児限定

施設名	認可年月日	定員(人)			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
		3歳 未満	3歳 以上	計	定期 利用	不定期 利用		
あやめ台第二	昭47. 8. 1	30	60	90			○	
小　深	48. 4. 1	25	55	80			○	
黒　砂	49. 9. 1	35	55	90	○	○	○	
園　生	49. 9. 1	40	70	110			○	
宮　野　木	51. 4. 1	50	100	150			○	
若　葉　区								
千城台東	昭51. 4. 1	35	75	110			○	
野　呂	38. 1. 1	10	40	50				
更　科	40. 4. 1	15	25	40			○	
小倉台	44. 4. 1	10	45	55				
千城台西	46. 4. 1	35	75	110			○	
大宮台	46. 4. 1	35	55	90			○	
千城台東第一	47. 4. 1	60	120	180			○	
坂　月	47. 4. 1	25	45	70			○	
桜　木	49. 6. 1	45	95	140			○	
都賀の台	53. 4. 1	50	65	115			○	
多部田	55. 4. 1	20	50	70			○	
緑　区								
平　山	昭36. 5. 1	45	70	115			○	
誉　田	43. 5. 1	50	100	150			○	
美　浜　区								
幸	昭52. 4. 1	45	65	110			○	
稲毛海岸	43. 6. 1	60	80	140			○	
幸第一	44. 9. 1	70	130	200			○	
高洲第一	47. 12. 1	35	75	110			○	
高洲第二	47. 12. 1	30	50	80			○	
真砂第一	49. 9. 1	30	65	95	○	○	○	
真砂第二	49. 9. 1	35	75	110			○	
高洲第三	49. 11. 1	60	90	150			○	
真砂第三	50. 6. 1	50	75	125			○	
高浜第一	51. 4. 1	30	60	90	○	○	○	
磯　辺	56. 4. 1	25	55	80			○	
定員(57か所)					2,205	4,120	6,325	
入所児童数					2,052	3,698	5,750	

(2) 私立保育園

保育園名	設置主体	開設年月日	定員(人)			一時預かり		休日 休保育	保育園名	設置主体	開設年月日	定員(人)			一時預かり		休日 休保育								
			3歳未満	3歳以上	計	定期	不定期					3歳未満	3歳以上	計	定期	不定期									
中央区																									
院内社福	昭24.5.17	36 54 90			○				稻毛こどもの木	株式会社	平29.4.1	18 18 36													
今井	〃	26.2.1	51 69 120	○	○	○			チートスマザイル町	〃	30.4.1	26 33 59													
千葉寺(本園)	〃	48.1.1	48 81 129			○	○		千葉稻毛雲母	〃	30.4.1	26 33 59													
千葉寺(分園)	〃	平16.4.1	30 0 30			○	○		ナーサリーホーム園生	〃	30.4.1	18 22 40													
慈光	〃	昭48.4.1	45 45 90	○	○	○			稻毛キッズマーム	〃	30.4.1	12 18 30													
松ヶ丘	〃	53.4.1	30 60 90			○			小பと会なでしこ	社福	30.5.7	29 30 59	○	○	○										
はまかぜ	〃	平21.4.1	18 22 40			○			作草部	アーツNPO法人	31.4.1	12 18 30													
ひなたぼっこ	一般社団法人	21.4.1	18 21 39			○			トシの子保育園	有限会社	31.4.1	26 33 59													
明徳浜野駅学校法人	22.4.1	18 18 36			○			トーサリーホーム	株式会社	31.4.1	29 30 59														
いいろは社福	23.4.1	16 24 40			○			認可保育園みどりまち	社福	31.4.1	40 45 85														
千葉みなとのぞみ	株式会社	23.4.1	15 15 30			○			アストロベースキャンプ	〃	令2.4.1	42 60 102	○	○	○										
みなと公園のぞみ	〃	24.4.1	39 51 90	○	○	○			若葉区																
ローゼンゾガ社福	24.4.1	36 54 90	○	○	○				旭ヶ丘社福	昭24.6.30	45 75 120	○	○	○											
ピラミッドメドウツキ	株式会社	26.4.1	26 33 59			○			若竹	〃	47.4.1	70 80 150													
ふえりーちえ	〃	26.4.1	29 30 59			○			みつわ台	〃	51.4.1	30 90 120													
ルチ一チ子新保育園	〃	26.4.1	26 33 59			○			たいよう	〃	52.4.1	44 66 110													
寒川社福	27.4.1	40 50 90	○	○	○				すずらん	〃	54.4.1	30 60 90													
さくまめ保育園	株式会社	27.4.1	19 21 40			○			キッズマーク	株式会社	平21.4.1	25 33 58													
本千葉エンゼルホーム	〃	28.4.1	19 21 40			○			千葉聖心	社福	22.4.1	30 45 75													
モードスマザイル町	〃	28.4.1	24 35 59	○	○				都賀	〃	25.4.1	39 51 90													
そが中央社福	29.4.1	21 29 50			○				ミルキーホーム都賀園	株式会社	28.4.1	23 27 50	○	○	○										
千葉こども学校法人	29.4.1	18 18 36			○				まほろばのお日さま	〃	28.4.1	15 15 30													
にじいろの株式会社	29.4.1	19 21 40	○	○	○				マミー&ミー西都賀	〃	28.4.1	13 15 28													
すえひろ(本園)	社福	29.5.1	39 51 90			○			若葉	葉	28.4.1	26 33 59													
すえひろ(分園)	〃	令2.4.1	6 0 6						都賀せいわ	〃	29.4.1	9 11 20													
植草学園千葉駅学校法人	平30.4.1	29 30 59	○	○	○				やまとどり	〃	29.4.1	21 27 48													
大森社福	31.4.1	49 66 115			○				マリリア社	福	29.4.1	20 0 20													
東千葉雲母株式会社	31.4.1	26 33 59			○				モードスマザイル	株式会社	31.4.1	27 33 60	○	○	○										
レイモンド汐見丘社福	31.4.1	20 30 50			○				小倉台いろは	社福	31.4.1	15 15 30	○	○	○										
K's garden蘇我株式会社	令1.6.1	18 21 39			○				つぐみみ	株式会社	31.4.1	13 17 30													
ほしのこ	〃	2.4.1	12 18 30	○	○	○			なづばち保育園	〃	31.4.1	12 18 30	○	○	○										
椿森	〃	2.4.1	12 18 30			○			緑区																
アンファンジール保育園弁天	合同会社	2.4.1	13 17 30	○	○	○			わかくさ	社福	昭52.4.1	40 70 110													
ガム連のほいさんくるま園	HOPPA	2.4.1	24 35 59			○			おゆみ野み	み野	平8.4.1	30 60 90	○	○	○										
花見川区																									
みどり	学校法人	昭25.4.13	30 60 90			○			明和輝	〃	15.4.1	40 50 90													
ちびり	社福	35.4.1	45 75 120			○			グレース	〃	19.4.1	50 70 120													
幕張いもっこ(本園)	〃	平22.4.1	63 0 63			○			真生	〃	22.4.1	40 50 90													
幕張いもっこ(分園)	〃	25.4.1	0 72 72			○			おゆみ野すきっぷ	株式会社	24.4.1	18 18 36													
泉	〃	25.4.1	27 33 60			○			ナーサリーおゆみ野	〃	24.4.1	36 54 90													
幕張本郷きらきら株式会社	25.4.1	29 30 59			○				あすなづみがくす五	〃	25.4.1	27 32 59													
新検見川すきっぷ	〃	26.4.1	17 23 40			○			美光	社福	25.4.1	40 50 90	○	○	○										
幕張本郷ナーサリー	医療法人社団	26.4.1	24 24 48			○			あおぞら	〃	27.4.1	13 18 31													
ほのぼたんぽぽ	社福	27.4.1	29 30 59			○			ブンダーラビング	株式会社	27.4.1	26 33 59													
アーヴィング保育園	株式会社	27.4.1	12 15 27			○			青田おもいやり	（本園）	社福	27.4.1	40 39 77	○	○	○									
あいいろの（本園）	〃	27.4.1	5 15 20			○			青田おもいやり（分園）	〃	令2.4.1	0 20 20													
あいいろの（分園）	〃	27.4.1	9 0 9			○			さくらんぼ	〃	平27.4.1	15 15 30													
びよんびよん	〃	28.4.1	9 11 20	○	○	○			げんき	合同会社	27.4.1	21 27 48													
幕張本郷すきっぷ	〃	28.4.1	26 30 56			○			スマッシュ	株式会社	27.4.1	16 24 40													
花見川さくら学園	社福	29.4.1	26 34 60			○			かみゆみ	株式会社	28.4.1	14 16 30	○	○	○										
日乃出	NPO法人	29.4.1	18 18 36			○			あい・あい保育園	〃	28.4.1	25 33 58													
検見川わくわく	合同会社	29.11.1	13 17 30	○	○	○			アンブッシュール保育園	合同会社	29.4.1	13 15 28													
ギードスマザイル	株式会社	30.4.1	26 33 59			○			かほんかほん	保育園	30.4.1	19 21 40	○	○	○										
ホップア幕張町	〃	30.4.1	23 27 50	○	○	○			ドルフィンキッズ	株式会社	30.4.1	13 15 28													
ホップア幕張町前	〃	30.4.1	23 27 50	○	○	○			あすみ	東	31.4.1	20 30 50													
千葉検見川雲母	〃	30.4.1	26 33 59	○	○	○			アーツスマザイル町	〃	31.4.1	26 33 59													
かえで保育園	〃	30.4.1	35 45 80			○			おしゃれなみ	株式会社	31.4.1	26 33 59													
かえで保育園	〃	30.4.1	8 12 20			○			あいすみ	正	31.4.1	27 33 60													
かくまゆ保育園	〃	31.4.1	23 27 50			○			子ども	のまきば	〃	令1.6.1	13 17 30												
夢ガーデン	本社	31.4.1	13 17 30			○			こかわら	保育園	2.4.1	24 25 49													
かえで保育園	はなその	令2.4.1	15 15 30			○			クリナタカだの森	〃	2.4.1	24 35 59													
かえで保育園まくはり	〃	2.4.1	23 27 50			○			美浜区																
希望の子	〃	2.4.1	20 26 46	○	○	○			梅	社福	昭50.4.1	44 66 110													
稻毛区																									
作草部	〃	53.4.1	30 60 90			○			チューリップ	〃	51.4.1	60 75 135													
南北中台	〃	55.4.1	53 67 120			○			まぎさ	〃	52.4.1	30 60 90													
山王	〃	平15.6.1	21 24 45			○			もみじ	〃	53.4.1	50 70 120													
チャイルド・ガーデン	学校法人	15.6.1	45 65 110			○			みらい	い	平19.4.1	50 70 120	○	○	○										
いなほ	株式会社	21.4.1	23 27 50			○			アスク海浜幕張	株式会社	21.4.1	29 30 59													
稻毛すきっぷ	〃	22.4.1	24 24 48			○			ソープブルーバード	株式会社	22.4.1	15 15 30													
稻毛ひまり	社福	23.4.1	26 33 59			○			茶々まくはり	社福	23.4.1	44 66 110	○	○	○										
コニーブーム	株式会社	25.4.1	24 35 59			○			かわら	保育園	24.4.1	12 18 30													
コニーサーラー	稻毛東	26.4.1	13 17 30	○	○	○			第2幕張海浜	〃	25.4.1	13 17 30													
アストロキヤン	稻毛東	27.4.1	24 32 56			○																			

(3) 認定こども園

施設名	設置主体	開設年月日	定員(人)			一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育		
			3号	2号	1号	計	定期				
			3歳 未満	3歳 以上	3歳 以上						
中　　央　　区											
幼稚園連携型認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園	学校法人	平28. 4. 1	45	70	33	148			○		
認定こども園 萩幼稚園	〃	29. 4. 1	0	30	165	195					
認定こども園 仁戸名幼稚園	〃	29. 4. 1	0	30	165	195					
認定こども園 はまの幼稚園	〃	29. 4. 1	40	45	240	325			○		
認定こども園 ひまわり幼稚園	〃	29. 4. 1	0	30	105	135					
認定こども園 千葉明徳短期大学 附属幼稚園	〃	30. 4. 1	30	45	240	315					
認定こども園 登戸幼稚園	〃	30. 4. 1	0	10	75	85					
認定こども園 松ヶ丘幼稚園	〃	31. 4. 1	0	20	180	200					
認定こども園 都幼稚園	〃	31. 4. 1	0	20	170	190					
花　　見　　川　　区											
認定こども園 さつきが丘幼稚園	学校法人	平30. 4. 1	0	10	75	85					
認定こども園 まこと第三幼稚園	〃	30. 4. 1	0	30	170	200					
認定こども園 花見川ちぐさ幼稚園	〃	令2. 4. 1	12	18	60	90					
認定こども園 まこと第二幼稚園	〃	2. 4. 1	0	17	173	190					
稻　　毛　　区											
幼稚園連携型認定こども園 ウイズダムナーサリースクール	社　　福	平27. 4. 1	23	27	9	59		○	○		
認定こども園 小ばと幼稚園	学校法人	28. 4. 1	0	50	105	155					
認定こども園 稲毛すみれ幼稚園	〃	30. 4. 1	20	30	120	170					
認定こども園 山王幼稚園	〃	31. 4. 1	0	20	210	230					
認定こども園 土岐幼稚園	〃	31. 4. 1	0	10	45	55					
若　　葉　　区											
認定こども園 みつわ台幼稚園	学校法人	平29. 4. 1	0	40	150	190					
緑　　区											
認定こども園 かしの木学園 カトライア・キンダーガルテン	NPO法人	平19. 5. 31	0	30	6	36					
認定こども園 白梅幼稚園	学校法人	28. 4. 1	27	33	105	165			○		
認定こども園 キッズビレッジ	〃	29. 4. 1	40	90	90	220			○		
認定こども園 ほまれ幼稚園	〃	29. 4. 1	0	10	60	70					
認定こども園 かしの木学園 かしの木園	NPO法人	30. 4. 1	31	3	1	35			○		
認定こども園 鏡戸幼稚園	学校法人	31. 4. 1	5	15	196	216					
認定こども園 明徳土気こども園	社　　福	令2. 4. 1	50	70	5	125	○	○	○		
美　　浜　　区											
幼稚園連携型認定こども園 幕張海浜こども園	社　　福	平27. 4. 1	73	119	3	195	○	○	○		
幼稚園連携型認定こども園 打瀬保育園	〃	27. 4. 1	40	50	0	90			○		
幼稚園連携型認定こども園 千葉女子専門学校附属聖こども園	学校法人	27. 4. 1	30	60	66	156			○		
認定こども園 あいりす幼稚園	〃	29. 4. 1	0	10	90	100					
認定こども園 高洲幼稚園	〃	29. 4. 1	15	35	75	125					
認定こども園 高浜幼稚園	〃	29. 4. 1	0	20	135	155					
認定こども園 千葉さざなみ幼稚園	〃	29. 4. 1	0	20	90	110					
認定こども園 真砂幼稚園	〃	29. 4. 1	0	70	210	280					
認定こども園 大学附属美浜幼稚園	〃	31. 4. 1	0	10	90	100					
認定こども園 大学附属幼稚園 千葉歓愛短期大学附属幼稚園	〃	31. 4. 1	0	30	120	150					
定員(36施設)			481	1,227	3,832	5,540					

(4) 小規模保育事業

施設名	設置 主体	開設 年月日	定員(人)		一時預かり 定期	産休 明け 保育	休日 保育	施設名	設置 主体	開設 年月日	定員(人)		一時預かり 定期	産休 明け 保育	休日 保育	
			3歳未満	不定期							3歳未満	定期				
中央区																
青葉の森保育館	株式会社	平27.4.1	12					チャイルドケアセンター ブレイディア	株式会社	平30.4.1	12					
キッズルームチャコ千葉園	"	27.4.1	18	○	○		○	ほのぼのくるみのおうち	社 福	30.4.1	12					
おひさまのおうち	NPO法人	27.4.1	12					新検見川駅前キッズルーム	株式会社	30.4.1	19		○			
ぶち・いろは	社 福	27.4.1	15					どれみ園	社 福	31.4.1	19					
星のおうち千葉中央	株式会社	27.4.1	15					新検見川駅北口 キッズランド	株式会社	令2.4.1	17		○			
そらまめ千葉西口駅前園	"	27.4.1	19					ほしざらの丘	"	2.4.1	19		○			
稻毛区																
千葉わくわく園	合同会社	27.4.1	19	○	○			キッズルームチャコ稻毛園	株式会社	平27.4.1	18	○	○		○	
ニチイキッズ千葉中央第一	株式会社	27.4.1	19					アストロミニキャンプ小仲台	"	27.4.1	11					
ニチイキッズ千葉中央第二	"	27.4.1	19					ハニーキッズ草野園	"	28.12.1	12					
ほしのこキッズルーム	"	27.4.1	19					スクルドエンジェル 稻毛駅前園	"	29.4.1	19					
西千葉たんぽぽ保育室	"	28.4.1	19					稻毛ふわり保育室	"	29.4.1	12					
ナーサリー・アーク	NPO法人	28.4.1	12					ウィズダムアリス園	社 福	30.4.1	19		○			
キッズバティオ西千葉園	株式会社	28.4.1	12					つぼみ園	株式会社	30.4.1	19					
そがチャイルドハウス	NPO法人	29.4.1	19					若葉区								
Kids Resort SOGA	株式会社	29.4.1	19					キートスチャイルドケア みづわ台	株式会社	平27.4.1	19		○			
キートスチャイルドケア新千葉	"	29.4.1	19		○			べびいまーむ	"	27.4.1	12					
梅乃園幼稚園附属 0・1・2ナーサリー	学校法人	30.4.1	12					小規模保育 ひまわりえん	合同会社	29.4.1	12					
Kids Resort CHIBADERA	株式会社	30.4.1	19					みつばちキッズ	株式会社	29.4.1	19		○			
蘇我うらら保育室	"	30.4.1	12					サンライズキッズ 都賀園	"	31.4.1	19					
かるがも蘇我園	"	30.4.1	19		○			都賀サンフラワー 保育室	"	31.4.1	12					
植草学園 このはの家	学校法人	31.4.1	12					緑区								
キートスチャイルドケア松波	株式会社	31.4.1	19		○			森のおうちコッコロ	株式会社	平27.4.1	19					
キッズルーム蘇我わかば	"	31.4.1	19					ミルキー ウエイ	NPO法人	27.4.1	12					
童夢ガーデン 千葉ポートタウン	合資会社	31.4.1	19					ちいさなおうち ふたば	社 福	29.4.1	19					
ナースリー アフヒ	株式会社	31.4.1	9					おゆみ野南幼稚園附属 みなみちゃんナーサリー	学校法人	29.10.1	19					
オンジュソリールそが駅前園	"	令2.3.10	19					童夢ガーデン おゆみ野	合資会社	30.4.1	19					
花見川区																
Kid's Patioまくはり園	株式会社	平27.4.1	18					千葉白菊幼稚園附属 しらぎくナーサリー	学校法人	平28.4.1	19					
星のおうち幕張	"	27.4.1	11					スクルドエンジェル 検見川浜園	株式会社	29.4.1	19					
キッズベース・ウーピー [®] 幕張本郷	"	28.4.1	19					オーチャード・キッズ 稻毛海岸園	"	30.4.1	19					
にじいろキャンディ 検見川園	"	29.4.1	12					キートスチャイルドケア幸町	"	31.4.1	19		○			
マミー&ミー幕張園	"	29.4.1	18					オーチャードキッズ 稻毛海岸園 第二	"	31.4.1	19					
キッズフィールド 幕張みなみ園	"	30.4.1	19					チュー リップ の おうちえん	社 福	令2.4.1	12					
ていだまちキッズ 新検見川駅前	"	30.4.1	19					サフォークキッズラン 美浜園	株式会社	2.4.1	19		○			
星のおうち幕張北	"	30.4.1	18					ナーサリー ホーム 稻毛海岸	"	2.4.1	19		○			
幕張本郷ないろ保育室	"	30.4.1	12					みらいつむぎ 検見川浜園	一般社団 法人	2.4.1	12					
幕張本郷ひだまり園	"	30.4.1	19		○			キッズみらくる園	株式会社	2.4.1	19		○			
みらいつむぎ新検見川園	一般社団 法人	30.4.1	12					定員 (71施設)							1,168	
美浜区																

(5) 事業所内保育事業 () 内は地域枠児童定員

施設名	設置 主体	開設年月日	定員(人)	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳未満	定期	不定期		
中　　央　　区							
千葉医療センターつばき	独立行政法人	平27.4.1	40(10)				
うみかぜ南町	株式会社	29.4.1	40(12)				
ジョイア 千葉園	"	30.4.1	19(9)				
稻　　毛　　区							
園生幼稚園附属園生	学校法人	平27.4.1	18(6)				
ナーサリーホームAEON稻毛	株式会社	29.4.1	30(18)				
ナーサリーホーム稻毛東	"	29.4.1	12(10)				
稻毛幼稚園附属 稻毛くれよんナーサリー	学校法人	30.4.1	12(8)				
緑　　区							
ひまわり保育室	株式会社	平27.4.1	18(5)				
みどりの森めばえ	社　福	27.4.1	30(7)				
千葉南病院クニナ	株式会社	令2.4.1	19(12)		○		
美　　浜　　区							
美浜ナーサリーささえ愛	社　福	平27.4.1	19(13)				
イオンゆめみらい保育園 幕張新都心	株式会社	27.9.1	19(5)				○
定員 (12施設)			276 (115)				

(6) 家庭的保育事業

施設名	設置 主体	開設年月日	定員(人)	一時預かり		産休 明け 保育	休日 保育
			3歳未満	定期	不定期		
中　　央　　区							
保育ハウスひよこ	個　人	平30.4.1	4				
若　　葉　　区							
エデュケア・チルドレンズ・ ハウ　ス　に　じ	個　人	平27.4.1	5				
おうちほいく　ふたば	合同会社	27.4.1	4				
おうちほいく　もみじのて	個　人	27.4.1	3				
こどものいえ　おあふ	"	31.4.1	3				
緑　　区							
まきの木えん	個　人	平27.4.1	5				
美　　浜　　区							
おうちほいく　ぽけっと	個　人	平29.4.1	5				
いそべのおうち	株式会社	30.4.1	5				
定員 (8施設)			34				

2 各種利用者負担額

令和2年度 保育認定（2号・3号）にかかる利用者負担額（月額）
 （保育所（園）、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育） 【単位：円】

階層区分		保育標準時間				保育短時間				
		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		
		第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	C1	0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020	
市民税所得割課税額	48,600未満	C2	0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
	51,500未満	D1	0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
	56,600未満	D2	0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
	74,000未満	D3	0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
	97,000未満	D4	0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
	112,000未満	D5	0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
	132,000未満	D6	0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
	169,000未満	D7	0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
	203,800未満	D8	0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
	301,000未満	D9	0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
	397,000未満	D10	0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
	480,000未満	D11	0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
	671,800未満	D12	0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
	671,800以上	D13	0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840

3 地域型保育事業

仕事や疾病等の理由で、保護者が保育できない3歳未満の児童を、指定された連携施設のサポートを受けながら少人数保育を実施する。

（1）家庭的保育

有資格の家庭的保育者宅等で家庭的な雰囲気の中、定員5人以下の子どもを対象に保育を行う。

（2）小規模保育

複数の保育者が同一の建物内において、定員6～19人以下の子どもを対象に保育を行う。

（3）事業所内保育

会社・事業所内の保育施設において、従業員の子どもも及び地域の子どもを対象に保育を行う。

4 認可外保育施設

乳幼児の保育業務を目的とする施設であって、千葉市長が認可する認可保育施設以外のものを総称して、「認可外保育施設」という。

実施箇所 128施設（うち居宅訪問型 49施設）

（1）認可移行型施設

認可保育所又は認定こども園へ移行を希望しており、保育所に係る設備及び職員配置に関する最低

基準を満たす若しくは満たす見込みである保育ルームに対し、助成する。

実施箇所 6 施設

(2) 保育ルーム（従来型）

増大する保育需要に対応するため、一定の基準を満たした認可外保育施設（千葉市保育ルーム）へ助成する。

実施箇所 2 施設

(3) 企業内保育所の助成

従業員の児童の保育をするため、新たに開所する企業内保育所に対し備品費の一部を助成する。

5 各種事業

(1) 要配慮保育事業

心身の状況に応じて特別の配慮を要する児童で、保護者の労働又は疾病等の理由により保育を必要とする児童を保育する。（全施設で実施）

(2) 延長保育事業

保護者の勤務状況・家庭の事情などの理由により、通常保育時間では保育が困難な児童を延長して保育する。

実施箇所及び時間

30分延長		私立	4施設
1時間延長	市立 43保育所（認定こども園含む）	私立	47施設
2時間延長	市立 12保育所	私立	180施設
3時間延長		私立	3施設
4時間延長		私立	2施設

保育短時間の場合は、保育標準時間に達するまでの時間の保育も延長保育の取扱いとなる。

保育料

1時間あたり 3歳未満児 3,000円 3歳以上児 1,900円

(3) 産休明け保育

産休期間満了の乳児を対象に産休明け保育を実施する。

実施箇所 市立認定こども園 2園 市立保育所 53保育所
私立認定こども園 10園 私立保育園 147園

(4) 地域活動事業

地域に住む高年齢者や異年齢児との交流・育児講座の開催など保育所の持つ専門的機能を地域のために活用する。（全保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業で実施）

(5) 一時預かり事業

保護者が就労・傷病・育児負担などの理由で、断続的または緊急に家庭での保育ができなくなった場合に保育を行う。

実施箇所 市立 5保育所 私立 27施設

(6) 休日保育事業

認可保育所（園）等に入所している児童のうち、日曜、祝日等の保護者の勤務等により、児童の保育が困難な場合に、休日保育を実施する。

実施箇所 私立 8 施設

(7) 病児・病後児保育事業

保育所等に通う児童（小学生まで）が病気中又は病気回復期で集団保育や家庭での育児が困難な場合に、一時的にその児童を預かり、子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。

実施箇所 9か所（花見川区に9月1日1か所新規開室）

令和元年度利用延児童数 6,678人

6 保育の質の確保

(1) 3歳児の配置改善

国の基準に合わせ、3歳児に対する保育士の加配を実施する。

児童20人にに対し保育士1人配置 → 児童15人にに対し保育士1人配置

(2) 栄養管理、食物アレルギー対応等に係る指導・支援を行うための職員を1人配置する。

(3) 民間保育園及び認可外保育施設等への巡回指導の強化を行う。

巡回指導員 15人

7 保育士の確保

保育の量的拡大に対応するため、保育士確保のための各種施策を行う。

(1) 保育士等処遇改善

給付費の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱや保育士等給与改善事業補助金により、保育士等の処遇改善を図る。

(2) 潜在保育士・潜在看護師再就職支援

資格を有しながら現場を離れている潜在保育士や潜在看護師の保育施設への再就職を支援する研修を行う。

(3) 保育士養成施設新卒者の確保

学生に対する出張説明会を実施し、千葉市の保育所・保育園と併せ幼稚園のPRも行う。

(4) 資格取得支援

- ・民間保育所（園）、認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援を行う。
- ・私立幼稚園及び民間保育園において、幼稚園教諭免許状又は保育資格のいずれかを保有する職員に対し、免許併有の支援を行い、保育教諭となる人材の確保をめざす。

(5) 保育士等宿舎借り上げ支援事業

民間保育施設が、雇用する保育士等のための宿舎を借り上げる場合に、費用の一部を補助することで、保育人材の確保、定着及び離職の防止を図る。

(6) 保育士修学資金等貸付事業

保育士を目指す学生や、保育所などへ就職を希望する潜在保育士などへ貸付を行う。

8 幼児教育・保育の無償化への対応

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化する。（0歳から2歳の子どもは市民税非課税世帯の方を対象に無償化。）

対象事業 認可保育施設（保育園、認定こども園等）、幼稚園、幼稚園・認定こども園預かり保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター、一時預かり保育、認可外保育施設等

5 健全育成

1 子ども交流館

千葉市子ども交流館は、「遊び・創造・憩い」を通して、子どもたちに健全な遊びと居場所を提供し、子どもの健全な育成と交流を図るため、平成19年10月に「きぼーる」内に開設した。

施設内には、アリーナ、音楽スタジオ、プレイルーム、学習室などを備え利用に供しているほか、施設利用者による成果発表の場である「グリーンミュージックフェスティバル」の開催や、子どもたちで構成し施設の利用方法などを検討する「子ども運営委員会」の設置など、子どもの自主的活動の支援を行っている。

令和元年度利用児童数 93,458人

2 少年自然の家

千葉市少年自然の家は、県立笠森鶴舞自然公園の豊かな自然の中で、集団宿泊しながら行う自然体験活動や生活体験活動等を通じて、子どもたちの健全育成を目指す施設として、平成17年度に整備した。

令和元年度末に15年間にわたるPFI事業期間が終了し、令和2年度より指定管理者制度を導入。

本施設は市内110校の小学校の5年生が「移動教室」、6年生の一部が「農山村留学」として利用する他、教育センター、養護教育センター主催のキャンプ等が実施されている。また、土日や夏休みは、少年団体や家族等に利用されている。令和2年度より高校生以上の利用も可能になった。

令和元年度利用者数 83,616人

3 各種事業

(1) 成人を祝う会

成人に達した青年の新しい人生の門出を祝い、励ますとともに、大人としての自覚を促し、郷土「千葉市」への関心を高める機会を提供する。

令和元年度参加者数 7,076人

(2) 青少年相談員活動

地域での青少年の育成活動の積極的な推進を図るため、青少年の良き相談相手となる青少年相談員を委嘱し、相談や各種事業を推進する。

青少年相談員 518人

(3) 青少年健全育成

市民参加による青少年の健全育成を総合的に推進するため、関係団体などの活動を支援する。

青少年育成委員会活動 委員 4,135人（54中学校区）

(4) 「青少年の日」及び「家庭・地域の日」

青少年のコミュニケーション能力を高め、居場所づくりや、家庭・地域の教育力の向上を推進するため、「青少年の日」（9月第3土曜日）及び「家庭・地域の日」（毎月第3土曜日及び翌日日曜日）等において、関連する様々な活動を市民参加により推進する。

令和元年度 「青少年の日フェスタ」参加者数 4,322人

(5) 千葉市子ども・若者支援協議会

子ども・若者育成支援推進法に基づき、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む

上で困難を有する者に対し、各分野の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るため、平成24年2月に設置した。

また、平成24年8月に、協議会と連携して電話及び来所による相談に対応する千葉市子ども・若者総合相談センター「Link」を開設した。

さらに、平成30年4月からは、民間事業者に運営を委託するとともに、子ども・若者支援協議会の指定支援機関に指定した。

令和元年度 相談件数 1,429件 協議会構成機関等との連携 431件

6 子ども・家庭への支援

1 児童相談所

児童相談所では、子どもに関するあらゆる相談（養護相談・障害相談・非行相談・育成相談等）を家庭や地域、関係機関等から受け、問題の原因やどのように子どもの健全育成が図れるかについて、専門的に調査・診断・指導を行い、必要に応じて、通所による指導や一時保護、児童福祉施設への入所などを行っている。

また、障害のある子どもなどの発達を支援する教育機関である養護教育センター（教育委員会所管）との複合施設として、利用者の利便性の向上と効率的活用を図っている。

所在 地	美浜区高浜3-2-3
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建て一部2階建て
敷 地 面 積	4,700m ² 建築面積 2,038m ²
延 床 面 積	4,763m ² （児童相談所 3,156m ² 養護教育センター 1,607m ² ）
竣 工 日	平成8年7月

(1) 相談受付

令和元年度							
内 容	件 数	内 容	件 数	内 容	件 数	内 容	件 数
養 護	2,589	言語発達障害等	124	ぐ 犯	43	適 性	2
保 健	10	重症心身障害	7	触 法	11	育児・しつけ	17
肢 体 不 自 由	19	知 的 障 害	2,660	性 格 行 動	226	そ の 他	390
視 聴 覚 障 害	0	発 達 障 害	30	不 登 校	17	計	6,145

(2) 一時保護

令和元年度						
内 容	養 護	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
保 護 人 数	323 (207)	0	23	11	10	367
保 護 日 数	10,151 (6,375)	0	1,044	429	471	12,095

※所内保護分対応数／（ ）内は虐待

2 要保護児童対策及びDV防止地域協議会

児童福祉法に基づいて設置し、児童福祉に関連する府内外の関係機関の連携の下、情報の交換及び支援内容の協議を行い、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図る。

3 青少年サポートセンター

青少年の非行防止と健全育成（対象年齢20歳未満）を図るため、関係機関・団体と緊密な連携を保ち、補導・相談等の事業を推進する。

(1) 各所の概要

名 称 区 分	青 少 年 サ ポ ト セ ン タ ー	東 分 室	西 分 室	南 分 室	北 分 室
位 置	中央区千葉港2-1 千葉中央CC 8階 139m ² (3室)	若葉区千城台西 2-1-1 141m ² (3室)	美浜区高浜3-1-3 市教育会館2階 76.50m ² (2室)	緑区おゆみ野 3-15-2 143m ² (4室)	花見川区花見川 3-31-103 154m ² (4室)
開設年月日	昭 40. 1. 8	平 元. 4. 1	昭 57. 4. 20	昭 60. 4. 1	平 8. 4. 1

(2) 事業実績（令和元年度）

補 導 少 年	551 人	内訳（迷惑行為175人、自転車等危険行為（二人乗り、自転車ながら運転等）145人、危険な遊び55人、窃盗（万引き）53人、怠学28人、喫煙11人、不良交友3人、その他81人）
来 所 相 談	179 件	内訳（不登校113件、学校対応11件、非行6件、家庭5件、粗暴行為3件、家出・浮浪3件、いじめ3件、問い合わせ3件、不良交友2件、刃物等所持1件、性的いたずら1件、不健全性的行為1件、迷惑行為1件、学業1件、進路関係1件、しつけ1件、引きこもり1件、刑罰法にふれる行為1件、その他21件）
サ ポ ト 事 業	2,484 件	内訳（不登校2,152件、学業138件、児童虐待65件、家庭8件、いじめ5件、進路関係3件、交友関係2件、問い合わせ2件、その他109件）
電 話 相 談	231 件	内訳（不登校56件、家出・浮浪33件、問い合わせ20件、学校対応14件、窃盗（万引き）11件、家庭9件、交友関係8件、粗暴行為5件、非行4件、学業4件、被害4件、不良交友3件、進路関係3件、しつけ3件、いじめ3件、刃物等所持2件、金品不正要求2件、怠学・怠業2件、喫煙2件、盛り場徘徊2件、深夜徘徊2件、異性2件、無断外泊1件、金品持ち出し1件、児童虐待1件、薬物乱用行為1件、その他33件）

4 ひとり親関連事業

(1) 児童扶養手当

母子・父子家庭等で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び20歳未満で中度以上的心身障害児）を監護する父母または養育者に支給する。（ただし、所得制限あり。）

令和元年度

児童数 区分	1 人	2 人	3 人 以 上
全部支給（月額）	42,910円		
一部支給（月額）	42,900円～10,120円 (所得に応じて)	10,140円を上限に加算 (所得に応じて加算額の調整あり)	1人増えるごとに6,080円を上限に加算 (所得に応じて加算額の調整あり)

令和元年度延受給者数 86,622人

(2) 母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭の親と児童（18歳の年度末まで）及び両親のいない児童等が、保険診療による治療を受けたとき、治療に要した費用のうち自己負担額を助成する。（ただし、所得制限あり。）

令和元年度助成件数 母子家庭等 65,861件 (5,110世帯)

父子家庭 2,229件 (188世帯)

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、母子家庭・父子家庭の児童と寡婦の子の福祉増進のため、貸付を行う。

令和元年度

区分	母子福祉資金	父子福祉資金	寡婦福祉資金	合計
貸付件数	296件	17件	15件	328件
貸付額	211,653千円	12,510千円	12,461千円	236,624千円

(4) 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭等の自立を支援し、就業を促進するための相談や講習会を実施する。

令和元年度実績 相談件数 1,001件

介護職員初任者研修講習会 全16回

パソコン講習会 基礎：平日全6回、土曜日全2回、応用：全4回、

MOS対策：全4回

(5) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業に役立つ教育訓練講座を受講したり、専門的資格取得のために養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。

また、専門的資格取得のために養成機関で修業した場合に一時金を支給する。

令和元年度実績 自立支援教育訓練給付金 12件

高等職業訓練促進給付金 44件

高等職業訓練修了支援給付金 12件

(6) ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援

ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用した場合の利用料金を半額にする。(ただし所得制限、助成限度額あり。)

令和元年度実績 助成件数 1,152件

5 各種事業

(1) 児童養護施設ほかの入所

保護を要する児童などを入所させ、児童の健全育成及び自立を図る。

令和元年度各月初日在籍延児童数

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	里親	援助ホーム	ファミリーホーム
施設数	21	3	3	35	12	5
延児童数	1,288人	62人	173人	496人	136人	182人

(2) 母子生活支援施設入所

経済的理由や住居がないため、児童の監護を十分できない母子を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立更生を図る。

令和元年度 母子生活支援施設数 9施設 延世帯数 405世帯（各月初日在籍延世帯数）

(3) 母子緊急一時保護

配偶者の暴力等により緊急的に保護を必要とする母子を、市内の施設で一定期間保護する。

令和元年度利用件数 14件

(4) 助産施設入所

経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を入所させ、母子の保健衛生の向上を図る。

令和元年度 助産施設数 2施設 延人数 47人

(5) 児童家庭支援センター

児童や家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

実施箇所 4か所

(6) 家庭児童相談室

子どもと家庭に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

令和元年度相談件数 1,293件

(7) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、必要な情報提供・保護等を行う。

令和元年度相談件数 2,936件

7 私 学 助 成

1 各種補助制度

(1) 幼稚園における幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策などのため、幼稚園に通う保護者の保育料等に対し給付する。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い取扱いが変更となった食材料費のうち、副食材料費について、多子世帯、低所得世帯に限り給付する。

ア 幼稚園の入園料、保育料に対する給付

私立幼稚園：月額上限 25,700 円

国立幼稚園：月額上限 8,700 円

令和元年度 1,336,783 千円 9,081 人（令和元年 10 月時点）

イ 幼稚園の預かり保育料に対する給付

3歳児から 5歳児：月額上限 11,300 円

非課税世帯の 3歳未満児：月額上限 16,300 円

ウ 幼稚園の給食費のうち、副食材料費に対する給付

月額上限：4,500 円

(2) 幼稚園型一時預かり事業補助

私立幼稚園が教育時間の前後等に行う預かり保育に係る経費に対して補助金を交付し、園児の保護者の子育てを支援する。

令和元年度実施園数 10園 延べ利用園児数 61,089人

(3) 私立幼稚園健康診断事業補助

私立幼稚園が園児に対して実施する定期健康診断に係る経費に対して補助金を交付し、園児の心身の健康増進と幼稚園教育の充実を図る。

令和元年度補助対象園数 61園 補助対象園児数 8,307人

(4) 私立幼稚園教材費補助

私立幼稚園の教材費購入経費に対して補助金を交付し、園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興を図る。

令和元年度補助対象園数 61園

(5) 私立幼稚園特別支援教育事業補助

私立幼稚園が行う特別支援教育に係る経費に対して補助金を交付し、園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、障害のある幼児の就園機会の拡大と幼稚園教育の振興を図る。

令和元年度補助対象園数 28園 補助対象園児数 124人

第15章

教 育 委 員 会

内 容

1	学 校 施 設	(257)	教育 委員會
2	学 校 教 育	(263)	
3	生 涯 学 習	(271)	
4	文 化 財	(280)	

1 学 校 施 設

1 学校施設の現況

令和2年5月1日現在

区分	市立	国立大学法人	県立	私立	その他	計
幼稚園	—	1	—	85※3	—	86
小学校	110	1	—	1	—	112
中学校	55	1	1	3	—	60
高等学校	2	—	20	9	—	31
大学	—	1	1	9	1	12
特別支援学校	3	1	5	—	—	9
計	170	5	27	107	1	310

※1 その他は放送大学である。

※2 小学校に分校1 (学校数から除く)

※3 幼稚園型認定こども園を含む。

2 学校施設一覧（市立）

(1) 小学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	創立年月日	学 級 数		児 童 数		学 校 名	創立年月日	学 級 数		児 童 数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
中 央 区						生 浜 東	昭59. 4. 1	12	2	340	4
新 宿	明 6. 2. 8	30	2	995	13	花 見 川 区					
本 町	明 6. 2. 8	12	2	341	4	検 見 川	明 6. 3. 1	23	3	708	17
寒 川	明 6. 3. 1	18	2	545	14	畠	明 6. 3. 20	10	2	242	4
登 戸	明 6. 2.	14	2	435	6	花 園	昭28.10. 1	25	2	791	11
院 内	昭 3. 4. 1	19	2	567	10	犢 橋	明 6. 1. 18	11	2	291	4
蘇 我	明 6. 5. 11	20	3	624	7	横 戸	明 7.	6	1	129	1
都	明 6. 8. 15	23	3	664	13	幕 張	明 6. 3.	15	2	474	5
大 森	昭26. 4. 1	18	2	580	11	長 作	明 6.	12	2	308	5
生 浜	明 6. 2. 11	12	1	309	4	幕 張 東	昭43. 4. 1	18	2	522	6
鶴 沢	昭33. 4. 1	17	2	471	7	こてはし台	昭47. 4. 1	13	0	361	0
松 ケ 丘	昭34. 4. 1	12	2	316	8	花見川第三	昭47. 4. 1	5	2	66	11
宮 崎	昭39. 4. 1	25	2	829	8	西 小 中 台	昭47. 10. 1	11	2	257	5
川 戸	昭39. 4. 1	12	2	307	6	さつきが丘東	昭47. 11. 1	12	0	294	0
星 久 喜	昭42. 4. 1	22	3	661	8	さつきが丘西	昭47. 11. 1	6	2	174	7
弁 天	昭45. 4. 1	11	1	252	5	作 新	昭51. 4. 1	15	2	458	5
生 浜 西	昭47. 4. 1	15	3	428	16	柏 井	昭53. 4. 1	7	1	177	3
仁 戸 名	昭47. 4. 1	7	1	179	1	幕 張 南	昭54. 4. 1	14	1	373	2
大 巖 寺	昭48. 4. 1	6	1	105	5	上 の 台	昭56. 4. 1	18	2	595	10

学校名	創立年月日	学級数		児童数		学校名	創立年月日	学級数		児童数		
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援	
朝日ヶ丘	昭58. 5. 1	12	2	276	8	千城台南	昭49. 4. 1	7	0	169	0	
西の谷	昭60. 4. 1	19	2	580	5	みつわ台北	昭51. 4. 1	12	2	279	12	
瑞穂	平10. 4. 1	10	2	226	9	千城台旭	昭52. 4. 1	6	0	133	0	
花島	平18. 4. 1	6	2	161	4	みつわ台南	昭53. 4. 1	17	1	456	1	
花見川	平29. 4. 1	8	2	205	2	若松台	昭54. 4. 1	6	2	131	2	
稻毛区						都賀の台	昭54. 4. 1	17	2	461	4	
都賀	明 7. 10. 1	18	2	478	8	源	昭57. 4. 1	6	0	177	0	
稻毛	明 6. 3. 1	14	2	392	7	千城台わかば	令2. 4. 1	13	4	405	19	
園生	明 7. 3. 1	22	2	686	8	緑区						
稻丘	昭26. 4. 1	18	0	578	0	椎名	明 6. 5. 20	10	1	227	3	
弥生	昭28. 4. 1	6	1	130	3	誉田	明 7. 7. 1	18	3	533	18	
轟町	昭31. 4. 23	17	2	472	8	平山	昭33. 4. 1	17	2	493	8	
緑町	昭39. 4. 1	21	1	640	1	土氣	明 6. 11. 12	12	3	355	12	
山王	昭39. 4. 1	22	3	678	15	誉田東	昭52. 4. 1	20	2	639	9	
小中台	昭40. 4. 1	29	3	946	15	大木戸	昭52. 4. 1	6	0	89	0	
千草台	昭41. 5. 1	16	2	456	7	越智	昭57. 4. 1	6	1	129	1	
あやめ台	昭41. 10. 1	8	3	221	12	泉谷	昭59. 4. 1	13	2	395	10	
宮野木	昭46. 4. 1	23	2	725	8	土氣南	昭60. 4. 1	24	1	748	4	
草野	昭48. 4. 1	19	2	575	6	小谷	平 3. 4. 1	22	1	668	6	
柏台	昭48. 4. 1	12	2	341	6	大椎	平 5. 4. 1	7	0	195	0	
小中台南	昭49. 4. 1	20	0	559	0	有吉	平 5. 4. 1	17	2	484	5	
千草台東	昭50. 4. 1	12	1	269	2	金沢	平 9. 4. 1	24	2	782	8	
若葉区						あすみが丘	平 9. 4. 1	24	2	760	9	
千城	明10. 3. 1	2	1	10	2	扇田	平 9. 4. 1	16	2	484	3	
若松	明17. 10. 1	22	2	676	10	おゆみ野南	平17. 4. 1	20	2	629	12	
坂月	昭26. 4. 1	6	0	79	0	美浜区						
白井	明 6. 5. 1	6	2	176	7	稻毛第二	昭41. 9. 1	22	1	636	1	
更科	明 6. 10. 16	5	0	55	0	幕張西	昭48. 4. 1	28	2	892	3	
富田分校	平成30年度より休校						幸町第三	昭49. 4. 1	18	2	542	7
大宮	昭40. 4. 1	6	1	162	3	高洲第三	昭49. 5. 1	12	2	375	6	
小倉	昭41. 4. 1	23	2	734	12	高洲第四	昭50. 4. 1	6	2	122	6	
桜木	昭45. 4. 1	23	2	734	8	真砂第五	昭50. 4. 1	6	0	85	0	
北貝塚	昭48. 4. 1	26	2	805	8	高浜第一	昭50. 4. 1	6	0	115	0	
大宮台	昭48. 4. 1	4	1	45	1	稻浜	昭51. 4. 1	7	1	173	2	
千城台東	昭48. 4. 1	13	0	321	0	磯辺第三	昭56. 4. 1	16	1	480	1	

学校名	創立年月日	学級数		児童数		学校名	創立年月日	学級数		児童数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
打瀬	平7.4.1	17	2	512	5	真砂西	平23.4.1	19	2	622	7
海浜打瀬	平13.4.1	18	2	535	6	高浜海浜	平24.4.1	11	2	252	5
美浜打瀬	平18.4.1	24	1	812	3	磯辺	平25.4.1	18	2	563	3
高洲	平23.4.1	12	1	300	3	幸町	平27.4.1	12	2	290	6
真砂東	平23.4.1	14	2	389	3	計110校		1,600	181	46,078	644

(2) 中学校

令和2年5月1日現在

学校名	創立年月日	学級数		生徒数		学校名	創立年月日	学級数		生徒数	
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援
中　　央　　区											
末広	昭22.5.10	7	2	226	5	朝日ヶ丘	昭58.4.1	9	2	266	7
葛城	昭22.5.10	13	0	460	0	幕張本郷	昭63.4.1	16	2	594	3
椿森	昭23.4.1	9	2	314	10	花見川	平27.4.1	11	3	339	12
新宿	昭27.4.1	14	4	477	24	稻　　毛　　区					
蘇我	昭27.4.1	25	2	913	7	緑町	昭22.5.10	12	0	425	0
生浜	昭22.5.10	20	3	663	14	小中台	昭22.5.10	22	2	811	13
松ヶ丘	昭37.4.1	11	2	359	14	轟町	昭36.4.1	12	2	373	6
川戸	昭41.4.1	6	2	156	5	稻毛	昭41.4.1	19	1	662	3
星久喜	昭46.4.1	8	3	246	16	千草台	昭41.5.1	8	1	234	1
花見川区											
花園	昭22.5.10	22	2	817	11	草野	昭48.4.1	14	2	466	9
犢橋	昭22.5.10	6	2	177	2	都賀	昭50.4.1	12	1	396	5
幕張	昭22.5.10	13	2	449	10	若葉区					
こてはし台	昭47.4.1	11	0	359	0	加曾利	昭22.5.10	12	1	418	4
さつきが丘	昭47.11.1	8	2	224	2	白井	昭22.5.10	3	0	86	0
緑が丘	昭53.4.1	14	2	489	3	更科	昭22.5.10	3	0	31	0
戸天	昭54.4.1	9	2	309	7	千城台西	昭45.4.1	9	4	257	28
						大宮	昭48.4.1	6	0	145	0
						千城台南	昭50.4.1	8	0	256	0

学 校 名	創立年月日	学 級 数		生 徒 数		学 校 名	創立年月日	学 級 数		生 徒 数			
		通常	特別支援	通常	特別支援			通常	特別支援	通常	特別支援		
みつわ台	昭52. 4. 1	15	2	500	9	美 浜 区							
若 松	昭54. 4. 1	16	3	596	15	幸町第一	昭44. 5. 1	6	3	152	18		
山 王	昭56. 4. 1	18	2	639	11	高洲第一	昭47. 12. 1	9	0	316	0		
貝 塚	昭59. 4. 1					幕張西	昭49. 4. 1		19	2	678	5	
緑 区						高洲第二	昭50. 4. 1	4	0	94	0		
誉 田	昭22. 5. 10	14	3	477	16	高浜	昭54. 4. 1	7	1	226	1		
土 気	昭22. 5. 10	6	2	174	4	幸町第二	昭55. 4. 1		12	0	376	0	
越 智	昭59. 4. 1					稻浜	昭57. 4. 1	9	1	268	4		
泉 谷	昭59. 4. 1	13	4	457	23	打瀬	平7. 4. 1	21	1	791	4		
土 気 南	平3. 4. 1	12	1	377	1	稻毛高附属	平19. 4. 1	6	0	240	0		
有 吉	平9. 4. 1	21	0	762	0	真砂	平23. 4. 1	13	5	441	37		
大 椎	平10. 4. 1	13	1	458	3	磯辺	平25. 4. 1	14	0	511	0		
おゆみ野南	平23. 4. 1	22	2	803	4	計	55校	/		666	88	22,463	381

(3) 高等学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	創立年月日	学 級 数	生 徒 数
千葉	昭34. 4. 1	24	964
稻毛	昭54. 4. 17	24	950
計2校		48	1,914

(4) 特別支援学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	創立年月日	学 級 数	児童・生徒数
養護学校	昭39. 4. 10	中学部 14(1) 高等部 22(1)	62(1) 145(1)
第二養護学校	昭53. 4. 1	小学部 21(1)	86(1)
高等特別支援学校	平25. 4. 1	高等部 12	94

※ ()内は訪問学級で内数

3 学校施設一覧（市立を除く）

(1) 国立大学法人

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	学生・児童・生徒数等
千葉大学	稲毛区弥生町1-33 中央区亥鼻1-8-1	昭24. 5. 31	9,647
千葉大学教育学部附属小学校	稲毛区弥生町1-33	昭41. 4. 1	636
〃 中学校	〃	昭40. 4. 1	453
〃 特別支援学校	稲毛区長沼原町312	昭48. 4. 1	53
〃 幼稚園	稲毛区弥生町1-33	昭26. 4. 1	140

(2) 県立

ア 大学

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	学 生 数
保健医療大学	美浜区若葉2-10-1	平21. 4. 1	735

イ 高等学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	生 徒 数		
			全 日 制	定 時 制	通 信 制
千 葉	中央区葛城 1-5-2	明11. 8. 6	967	—	—
千 葉 商 業	中央区松波 2-22-48	大12. 4. 1	954	115	—
千 葉 工 業	中央区今井町 1478	昭11. 5. 5	788	91	—
千 葉 南	中央区花輪町 45-3	昭47. 4. 1	955	—	—
生 浜	中央区塩田町 372	昭53. 4. 10	231	593	—
柏 井	花見川区柏井町 1452	昭56. 4. 1	859	—	—
犢 橋	花見川区千種町 381-1	昭60. 4. 10	818	—	—
千 葉 女 子	稻毛区小仲台 5-10-1	明33. 4. 1	943	—	—
千 葉 東	稻毛区轟町 1-18-52	昭16. 5. 15	1,006	—	—
京 葉 工 業	稻毛区穴川 4-11-32	昭35. 4. 12	678	—	—
千 葉 北	稻毛区長沼町 153	昭50. 4. 15	996	—	—
若 松	若葉区若松町 429	昭51. 4. 15	950	—	—
千 城 台	若葉区千城台西 2-1-1	昭52. 4. 12	946	—	—
泉	若葉区高根町 875-1	昭54. 6. 9	495	—	—
千 葉 大 宮	若葉区大宮町 2699-1	昭58. 4. 1	—	—	1,001
土 気	緑区あすみが丘東 2-24-1	昭58. 4. 1	947	—	—
検 見 川	美浜区真砂 4-17-1	昭49. 4. 1	993	—	—
磯 迂	美浜区磯辺 2-7-1	昭53. 4. 1	956	—	—
千 葉 西	美浜区磯辺 3-30-3	昭59. 4. 1	997	—	—
幕 張 総 合	美浜区若葉 3-1-6	平 8. 4. 1	2,185	—	—
計 20校			17,664	799	1,001

ウ 中学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	生 徒 数
千 葉 中 学 校	中央区葛城 1-5-2	平20. 4. 1	239

エ 特別支援学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	児童・生徒数
仁 戸 名 特 別 支 援 学 校	中央区仁戸名町 673	昭52. 4. 1	38
千 葉 特 別 支 援 学 校	花見川区大日町 1410-2	平 3. 4. 1	244
桜 が 丘 特 別 支 援 学 校	若葉区加曾利町 1538	昭36. 4. 1	154
千 葉 聾 学 校	緑区鎌取町 65-1	昭 6. 5. 12	138
袖 ケ 浦 特 別 支 援 学 校	緑区誉田町 1-45-1	昭43. 4. 1	156
計 5校			730

(3) 私立

ア 大学

令和2年5月1日現在

学校名	学部科名	所在地	創立年月日	学生数
淑徳大学	総合福祉学部 コミュニティ政策学部	中央区大巣寺町 200	昭40. 4. 1	2,897
	看護栄養学部	中央区仁戸名町 673		
千葉明徳短期大学	保育創造学科	中央区南生実町 1412	昭45. 1. 21	215
敬愛大学	経済学部	稻毛区穴川 1-5-21	昭41. 4. 1	1,792
	国際学部		平9. 4. 1	
千葉経済大学	経済学科、経営学科	稻毛区轟町 3-59-5	昭63. 4. 1	1,172
千葉経済大学短期大学部	ビジネスライフ学科 こども学科	稻毛区轟町 3-59-5	昭43. 4. 1	669
東京情報大学	看護学部、総合情報学部	若葉区御成台 4-1	昭63. 4. 1	2,089
植草学園大学	発達教育学部 保健医療学部	若葉区小倉町 1639-3	平20. 4. 1	712
植草学園短期大学	福祉学科、専攻科	若葉区小倉町 1639-3	平10. 12. 22	189
神田外語大学	外国語学部	美浜区若葉 1-4-1	昭62. 4. 1	4,160
計 9校				13,895

イ 高等学校

令和2年5月1日現在

学校名	所在地	創立年月日	生徒数
千葉明徳	中央区南生実町 1412	大14. 1. 30	1,048
植草学園大学附属	中央区弁天 2-8-9	昭54. 4. 1	562
千葉聖心	中央区道場北 1-17-6	昭54. 4. 1	509
明聖	中央区本千葉町 10-23	平12. 10. 1	1,062
千葉経済大学附属	稻毛区轟町 4-3-30	昭8. 2. 1	1,819
敬愛学園	稻毛区穴川 1-5-21	昭28. 3. 25	1,242
桜林	若葉区桜木北 1-17-32	平13. 4. 1	467
昭和学院秀英	美浜区若葉 1-2	昭58. 3. 7	819
渋谷教育学園幕張	美浜区若葉 1-3	昭58. 4. 1	1,081
計 9校			8,609

ウ 中学校

令和2年5月1日現在

学校名	所在地	創立年月日	生徒数
千葉明徳中学校	中央区南生実町 1412	平23. 3. 30	217
昭和学院秀英中学校	美浜区若葉 1-2	昭60. 3. 28	534
渋谷教育学園幕張中学校	美浜区若葉 1-3	昭61. 4. 1	875
計 3校			1,626

エ 小学校

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	生 徒 数
幕張インターナショナルスクール	美浜区若葉 3-2-9	平21. 4. 1	279
計 1校			279

オ 幼稚園

令和2年5月1日現在 85園 園児数 11,945人 ※幼稚園型認定こども園を含む

(4) その他の

ア 大学

令和2年5月1日現在

学 校 名	所 在 地	創立年月日	学 生 数
放送大学	美浜区若葉 2-11	昭58. 4. 1	78,808

2 学 校 教 育

千葉市の目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」を実現するため、平成28年3月に策定した「第2次学校教育推進計画」に基づき、学校教育の充実に努める。

1 各種助成・補助制度

(1) 就学援助制度

経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等の必要な援助を行う。

令和2年3月末現在 6,505人（小学校 4,027人、中学校 2,478人）

(2) 育英資金制度

経済的理由により修学が困難な者に対し、必要な学資を支給する。

受給資格 千葉市立高等学校に在学する者

本市に住所を有する者

学業成績が優秀である者

支給月額 10,000円（奨学のための給付金を受給する場合は、差額を支給）

支給状況 令和元年度実績 22名（1年生 7名、2年生 9名、3年生 6名）

2 教育内容の充実

(1) 学校評議員会

学校評議員会は、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれの教育力を結集し、よりよい教育の実現と児童生徒の健やかな成長を図ることを目的に、千葉市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に設置されている。

(2) まちづくり推進会議

各中学校区に、学校関係者、保護者の代表、地域の教育関係者等で構成する「まちづくり推進会議」を設置し、まちづくりに関する子どものアイデアを家庭・地域社会がサポートする中で、その実現を図り、わがまちに対する愛着や誇りを育む。

(3) 夢広がる学校づくり推進

特色ある学校づくりに向けての教育環境の整備・充実を図るとともに、総合的な学習の時間等の工夫改善や農山村留学などの充実した体験活動を行うことで、夢広がる学校づくりを進める。

(4) ふれあいパスポート

土曜日を中心に学校外活動などを支援するため、「ふれあいパスポート」を発行している。

令和2年度利用対象施設 19施設

(5) 千葉市学校適正配置

平成30年4月に策定した「第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針」に基づき、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置を推進している。

(6) 市立高等学校改革

平成28年3月に策定した「市立高等学校の改革を推進するための行動計画」、平成31年1月の千葉市学校教育審議会の答申に基づき、2校の「市立」ならではの特色と魅力をさらに高める。

(7) 日本語指導通級教室（サテライトスクール）

所 在 (真砂教室) 美浜区真砂5-18-1 (まさご夢スクール内)

(千城台東教室) 若葉区千城台東1-15-1 (千城台東小学校内)

開設年月日 (真砂教室) 平成26年4月1日

(千城台東教室) 令和元年6月12日

名 称 千葉市日本語指導通級教室

設置の趣旨 千葉市立中学校に在籍している日本語指導の必要な生徒に対して、日本語で授業に無理なく参加できる力を育成するために設置する。

対象とする生徒 千葉市立中学校に在籍し、学習言語としての日本語指導が必要な生徒

生徒数 (真砂教室) 8名 (令和2年5月1日現在)

(千城台東教室) 2名 (令和2年5月1日現在)

(8) 学校と地域の連携・協働体制の整備

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、学校支援地域本部の設置を推進する。

(9) 防犯カメラの設置

学校施設への被害や侵入の恐れがある学校に防犯カメラシステムを設置し、監視を強化することにより安全で安心な学校づくりを推進する。

防犯カメラシステム設置校 令和2年3月末現在 90校

(10) 学校セーフティウォッチャー

児童生徒の安全確保を図るため、学校セーフティウォッチャーによる見守り活動を支援するとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進する。

セーフティウォッチャー 令和2年3月末現在 25,149人

3 教育相談

(1) 教育相談電話

「不登校」問題等に対して、適切な対応と未然防止を図るため、教育センターに教育相談の専用電話を設置している。(255-3702・3703)

児童生徒や保護者等が学校や教師に直接相談しにくい問題に、適切なアドバイス等を行うことにより、問題の解決を図っている。

令和元年度実績 相談件数 4,084件

内訳	不登校 3,179件	いじめ・性格行動 102件	学習・進路 163件
	身体に関すること 288件	人間関係 181件	
	家庭の問題 20件	その他 151件	

(2) 教育相談指導教室

所 在 美浜区真砂5-18-1 (まさご夢スクール内)

開設年月日 昭和63年4月5日 (平成26年4月上記に移転)

名 称 千葉市立真砂中学校教育相談指導教室 (自閉症・情緒障害特別支援学級)

設置の趣旨 心理的な要因により登校できなくなった生徒に、個々の状態に応じた相談指導を行うことにより、人間関係の改善と自我の確立を図り、学校生活への適応及び社会的自立をめざす。

対象とする生徒 千葉市立中学校に在籍し、心理的な要因により登校できない生徒

学級数・生徒数 2学級 12名 (令和2年5月1日現在)

(3) スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、市内全小・中・高・特別支援学校に配置し、児童生徒の悩み等の解決に当たっている。また、緊急時の対応やスクールカウンセラーへの適切な助言等教育相談体制の充実を図るために、統括スーパーバイザー1名及びスーパーバイザー3名を配置している。

ア 主な職務
・市内小中高特別支援学校の児童生徒へのカウンセリング
・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言や援助
・「いじめ防止対策推進法」に伴う会議への参加や教育活動に係る校内組織の活動

イ 事業実績

区分	カウンセリング件数
30年度	31,127件 (延べ数)
元年度	39,072件 (延べ数)

(4) スクールソーシャルワーカー

教育・社会福祉の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を10人配置し、教育相談体制の充実を図っている。

ア 主な職務
・問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働き掛け
・関係機関とのネットワークの構築・調整
・学校内におけるチーム体制の構築・支援

(5) 適応指導教室

平成14年度から、増加傾向にある不登校児童生徒の問題に対処し、学校への復帰を支援するため、適応指導教室を整備し、児童生徒の健全育成に資する。

適応指導教室（ライトポート）の設置場所と令和元年度末の入級者数

- ・ライトポート花見川 朝日ヶ丘小学校内 26名
- ・ライトポート若葉 若松台小学校内 23名
- ・ライトポート中央 大森小学校内 22名
- ・ライトポート美浜 真砂西小学校内 37名
- ・ライトポート緑 土気小学校内 21名
- ・ライトポート稻毛 千草台東小学校内 28名

4 特別支援教育

(1) 特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室の現状

種別 学級数 児童生徒数	特別支援学校			特別支援学級				通級指導教室				合 計		
	知的障害			知的障害		自閉・情緒		病弱・ 虚弱	肢體 不自由	言語	難聴	LD等		
	小	中	高	小	中	小	中	小	小	小	中	小	中	高
学級数	21 (1)	14 (1)	34 (1)	90	45	87	44	2	2	339 (3) (37) (5) (14) (7) (1) (64)	339 (3)	339 (3) (37) (5) (14) (7) (1) (64)		
児童生徒数	86 (1)	62 (1)	239 (1)	303	206	337	175	1	2	1,411 (3) (507) (60) (129) (105) (2) (803)	1,411 (3)	1,411 (3) (507) (60) (129) (105) (2) (803)		

※()は訪問学級で内数 〈 〉は通級指導教室で外数

(2) 特別支援学校

児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う。

ア 千葉市立養護学校（中学部・高等部）

位 置 若葉区大宮町1066-1

スクールバス	40人乗	1台
〃	29人乗	4台
		計5台

イ 千葉市立第二養護学校（小学部）

位 置 稲毛区轟町3-6-25

スクールバス	40人乗	1台
〃	21人乗	1台
〃	18人乗	3台
		計5台

ウ 千葉市立高等特別支援学校

位 置 美浜区真砂5-18-1

(3) 言語障害児の教育

言語障害通級指導教室開設校 院内小、登戸小、あやめ台小、誉田東小、検見川小、山王小、土気小、幕張小、花見川第三小、高洲第三小、松ヶ丘小、

千城台わかば小

言語通級サテライト教室設置校 真砂西小

(4) 難聴児童生徒の教育

難聴通級指導教室開設校 院内小、誉田東小、高洲第三小

千葉聾学校通級サテライト教室 花園中

(5) LD等通級指導教室の教育

LD等通級指導教室開設校 鶴沢小、小倉小、あやめ台小、花見川第三小、誉田東小、
高浜海浜小、末広中、みつわ台中、高浜中、泉谷中、花見川中、
市立稻毛高校

(6) 訪問教育制度

障害のある児童生徒に対し、在籍校の訪問教師を家庭や施設に派遣する訪問教育を実施している。

令和2年度 訪問教育対象児童・生徒 3名 訪問学級担任 3名

5 学校保健

(1) 自然教室推進事業

昨年度より、中学校2年生を対象に、これまで高原千葉村で行っていた自然教室を、赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）と那須甲子青少年自然の家（福島県白河市）の2つの施設に移した。今年度は、昨年度の聞き取り調査や現地調査から得たものを生かし、豊かな自然環境で、現地の特色を生かした体験活動を充実するとともにより、より安全に行えるようにする。

令和元年度実施状況

中学校 赤城青少年交流の家（群馬県前橋市） 2泊3日 30校 4,412人

那須甲子青少年自然の家（福島県白河市） 2泊3日 25校 2,913人

(2) 歯と口の健康づくり

児童生徒が自分の歯や口に关心を持ち、よい生活行動がとれることを目的に、市内小・中・特別支援学校を対象にした口腔衛生指導・歯と口の健康づくり啓発事業を実施している。

令和元年度実績

口腔衛生指導実施校 小学校109校 中学校49校 特別支援学校3校 15,003人

歯と口の健康づくり啓発事業 3中学校区（小学校 4校、中学校 3校）2,524人

(3) 腎疾患対策

腎疾患の早期発見のため、市立小・中・特別支援学校の児童生徒を対象に尿検査を実施し、さらに検査を必要とする児童生徒については、精密検診を実施している。

令和元年度実績 対象児童生徒数 70,866人 精密検診受診者数 206人

(4) 心疾患対策

心疾患対策として、市立小・中・特別支援学校の児童生徒を対象に、定期健康診断を実施している。また、12誘導心電図検査を小学校1年生、中学校1年生、特別支援学校（小学1年生、中学1年生、高等部1年生）に実施している。さらに、心疾患が疑われる児童生徒には、精密検診を実施している。

令和元年度実績 定期健康診断対象児童生徒数 70,890人

12誘導心電図検査実施者数 14,995人

(5) 脊柱側弯症検診

脊柱側弯症の早期発見、早期治療のため、小学校6年生に対し、3Dスコリオ検査を実施している。さらに、3Dスコリオ検査の有所見者及び学校医による視触診で所見のあった者については、低線量X線検査を実施している。

令和元年度実績 3Dスコリオ検査受診者数 8,200人

低線量X線検査受診者数 1,980人

6 学校給食

小学校は単独調理場方式で、中学校は共同調理場方式で全校実施している。学校給食においては、児童生徒に対し正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、好ましい人間関係の育成を図るよう、計画的・継続的な食に関する指導に努めている。中学校給食は、平成17年度から大宮学校給食センターが、平成22年10月からは新港学校給食センター、平成29年度からはこてはし給食センターをそれぞれPFI事業で整備し、新港・こてはし・大宮の3学校給食センター一体制で実施している。

なお、大宮学校給食センターについては、令和元年度末で15年間のPFI事業期間が終了し、令和2年度から新たに10年間の長期包括委託により運営している。

学校給食費については、文部科学省の「学校給食実施基準」の改正に対応し、栄養豊かでおいしい給食の質を維持するため、小学校15円、中学校30円の増額となる改定を、平成31年4月より行った。

(1) 給食実施状況

令和2年5月1日現在

区分	給食費 (1食当たり)		栄養士		調理員	備考
	栄養教諭	学校栄養職員				
小学校	低 高 270円 288円	37人	74人		97人	単独調理場方式 54校のみ調理業務を委託
中学校	320円	3人	8人		0人	共同調理場方式 調理業務を委託
特別支援学校	養護学校 第二養護学校	小(低) 小(高) 中・高 288円 298円 349円	1人	1人	4人	単独調理場方式
	高等特別支援学校	320円	0人	0人	0人	共同調理場方式 調理業務を委託
計		41人	83人		101人	

(2) 学校給食センター

令和2年5月1日現在

区分\センター名	新 港	こ て は し	大 宮
位 置	美浜区新港62	花見川区三角町782	若葉区大宮町 1068-2
開 設 年 月 日	昭和42年9月4日	昭和52年10月31日	平成17年4月1日
敷 地 面 積 (m ²)	6,635	6,164	9,086
建 築 延 面 (m ²)	4,511	3,346	3,474
建 築 構 造	鉄骨造 2階建	鉄骨鉄筋造 一部2階建	鉄骨造 2階建
給 食 実 施 (人)	8,137	6,379	8,604
学 校 数	20	14	23
配 送 車 両 (台)	12	8	12

(3) 給食費の公会計化

学校給食費について、平成30年度に私会計から公会計へ移行した。また、学校徴収金も併せて市が徴収し、教職員の負担軽減を図った。

7 千葉市教育センター

学校教育に関する諸問題について専門的に調査・研究を行い、教育関係者への相談・指導・助言活動を実施することにより、本市の教育振興を図るため、昭和47年4月に教育研究所を設置した。

その後、同場所に新たに建設し、昭和59年4月1日に名称を教育センターと改めた。昭和60年度から、コンピュータやネットワークを活用した教育利用に関する研究・研修事業に着手し、平成9年度には教育用ソフトウェアライブラリセンター開設、平成11年度には教育センターを拠点とした学校の教育情報ネットワークの構築等、学校におけるインターネット活用を推進している。平成22年度末から、Cabinet新統合システムの運用を開始し、令和2年1月からは第2次CABINETの運用が開始された。

その他の事業実績としては、平成8年度に「千葉市教育史」の「史料編」(全4巻)を、平成11年度に「通史編」(全2巻)、「写真編」を刊行した。

平成12年4月には、教育情報部門を教育広報部門と名称変更し、情報教育部門を新設した。

さらに平成24年度より、総務室(総務係・情報教育部門・教育広報部門)と、学校支援室(教育研究部門・教職員研修部門・教育相談部門)の室制とした。平成26年度には情報教育部門と教育広報部門を統合し、情報教育・広報部門とした。

平成27年4月には、組織改正に伴うスタッフ制の導入により「係」、「部門」を「班」に変更した。

令和2年4月の教育委員会組織改正により、「総務室」と「学校支援室」に分かれていた内部組織は一つにまとめり、「教育センター」となった。

(1) 施設概要

位 置	稻毛区轟町3-7-9
開 設 年 月 日	昭和59年4月1日
敷 地 面 積	2,629m ²
建 物 構 造	鉄骨鉄筋一部鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建
延 床 面 積	4,585m ²
施 設	研修室(10) 班研究室(5) 相談室(6) 講堂 デジタル教材制作室

図書資料室 教育用ソフトウェアライブラリー プレイルーム (2)

学校支援室 総務室 会議室 応接室 保健室 印刷室

主要設備 情報教育拠点設備及び研修設備

(2) 事業実績（令和元年度）

ア 教育研究班

- (ア) 新しい時代を創造する開発研究 4主題
- (イ) 教職員教育研究発表会 応募数 研究論文 9点 実践記録 14点
- (ウ) 共同研究の推進
- (エ) 教育関係図書収集 220冊（累計 20,043冊）
- (オ) 教育関係資料収集 133冊（累計 18,894冊）
- (カ) 教育関係雑誌収集 470冊（累計 20,942冊）

イ 教職員研修班

- (ア) 基本研修 講座数 21講座 受講者数 2,498人
- (イ) 専門研修 講座数 82講座 受講者数 4,993人
- (ウ) 課題研修
 - ・出前講座 講座数 7講座 出前回数 31回
 - ・夜間講座 講座数 21講座 受講者数 188人
 - ・休日講座 講座数 2講座 受講者数 179人

ウ 教育相談班

- (ア) 来所相談 787件 (イ) 来所面接相談（延べ件数） 2,916件 (ウ) 電話相談 4,084件
- (エ) 不登校児童生徒のグループカウンセリング 108人 (オ) 医療相談 150件
- (カ) 学校訪問相談 471件 (キ) 家庭訪問相談 75件 (ク) IT等を活用した学習 62件
- (ケ) 職場体験 53名参加 (コ) 長柄ジョイントキャンプ 67名参加

エ 情報教育・広報班

- (ア) 情報機器・通信網の保守・管理・整備
- (イ) 情報教育に関する調査・研究・支援
- (ウ) 教育情報・学習教材の開発・提供
- (エ) 「教育の情報化」に関する調査・資料提供・環境整備

8 養護教育センター

特別支援教育の充実及び振興を図るための特別支援教育の中心的施設。障害等のある子ども・保護者や担任からの相談、特別支援教育に関する調査研究、教育関係職員等の専門的資質の向上を目指す研修、特別支援教育の質的向上に資する資料収集と情報の提供を行う。

(1) 施設概要

- 位 置 美浜区高浜3-2-3 (児童相談所との複合施設)
- 開設年月日 平成8年8月1日
- 敷地面積 4,700m²
- 建物構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、4階建（一部2階建）
- 建築面積 2,038m²
- 延床面積 4,763m² (養護教育センター 1,065m²、児童相談所 3,698m²)

施	設	相談室	診察室	面接室	ハッピールーム	プレイルーム
		準備室 (1)		研修室(5)	ことばのへや	待合室
		事務室	会議室	執務室	図書資料室	更衣室(2)

(2) 事業実績（令和元年度）

ア 総務・研修班

(ア) 指導企画

- a 特別支援教育指導員の配置 前後期あわせてのべ80校（小学校73校、中学校7校）に配置
- b 学校訪問相談員の派遣 377回派遣
- c 特別支援教育介助員の配置 小学校15校・中学校2校に10人を配置
- d メディカルサポーター（看護師）の派遣 小学校7校に6人のメディカルサポーターを巡回で派遣
- e 特殊機器の貸出 車椅子 2台、車椅子用スロープ 0台、可動机 3台

(イ) 教職員研修

- a 基本研修 4講座 受講者 103人
- b 専門研修 36講座 受講者 2,165人

(ウ) 教育情報

- a 情報収集 特別支援教育関係図書4,767冊、雑誌1,630冊、関係資料1,133冊
- b 情報提供 市民対象の公開講座（2回）を開催、ホームページの更新

イ 教育相談・研究班

(ア) 教育相談

- a 来所相談 1,507件 面接回数 5,294回
- b 電話相談 2,523回
- c 訪問相談 1,005回（学校訪問相談員を含む）
- d 土曜教育相談 7回（6・9・10・12・1・2月の土曜日） 52件
- e 医療相談 52件

(イ) 調査研究

- a 研究主題 「チーム力をより高める校内支援体制の在り方」

3 生涯学習

市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進めるため、生涯学習センターを中心に各施設のネットワーク化を進めて、学習機会の充実を図り、市民に身近な学習情報を提供する。

また、地域の教育力を結集し、放課後の児童に「学びのきっかけ」となる体験・学習機会を提供するため、「放課後子ども教室推進事業」を全小学校で実施するとともに、子どもルームと一体的に運営するアフタースクールの導入を進める。

科学館においては、参加体験型施設として、子どもたちの探究心向上と創造力育成を図る。

1 生涯学習センター

市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市における生涯学習の振興を図るための中核施設。

指定管理者制度を導入しており、平成28年度からは公益財団法人千葉市教育振興財団が管理運営を行う。

(1) 概 要

位 置	中央区弁天3-7-7
開設年月日	平成13年4月1日
開館時間	午前9時～午後9時
休 館 日	毎月第4月曜日、年末年始
敷地面積	13,308.59m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上3階地下2階(7,010.02m ²)
延床面積	19,639.03m ² (うち生涯学習センター部分 約 6,751m ² 、中央図書館との共用部分 約2,613m ²)
主要施設	地下1階 小ホール(定員80人) スタジオ パソコン学習室 音楽スタジオ 映像音声加工編集ブース ラウンジ ブラウジングカフェ他 地上1階 生涯学習広場他 2階 ホール(定員300人) 調査・資料室他 3階 大研修室(定員86人) 研修室 食文化研修室 工芸研修室 特別会議室 小会議室他

(2) 事業実績(令和元年度)※新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から16日まで休館

3月17日から31日まで一部施設を使用中止

2月26日から3月31日まで主催事業中止

ア 生涯学習センター

(ア) 学習事業

学習体系	延受講者数	学習体系	延受講者数
ちばカレッジ・地域学	1,311人	現代的課題学習	3,834人
指導者養成事業	1,877	メディア学習事業	15,869
学習活動支援事業	4,474	自主事業	4,911

イ 施設管理事業

(ア) 施設利用状況 利用件数 13,121件

(イ) 生涯学習情報提供・相談事業

a 生涯学習情報の整備・提供 案内資料受入件数 5,990件

蔵書数 図書 9,720冊 資料・雑誌等 15,546点

b 生涯学習相談 相談数 2,555件

(ウ) 視聴覚教育機器・ソフト貸出事業 機材貸出 471件 視聴覚教材貸出 398件

2 公民館

地域の生活文化向上をめざし、市民一人ひとりが豊かな人間性を培い、心豊かなまちづくりを進めるための社会教育法で規定された教育施設。

市内に中核公民館6館(松ヶ丘・幕張・小中台・千城台・誉田・稻浜)、地区公民館41館、計47館を設置(うち21館に公民館図書室を設置)している。

指定管理者制度を導入しており、平成30年度からは公益財団法人千葉市教育振興財団が管理運営を行う。

(1) 概 要

開館時間 午前9時～午後9時（図書室は午前9時45分～午後5時）

休館日 年末年始（図書室は加えて毎月第3木曜日）

主要施設 講習室、会議室、ホール、工作室、調理室 等

公民館名	構造	延床面積 (m ²)	設置年月日	図書室	公民館名	構造	延床面積 (m ²)	設置年月日	図書室
中 央 区					若 葉 区				
松ヶ丘	RC 2	1,148	昭35.11.2 (平4.11.20)		草野	RC平	506	昭56.5.1	○
生浜	〃	810	昭42.8.1 (平3.8.15)	○	山王	〃	518	昭59.6.1	○
新宿	RC 3	1,201	昭44.4.1 (平16.10.8)		都賀	RC 2	542	昭60.6.1	○
宮崎	〃	1,173	昭46.6.1 (平10.8.11)		緑が丘	〃	541	昭60.6.1	○
葛城	RC 2	416	昭46.6.1		花見川区				
末広	〃	410	昭48.5.1		千城台	RC 2	1,034	昭47.5.1	
椿森	〃	404	昭49.5.1		更科	〃	502	昭38.4.10 (昭54.3.31)	○
川戸	〃	404	昭49.5.1		白井	RC平	750	昭48.5.1 (平17.9.27)	
星久喜	〃	405	昭52.5.1		加曾利	RC 2	405	昭51.5.1	
幕張					大宮	RC平	504	昭53.5.1	○
花園	RC 2 地下1	915	昭29.5.29 (平5.5.26)		みつわ台	〃	607	昭57.5.28	○
犢橋	S 2	677	昭29.7.14 (平29.9.1)		若松	〃	508	昭58.6.1	○
検見川	RC 2	576	昭35.11.2 (昭55.3.28)	○	桜木	RC 2	798	平8.4.1	○
花見川	〃	604	昭50.5.1		緑区				
さつきが丘	〃	505	昭55.5.1	○	誉田	RC 2	1,711	昭43.8.1 (平7.10.2)	○
こてはし台	RC平	503	昭55.5.1		椎名	〃	420	昭44.4.1	
長作	〃	527	昭58.6.1	○	土氣	RC平	502	昭44.7.15 (昭57.2.26)	
朝日ヶ丘	RC 2	540	昭62.6.1	○	越智	〃	626	平元.5.23	○
幕張本郷	〃	735	平6.10.25		おゆみ野	RC 2	1,098	平18.11.18	
稲毛区					美浜区				
小中台	RC 2 地下1	948	昭38.4.1 (平元.11.7)		稻浜	RC 2	568	昭61.6.1	
黒砂	RC 2	767	昭32.2.1 (平15.7.7)		幕張西	RC平	578	昭56.5.1	○
轟	〃	774	昭36.9.30 (平13.8.10)		磯辺	RC 2	518	昭59.6.1	○
稻毛	〃	556	昭40.7.1 (昭63.3.31)		幸町	〃	1,062	昭62.5.1	○
千草台	RC平	505	昭54.5.1	○	高浜	〃	535	昭63.5.24	
					打瀬	〃	781	平14.4.1	

※構造欄中、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「平」は平家建、「2」は2階建、「3」は3階建

※設置年月日欄中、()内は改築後の建物取得年月日 ※椎名公民館については、令和2年度末まで休館。

(2) 事業実績（令和元年度）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から19日まで休館

2月26日から3月31日まで主催事業中止

ア 利用者数 948,509人

イ 主催事業 1,085事業、延参加者数 48,571人

3 科 学 館

科学に関する知識の普及や啓発並びに青少年の創造力の涵養を図るとともに、市民文化の発展に寄与するため、公共施設と民間施設の複合ビルQiball（きぼーる）の7階～10階に科学館を設置し、各種事業を実施している。

指定管理者制度を導入しており、平成29年度からはコングレ・東急コミュニティー共同事業体が管理運営を行う。

(1) 概 要

位 置 中央区中央4-5-1 Qiball（きぼーる）内 7～10階

開設年月日 平成19年10月20日

開館時間 午前9時～午後7時（プラネタリウムは午前9時～午後8時）

休館日 年末年始、機器点検日

敷地面積 7,122.28m²（バス駐車場508.15m²含む）

建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階・地上15階・塔屋1階建て）

建築面積 5,239.19m²

延床面積 13,066.28m²

主要施設 7階「エントランス」 プラネタリウム、ミュージアムショップ、サイエンスアート広場

* プラネタリウム Qiball（きぼーる）の象徴的な存在である球体で直径23mの大型ドーム、座席数200席、光化学投影機とプロジェクターによるハイブリット型、1,000万個を超えるリアルな星空が投影できる

8階「ワンダータウン」 音・光・視覚・数などの不思議を科学的に楽しく探求するフロア

9階「テクノタウン」 高度な産業技術や科学技術を通して、科学の原理を分かりやすく解説していく、科学と技術をテーマにしたフロア

10階「ジオタウン」 地球、自然、宇宙、また自分自身の中にあるさまざまな科学の原理を、観察や体験を通してひも解いていく、地球まるごと体験フロア

(2) 事業実績（令和元年度）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から休館

ア 利用状況

常設展示 201,714人 プラネタリウム 129,674人

企画展示 63,586人 合計 394,974人

イ 企画展示事業

企画展示名	期間
「かずとかたちのふしぎ ラ・ビレット展」	H31. 3. 16～ 4. 7
「みんなのスポーツ展～ぼくもわたしもアスリート～	H31. 4. 20～ R1. 5. 19
「入門！きぼーる忍者道場～科学の力で修行の巻～	R1. 7. 13～ 9. 1
「糸かけで見る数楽アートの世界」	R1. 10. 18～11. 17
「宇宙の日記念 全国小・中学生 作文絵画コンテスト 作品展」	R2. 1. 2～ 1. 26
「スペースミッション2020」 ※臨時休館に伴い中止	R2. 3. 20～ 4. 5

4 図書館・公民館図書室

情報化社会の進展等により、多様化・複雑化する市民の幅広い学習ニーズに迅速・的確に対応し、市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、図書館の果たす役割は一層増大している。

このような状況の中で、市民サービスの拡充と業務の効率化を図り、いつでも、どこでも、だれでもが、十分な図書館サービスを享受できるよう、平成13年4月1日、中央図書館を核とした図書館網を整備した。平成19年4月1日から、予約サービス等のインターネットサービスを行っている。

なお、令和元年度末の蔵書総冊数は、図書館2,252,728冊、公民館図書室459,600冊であり、年間貸出総冊数は、図書館3,547,205冊、公民館図書室774,954冊、合計4,322,159冊に達し、年間市民1人当たりの貸出冊数は4.4冊となっている。

(1) 中央図書館（生涯学習センターとの複合施設）

ア 施設概要

区分	館名	中央図書館	団体貸出	移動図書館
位置	中央区弁天3-7-7			
開館時間	午前9時30分～午後9時（土・日・祝日は午後5時30分）			
休館日	毎週月曜日（ただし祝日・振替休日の場合は翌日）、図書整理日（毎月第3木曜日（ただし祝日の場合は翌日））、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間			市内26ステーションを原則として月2回巡回
所蔵資料数 (令和2年3月31日現在)	図書 1,021,793冊 視聴覚14,513点（CD 8,508点・DVD 2,914点 他） 紙芝居 1,089点・新聞 118紙・雑誌 736誌	図書 58,995冊		図書 24,099冊 雑誌 6誌
延床面積（m ² ）	鉄筋造3階建 10,275.19（専用面積）			
利元 用状 況度	資料貸出点数 図書資料 視聴覚資料 利用登録者数(人)	968,665 63,930 77,101	20,505 — —	41,309 — 2,570
その他の	閲覧席 約450席、自習室 96席			

イ 主な機能

- (ア) 図書館システムの中核機能（36の図書館・図書室を結ぶコンピュータネットワーク）
- (イ) ポピュラーコーナー・AVコーナー・ヤングアダルトコーナー・児童部門・障害者サービス部門における資料と情報の提供
- (ウ) 専門的な調査・研究に対応できる参考調査機能
- (エ) 関係機関・団体等との連携協力機能
- (オ) 図書資料の保存機能（公共図書館初の自動出納書庫の導入）
- (カ) 市内大学・市内図書館等との連携

- (イ) 国際化・情報社会・高齢化に対応した図書館サービスの提供（インターネットによる情報発信）
- (ク) 視覚障害者への無料の郵送等による貸出サービス
- (ケ) 「どこででも借りられ、どこででも返せる」図書館サービス（ブックメールカーの運行）
- (コ) 文庫・学校等を対象とした団体貸出サービス等
- (サ) 千葉市行政資料目録、千葉市図書館新聞一覧を図書館ホームページに掲載
- (シ) 有料宅配サービス
- (ス) Wi-Fi環境の整備（無線LAN）（中央図書館、みやこ図書館、みずほ花の花図書館）
- (セ) 国会図書館デジタル化資料送信サービス（中央図書館のみ）

ウ インターネットサービス

- (ア) 利用情報提供サービス
 - インターネット（パソコン・携帯電話）・図書館内検索機及び自動音声応答電話
- (イ) 予約サービス（市内在住・在勤・在学者）
 - インターネット（パソコン・携帯電話）及び図書館内検索機
- (ウ) Eメールによるレンタルサービス（市内在住・在勤・在学者）

(2) 地区図書館・分館・公民館図書室

ア 地区図書館

区分	図書館名	みやこ	花見川	稻毛	若葉	緑	美浜
位置	都町3-11-3	こてはし台 5-9-7	小仲台 5-1-1	千城台西 2-1-1	おゆみ野 3-15-2 (隣接コミュニティセンターに併設)	高洲3-12-1 (高洲コミュニティセンターに併設)	
設置年月日	平元. 11. 25	昭53. 5. 1	昭47. 6. 1	昭49. 8. 1	平12. 4. 1	昭55. 11. 16	
開館時間		午前9時～午後5時15分					
休館日		毎週月曜日（ただし祝日・振替休日の場合は翌日）、図書整理日（毎月第3木曜日（ただし祝日の場合は翌日））、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間					
所蔵資料数（年3月現在）							
図書資料（冊）	113,299	108,279	149,313	111,382	133,172	111,601	
視聴覚資料（点）	2,872	2,390	3,250	2,352	3,015	3,838	
敷地面積（m ² ）	1,861	1,655	2,123	1,200	7,019	5,064	
建物及び延床面積（m ² ）	1,754	1,200	2,800	1,147	1,940	879	
利用状況	資料貸出点数						
元年度	図書資料	191,804	104,875	344,342	145,495	339,166	429,106
	視聴覚資料	6,566	5,456	11,211	6,344	10,196	16,432
	利用登録者数(人)	11,791	7,404	26,311	10,325	23,910	25,687

イ 分館

分館名 (図書館)	みずほハスの花 図書館(中央)	白旗 (みやこ)	花見川団地 (花見川)	西都賀 (若葉)	泉 (若葉)	土気図書室 (緑)	あすみが丘 (緑)	打瀬 (美浜)	
位 置	瑞穂 1-1 (花見川区役所 1階)	白旗 1-3-16 (南部青少年セ ンターに併設)	花見川 3-31-101	西都賀 2-8-8	野呂町 622-10 (白井公民館に 併設)	土気町 1634 (土氣市民 センター2階)	あすみが丘 7-2-4 (あすみが丘3階)	打瀬 2-13 (幕張ベイタウ ン・コア2階)	
設置年月日	平29. 3. 28	昭48. 11. 5	昭54. 7. 25	昭55. 10. 24	平18. 3. 25	昭49. 11. 7	平5. 5. 6	平14. 4. 1	
開館時間	月～日 午前9時～午後5時15分	火～日	午前9時～午後5時15分		火・水・土 午後1時～5時15分	火～日 午前9時～午後5時15分			
所蔵資料数 (2年3月31日現在)	24,219	71,037	60,236	66,979	42,679	29,520	65,926	60,199	
図書資料(冊)	-	1	1	1	5	-	2	1	
視聴覚資料(点)									
建物及び 延床面積 (m ²)	鉄筋コンクリート 3階建 490	鉄筋コンクリート 3階建 548	鉄筋コンクリート 2階建 802	鉄筋コンクリート 3階建 762	鉄筋コンクリート 一部木造平屋建 500	鉄筋コンクリート 2階建 196	鉄筋コンクリート 3階建 512	鉄筋コンクリート 2階建 718	
利用状況 元年度	資料貸出点数 図書資料 視聴覚資料 利用登録者数(人)	170,975 1,968 4,772	137,280 4,045 8,855	93,800 2,689 6,008	94,862 2,044 5,850	34,306 300 1,214	18,042 310 1,214	147,760 2,571 8,763	264,913 3,262 15,752

※中央図書館・地区図書館・分館・公民館図書室

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月3日（火）から3月15日（日）まで休館（予約本の受取、返却のみ）。

3月16日（月）から一部利用制限し開館（ただし、月曜日が定例休館の図書館等は3月17日（火）から開館）。

ウ 公民館図書室

区分 公民館	開室年月日	面積 (m ²)	図書資料数(冊) 〔令和2年3月 31日現在〕	利用状況(元年度)		
				資料貸出点数		利用者登録数 (人)
				図書資料	視聴覚資料	
生 浜	平 4. 6. 1	92	15,209	32,075	1,355	2,029
幕 張	平 5. 6. 1	100	19,664	78,047	1,769	5,018
検 見 川	昭 55. 6. 10	84	22,401	44,297	1,686	2,308
さつきが丘	昭 55. 6. 10	87	21,923	30,049	485	1,814
長 作	昭 58. 6. 18	88	19,740	13,464	602	951
朝 日 ケ 丘	昭 62. 6. 6	85	19,685	51,946	1,149	2,126
千 草 台	昭 54. 6. 5	99	22,218	28,659	654	1,325
草 野	昭 56. 6. 9	94	21,845	29,156	1,205	1,348
山 王	昭 59. 6. 9	86	22,442	36,341	695	1,643
都 賀	昭 60. 6. 8	90	21,469	31,488	452	1,360
緑 が 丘	昭 60. 6. 8	83	15,992	32,007	639	1,931
更 科	昭 54. 6. 5	100	15,430	3,555	17	395
大 宮	昭 53. 6. 20	96	22,374	14,935	529	964
みつわ台	平 9. 4. 1	105	22,553	74,060	1,506	3,577
若 松	昭 58. 6. 18	89	20,823	37,406	1,331	1,425
桜 木	平 21. 4. 6	105	22,235	29,487	544	2,521
誉 田	平 8. 3. 26	287	30,750	38,629	382	2,839
越 智	平 元. 7. 18	90	17,065	19,320	661	1,031
幕 張 西	昭 56. 6. 9	94	20,651	78,373	1,568	3,680
磯 辺	昭 59. 6. 9	90	18,864	26,620	616	982
幸 町	昭 62. 5. 20	304	46,267	45,040	553	3,137
合			計	459,600	774,954	18,398
						42,404

※開室時間 午前9時45分～午後5時

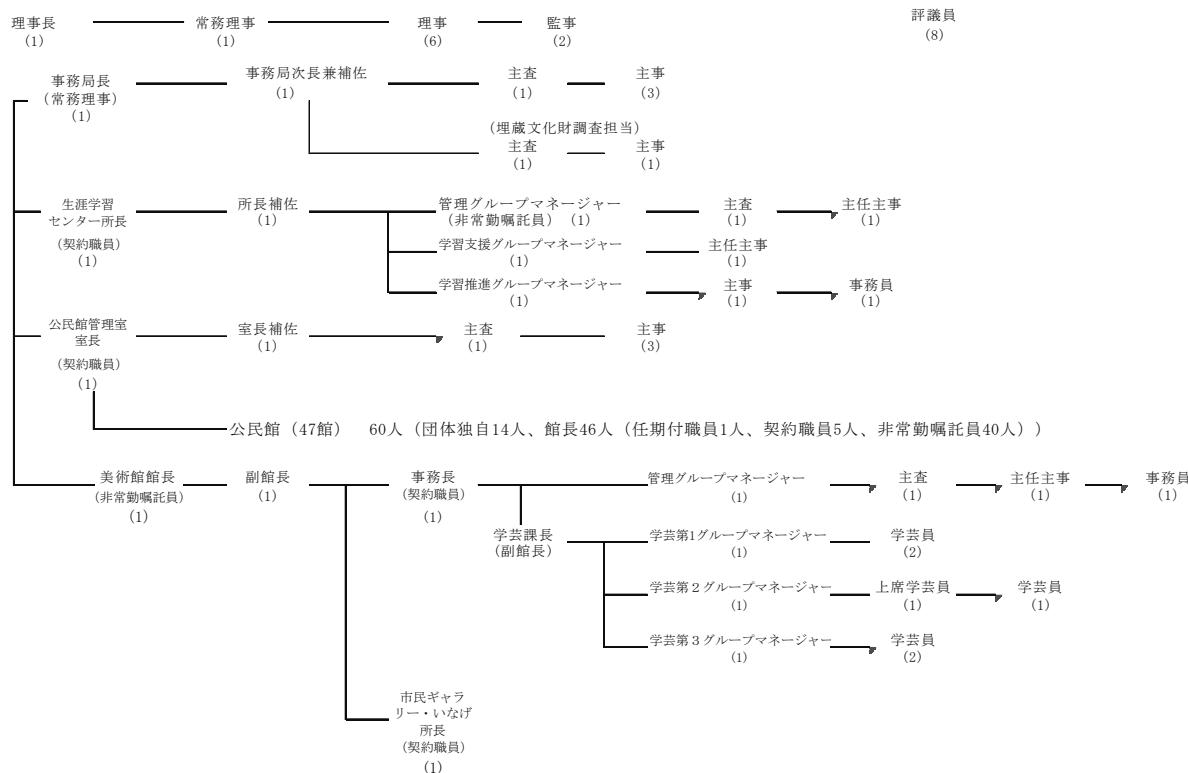
※休館日 每月第3木曜日

5 公益財団法人千葉市教育振興財団

(公財)千葉市教育振興財団は、平成7年4月に千葉市美術館の管理・運営等のため設立された(財)千葉市美術振興財団が、千葉市の生涯学習施設の管理運営を行うことに伴い、平成12年12月に(財)千葉市教育振興財団へと名称を変更、平成14年4月に(財)千葉市文化財調査協会を統合、さらに、平成25年4月に公益財団法人へ移行し、心豊かで活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的に教育及び文化に関する各種事業を実施している。

(1) 組織及び人員

公益財団法人千葉市教育振興財団 組織図



正規職員数 48人

(2) 主な事業

- ア 千葉市生涯学習センターの管理運営（P. 271参照）
 - イ 千葉市公民館の管理運営（P. 272参照）
 - ウ 千葉市美術館の管理運営（P. 169参照）
 - エ 千葉市民ギャラリー・いなげの管理運営（P. 171参照）

(3) 出捐金

200,000千円

6 南部青少年センター

青少年の健全な育成を図るため、個人やグループが学習や文化活動等の体験を通して自らの教養や技能を高めるための場を提供することにより、生涯にわたり、これを継続・実践できる能力と、相互の連携による豊かな人間性を育てることを目的としている。

位 置 中央区白旗1-3-16
 開設年月日 昭和48年11月5日 敷 地 面 積 2,973.37m²
 建 物 鉄筋コンクリート造3階建 2,848.17m²
 1階 事務室 ラウンジ ホール (204名収容)
 2階 講習室 会議室 料理実習室
 3階 美術実習室 録音室 視聴覚室 和室 レッスン室 (3室)

利用状況一覧（令和元年度）※新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から3月16日まで休館

利 用 者 総 数	主 催 事 業			貸出事業 施設貸出 (利用申込)
	在学青少年対象		青 少 年 ・ 一 般 対 象	
	講 座 関 係	講 座 関 係	育 成 関 係	
46,803人	444人	168人	1,126人	45,065人

7 アフタースクール事業

小学校の放課後において、希望する全ての子どもたちを対象に「安全・安心な居場所」と「学びのきっかけ」を提供するため、放課後子ども教室と子どもルームとを一体的に運営する。

実 施 箇 所 12か所
 児 童 数 1,130人
 開 設 日 日曜・祝日及び年末年始を除く毎日
 開 設 時 間 平 日 昼間の部 授業終了後から午後5時まで
 夜間の部 午後5時から午後7時まで
 土曜日 午前8時から午後4時30分まで
 利用料 (月額) 昼間の部 3,500円 (7・8月以外) 4,000円 (7月) 5,500円 (8月)
 夜間の部 5,000円 (7・8月以外) 5,000円 (7月) 5,000円 (8月)
 ※生活保護受給世帯等減免あり。

4 文 化 財

郷土の歴史や伝統文化を保護・活用し、市民のふるさと意識の向上に努めるとともに、次世代への保存、継承を図る。

1 文化財の保護

(1) 文化財一覧 (令和2年4月1日)

() は特別史跡の件数

種 類 区 分	有 形 文 化 財							文 無 化 財	民 俗 無 形 文 化 財	記 念 物			計
	建 造 物	彫 刻	工 芸 品	絵 画	書 跡	考 古	歴 史 資 料			史 跡	名 勝	天 然	
国 (指定)			1	1						5(1)		2	9(1)
国 (登録)	6												6
県 (指定)	3	3	4	6	3	2		2	2	6		3	34
市 (指定)	6	16	3		2	7	1		1	12	1		49
市 (地域)	1				2		1		4	2			10
計	16	19	8	7	7	9	2	2	7	25(1)	1	5	108(1)

(2) 特別史跡加曽利貝塚の魅力向上

平成29年10月13日、我が国文化の象徴として、加曽利貝塚が国の特別史跡に指定された。縄文時代としては4例目、貝塚としては初めてであり、全国から注目されている。

この機会を活かし、加曽利貝塚の魅力や重要性を多くの方に知ってもらうため、平成29年9月から新たな発掘調査に着手し、縄文貝塚文化の研究を進めるとともに、平成31年2月に「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」を策定し、加曽利貝塚およびその周辺エリアの将来像を示した。

今後、グランドデザインに基づく整備を進め、加曽利貝塚でしか提供できない縄文体験やイベントを実施していく。

2 埋蔵文化財調査センター

大覚寺山古墳、森台貝塚、上赤塚貝塚などの遺跡が近在する中央区南生実町に埋蔵文化財発掘調査の拠点施設として建設され、出土品の収蔵・保管・研究を行っている。また、その成果を有効かつ総合的に活用するため普及事業を実施している。

位 置 中央区南生実町1210

開館年月日 昭和60年4月23日

敷地面積 4,839m²

建 物 鉄筋コンクリート造一部2階建

延面積 1,799m²

(1) 施設概要

工作室、講堂、展示ロビー、収蔵展示室、撮影室、フィルム保管庫、収蔵庫、製図・図面・図書室、研究室、事務室

(2) 事業実績（令和元年度）

ア 埋蔵文化財発掘調査（12事業21遺跡）

イ 文化財保護思想のかん養と普及（埋蔵文化財ロビー巡回展、展示解説、講師派遣等）

ウ 利用状況 1,930人

3 加曽利貝塚博物館

加曽利貝塚は、直径140mで環状の北貝塚と、長径190mで馬蹄形の南貝塚が接続し、日本最大級の規模を誇っている。特に、縄文時代中期から晩期まで約2千年にわたって集落が存続し、大型貝塚の形成から発展・消滅の歴史的過程を知ることのできる貴重な遺跡でもある。

このため、集落の展開や大型貝塚の意味を把握しつつ広域に保存し、生きた教材として活用できる野外博物館として、遺跡全体の整備が進められてきた。

北貝塚は昭和46年3月に、南貝塚は昭和52年9月、さらに昭和61年8月には南貝塚に隣接する東傾斜面が国の史跡に指定された。平成29年2月には北側隣接地と南側隣接地の2ヵ所が追加指定されており、指定範囲面積151,104.34m²となっている。（公有地：139,422.34m²）

平成29年10月に国の特別史跡に指定され、平成30年4月1日には都市公園名称を「加曽利貝塚公園」から「加曽利貝塚縄文遺跡公園」へ変更するとともに、都市公園としての区域を「北貝塚の一部」から「北貝塚の一部と南貝塚」に拡大した。

昭和41年11月の博物館開館以来、北貝塚は「貝塚公園」として整備され、貝層断面や竪穴住居跡群を

保存・展示した野外施設が設けられた。昭和63年から南貝塚の整備を実施し、新たに貝層断面観覧施設や復元縄文集落、園路、説明板が設置され、現在、北・南両貝塚の時期の異なる断面を比較・見学することができる。

位 置 若葉区桜木 8-33-1
 開館年月日 昭和41年11月24日
 博物館登録年月日 昭和43年3月30日
 建 物 鉄筋コンクリート造 2階建 一部平屋
 延床面積 2,311.86m² (野外施設等を含む)

(1) 施設概要

本 館			野 外 施 設		収蔵庫、その他の	
1階	講 堂	67.76 m ²	貝層断面観覧施設		第 二 収 藏 庫	280.28 m ²
	図 書 室	38.12	・北 貝 塚	224.25 m ²	※第一、三収蔵庫は	
	事 務 室	28.71	・南 貝 塚	129.42	平成30年度に解体	
	器 材 室	17.55	住居跡群観覧施設	281.95	旧 大須賀家住宅	254.27
	宿 直 室	14.10	計	635.62	車 庫	18.63
	そ の 他	181.24	復 元 集 落		野 外 便 所 2 か 所	57.83
2階	展 示 室	366.55	・復 元 住 居	3 棟		
計		714.03	・柱配 置復元	1	計	962.21

(2) 事業実績（令和元年度） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から休館

ア 教育普及事業

「縄文春まつり」、夏休みイベント（土器ドキ発掘体験、子ども土器づくり教室など）、「縄文秋まつり」、「ナイトミュージアム」、縄文時代研究講座、自然観察ワークショップ、出張展示、イベント協力、講師派遣、体験プログラム等

イ 展示事業

- (ア) 常設展「加曽利貝塚から縄文時代の貝塚を見る」
- (イ) 初夏のパネル展「加曽利貝塚の歴史」
- (ウ) 夏休み子ども企画展「縄文人の謎にせまる」
- (エ) 秋のパネル展「写真で見る加曽利貝塚の自然」
- (オ) 企画展「あれもE これもE 千葉市内出土の加曽利E式土器」
- (カ) 「特別史跡加曽利貝塚発掘速報展」

(3) 利用状況（令和元年度） 67,632人（1日平均 241人）

4郷土博物館

郷土博物館は、昭和42年4月に観光課所管の「郷土館」として開館し、昭和51年7月に教育委員会所管の社会教育施設となり、昭和58年4月には「千葉市立郷土博物館」と館名を改めるとともに、同年9月に博物館登録された。その後、平成12・13年度に耐震改修工事、平成22年度には千葉市科学館に移転したプラネタリウム室を近現代の展示室に改修した。

当館は、歴史・民俗系の博物館として、古代から現代までの本市の通史全般に係る調査・研究・展示・教育普及活動を行い市内外の多くの方々に本市の歩みを伝承するとともに、市史の編さんを行って

いる。

また、2026年の開府900年に向け、都市アイデンティティ確立における肝要な地域資源である「千葉氏」に係る情報発信拠点として事業展開していくとともに、市史「史料編近現代」3巻の編集・刊行を進めしていく。

位 置	中央区亥鼻1-6-1
開 館 年 月 日	昭和42年4月9日
博物館登録年月日	昭和58年9月16日
建 物	本 館 鉄骨鉄筋コンクリート造(城郭建築4層5階) 本館玄関棟 鉄骨鉄筋コンクリート造(城郭建築2層2階)
面 積	収 藏 棟 鉄筋コンクリート造(地上1階地下2階/一部塔屋) 敷地面積 8,748.59m ² 建築面積 823.75m ² 延床面積 2,416.29m ²

(1) 施設概要

本 館	1階 展示室、講座室他 2階 展示室、歴史・市史学芸員室、休憩コーナー 3階 展示室 4階 展示室 5階 展望室(展示室)
-----	---

(2) 事業実績(令和元年度) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月3日から休館

ア 資料収集保管事業	収集資料 3点
イ 調査研究事業	千葉市民俗調査、千葉市関係資料の調査、千葉氏関係資料調査、収集資料の調査、「研究紀要」の発行
ウ 展示事業	常設展示、特別展「海と千葉一海とともに歩んだ歴史ー」、企画展「写真でふりかえる平成の千葉市」、「江戸時代の妙見寺」、パネル展「千葉氏入門Q&A」等
エ 教育普及事業	歴史講座、鎌倉騎馬武者体験、歴史散歩、講座「千葉氏をまなぶ」、鎧やむかしの着物の着用体験、鎧づくり体験講座、夏休み郷土史講座、千葉氏公開市民講座、講師派遣(10回)、ボランティアによる展示解説等
オ 市史編さん事業	初級古文書講座、市史研究講座、中級古文書講座、『ちば市史編さん便り』、『千葉いまむかし』の発行

(3) 利用状況(令和元年度) 46,308人(1日平均 190人)

(4) 資料収集状況

令和2年3月31日現在

歴 史	民 俗	書 籍	科 学	美 術	合 計
5,277	6,797	17,433	143	213	29,863

第16章

都 市 局

内 容

- 1 都市計画 (285)
- 2 都市再開発 (288)
- 3 区画整理 (290)
- 4 都市交通体系 (293)
- 5 海辺の活性化 (296)
- 6 建築・住宅 (298)
- 7 公園 (307)
- 8 緑化事業 (315)

都市局

1 都市計画

1 都市計画区域

本市の都市計画区域は、昭和5年7月、当時の行政区域1,522haについて指定されたが、その後、市の発展に伴い隣接町村の合併、公有水面埋立等市域の拡張による区域の変更が行われ、現在の都市計画区域面積は27,209haとなっている。

2 都市計画及び都市再生に関する基本の方針

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）

都市全体の視点から都市づくりのビジョン、広域・根幹的な土地利用や都市施設等の主要な都市計画の決定の方針を定めている。

(2) 都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスターplan）

「千葉市新基本計画」と「都市計画区域マスターplan」に即し、都市づくりの理念、目標、施策の方向性等の基本的な方針を定めている。

(3) 立地適正化計画

人口減少と少子超高齢化社会という社会構造の大きな転換期を迎えるとしている社会情勢を踏まえて、都市再生特別措置法に基づき平成31年3月に策定した。都市計画マスターplanに位置付ける集約型都市構造の実現に向けた取組みを推進するため、立地の適正化に関する基本的な方針や、計画の区域、市が講ずべき施策・事業等を定めている。

3 市街化区域・市街化調整区域

決定年月日	市街化区域編入箇所	決定年月日	市街化区域編入箇所
昭和45年7月31日	(当初決定)	平成8年10月18日	(行政界変更に伴う変更)
昭和48年5月25日	旧土気町の一部等	平成9年9月9日	土気東地区、御成台地区等
昭和57年8月10日	幕張地区、土気南地区等	平成13年3月30日	稻毛北地区、中央港1丁目地区
昭和60年8月30日	新検見川北地区、原町第3地区等	平成19年3月20日	古市場地区
昭和62年10月2日	大野台地区	平成28年2月12日	千葉中央港地区
平成3年3月26日	東寺山第3地区、蘇我町2丁目地先地区		

市街化区域 12,882ha (47.3%) 市街化調整区域 14,327ha (52.7%)

4 地域地区

本市は、昭和23年2月、戦災復興計画により初めて、旧都市計画法に基づき「商業地域」、「住居地域」、「工業地域」、「未指定地域」の4区分が指定され、昭和39年1月には、市街地の拡大に伴い現在の用途地域の骨格を定め、その後は市街地開発事業や埋立事業などの計画的な整備に合わせ用途地域の指定変更を行ってきている。

昭和48年には、高度経済成長時代の都市問題を背景とする都市計画法及び建築基準法の改正を受け、広域都市計画の見地から全市的な土地利用の規制・誘導を行うため、8種類の用途地域の指定を行い、平成8年には、住環境の保護や市街地形態の多様化への対応を目的として、12種類の用途地域へと変更している。

また、これら用途地域を補完するものとして、高度地区や防火地域・準防火地域、特別用途地区、高度利用地区などの指定を行っており、平成25年6月には、市街地の住環境を維持し、秩序ある街並みの

形成を図るため、絶対高さを定める高度地区へ変更を行った。

本市の用途地域は、住宅団地や埋立地等の計画的に整備された市街地については、それぞれの土地利用計画に整合したものとするほか、都心部や駅周辺では、土地の高度利用を誘導するため商業系の地域を定め、その他、住宅地については住環境の保全を重視し住居専用地域を広く定めている。

地域地区一覧

地域地区		地区数	面積 (ha)
用途地域	第一種低層住居専用地域		3, 446
	第二種低層住居専用地域		62
	第一種中高層住居専用地域		2, 036
	第二種中高層住居専用地域		608
	第一種住居地域		2, 442
	第二種住居地域		854
	準住居地域		82
	近隣商業地域		497
	商業地域		429
	準工業地域		631
	工業地域		432
	工業専用地域		1, 363
	合 計		12, 882
特別用途地区	新港経済振興地区		151
	幕張新都心文教地区		82
高度地区	第一種高度地区 (20m)		4, 663
	〃 (31m)		815
	第二種高度地区 (20m)		351
	〃 (31m)		88
	合 計		5, 917
高度利用地区		13地区	22. 8
特定街区		2 地区	8. 9
都市再生特別地区		1 地区	0. 6
防火地域・準防火地域	防火地域		294
	準防火地域		810
	合 計		1, 104
駐車場整備地区		1 地区	261. 6
臨港地区	千葉港臨港地区	1 地区	143
特別緑地保全地区		13地区	61. 1
生産緑地地区		426地区	94. 54

5 地区計画

まちづくりの最低限のルールは、都市計画法や建築基準法などによって定められている。地区計画は、地区の特性などに応じたきめ細かなまちづくりを進めていくために、住民等の意見を十分に取り入れながら、地域の実情にあわせた建物の建て方などをその計画内容にそって規制・誘導する制度である。

この地区計画制度は、都市計画法及び建築基準法の改正により昭和55年に創設され、まちづくりに有

効な手法のひとつとして活用されている。

本市においては、昭和60年のこてはし横戸団地地区計画決定から令和2年3月までで58地区が決定されている。

このうち、再開発等促進区を利用した地区計画は、幕張新都心豊砂地区地区計画（平成3年）と蘇我副都心臨海地区地区計画（平成14年）の2地区である。

	地区数	面積 (ha)
地区計画	58地区	1230.9
うち 再開発等促進区	2地区	186.7

6 都市景観の形成

本市の都市景観行政は、昭和54年度に策定した「都市美基本構想」を基に都心部の公共施設整備を中心に行ってきた。その後、民有地における景観形成の誘導、市民・事業者の協力による地域の特性を活かした都市景観形成を推進するため、平成8年3月に「千葉市都市景観条例」を制定し、各種施策を実施した。

平成16年に、国は景観に関する初めての総合的な法律である「景観法」を制定した。これを受け、新たな景観マスターplanとして、平成22年12月に「千葉市景観計画」を策定し、自主条例による景観施策から景観法に基づく施策の展開へと移行した。

また、景観計画区域内（市内全域）で、地域の特性を活かし、先導的な景観形成を図る必要がある特定の地区を「景観形成推進地区」と位置づけ、平成24年10月には幕張新都心中心地区（112.3ha）を、平成31年1月には幕張新都心若葉住宅地区（22.8ha）を指定した。

7 屋外広告物行政指導

本市の屋外広告物行政は、昭和47年に千葉県より屋外広告物法に基づく千葉県屋外広告物条例関連事務の委任を受け、その後の政令市移行に伴い千葉市屋外広告物条例を制定し、運用してきた。

国は、平成16年の景観法制定に伴い屋外広告物法を改正し、違反広告物の簡易除却制度の拡大と屋外広告業登録制度を導入した。これを受け、平成17年3月に条例の一部を改正し、屋外広告業を届出制から登録制へと移行した。

また、平成27年3月に条例の一部を改正し、地域の特性を活かした広告物の独自ルールを定められる広告物景観形成地区の創設や、良好な景観形成に寄与する広告物の特例制度の拡充等を定めた。

8 臨海部地域再編整備

蘇我特定地区については、平成13年10月に策定した「蘇我特定地区整備計画」において、千葉都心、幕張新都心と並び、バランスのとれた多心型都市構造の形成を図るため蘇我副都心の育成・整備を目指している。

9 宅地開発指導

無秩序な市街化を抑制し、市民の快適な生活環境及び良好な都市環境を創造していくため、都市計画法に基づく開発許可制度を運用し、公共施設の整備を図ると共に、事業者に対し、宅地開発指導要綱に

に基づき公益施設整備等の行政指導を行っている。

(1) 開発行為等申請状況（令和元年度）

都市計画法第29条開発行為許可申請	101件	開発行為等に関する申告書	5件
〃 第43条建築行為許可申請	45件	宅地造成等規制法第8条工事許可申請	13件
〃 施行規則第60条証明	195件	指導要綱に基づく協定締結願	3件

10 令和2年地価公示（令和2年1月1日現在）

(1) 用途別の平均価格と平均変動率の推移

区分	住宅地		商業地	
	平均価格	平均変動率	平均価格	平均変動率
平成26年	円/㎡ 116,300	% 0.1	円/㎡ 302,800	% △ 0.3
平成27年	円/㎡ 116,800	% 0.2	円/㎡ 301,800	% 0.0
平成28年	円/㎡ 113,900	% 0.2	円/㎡ 296,500	% 0.5
平成29年	円/㎡ 114,700	% 0.4	円/㎡ 296,700	% 1.4
平成30年	円/㎡ 116,300	% 0.7	円/㎡ 305,200	% 2.2
令和元年	円/㎡ 118,500	% 1.1	円/㎡ 314,700	% 3.0
令和2年	円/㎡ 120,800	% 1.3	円/㎡ 333,500	% 4.1

(2) 区別の平均価格と平均変動率

区分	住宅地		商業地	
	平均価格	平均変動率	平均価格	平均変動率
中央区	129,600円/㎡	2.1%	374,000円/㎡	4.6%
花見川区	129,800円/㎡	0.7%	233,500円/㎡	3.8%
稻毛区	146,400円/㎡	1.8%	294,700円/㎡	3.1%
若葉区	80,200円/㎡	0.5%	194,000円/㎡	2.6%
緑区	66,500円/㎡	0.7%	201,000円/㎡	4.7%
美浜区	163,400円/㎡	1.1%	293,000円/㎡	3.1%
市平均	120,800円/㎡	1.3%	333,500円/㎡	4.1%

※平均変動率は各地点の変動率の平均

2 都市再開発

本市では、昭和60年8月に長期的で総合的なマスタープランとして「都市再開発方針」を定め（平成13年3月見直し）、再開発を計画的に進めてきた。平成12年の都市計画法の改正により、平成19年3月に独立した都市計画となり、またその後平成28年2月に社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行った。特に一体的かつ総合的に市街地再開発を促進すべき地区として、7地区約314haが「再開発促進地区」に指定されている。

1 完了地区

地区名	地区概要	備考
千葉中央地区	事業名称：千葉中央地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区中央1丁目11番地、2丁目5番地 地区面積：約1.2ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約180億円	S60.8 都市計画決定 S61.5 組合設立認可 S62.6 権利交換計画認可 H元.7 工事完了公告 H3.3 組合解散認可
千葉中央第二地区	事業名称：千葉中央第二地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区中央3丁目3番地1他 地区面積：約0.25ha 施行者：個人施行者 総事業費：約30億円	S59.7 事業施行認可 S59.12 権利交換計画認可 S61.9 工事完了公告 S62.7 事業終了認可

地区名	地区概要	備考
千葉新町地区	事業名称：千葉新町地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区新町1,000番地 地区面積：約 2.9 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 840 億円	S 61. 12 都市計画決定 H元. 3 組合設立認可 H 2. 3 権利変換計画認可 H 5. 7 工事完了公告 H 8. 3 組合解散認可
千葉新町第二地区	事業名称：千葉新町第二地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区新町1,001番地 地区面積：約 1.1 ha 施行者：個人施行者 総事業費：約 290 億円	S 61. 12 都市計画決定 H元. 3 事業施行認可 H 2.11 権利変換計画認可 H 5. 3 工事完了公告 H 8. 3 事業終了認可
千葉中央第六地区	事業名称：千葉中央第六地区第一種市街地再開発事業 所在地：中央区中央4丁目5番1 地区面積：約 1.3 ha 施行者：市街地再開発組合 総事業費：約 216 億円	H15. 8 都市計画決定 H15.12 組合設立認可 H16.11 権利変換計画認可 H19. 7 工事完了公告 H20. 1 組合解散認可

2 施行中地区

(1) 千葉駅西口地区市街地再開発事業

千葉駅西口地区の土地利用の高度化を図り、東口に集中する駅前広場機能を分担し、都心部と臨海部の連絡機能を強化するため、再開発ビルの建築に併せて西口駅前広場や駅前道路を一体的に整備し、本市の新たな玄関口にふさわしい市街地の形成を目指している。

A工区については、平成25年度に再開発ビルが竣工した。また、B工区についても、令和元年度に3棟の再開発ビル（商業・公園・病院）やペデストリアンデッキ等の公共施設が竣工した。

令和2年度は、B工区の再開発ビル等の竣工に伴う事業計画の変更やペデストリアンデッキの供用開始に伴う交差点改良工事を行う。

千葉駅西口地区			
施工者	千葉市	施設建築物	再開発ビル (商業・業務・医療施設・住宅)
施工区域	中央区新千葉1・2丁目の各一部	建築面積	約 6,143 m ²
施工面積	約 1.9 ha	延床面積	約 48,830 m ²
権利者	157名	事業費	約 635 億円

(2) 千葉駅東口地区市街地再開発事業

県都千葉市の中心市街地への玄関口の整備であり、老朽化した既存建築物を再編することにより細分化された街区を一体利用することや、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、賑わいを創出することで、駅前の活性化、市民の利便性の向上、良好な都市環境の形成を図ることを目指している。

令和2年度は、再開発組合と協議を継続しつつ、駅前広場の整備や再開発ビルの整備を進める。

施工者	千葉駅東口地区市街地再開発組合	施設建築物	再開発ビル (商業・業務)
施工区域	中央区富士見2丁目1番他	建築面積	約 2,790 m ²
施工面積	約 1.0 ha	延床面積	約 24,880 m ²
権利者	5名	事業費	約 180 億円

3 区画整理

1 土地区画整理事業実施状況

施行区分	施行中		換地処分済		計		摘要
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	
個人	—	ha —	3	ha 56.63	3	ha 56.63	
組合	—	—	10	245.00	10	245.00	耕地整理法準用
組合	—	—	24	733.62	24	733.62	
公共団体(市)	3	111.73	16	726.25	19	837.98	
公共団体(県)	—	—	1	16.32	1	16.32	
行政庁	—	—	1	160.40	1	160.40	復興事業
都市再生機構	—	—	7	901.79	7	901.79	
計	3	111.73	62	2,840.01	65	2,951.74	

2 市施行土地区画整理事業

事業区域名	認可年月日	総事業費	面 積	施行年度	減歩率	備 考
南部	第一工区	昭17. 9. 2	千円 6,164,000	ha 130.81	% 28.86	平12. 1. 28 換地処分公告
	第二工区			78.34		平20. 2. 3 換地処分公告
	第三工区			10.38		昭46. 11. 2 換地処分公告
北部第一地区	19. 12. 30	447,225	51.25	19～平6	22.80	平3. 2. 8 換地処分公告
北部第二地区	20. 2. 13	333,639	20.61	19～平元	20.68	昭60. 12. 13 換地処分公告
長洲地区	29. 3. 12	114,113	4.32	28～54	23.44	昭53. 11. 28 換地処分公告
登戸地区	30. 3. 31	72,522	10.67	29～52	16.00	昭51. 3. 26 換地処分公告
作草部地区	33. 5. 16	369,696	9.56	33～平6	23.73	平2. 11. 30 換地処分公告
南部末広地区	33. 5. 23	103,853	33.41	33～48	22.00	昭46. 7. 9 換地処分公告
北部第三地区	36. 8. 29	28,898	6.88	36～48	20.00	昭45. 11. 27 換地処分公告
都地区	37. 8. 28	3,769,400	88.57	37～平23	24.27	平14. 9. 6 換地処分公告
検見川第二地区	38. 2. 11	2,173,627	44.74	37～平21	24.97	平6. 11. 4 換地処分公告
小中台地区	38. 3. 30	3,310,000	31.19	37～平27	25.22	平23. 2. 13 換地処分公告
幕張台	第一工区	40. 5. 19	3,961,662	74.86	40～平3	昭62. 11. 27 換地処分公告
	第二工区			66.36		昭60. 4. 5 換地処分公告
高品地区	42. 9. 5	327,447	24.33	42～平元	28.10	昭60. 5. 17 換地処分公告
港町地区	37. 10. 12	2,032,946	20.40	37～61	19.00	昭57. 6. 18 換地処分公告
新田地区	43. 3. 2	3,169,830	11.59	42～平3	19.90	昭61. 1. 7 換地処分公告
弁天地区	58. 2. 23	11,500,000	7.98	57～平19	7.86	平15. 2. 14 換地処分公告
検見川・稻毛地区	61. 1. 21	22,690,000	67.95	60～令20	26.51	建物 59.2% 道路 56.9% 進捗率 67.3%
寒川第一地区	平元. 11. 24	18,490,000	17.73	平元～令15	21.40	建物 68.1% 道路 41.6% 進捗率 71.4%
東幕張地区	平8. 10. 4	29,200,000	26.05	平8～令12	(22.19) 28.12	建物 62.3% 道路 50.4% 進捗率 67.4%

※カッコ書きは実質減歩率である。建物は建物等移転進捗率、道路は道路築造進捗率、進捗率は総事業費ベースである。(令和元年度末)

(1) 検見川・稻毛地区土地区画整理事業

J R 総武線新検見川駅より南東約500mに位置し、周辺は市街地形成された住宅地に囲まれている約68 haの区域である。(総事業費約227億円)

昭和61年1月21日事業認可(国庫補助対象事業)を受け、平成元年度より仮換地指定を行い、建物移転及び道路等の工事に着手した。

令和2年度については、引き続き建物移転及び道路整備等を実施する。

なお、当地区内の権利者は、土地所有者1,267名、借地権者0名となっており、建物移転戸数370戸、墓地移転258基である。

(2) 寒川第一土地区画整理事業

J R 外房線本千葉駅の南西約500mに位置し、東側は京成電鉄千原線、西側は国道357号、南側は市道寒川町線、さらに北側は昭和57年度に完了した港町土地区画整理事業地区に接する約17.7haの区域である。(総事業費 約185億円)

平成元年11月24日に事業認可(国庫補助対象事業)を受け、平成4年10月に仮換地指定を行い、建物移転及び道路等の工事に着手した。

令和2年度については、引き続き建物移転及び道路整備等を実施する。

なお、当地区内の権利者は、土地所有者386名、借地権者49名となっており、建物移転戸数は501戸である。

(3) 東幕張土地区画整理事業

当地区は、J R 総武線幕張駅の北側に位置し、東側は既存の密集市街地に接し、西側は都市計画道路3.3.15美浜長作町線、地区的南側は、J R 総武線、北側は市街化調整区域の水田に接する東西約400m、南北約600m、面積約26.1haの地区である。(総事業費 約292億円)

平成8年10月4日に事業認可(国庫補助対象事業)を受け、平成14年度に仮換地指定を行い、建物移転及び道路等の工事に着手した。

令和2年度については、引き続き、駅前線である都市計画道路幕張町武石町線とJR幕張駅北口駅前広場の建物移転及び道路築造工事等を実施する。

なお、当地区内の権利者は、土地所有者520名、借地権者3名となっており、建物移転戸数は456戸である。

3 組合施行土地区画整理事業

組合施行は、昭和30年に土地区画整理事法が施行されてから現在まで24地区が実施され、全地区が換地処分を完了している。本市では土地区画整理事業を施行する組合に対し助成を行うことによって、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進並びに健全な市街地の形成に努めている。

(1) 組合施行土地区画整理事業

組合名	認可年月日	総事業費	面積	施行年度	減歩率	備考
東部 土地区画整理事業組合	昭35. 1.19	千円 294,077	ha 9.79	昭34～平3	% 32.97	平2.10.26 換地処分公告
東部 第二 〃	38. 3.23	12,600	5.25	37～40	26.15	昭39. 8.21 換地処分公告
狐塚 〃	38. 4.16	7,741	1.80	38～43	—	昭43. 1.23 換地処分公告

組合名	認可年月日	総事業費	面積	施行年度	減歩率	備考
東部第三土地区画整理組合	昭39. 8. 31	千円 42,080	ha 10.09	昭39~46	% 17.96	昭42. 2. 7 換地処分公告
東千葉	40. 3. 31	1,063,687	43.43	39~54	27.68	昭48. 2. 2 換地処分公告
原町	44. 8. 8	1,909,743	17.70	44~54	26.81	昭54. 9. 14 換地処分公告
源町	44. 9. 8	2,047,623	41.36	44~50	31.01	昭50. 4. 11 換地処分公告
原町第二	45. 10. 2	983,290	8.07	45~53	43.35	昭52. 3. 4 換地処分公告
小中台第二	49. 11. 5	136,408	1.42	49~54	19.73	昭54. 10. 12 換地処分公告
みつわ台	54. 9. 7	343,307	2.83	54~60	19.04	昭59. 11. 24 換地処分公告
土気南	57. 9. 28	75,541,500	313.64	57~平9	56.96	平8. 7. 26 換地処分公告
誉田南	62. 2. 27	1,556,850	9.05	61~平6	43.74	平6. 11. 8 換地処分公告
原町第三	62. 3. 13	14,442,139	27.84	61~平14	49.28	平14. 2. 22 換地処分公告
新検見川北	63. 3. 8	16,921,252	37.93	62~平8	39.27	平8. 3. 8 換地処分公告
南部蘇我	平元. 10. 3	16,389,828	39.67	平元~28	36.80	平27. 11. 23 換地処分公告
東寺山第二	2. 7. 6	2,206,800	3.04	2~11	37.07	平7. 3. 22 換地処分公告
浜野駅東口	3. 6. 14	6,439,068	13.10	3~13	29.94	平13. 1. 19 換地処分公告
東寺山第三	5. 12. 24	3,634,753	8.50	5~13	37.46	平10. 7. 2 換地処分公告
小中台牛尾升	7. 11. 30	1,478,119	3.77	7~10	37.28	平10. 10. 20 換地処分公告
土気東	10. 2. 19	21,856,000	84.98	9~22	60.91	平22. 8. 1 換地処分公告
誉田一丁目	10. 3. 10	753,527	3.13	9~13	39.68	平13. 3. 27 換地処分公告
若葉区源町第二	11. 3. 10	1,618,300	3.24	10~14	59.84	平14. 11. 8 換地処分公告
稻毛北	13. 6. 20	6,275,800	31.97	13~19	46.84	平19. 1. 19 換地処分公告
緑区古市場地区	19. 10. 25	1,829,000	12.02	19~23	39.83	平23. 1. 30 換地処分公告

(2) 土地区画整理事業助成制度

助成対象組合

- ア 新たに住宅市街地等の造成を目的とした事業であって、かつ、その施行地区の面積（以下「施行面積」という）が2ha以上であること。
- イ 事業の施行後の道路、公園、広場及び緑地等の公共用地の合計面積が事業の施行面積の22%以上であること。ただし、事業に都市計画施設が含まれている場合で、特に市長が認めたときは、

この限りでない。

ウ 不動産売買、建設業その他これらに類する業を行う者が施行地区内において土地を所有している場合には、その面積が施行面積の3分の1以下であること。

助成の対象経費及び助成範囲

助成の対象となる経費	助成範囲
組合設立又は事業施行の認可に要する調査、測量及び設計に必要な経費	認可申請書の作成費まで
事業に要する資金のうちの借入金	<ul style="list-style-type: none">対象経費（工事費、補償費及び事務費のうち、借入金をもって充てる経費の3分の1）\times年5%施行面積（m²）に900円（大規模な整地工事を必要とする場合は1,400円）$\times$$\frac{1}{3}$$\times$年5% 上記のいずれか低い額。ただし、組合設立又は事業の施行認可後4年以内のものについてのみの利子補給対策であり、利子補給の期間は2年間とする。
組合事業に要する工事費	<ul style="list-style-type: none">施行地区内の都市計画決定された街路及び幅員10m以上の街路で都市計画として決定された街路に準ずると市長が認めたものについて用地買収することとして積算した用地費の額の$\frac{1}{3}$以内

4 独立行政法人都市再生機構施行地区画整理事業

事業区域名	認可年月日	総事業費	面積	施行年度	減歩率	備考
新検見川	昭44. 5. 6	千円 1,844,802	ha 77.58	昭44～46	% 35.00	昭和47年1月21日 換地処分公告
東寺山	44. 10. 8	3,670,532	102.28	44～49	35.00	昭和49年10月15日 換地処分公告
千葉東南部	52. 5. 11	400,785,142	605.00	52～平17	38.00	平成13年6月22日 換地処分公告
千原台	52. 5. 11	216,410,760	368.94 千葉市域 (2.38)	52～平18	38.00	平成14年5月17日 換地処分公告
千葉寺	62. 5. 16	39,996,988	55.26	62～平16	38.00	平成13年8月3日 換地処分公告
千葉中央港	平5. 6. 3	53,192,759	20.76	平5～23	34.48	平成19年8月31日 換地処分公告
蘇我臨海	15. 1. 23	11,786,094	38.53	14～23	40.15	平成19年3月30日 換地処分公告

4 都市交通体系

本市ではこれまで、人口の増加に伴う交通容量の不足などを背景に、鉄道、モノレール、道路の整備など、各分野における施設の量的な拡大を中心とした取組みが行われてきた。

しかしながら、今後は人口減少・少子超高齢社会の到来、地球温暖化の進行などの社会情勢の変化に的確に対応するために、効率的かつ持続可能な都市交通体系を目指し、鉄道、バス等の公共交通網の形成に

向けた取組みを促進する。

1 都市モノレール事業

千葉都市モノレールは、千葉都心部と、内陸部の住宅団地・海浜部を結ぶ都市交通として、また定時性に優れ、環境負荷にも対応した交通機関として、千葉みなと駅から千城台駅及び県庁前駅までの延長15.2kmで運行しており、1日約53千人（年間1,919万人）が利用している。

(1) 建設（開業）区間

ア 都市モノレール1号線（千葉みなと駅～県庁前駅間3.3km）

イ 都市モノレール2号線（千葉駅～千城台駅間12.1km）

(2) 延長 15.4km（建設キロ）

(3) 駅数 18駅 平均駅間距離約900m

(4) 車両型式 懸垂型モノレール

(5) 定員 166人（2両固定編成）

(6) 経営主体 千葉都市モノレール株式会社

(7) 旅客輸送状況（令和元年度）

1日平均乗車人員 実績 53,034人

〃 運輸収入 実績 約 9,233千円

年度別輸送実績

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
定期外	8,518,892	8,609,063	8,874,079	8,915,987	8,824,632
通勤定期	7,488,000	7,772,760	8,108,880	8,436,180	8,748,540
通学定期	1,579,680	1,654,440	1,769,580	1,836,960	1,837,440
定期合計	9,067,680	9,427,200	9,878,460	10,273,140	10,585,980
合計	17,586,572	18,036,263	18,752,539	19,189,127	19,410,612
1日平均	48,051（人/日）	49,414（人/日）	51,377（人/日）	52,573（人/日）	53,034（人/日）

(8) 工事等

路線	区間	延長 (建設キロ)	建設期間(年度)	備考
1号線	千葉みなと駅～千葉駅 千葉駅～県庁前駅	1.6km 1.7	平元～平7 平3～平10	平7年8月開業 平11年3月開業
2号線	スポーツセンター駅～千城台駅 (仮)千葉駅～スポーツセンター駅 千葉駅～(仮)千葉駅	8.1 3.9 0.1	昭56～昭62 昭61～平2 昭62～平7	昭63年3月開業 平3年6月開業 平7年8月開業

(9) 千葉都市モノレール(株)の概要

ア 設立 昭和54年3月20日

イ 所在地 千葉市稲毛区萩台町199-1

ウ 資本金額 1億円

〔株主〕千葉市（93.0%）

他19社（7.0%）

2 コミュニティバスの運行（令和元年度）

	さらしなバス	おまごバス	いづみバス
運行開始	平成10年10月 平成17年9月見直し 平成25年10月見直し	平成17年9月 平成25年10月見直し	平成20年3月 平成25年10月見直し
運行日数	365日		
運行ルート	千城台駅を起終点とした循環 (経由地：御成台車庫、川崎十字路、更科小学校、泉市民センター)	千城台駅を起終点とした循環 (経由地：金親、内小間子、沖十文字、農政センター、御茶屋御殿)	千城台駅を起終点とした循環 (経由地：若葉いきいきプラザ、北谷津、いづみ台ローズタウン、大草、千城台高校)
料金	一律300円（中学生以下100円）		
便数	12便	17便	15便
利用者数	22,676人（62人／日）	48,630人（133人／日）	40,969人（112人／日）

3 各駅の乗車人員（令和元年度）

JR東日本

駅名	乗車人員(人/日)	駅名	乗車人員(人/日)	駅名	乗車人員(人/日)
幕張本郷駅	29,556	東千葉駅	2,646	土気駅	13,078
幕張駅	15,944	都賀駅	21,084	浜野駅	7,519
新検見川駅	22,703	木千葉駅	11,901	海浜幕張駅	68,111
稻毛駅	49,966	蘇我駅	34,189	検見川浜駅	15,635
西千葉駅	22,000	鎌取駅	20,693	稻毛海岸駅	21,716
千葉駅	107,829	誉田駅	7,034	千葉みなと駅	17,199

京成電鉄

駅名	乗車人員(人/日)	駅名	乗車人員(人/日)	駅名	乗車人員(人/日)
幕張本郷駅	8,349	西登戸駅	1,309	大森台駅	1,491
幕張駅	4,238	新千葉駅	971	学園前駅	2,722
検見川駅	2,070	千葉駅	14,601	おゆみ野駅	2,606
稻毛駅	3,651	千葉中央駅	8,995		
みどり台駅	3,933	千葉寺駅	2,469		

千葉都市モノレール

駅名	乗車人員(人/日)	駅名	乗車人員(人/日)	駅名	乗車人員(人/日)
千葉みなと駅	8,467	千葉公園駅	917	みつわ台駅	1,769
市役所前駅	2,581	作草部駅	2,030	都賀駅	6,027
千葉駅	13,183	天台駅	2,206	桜木駅	1,838
栄町駅	277	穴川駅	1,887	小倉台駅	1,582
葭川公園駅	1,020	スポーツセンター駅	2,432	千城台北駅	1,052
県庁前駅	943	動物公園駅	714	千城台駅	4,111

5 海辺の活性化

本市は、全長約42kmの海岸線に面しており、稲毛から幕張にかけて約4.3kmにわたり整備された3つの人工海浜、稲毛海浜公園や県立幕張海浜公園などの公園緑地、そして千葉中央港地区や蘇我臨海部地区の港湾など、市民が東京湾の自然や港の景観に親しみ、マリンスポーツなどを楽しむことができる貴重で魅力的な海辺空間を擁している。

1 海辺のグランドデザイン

稲毛から幕張にかけての人工海浜や公園緑地、そして後背地となっている市街地を一体的に捉えた海辺エリアと位置付けて、都市の魅力向上、市民生活の充実、地域経済の活性化を図るため、本市の20～30年先を見据えた海辺の活性化の方向性を定めた「海辺のグランドデザイン」を平成28年3月に策定した。

同デザインに基づき、市民が日常的に海辺に親しむことができる環境や海辺の魅力を高める施設の整備、海辺空間へのアクセス性の向上などについて、市民・企業等の参画促進や民間活力の導入など官民連携のもとで各種施策を進める。

2 千葉港

千葉港は、東京湾の北東部に位置し、その海岸線延長は約133km、港湾水域面積は2万4,800haに及ぶ日本一広い港湾である。

後背地には市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市が所在し、発達した商工業都市を形成している。

本港は、江戸時代から明治時代にかけて物資の積出港として大いに賑わい、戦後の昭和25年に川崎製鉄(株)を誘致したことが契機となり、昭和30年代から40年代にかけて臨海部の埋立造成、食品コンビナート等基幹産業の誘致により京葉工業地帯が形成され、急速に発展した。

取扱貨物量は、平成14年から名古屋港に次ぐ全国第2位であり、首都圏の経済活動に大きく貢献する国際貿易港として機能している。

また、今日では、港湾の環境整備、近代化と高度利用を目標に、港湾計画の下、千葉中央地区等において商業機能の充実を図っている。

(1) 入港船舶

区分 年	外航船		内航船		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成30年	3,780	94,804,770	45,238	48,401,633	49,018	143,206,403
平成31年及び令和元年	3,662	90,327,491	43,351	45,782,615	47,013	136,110,106

(2) 海上出入貨物

(単位:トン)

区分 年	輸出	輸入	外貿合計	移出	移入	内貿合計
平成30年	9,644,697	82,756,065	92,400,762	33,682,760	27,114,497	60,797,257
平成31年及び令和元年	9,312,675	74,470,792	83,783,467	28,658,547	27,569,201	56,227,748

(3) 貿 易

区分 順位	品種別		相手国別	
	輸出	輸入	輸出	輸入
1	石油製品	原油	韓国	オーストラリア
2	化学薬品	LNG	中国	アラブ首長国
3	鋼材	揮発油	オーストラリア	サウジアラビア

(1) 入港船舶及び(2)海上出入貨物の平成30年は速報値。

(3) 順位は平成31年及び令和元年取扱い貨物量（速報値）による。

3 千葉中央港

千葉中央港地区は、千葉都心の中で唯一、市民に開かれた水際線を有し、JR千葉みなと駅に隣接するなど交通利便性も高く、周辺には千葉ポートタワーや千葉ポートパーク、県立美術館など魅力的な観光・レクリエーション施設等が集積している。

また、海沿いに千葉みなと駅前港湾緑地や旅客船さん橋等の整備を進めており、海や駅、まちが一体となった魅力ある都市空間の形成を目指し、まちづくりを進めている。

平成28年4月に旅客船さん橋1基や港湾緑地の一部（約0.6ha）を供用開始し、平成29年5月には港湾緑地の一部拡張（約0.5ha）、平成30年10月には2基目の旅客さん橋の供用を開始しており、千葉港を遊覧する旅客船の運航や各種イベントの開催など、魅力的で賑わいのある親水空間が創出されている。

平成30年3月には、旅客船ターミナル等複合施設を代表施設とする周辺施設が国土交通省港湾局長より「みなとオアシス千葉みなと」として登録され、その関係者で構成される千葉市みなと活性化協議会により、「みなと」を核とした賑わいのあるまちづくりと、新たな本市の観光資源としての活用が進められている。

(1) 施設整備

ア 施設等

緑地及びふ頭用地 約1.6ha

小型さん橋 2基 (L=50m)

防波堤 1基 (L=80m)

イ 整備期間 平成17年度～令和2年度（一部供用開始）

ウ 総事業費 約47億円

(2) 関連施設整備（旅客船ターミナル等複合施設）

ア 概要 「みなと」に隣接する市有地を活用し、旅客船ターミナル機能を有する商業施設を整備することで、旅客船の待合時間以外も「みなと」に賑わいを創出する。

イ 所在等 中央区中央港1丁目205番1（敷地面積：6,966m²）

ウ 建物構造 鉄骨造2階建

エ 主な施設 旅客船ターミナル機能（待合所、チケットカウンター、事業者事務所等）
商業施設（レストラン、カフェ、ダイビングショップ等）

6 建築・住宅

建築行政については、安全で住みよい良好なまちづくりを進めるため、「千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」「千葉県福祉のまちづくり条例」を的確に運用すると共に、「千葉市狭あい道路拡幅整備事業」等を実施している。

住宅行政については、平成29年7月に改定した「千葉市住生活基本計画」等に基づき、民間住宅含めた全ての住宅を対象とした良好な住まい・まちづくりを推進している。また、市営住宅については、平成30年7月に改定した「千葉市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づいて、管理及び再整備を行っている。

1 建 築

(1) 建築確認処理件数

区分 年度	法6条1～3号 特殊建築物、木造3階以上又は500m ² 以上、 非木造2階以上又は200m ² 以上	法6条4号 左記以外	建築設備 エレベーター	工作物 広告塔	計
H30	894 (17)	2,884 (7)	126 (9)	61 (2)	3,965 (35)
R1	771 (19)	2,928 (16)	148 (32)	81 (7)	3,928 (74)

※()は計画通知で外数・計画変更申請は除く

(2) 中高層条例の申請状況

項目 年度	標識設置届 提出件数	あっせん実施件数	調停実施件数
H30	48	1	0
R1	55	1	1

(3) 市職員によるあっせん件数等（令和元年度）

あっせん件数 1件 実施回数 1回

(4) 千葉市建築紛争調停委員会による調停件数等（令和元年度）

調停実施件数 1件 開催回数 2回

(5) 千葉市狭あい道路拡幅整備事業（令和元年度）

寄付受付件数 37件

助成金等交付件数 8件

(6) 千葉県福祉のまちづくり条例

区分 年度	届出件数	適合証交付件数
H30	80	0
R1	57	1

(7) 千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業（平成25年度創設）

緊急輸送道路の通行を確保するため、旧耐震基準で建設された沿道建築物の耐震診断の費用の一部を助成する。

利用実績 令和元年度 1件

(8) 千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成事業〈平成28年度創設〉

緊急輸送道路の通行を確保するため、旧耐震基準で建設された沿道建築物の耐震改修、建替え及び除却の費用の一部を助成する。

利用実績 令和元年度 1件

(9) 吹付けアスベスト対策助成事業〈平成17年度創設〉

吹付けアスベストによる健康被害を防止するため、調査や除去などの費用の一部を助成する。

ア 分析調査

(ア) 助成限度額 25万円

(イ) 利用実績 令和元年度 0件

イ 除去工事等

(ア) 工事の内容 除去等（解体予定の建築物も含む）、封じ込め工事、囲い込み工事

(イ) 助成限度額 100万円

(ウ) 利用実績 令和元年度 2件

2 住生活基本計画、高齢者居住安定確保計画、空家等対策計画

(1) 住生活基本計画（平成29年7月改定）

ア 経緯及び目的

平成18年6月、国は本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法を制定した。この法律に基づく「全国計画」が同年9月、「千葉県住生活基本計画」が平成19年3月に策定された。本市では、これまでの総合的な住宅施策である「千葉市住宅マスターplan」にかえて、平成20年3月に「千葉市住生活基本計画」を策定、平成24年7月、平成29年7月に各々改定した。この計画は市民の豊かな住生活を実現するために、住生活安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

イ 住宅政策の基本目標

「安全で安心して住み続けられる住まいづくり」

ウ 今後の基本的な方針と横断的視点

6つの基本方針（「住生活を支える豊かな地域社会の実現」や「良質な住宅ストックの形成」など）と5つの横断的視点（「コミュニティ重視」や「ストック重視」など）に基づいて、具体的施策を効果的かつ効率的に展開していく。

エ 施策の展開と評価

11の個別目標（「安心居住に向けたコミュニティづくり」や「子どもや高齢者等が安心できる居住環境の形成」など）を設定し、具体的施策を展開していく。

また、20の住宅政策の評価指標（住環境に対する満足度など）を設け、政策の評価に活用し施策に反映する。

なお、今後施策の実現に向けては、市民および市民団体をはじめ、府内の関係部局また千葉県やURなどの機関とも一層の連携を図っていく。

(2) 高齢者居住安定確保計画（平成30年8月改定）

ア 経緯及び目的

この計画は、高齢者の居住の安定を確保するため、住宅施策と福祉施策の一体的な取り組みを計

画的に推進するための方策を示したものであり、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定された基本方針に基づき、平成25年3月に策定し、平成30年8月に改定した。本市新基本計画の個別部門計画として位置付けるとともに、本市住生活基本計画や福祉部局の計画とも整合を図り策定した。計画期間は、平成30年度から令和7年度までの8年間である。

イ 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み

取り組みの基本的な考え方として、「高齢者にやさしい住環境（バリアフリー空間）の整備」など7項目を掲げ、その具体的な施策として、「サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者に配慮した住宅の供給促進」などを位置付け、あわせて評価指標や目標量を設定し、具体的に施策展開するものである。

(3) 空家等対策計画（平成30年7月策定）

ア 経緯及び目的

空家等に関する問題が全国で表面化してきたことを受け、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、市町村の役割として「空家等対策計画」の作成や空家等対策の実施が位置付けられた。そこで、本市における空家等対策の基本的な考え方や方向性等を示すため「千葉市空家等対策計画」を平成30年7月に策定した。計画期間は、平成30年度から令和7年度までの8年間である。

イ 取り組み方針及び対策

基本的な方針として、「将来を見据えた空家等対策の推進」など3つの方針を定め、それを踏まえた具体的な対策の方向性として「空家等の発生を予防するための方策」など4つを設定し、対策を進めていく。

3 民間住宅への助成

(1) 耐震診断助成事業〈平成15年度創設〉

昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された住宅の耐震診断を行う市民又は分譲マンションの管理組合を対象に、その費用の一部を補助する。

ア 木造住宅

- (ア) 要件 2階建以下、在来軸組工法、所有者自らが居住していること。
- (イ) 補助額 耐震診断に要する費用の3分の2の額。ただし、上限4万円。
- (ウ) 耐震診断士 木造住宅耐震診断士として登録されている者（125名）
- (エ) 利用実績 令和元年度 0件

イ 分譲マンション

- (ア) 要件 3階建以上、延べ面積1,000m²以上、構造が鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造のいずれか、区分所有者が自ら居住する住宅の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であること、構造図等の関係図書があること
- (イ) 補助額 診断に要する費用の3分の2の額。ただし、次の額が上限。
予備診断：17万円（1管理組合）又は棟数×3万4千円のいずれか少ない額
本診断：戸数200戸未満の場合、116万6千円（1管理組合）又は戸数×4万円のいずれか少ない額 戸数200戸以上の場合、400万円（1管理組合）
- (ウ) 耐震診断士 マンション耐震診断士として登録されている者（22名）
- (エ) 利用実績 令和元年度 予備診断0件、本診断0件

(2) 耐震改修助成事業〈平成17年度創設〉

耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された木造住宅（平成12年5月以前の耐震基準で建築された住宅）の耐震改修を行う市民又は分譲マンション（昭和56年5月以前の耐震基準で建築された住宅）の管理組合を対象に、その費用の一部を補助する。

ア 木造住宅〈平成17年度創設〉

(ア) 補助額 工事費の5分の4の額。ただし、上限100万円。（二段階耐震改修は上限各50万円）

(イ) 利用実績 令和元年度 35件

イ 分譲マンション〈平成24年度創設〉

(ア) 補助額 設計費：設計費の2分の1の額。ただし、戸数200戸未満の場合、200万円（1管理組合）又は戸数×5万円のいずれか少ない額、戸数200戸以上の場合、500万円（1管理組合）が上限。

工事費及び監理費：工事費及び監理費の15.2%の額。ただし、戸数200戸未満の場合、1,560万円（1管理組合）又は戸数×30万円のいずれか少ない額、戸数200戸以上の場合、3,000万円（1管理組合）が上限。

(イ) 利用実績 令和元年度 設計費 0件

工事費及び監理費 1件

ウ 耐震シェルター〈平成28年度創設〉

(ア) 補助額 設置費の2分の1の額。ただし、20万円が上限。

(イ) 利用実績 令和元年度 利用実績なし

(3) がけ地近接等危険住宅移転助成〈令和2年度創設〉

がけ地に近接する住宅（危険住宅）を解体撤去し、安全な場所に移転する費用の一部を助成する。

ア 危険住宅の解体撤去

(ア) 助成の対象 解体撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等

(イ) 助成限度額 97万5千円

イ 移転先住宅の取得

(ア) 助成の対象 新たな住宅の建設等のために金融機関から融資を受けた場合の借入利子相当額

(イ) 助成限度額 421万円（内訳：建物325万円、土地96万円）

(4) 被災宅地擁壁改修新設補助〈令和2年度創設〉

台風などの災害により被災した宅地の擁壁などの復旧を促進するため、個人所有の擁壁の改修や新設に係る費用の一部を助成する。

補助額：工事費用の3分の1。300万円が限度。

(5) 被災者住宅建築資金利子補給制度〈平成23年度創設〉

東日本大震災により被害を受けた住宅の建替え、補修等に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、金融機関の融資残高の年利2%を限度とし、利子支払い開始日から5年間補給する。

令和元年度 申込0件、支払10件（過年度補給者を含む）※平成29年度末で新規受付終了

(6) 台風被災者住宅建築資金利子補給制度〈令和元年度創設〉

令和元年度に発生した台風15号、19号及び10月25日の大雨により被害を受けた住宅の建替、補修等に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、金融機関の融資残高の年利2%を限度とし、利子支払い開始日から5年間補給する。

令和元年度 申込8件、支払1件

(7) 空家等活用・除却提案モデル事業〈令和元年度創設〉

地域の自治組織などが実施する地域課題解決型の空家等活用の取組などに対して初期費用の一部を助成する。

令和元年度 利用実績なし

(8) 分譲マンション再生等合意形成支援事業〈平成22年度創設〉

マンションの再生等活動を行う市内のマンション管理組合に再生等活動費用の一部を補助する。

補助額：再生等活動費の2分の1以内。25万円を限度。

令和元年度 6件

(9) 地域再生支援事業〈平成25年度創設〉

分譲マンションの建て替えを進めるマンション団地の管理組合等に対し、計画策定・設計・工事に要する費用の一部を補助する。

補助額：（計画策定）計画策定費用の2分の1以内の額。50万円が限度。

（設計・工事）設計・工事費用の2分の1以内の額。1戸あたり80万円を限度。

なお、戸数は従前戸数で算定。設計・工事で市内業者活用の場合は、1戸あたり10万円を加算。戸建て住宅街区を整備する場合は、1戸あたり20万円を加算。

令和元年度 利用実績なし

(10) 結婚新生活支援事業〈平成30年度創設〉

少子化対策の強化並びに若年層の人口流入及び定住促進を図るため、婚姻に伴う新生活に係る住居費や引越費用について、1世帯あたり上限30万円を補助する。

令和元年度 18件

4 市営住宅

(1) 市営住宅一覧表 6,904戸

ア 千葉市が建設した住宅 44団地 6,903戸

区	団地名	事業年度	戸数						車椅子	S H	建替団地			
			計	木造平屋	準耐火構造		耐火構造							
					平屋	2階建	階数							
中央区	松ヶ丘町	H7	24	0	0	0	24	3	1		○			
	星久喜町第1	H9・10	114	0	0	0	114	3	3		○			
	星久喜町第2	H14	32	0	0	0	32	3	1		○			
	仁戸名町	H16・17	117	0	0	0	117	2~6	4	30	○			
	白旗	S34~39	305	0	0	0	305	4	0					
	南町	S35~39	108	0	0	0	108	3	0					
花見川区	浜野	S56	48	0	0	0	48	4	0					
	宮野木町第2	H28	74	0	0	0	74	3	5		○			
	さつきが丘	S48・49	58	0	6	52	0		0					
稻毛区	千種町	H5	24	0	0	0	24	3	0					
	轟町第1	H3・6	338	0	0	0	338	12	4		○			
	轟町第2	H7	18	0	0	0	18	3	1		○			
	天台	H12	35	0	0	0	35	6	1		○			
	園生町第2	S41・42	38	0	38	0	0		0					
	宮野木町 第1	一期	114	0	0	0	114	3	4		○			
若葉区	二期	H25	111	0	0	0	111	3	5					
	小中台富士見	S49	52	0	0	0	52	3・4	0					
	大宮町第1	S40	58	20	20	18	0		0					
	桜木町	H27	68	0	0	0	68	3	5		○			
	桜木町第2	S63	96	0	0	0	96	3	2					
	小倉台	S40・H29	131	0	0	0	131	3~5	5		○			
若葉区	千城台第1	S41・42	188	0	0	76	112	4	0					
	千城台第2	S42~44	338	0	0	114	224	4	0					
	千城台第3	S43~45	610	0	24	314	272	4	0					
	千城台第4	S45~46	281	0	0	89	192	4	0					
	千城台第5	S46~48	360	0	0	0	360	4	0					
	千城台第6	S46~49	144	0	4	140	0		0					
若葉区	千城台第7	S47	190	0	0	0	190	5	0					
	貝塚	S58	84	0	0	0	84	4・5	2					
	貝塚第2	H13	100	0	0	0	100	5	4					
	西下田	H9~11	126	0	0	0	126	3	4					

区	団地名	事業年度	戸数						車椅子	S H	建替団地			
			計	木造 平屋	準耐火構造		耐火構造							
					平屋	2階建		階数						
緑区	北河原坂	S44	10	0	0	10	0		0					
	古市場第1	S54	100	0	0	0	100	5	0					
	古市場第2	S56	90	0	0	0	90	5	0					
	古市場第3	S58・H1	110	0	0	0	110	5	2					
	鎌取	S59	183	0	0	0	183	5・8	2					
	おゆみ野第1	S60	144	0	0	0	144	4・5	2					
	おゆみ野第2	S61・62	200	0	0	0	200	5	4					
	誉田1丁目	S57・58	182	0	0	0	182	3・4	4					
	誉田2丁目	H2	60	0	0	0	60	3	2					
	誉田2丁目第2	H7	18	0	0	0	18	3	2					
美浜区	高浜第1	S48～58	322	0	0	0	322	4・5	4					
	高浜第2	S49～54	640	0	0	0	640	5	4					
	高浜第3	S52～54	290	0	0	0	290	5	4					
	高浜第4	S55	170	0	0	0	170	5	4					
	合計	—	6,903	20	92	813	5,978	—	85		11団地			

車椅子：日常的に車椅子を使用している身体障害者がいる世帯向けの住宅

S H：シルバーハウジングの略。

安否の確認、生活相談、緊急時の対応等の福祉サービス付きのバリアフリー住宅

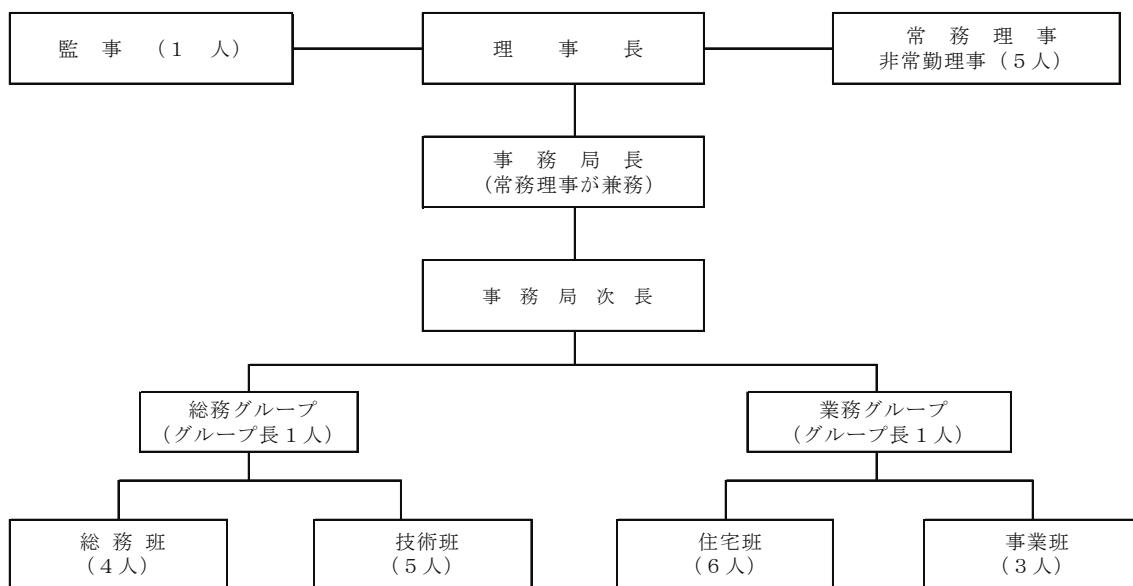
イ 民間賃貸住宅を借り上げたもの 1か所1戸

区名	名称	借上住宅			建物の概要			住宅の種類
		借上年月	戸数	借上期限	総戸数	階数	完成年	
若葉区	若松町住宅	H25.2.1	1	H38.1.31	6	2	H8	その他
	計	—	1	—	—	—	—	

5 千葉市住宅供給公社

ライフサイクルや地域特性に応じた先導的な住宅の供給及び公的住宅の管理を一元的に行い、多様な住宅ニーズに応えることにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、平成8年7月1日設立した。

(1) 組織及び人員



職員22名

(2) 事業内容

- ア 市営住宅管理受託事業
- イ 駐車場管理受託事業
- ウ 介護・高齢者・障害者住宅改修審査受託事業
- エ 住宅関連情報提供受託事業
- オ 再生可能エネルギー等設備導入事業補助事業に係る事務受託事業
- カ 空き家の管理支援・解体促進支援事業
- キ 一般賃貸住宅管理受託事業
- ク 千葉市居住支援協議会事務局業務
- ケ 危険ブロック塀等改善補助に係る事務受託事業

(3) 出資金

100,000千円

6 市営住宅等

名 称		賃貸住宅	分 譲		合 計
			戸建住宅	共同住宅	
千 葉 市	中央 区	748	120	0	868
	花見川区	156	0	0	156
	稻毛 区	706	271	0	977
	若葉 区	2,775	20	0	2,795
	緑 区	1,097	0	0	1,097
	美浜 区	1,422	0	0	1,422
	計	6,904	411	0	7,315
千葉県営住宅	中央 区	901	0	0	901
	花見川区	444	0	0	444
	稻毛 区	525	0	0	525
	若葉 区	2,841	0	0	2,841
	緑 区	438	0	0	438
	美浜 区	1,932	0	0	1,932
	計	7,081	0	0	7,081
千葉県住宅供給公社	中央 区	300	0	0	300
	花見川区	0	2,180	687	2,867
	稻毛 区	32	0	0	32
	若葉 区	0	2,209	0	2,209
	緑 区	0	309	0	309
	美浜 区	340	2,133	1,669	4,142
	計	672	6,831	2,356	9,859
千葉県まちづくり公社	中央 区	0	0	0	0
	花見川区	0	0	0	0
	稻毛 区	0	0	0	0
	若葉 区	0	595	1,356	1,951
	緑 区	0	0	0	0
	美浜 区	0	1,356	1,390	2,746
	計	0	1,951	2,746	4,697
独立行政法人 都市再生機構	中央 区	361	0	330	691
	花見川区	8,907	159	4,306	13,372
	稻毛 区	4,118	0	730	4,848
	若葉 区	300	24	1,250	1,574
	緑 区	0	530	831	1,361
	美浜 区	15,991	0	8,548	24,539
	計	29,677	713	15,995	46,385
合 計	中央 区	2,310	120	330	2,760
	花見川区	9,507	2,339	4,993	16,839
	稻毛 区	5,381	271	730	6,382
	若葉 区	5,916	2,848	2,606	11,370
	緑 区	1,535	839	831	3,205
	美浜 区	19,685	3,489	11,607	34,781
総 合 計		44,334	9,906	21,097	75,337

7 公園

1 都市公園設置状況

令和2年3月31日現在

種 別		個所	面 積 (m ²)	公 園 名
都 市 公 園	基幹公園 住区基幹公園	街区公園	923	1,343,198 登戸公園、稻毛台公園、椿森公園、通町公園等 街区内の住居者が容易に利用できるように配置する。面積0.25haが標準
		近隣公園	66	1,050,140 都公園、小倉台公園、犢橋公園等 近隣の住居者が容易に利用できるよう配置する。面積2haが標準
		地区公園	10	440,168 泉谷公園、みなと公園、真砂中央公園、有吉公園等 徒歩圏域内の住居者が容易に利用できるよう配置する。面積4haが標準
	都市基幹公園	総合公園	6	2,260,736 千葉公園、稻毛海浜公園、昭和の森、花島公園等 都市住民全般の各種レクリエーション利用に供する公園で、面積10~50haが標準
		運動公園	2	790,163 千葉県スポーツセンター、千葉市蘇我スポーツ公園 都市住民全般を対象に、スポーツ活動に対応した公園で、面積15~75haが標準
公 園	特殊公園	風致公園	5	565,413 泉自然公園、稻毛公園、みつわ台公園、羽衣公園等 自然の趣を享受するための公園で、樹林地、水辺地等自然条件に応じて配置
		動植物公園	2	373,851 千葉市動物公園、千葉市都市緑化植物園 動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて配置
		歴史公園	4	195,920 亥鼻公園、加曽利貝塚縄文遺跡公園、犢橋貝塚公園等 史跡等文化財を保存し、広く一般に供する公園で、文化財の立地に応じて配置
		墓 園	—	— 面積の2/3以上を園地等とする墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置
	大 規 模	広場公園	17	46,625 葭川公園、中央公園、富士見公園等 都市の景観の向上、周辺施設利用者の休息等の利用に供する公園
都 市 緑 地		2	1,221,050 青葉の森公園、幕張海浜公園 市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要に応えるための公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所に、面積50ha以上が標準	
綠 道		98	1,294,568 こてはし台緑地、袖ヶ浦第2緑地等 都市の自然環境の保全・改善、都市景観の向上を目的とした緑地。面積0.1ha以上が標準	
計		2	5,875 中瀬緑道、若葉緑道 災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を目的とした緑地	
		1,137	9,587,707	

※市民1人当たりの都市公園面積9.8m²（登録人口：980,824人）、県立都市公園（羽衣公園、青葉の森公園、幕張海浜公園、千葉県スポーツセンター）面積1,653,909m²を含む。

2 千葉公園（総合公園）

「千葉公園」は、中央区弁天町の鉄道第一連隊演習所跡地を中心に、樹木のない台地と沼地に昭和23年から整備が始まった。園内には四季を通じて花が絶えず、また蓮池には約2,000年以前の実から芽生えた有名な大賀ハスが6月上旬から7月上旬にかけて清楚な花を咲かせる。

(1) 総 面 積 161,250m²

- (2) 主要施設 プール（50mプール、幼児プール） 体育館 ハス池 児童遊び場
運動広場 ボート池 集会所「好日亭」 蓮華亭（大賀ハスの資料展示）

3 千葉市蘇我スポーツ公園（運動公園）

「千葉市蘇我スポーツ公園」は、市民の健康づくりとスポーツ振興に寄与し、大規模災害時には広域的な防災拠点となる機能を併せもつ運動公園として整備を進めている。平成17年10月16日供用開始。

- (1) 位置 中央区川崎町地内
(2) 面積 全体：460,000m²、供用済み：約363,000m²
(3) 主要施設

① フクダ電子アリーナ（平成17年10月16日供用開始）

蘇我スポーツ公園の中核施設として、「ジェフユナイテッド市原・千葉」のホームスタジアムのほか、サッカーなどのスポーツを中心に、様々なイベントに活用できる球技場として建設した。

面積 敷地面積：69,206m²、建築面積：16,037m²、延床面積：34,890m²
構造 下部：鉄筋鉄骨コンクリート造、上部（屋根架構）：鉄骨造、地上4階建
観客収容人員 約18,500人
フィールド 規模：縦111m×横74m、面積：8,214m²、仕様：サンド構造、暖地型芝草
付帯設備 夜間照明施設、大型映像表示装置

② フクダ電子スクエア（平成20年4月1日供用開始）

サッカーやラグビーなどに対応できる多目的広場として整備した。

敷地面積 約24,000m²（サッカーコート2面）
付帯設備 夜間照明施設、管理棟（会議室、シャワー室、コインロッカー、トイレ）

③ フクダ電子ヒルスコート（平成23年4月23日供用開始）

夜間照明、管理棟を備えた砂入り人工芝20面のテニスコートとして整備した。

敷地面積 約27,000m²（テニスコート20面）
付帯設備 夜間照明施設（12面分）、壁打ち（1か所）、管理棟（会議室、シャワー室、トイレ）

④ フクダ電子フィールド（平成26年4月1日供用開始）

サッカーや少年軟式野球、ソフトボールなどに対応できる多目的グラウンドとして整備した。平成28年7月1日、夜間照明を備えた人工芝グラウンドとしてリニューアルオープン（ジェフユナイテッド株式会社からの寄附。）

敷地面積 約23,000m²（サッカーコート2面）
付帯設備 夜間照明施設、芝生観覧スペース、パーゴラ、手洗い場、物置、トイレ棟

⑤ フクダ電子グラウンド（平成27年4月1日（2面）供用開始、平成29年4月1日（4面）供用開始）
少年軟式野球やソフトボール、地域のイベント開催などに対応できる多目的グラウンドとして整備し、平成29年4月1日に全面オープンした。平成30年8月1日、天然芝グラウンドとしてリニューアルオープン（ロッキング・オン・ジャパン社から施工費用半額の寄附）。

敷地面積 約37,000m²（野球場6面）
付帯設備 芝生観覧スペース、手洗い場、物置

⑥ フクダ電子スタジアム（令和元年8月1日供用開始）

軟式野球やソフトボール、少年公式野球（小学生以下）に対応できる野球場として整備した。

敷地面積 約18,400m²（野球場）

付帯設備 マウンド、ブルペン、日除け付観客席、芝生観覧スペース、手洗い場、物置

⑦ その他

遊具広場、第1～第3駐車場（954台）

4 都市緑化植物園（動植物公園）

「都市緑化植物園」は、中央区星久喜町に市民の緑化活動の拠点施設として、各種講習会、緑に関する相談、展示会等多彩な活動を展開している。

(1) **総面積** 34,100m²

(2) **主要施設** みどりの相談所（相談室、ホール、講習室等）

バラ園 ハーブ園 生垣見本園 湿生植物園 花木見本園 催し広場 池 駐車場

5 亥鼻公園（歴史公園）

「亥鼻公園」は、中央区亥鼻1丁目に位置し、古くは（1126年）千葉常重が館をつくり、都市としての千葉の基礎をつくりあげた亥鼻山にある公園である。4月には桜まつりが催され、多くの市民に親しまれている。また、周辺の郷土博物館、県文化会館などの施設と一体となった文化の森を形成している。

(1) **総面積** 10,293m²

(2) **主要施設** 集会所「いのはな亭」 日本庭園

6 青葉の森公園（広域公園）

「青葉の森公園」は、国の筑波研究学園都市建設にあわせて、中央区青葉町にあった畜産試験場が、昭和55年1月に移転したため、この跡地（71.68ha）を利用して、自然を生かした公園を建設した。

(1) **敷地面積** 537,000m²

(2) **青葉の森スポーツプラザ**

「青葉の森公園」にあるスポーツゾーンを、本市が県から都市公園法に基づく管理許可を受け、“青葉の森スポーツプラザ”として、昭和62年4月1日にオープンした。

敷地面積 92,000m²

施設 野球場（中堅118.9m 両翼91.4m） 陸上競技場（全天候型）

テニスコート（人工芝コート8面うち4面夜間照明付）

弓道場（近的・遠的競技）

7 花島公園（総合公園）

「花島公園」は、“水と緑とコミュニティのふれあい”をテーマとして、区域内の自然環境の保全と活用を図るとともに、市民のレクリエーションやコミュニケーションの場として、スポーツ施設や池、流れ、芝生広場などを配置した公園である。

(1) **全体計画面積** 約404,000m²（河川区域152,000m²を含む）

(2) **供用面積** 約234,000m²

(3) **主要施設** 花島公園センター 芝生広場 お花見広場 川辺憩いの広場 草地の広場
森の広場 球技場 テニスコート 弓道場 游歩道 池

(4) その他の平成10年4月30日一部都市公園供用開始

8 都川水の里公園（総合公園）

「都川水の里公園」は、親しみのもてる水辺の創出を図るため、都川治水対策として千葉県が整備している多目的遊水地を活用し、整備を進めている。

周辺は、都川沿いの低湿地に水田やその外側には斜面林が広がり、昔ながらの景観や自然環境が残っている。また、自噴井の湧水が多く点在するなど水環境にも恵まれ、様々な動植物が生育・生息している。

(1) 全体計画面積 約438,000m²（河川区域78,000m²を含む）

(2) 供用面積 約22,000m²（小川・田んぼエリア）

(3) 主要施設 田んぼ 原っぱ 支川都川の旧河道 自噴井「太郎」 作業体験棟
トイレ 駐車場（22台）

(4) その他の平成22年4月28日一部都市公園供用開始

9 泉自然公園（風致公園）

「泉自然公園」は、若葉区野呂町及び緑区高田町の北総台地に位置し、昭和44年に開設された風致公園である。

園内には野草・野鳥なども多く、自然観察には最適な環境で、春のカタクリやサクラ、秋の紅葉の季節には、多くの人が賑わっている。

また、豊かな自然を活かした公園の魅力向上のため、平成30年3月より民間事業者による自然共生型アウトドアパーク（フォレストアドベンチャー・千葉）の運営が開始されている。

(1) 都市公園面積 427,573m²

(2) 主要施設 草原 花木の広場 県木の広場 お花見広場 外来樹木の広場 菖蒲田
湿生植物園 下の池 蓼池 つり橋 駐車場（普通車350台）

10 動物公園（動植物公園）

「動物公園」は、若葉区源町に位置し、「動・植物とのふれあい」をテーマに、市民のために情操教育と楽しいレクリエーションの場を提供しようと整備されたもので、市民に身近な動物公園として、また、集客観光施設として、都市の活性化につながる施設である。

「動物公園リスタート構想」に沿って平成28年4月にはライオン展示場やふれあい動物の里を供用開始したほか、教育普及・調査研究活動の充実を図っている。

(1) 開設 平成3年6月12日（全面オープン）

(2) 総面積 339,722m²（計画面積 335,883m²）
(平成30年度現在 買収 216,875m²、借上 125,912m²）

(3) 総事業費 17,113,700千円（うち補償を含む用地費 4,461,321千円）

(4) 施設 草原ゾーン 鳥類・水系ゾーン モンキーゾーン 子ども動物園 小動物ゾーン
動物科学館 ふれあい動物の里 中央広場 管理棟

(5) 入園料 大人（高校生以上）700円、中学生以下 無料（平成28年4月より）
年間パスポート 大人（高校生以上） 2,500円
30名以上の団体 2割引

※65歳以上（市内在住）、心身障害者の方（手帳持参）の入園料は無料

(6) 駐車料金 大型車（11人乗以上）2,800円 普通車 700円

(7) 入園状況 平成28年度より入園料変更に伴い、区分を見直した。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大人	280,607人	247,125人	238,927人
中学生以下	264,888	246,294	224,688
免除者等	70,868	81,837	67,569
計	616,363	575,256	531,184

11 昭和の森（総合公園）

「昭和の森」は、緑区土気町に位置する面積105.8ha、南北2.3km、東西0.8kmの長大な総合公園である。標高60～90mと市内で最も高い場所に位置し、遠く九十九里一帯を一望できる景勝の地である。

また、毎年2月にはクロスカントリー大会が開催される。

(1) 総面積 1,058,000m²

(2) 主要施設

太陽の広場（165,000m²） もみじ広場 展望広場 お花見広場 湿生植物園 池 市町村の森 疎林広場 梅林 花木園 アジサイ園 休憩広場 つつじ園 冒険広場（アスレチック遊具8基） 大型ローラーすべり台 サイクリングコース（4,540m） サイクリングセンター（2棟） 球技場（1面野球・サッカー兼用） テニスコート（8面） 展望園地 竹林 多目的広場 第1駐車場（普通車323台 大型車23台） 第2駐車場（普通車420台） 第3駐車場（普通車81台） 昭和の森レストビレッジ（宿泊施設、キャンプ場）

(3) 総事業費

5,183,953千円（うち、用地費2,165,025千円）

(4) 昭和の森レストビレッジ

「昭和の森レストビレッジ」は、平成26年3月に閉館した千葉市ユースホステルを、公募で決定した民間事業者が改装し、合宿所とキャンプ場の複合施設として運営している。

位置 緑区小食土町955

事業区域 36,841m²（総面積に含む）

主要施設

・レストロッジ 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積950m² 延床面積1,455m²

宿泊室 定員85人・13室

多目的室 2室 食堂 ラウンジ

・フォレストキャンプ

オートキャンプ35サイト フリーサイトキャンプ15サイト 便所 2棟

・フォレストフィールド

天然芝グラウンド（人工芝フットサルコート3面）

12 大百池公園（総合公園）

「大百池公園」は、「おゆみ野」地区における公園緑地の中核施設として「水・桜・歴史」を基本テーマに、昭和62年から整備を進め平成12年4月25日に全面開園した。本公園は「おゆみの道」の西端に

位置し、約2haの面積を有する大百池を中心に約300本の桜が植栽され、お花見ができ、高台部分に確認されている「城の台遺跡」とアカマツやスダジイなどの大木が見られる既存林を保全・活用した良好な風致空間を創出している。

(1) 総面積 106,764m²

(2) 主要施設 大百池 お花見広場 運動広場 芝生広場 遊具広場 駐車場 駐輪場
トイレ

(3) 総事業費 961,100千円

13 泉谷公園（地区公園）

「泉谷公園」は、おゆみ野地区内にある公園で、住宅街に残された既存林を主体に、美しい樹林に囲まれた池、菖蒲田、流れ等の施設を有している。また、自然を活かした地形は、おゆみの道へと続く起点になり、自然と人のふれあいの場として市民に親しまれている。

(1) 総面積 79,315m²

(2) ホタル生態園

昭和59年度にホタルの人工飼育場として建設された。ゲンジボタルを産卵からふ化、羽化まで、一貫して飼育している。

施設内容

敷地 約3,400m²

管理事務所 軽量鉄骨平屋建 延床面積 167m²

ホタル飼育室 ガラスハウス85m²

飼育水路 幅70~80cm 深30cmのコンクリート製 長さ ホタル(118m) カワニナ(270m)

14 稲毛海浜公園（総合公園）

「稻毛海浜公園」は、美浜区の海浜ニュータウン稻毛地区（428ha）、検見川地区（340ha）の前面に設置された海浜公園（人工海浜いなげの浜を含む）で、都市型ビーチなどのポテンシャルを最大限に活かした賑わいを創出できるよう、民間活力の導入によるリニューアル事業を進めている。

(1) 総面積 830,916m²

(2) 主要施設

運動施設	自然園地等施設	ヨットハーバー施設	駐車場
テニスコート（13面） 野球場（2面） 球技場（1面） 運動のできる多目的広場（1か所） 屋内運動場 屋外・屋内プール	三陽メディアフラーミュージアム 芝生広場 ピクニック広場 出会いの滝及び広場 野外音楽堂 想い出の森 磯の松原 浜の池	水域面積（12,000m ² ） 管理棟（クラブハウス） 倉庫 陸置場（568艇収容） 浮桟橋（4基）	普通車 1,277台 (大型車も駐車可)

(3) 総事業費 8,008,069千円

主要施設建設費

遊 泳 施 設	2,422,118千円	自然園地施設	2,301,185千円
運動施設	1,464,537千円	ヨットハーバー施設	1,090,417千円
(球技場等改修	665,000千円を含む)		

(4) 稲毛記念館（昭和59年4月12日開館）

建築面積	1,017m ²	延床面積	1,855m ²
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造3階建		
施 設	1階 休憩室 映写室 ビデオブース エントランスホール 2階 特別会議室 (86m ²) 大広間 (200m ²) 和室 (10畳2室) 茶室 (4.5畳) 3階 展望室		
	日本庭園 (4,400m ²) 茶室 (海星庵)		
利用時間	午前9時～午後5時 月曜日は休館（祝祭日の場合翌日）		

(5) 稲毛ヨットハーバー管理棟（クラブハウス）（昭和57年8月開設）

建築面積	840m ²	延床面積	1,400m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建一部4階建		
施 設	更衣室 シャワー室 会議室（3室） 講習室 和室 レストラン		
事業概要	海洋講座 海洋講演会 海洋教室 各種ヨット教室 ヨット大会 帆走技術判定 安全講習会 救助訓練の開催		
利用時間	午前9時～午後5時（帆走は午後4時） 火曜日は休館（祝祭日の場合翌日）		

(6) 稲毛屋内運動場（平成5年4月1日開設）

建築面積	3,441m ²	延床面積	4,235m ²
建物構造	鉄骨構造平屋建一部3階建		
施 設	野球内野型、ブルペン（3人立）、ゲートボール2面、フットサル1面		

(7) 三陽メディアフラワーミュージアム（花の美術館）（平成8年4月2日開館）

平成7年8月開催の「第12回全国都市緑化ちばフェア」のテーマ館として使用し、その後、「緑の相談所」の機能を有した恒久施設として展示等の整備を図り一般公開した。

平成25年4月より、施設命名権を導入し、三陽メディアフラワーミュージアムに名称を変更した。

建築面積	3,539m ²	延床面積	3,939m ² （温室棟 987m ² 展示棟 2,589m ² 休憩棟 363m ² ）
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建		
施 設	温室 アトリウム グリーンサロン 多目的室 花工房 モネサロン レストラン		
展示概要	熱帯温室 アトリウム花卉修景展示 屋上庭園 花・香り・絵画・映像等の展示品		
講座概要	フラワーアレンジメント、園芸等の講座を週1回程度実施 緑化相談		
利用時間	午前9時30分～午後5時 月曜日は休館（祝祭日の場合翌日）		

(8) ザ・サーフ オーシャンテラス（平成28年3月5日開設）

事業面積	9,880m ²
建築面積	1,882m ² （レストラン 387m ² イベント・展示ホール 321m ² 集会場 1,174m ² ）
建物構造	鉄骨造2階建
施 設	レストラン（1階 軽飲食施設 2階 レストラン）、イベント・展示ホール、集会場（1階 エントランス、ラウンジ 2階 バンケット（2ホール））、駐車場 48台
利用時間	午前11時～午後9時 火曜日・水曜日定休（レストランは火曜日定休）

15 人工海浜

市内の海岸は、古くから春の潮干狩、夏の海水浴等、海のレクリエーションの場として、県内はもとより、関東近県の人々から親しまれてきたが、昭和36年頃からこの地区の埋立が始まり、美しい海岸線だけでなくレクリエーションの場も消えていき、市民からその再現を望む声が強くなった。本市は昭和49年度から昭和50年度にかけて、稻毛海浜公園前面に人工海浜を建設した。

昭和55年度には、白砂青松の海岸を取り戻すため、市民6千人の参加によるクロマツの苗6万本の植樹で、「磯の松原」を造成（市制施行60年を記念事業）したほか、令和元年度には、官民連携による稻毛海浜公園のリニューアル事業に伴い、西オーストラリア州アルバニー産の珪砂約25,000m³を使用した養浜工事を行い、「いなげの浜」はリゾート感あふれる白い砂浜に生まれ変わった。

区分	開設	施設内容	事業費
いなげの浜 (市施工)	昭和51年4月	延長 1,200m×幅 200m=面積 240,000m ² 盛砂土量 750,000m ³ しゅんせつ土量 1,500,000m ³	約 1,010,000 千円
幕張の浜 (県施工)	昭和54年3月	延長 1,820m×幅 180~250m=面積 415,000m ² 盛砂土量 1,567,000m ³ しゅんせつ土量 1,943,000m ³ 駐車場 (40,000m ²) 2,000台	約 4,000,000 千円
検見川の浜 (県施工)	昭和63年7月	延長 1,300m×幅 50~200m=面積 162,500m ² 盛砂土量 1,230,000m ³ 駐車場 (12,000m ²) 600台	約 6,804,000 千円
ポートパーク人工海浜 (県施工)	昭和60年4月	延長 450m×幅 30~135m=面積 29,680m ² 盛砂土量 104,830m ³	約 155,000 千円

16 ZOZOマリンスタジアム（千葉マリンスタジアム）

「ZOZOマリンスタジアム（千葉マリンスタジアム）」は、屋外系スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、各種スポーツや、文化イベントに活用できる、大規模集客施設として、県立幕張海浜公園内に建設した。また、平成3年10月から、プロ野球・パシフィックリーグ「千葉ロッテマリーンズ」のフランチャイズ球場となった。

平成28年12月、ネーミングライツにより「ZOZOマリンスタジアム」となった。

- (1) 開設 平成2年3月24日
- (2) 敷地面積 35,300m²
- (3) 建築面積 16,365m²
- (4) 延床面積 46,739m²
- (5) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建
- (6) 観客収容人員 約30,000人
- (7) グラウンド 規模 両翼99.5m 中堅122.0m
面積 12,432m²
仕様 透水性人工芝 (MSCraft Baseball Turf) 芝65mm
- (8) 付帯設備 夜間照明設備（庇先端取付全周式）
- (9) 建設事業費 12,307,079千円

17 サイクリングコース

- (1) サイクリングコース

	花見川サイクリングコース	昭和の森サイクリングコース
開 設	昭和 63 年 10 月	昭和 58 年 3 月
全 長 (設置場所)	12. 8 km (稲毛海浜公園検見川地区～弁天橋)	4. 5 km (昭和の森内)

8 緑化事業

本市は、昭和46年に「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」を制定し、昭和55年に「千葉市緑のマスタープラン」原案を作成、昭和59年には「緑と水辺の都市宣言」を行っている。

そして、総合的な都市の緑化を推進するための「千葉市緑と水辺のネットワーク21世紀計画」を昭和62年3月に策定し、平成9年12月には、これまでの一連の計画等を発展的に総合化した「千葉市緑と水辺の基本計画」の策定・公表を行った。その後、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化等に対応する必要が生じたため、平成24年3月、本市の緑と水辺のまちづくりの方針となる「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」を策定・公表し、豊かな緑と水辺をさらによいものに育み次代へつなぐ取組みを進めている。

1 緑と水辺の基金

緑と水辺を生かした、快適な都市環境の創造のため、稲毛臨海開発事業剰余金等50億円をもとに、昭和59年4月1日「緑と水辺の基金」を創設した。基金の運用益を緑地の保全、緑化の推進と普及啓発等に活用している。

基 金 2,980,391 千円 (令和2年3月31日)

令和元年度実績

花のあふれるまちづくり事業、緑化意識普及事業及び公園維持管理事業

2 緑地の保全

市街地及び周辺の樹林地等の良好な自然環境等を有する緑地を保全するため、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区などの地域制緑地の制度や、条例に基づく緑地の保全制度を活用して、緑の保全に努めている。

(1) 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の秩序ある発展を図りながら、良好な自然環境を有する緑地を保全する制度である。この内、特に自然環境の優れた地区を近郊緑地特別保全地区として指定している。

指定状況

令和2年3月31日現在

名 称	指定年月日	面積
東千葉近郊緑地保全区域	昭和42年2月16日	約 734ha
東千葉近郊緑地特別保全地区	昭和42年3月25日	上記のうち 約 61.3ha

(2) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となつた自然的環境を指定し、行為規制を行うことでその環境を保全しようとする制度である。

指定状況

令和2年3月31日現在

番号	名称	指定年月日	面積
1	登戸緑町緑地保全地区	平成元年3月14日	約 1.1ha
2	都町西の下緑地保全地区	平成4年5月15日	約 0.7ha
3	宮崎台緑地保全地区	平成8年3月1日	約 1.8ha
4	川戸緑地保全地区	平成10年8月18日	約 4.1ha
5	花島観音緑地保全地区	平成10年8月18日	約 0.4ha
6	柏井特別緑地保全地区	平成18年10月31日	約 6.2ha
7	作草部特別緑地保全地区	平成18年10月31日	約 0.9ha
8	坂月特別緑地保全地区	平成19年11月30日	約 4.6ha
9	長作特別緑地保全地区	平成20年9月5日	約 4.6ha
10	繩文の森特別緑地保全地区	平成22年2月26日	約 22.0ha
11	源特別緑地保全地区	平成22年2月26日	約 4.9ha
12	仁戸名特別緑地保全地区	平成24年8月17日	約 8.2ha
13	貝塚特別緑地保全地区	平成25年3月1日	約 1.6ha
計			約61.1ha

(3) 樹木・樹林の保全

良好な環境を維持するための方策の一つとして、市街化区域及びその周辺に残されている健全な樹木・樹林の保存指定を行っている。

ア 指定方法 所有者の同意を得て市が指定し、同時に協定を締結する。

イ 対象 樹木 1.5mの高さの幹の周囲が1.2m以上または樹高が12m以上のもの
樹林 樹木の存する土地の面積が300m²以上のもの

ウ 協定期間 原則10年（更新できる。）

エ 奨励金 樹木 1本当たり年3,000円 樹林 1m²当たり年10円

オ 指定状況 樹木 522本 樹林 210.3ha（令和2年3月31日現在）

(4) 市民の森

市民の森は、市街地及びその周辺の良好な山林を対象に、土地所有者の協力を得て、その中に自然をこわさないように、最小限の園路やベンチ等を設け、地域の住民が自由に緑に触れ、自然観察の場として利用できるよう設置した。

ア 指定方法 所有者と使用貸借契約を締結する。

イ 契約期間 10年（更新できる。）

ウ 奨励金 市街化区域内設置の市民の森については、1m²当たり年額20円
市街化調整区域内設置の市民の森については、1m²当たり年額10円

エ 指定状況

令和2年3月31日現在

番号	名 称	指定年月日	面 積
1	柏 井 市 民 の 森	昭和48年12月 1 日	56, 760 m ²
2	松 ケ 丘 市 民 の 森	昭和49年12月 1 日	30, 104 m ²
3	坂 月 市 民 の 森	昭和50年12月 1 日	40, 184 m ²
4	仁 戸 名 市 民 の 森	昭和54年 3月 1 日	43, 422 m ²
5	石 橋 山 市 民 の 森	昭和56年11月 1 日	14, 671 m ²
6	作 草 部 市 民 の 森	昭和59年 7月 1 日	6, 741 m ²
7	横 戸 市 民 の 森	昭和63年11月 1 日	15, 907 m ²
8	長 作 市 民 の 森	平成 3年 1月18日	38, 504 m ²
9	加 曾 利 市 民 の 森	平成13年 4月 1 日	4, 614 m ²
計			250, 907 m ²

オ 施設の維持

地元の地域団体（老人クラブ、町内会、ボイイスカウト等）が清掃、施設の点検等の維持作業の一部を行っている。なお、報償金として、1.5ha以上の市民の森は年間15万円を、1.5ha未満の市民の森は年間10万円を地域団体に交付している。

(5) 市民緑地

市民・土地所有者・千葉市の協働により市街地内の保存樹林の存する土地、または主として樹木により形成されている良好な自然環境を有する土地を保全し、市民に公開する制度。

ア 指定方法 所有者と市が「市民緑地契約」を結び、市民団体・市・所有者の3者で「維持管理協定」を結ぶ。

イ 協定期間 5年以上

ウ 設置状況

令和2年3月31日現在

名 称	面 積	設置年月日
小倉自然の森	約 1.0 ha	平成18年8月1日
仁戸名南市民緑地	約 1.9 ha	平成20年12月15日
仁戸名月の木市民緑地	約 0.4 ha	平成20年12月15日
さくらぎの森	約 0.4 ha	平成22年2月1日
貝塚憩の森	約 1.3 ha	平成22年12月1日
矢作台自然緑地	約 0.6 ha	平成22年12月1日
櫻の森	約 0.1 ha	平成22年12月1日
若松みんなの森	約 0.1 ha	平成23年1月11日
源四季の森	約 4.1 ha	平成23年2月15日
若葉の森	約 0.4 ha	平成23年3月1日
大宮北の森	約 0.7 ha	平成23年4月15日
作新さざなみの森	約 1.2 ha	平成23年11月1日
大宮の森	約 2.9 ha	平成24年3月15日
縄文小倉の森	約 1.2 ha	平成24年3月15日
若台憩の森	約 0.5 ha	平成26年3月25日
川戸親栄の森	約 1.1 ha	平成27年3月1日
園生の森	約 0.7 ha	平成27年11月1日
川戸の森	約 1.4 ha	平成28年4月1日
計 (18か所)	約 19.9 ha※	

※端数処理の関係上、合計と一致しない

エ 施設の維持

地元の地域団体（老人クラブ、町内会等）が清掃や草刈のほか、中低木の剪定や枯損木の処理などの維持管理業務を行っている。なお、報償金として、1平方メートルあたり40円（最大40万円）を地域団体に交付している。

3 緑化の推進

緑豊かな都市環境を形成するために、学校・道路等の公共用地並びに工場や家庭の緑化を推進している。そのため、市民・事業所等の協力を得て、緑化整備及び緑化協定の締結促進を図っている。

(1) 民有地の緑化推進

ア 緑地協定の認可実績

地域ぐるみの緑化を積極的に推進し、良好な生活環境を確保するため、都市緑地法（旧都市緑地保全法）に基づき緑地協定施策を推進している。この協定締結区域内の住民が自主的に千葉市緑化推進協議会を組織し、活動している。

令和2年3月31日現在

協定認可地域数	協定締結戸数	面 積
169地域	38,745戸	595.71ha

イ 屋上壁面緑化の申請実績

平成24年度より、中心市街地における建築物の屋上及び壁面の緑化推進を図るため、屋上壁面緑化の助成制度を設立した。

令和2年3月31日現在

申請件数	緑化面積	助成金額
3件	558.93m ²	1,911,026円

(2) 工場等の緑化推進

工場等緑化協定の締結

昭和49年10月に制定した千葉市工場等緑化推進要綱に基づき、工場や事業所と緑化協定を締結し、緑化を推進している。なお、平成20年4月1日に地域準則条例との整合を図るため、要綱の改正を行った。

令和2年3月31日現在

区分	工場等数	総敷地面積	緑化計画面積
緑化協定締結	866社	1,596.9ha	237.9ha

(3) 公共施設の緑化推進

公共施設を積極的に緑化することによって、行政・市民・事業者の三者一体で推進する緑化運動の先導的な役割を果たすと同時に、都市の基盤整備としての緑の増加を図ることを目的とする。

4 花のあふれるまちづくり推進

平成15年2月に、8分野64件の具体的な取り組むべき施策を定めた「花のあふれるまちづくり取り組み方針」を策定した。基本的なコンセプトに「四季折々に花のあふれる協働のまちづくり」を掲げ、花のあふれるまちづくりに取り組んでいる。今後も、花を通した市民、民間団体、企業、生産者などが協働して美しい街を目指し、市内全域で継続的かつ多種多様な取り組みを行っていく。

(1) 花いっぱい市民活動助成事業

花のあふれるまちづくりを推進するため、市民の活動に対し花苗の配布等の助成を行う。

令和元年度実績

ア 手づくり花壇 公園、公共用地などの活動 (283団体)

イ 街なかオープンガーデン作戦 街路樹ますを利用した活動 (73団体)

ウ まちかど花いっぱい運動 歩道上や道路に面した民有地での活動 (119団体)

(2) 花壇管理事業

ア 中心市街地交差点等花壇管理事業

千葉都心街の主要交差点の各コーナー等に設置されている花壇に四季折々の草花を植栽し、うるおいのある美しい街並みづくりを行う。

令和元年度実績

花壇 12か所 239.6m² 年4回植え替え

(フレンチマリーゴールド、デージー、サルビア・スプレンデンス、パンジー)

イ 中央公園フラワーライン花壇管理事業

中央公園プロムナードの花壇の維持管理を行う。

令和元年度実績

平地花壇 18か所 205.2m²

プランター花壇 22基 16.1m²

第17章

建設局

内 容

- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 道 路 | (321) |
| 2 | 公 共 下 水 道 | (326) |
| 3 | 淨 化 セ ン タ 一 | (328) |
| 4 | 印旛沼流域下水道関連 | (328) |
| 5 | 排 水 設 備 助 成 等 | (329) |
| 6 | 排 水 施 設 の 整 備 | (331) |
| 7 | 河 川 の 整 備 | (331) |
| 8 | 急傾斜地崩壊対策事業 | (332) |
| 9 | 農 業 集 落 排 水 事 業 | (332) |

1 道 路

道路は、自動車や歩行者・自転車を安全・円滑に通行させる役割を担っており、人・物・情報・文化などの交流連携になくてはならない最も基礎的な社会資本である。

本市の道路整備は、「都市の魅力と活力を育み、快適で安全安心な暮らしを支える道づくり」を目標とし、「広域道路ネットワークの整備」、「市内の道路ネットワークの整備」、「ボトルネックの解消」、「道路の質の向上」、「交通需要の調整」の5つのテーマを基本方針として事業の推進を図ると共に、人にやさしいまちづくりの観点から高齢者や障害者等の移動の利便性、安全性の確保を目指し、駅前広場や公共施設へ通じる歩道のバリアフリー化を推進する。

また、定期的なパトロールを実施し、損傷箇所の早期発見に努めるなど、維持管理の強化を図るとともに、千葉市橋梁長寿命化修繕計画などに基づき、予防保全的な維持管理を行うことで、道路施設の長寿命化と将来にわたる維持管理費の縮減を図っている。

1 国・県道現況

区分		路線数	実延長	舗装道	面積	舗装率
国道	国管理	4路線	51.1 km	51.1 km	1.19 km ²	100.0 %
	市管理	(2)	23.7	23.7	0.38	100.0
県道		23	109.4	109.4	1.55	100.0

※国道の総路線数は5路線、市管理はそのうち2路線の一部区間である。なお、1路線については、国管理区間と市管理区間に分かれている。(ただし、高速自動車国道・有料道路を除く。)

県道生実本納線のうち千葉外房有料道路は、千葉県道路公社の管理のため含まない。

2 市道現況

(1) 道路延長等

路線数	実延長	舗装道	未舗装	面積	舗装率
14,157路線	3,222.2 km	2,945.5 km	276.7 km	22.04 km ²	91.4 %

(2) 市道路線認定要綱

次に掲げる条件のいずれにも該当する路線を中心に市道として認定し、道路法に基づいた道路網の整備を図っている。

- ア 自動車交通可能な国県市道網に起終点が接続する路線
- イ 道路の構造が道路構造令で定められている基準を満たす路線
- ウ 道路敷地について、市が道路として使用する権原を持つ路線

(3) 道路敷地の寄付受納

交通環境の向上を図るため、次に掲げる道路敷地について、寄付を受納している。

- ア 既存の国県市道の拡幅用地若しくは隅切り用地として必要な敷地
- イ 寄付を受納すれば市道認定要件を満たす道路の敷地

3 その他の道路

法定外道路

上記1、2に掲げる道路法による道路以外で法定外道路条例（平成17年4月1日施行）に基づき指定した市管理道路をいう。その多くが幅員4m未満の赤道と呼ばれていた従前の里道にあたり、地域の生活道路などとして現に一般交通の用に供されているものである。

- (1) 指定路線数 2,840路線
- (2) 指定延長 267.5km

4 街路整備状況

本市の街路整備事業は、昭和10年1月10日（内務省告示第3号）都市計画道路として決定されて以来、広域的な連絡強化や都市内交通の整流化を図るため、主要幹線街路及び幹線街路を積極的に整備するとともに、地域サービスの向上を図るため、補助幹線街路の整備に努めている。

令和2年4月1日現在、都市計画道路は152路線あり、総延長は約382.9kmで事業認可路線は11路線10か所、完成延長は約288.1kmとなっている。

都市計画道路状況

道路の区分	路 線 数	延 長	整備済延長※	整 備 率
主 要 幹 線 街 路	13 路線	96,020 m	73,178 m	76.2 %
幹 線 街 路	64	189,950	139,183	73.3
補 助 幹 線 街 路	53	57,525	42,222	73.4
そ の 他 (首都圏中央連絡自動車道を含む)	22	39,390	33,559	85.2
計	152	382,885	288,143	75.2

※端数処理の関係で、合計値が合致していない。

5 国・県・市道の維持管理状況

(1) 道路施設・下水道施設等の維持修繕

道路施設・下水道施設等の維持修繕、舗装・側溝の新設・改良及び浄化槽設置に係る協議の業務については、中央・美浜土木事務所、花見川・稻毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所において行っている。

(2) 各土木事務所の管轄区域、処理件数

令和元年度（単位：件）

区分		中央・美浜	花見川・稻毛	若葉	緑	合計
管轄区域		中央区 美浜区	花見川区 稻毛区	若葉区	緑区	
要望件数	道路補修	586	487	432	589	2,094
安全施設修繕		261	281	214	400	1,156
処理件数	道路排水施設（補修・清掃）	393	338	494	353	1,578
	下水道施設（補修・清掃）	72	24	53	30	179
	その他	1,907	1,013	1,200	1,362	5,482
	計	3,219	2,143	2,393	2,734	10,489
	パトロールによる処理件数	356	200	352	109	1,017

6 私道整備助成制度

市道として認定することが困難な私道の整備を促進するため、舗装並びに道路排水施設の新設・改築及び修繕を行う者に対し助成金を交付し、もって生活環境の向上に寄与することを目的として「私道整備の助成に関する要綱」を制定し、昭和52年4月1日（平成28年8月1日一部改正）から施行した。

(1) 助成対象

- ア 通勤、通学、買物等一般交通の用に供されている私道であること。
- イ 私道の整備にあたって当該私道の敷地の所有者、その他権利を有する者の同意が得られること。
- ウ 私道に接続する道路が整備されていること。
- エ 私道の整備において、流末排水に支障のない道路であること。
- オ 工事に支障となる地下埋設物がないこと。
- カ 私道に接して法面がある場合は、工事に支障ない程度の保護がされていること。
- キ 私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住している家屋（所有者が3親等内の親族の家屋は除く。）が2軒以上あること。
- ク その他

(2) 助成金の額

助成金額は工事に要する費用の $\frac{8}{10}$ 、 $\frac{9}{10}$ （私道の幅員等によっては $\frac{6}{10}$ ）とし、かつ一件につき8,000千円までとする。

(3) 助成状況

（単位：件）

	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予定
助成件数	6	3	4	3	8

7 市内の主な道路

(1) 東関東自動車道

水戸線

- ア 区間 美浜区浜田～花見川区大日町（市域内約12km）
- イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

館山線

ア 区 間 中央区浜野町（市域内約0.6km）

イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(2) 京葉道路

ア 区 間 花見川区幕張本郷～中央区浜野町（市域内約21km）

イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(3) 千葉東金道路

ア 区 間 中央区星久喜町～若葉区中野町（市域内約14km）

イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(4) 首都圏中央連絡自動車道

ア 区 間 緑区小食土町（市域内約0.4km）

イ 道路管理者 東日本高速道路株式会社

(5) 国道14号

ア 区 間 花見川区幕張本郷～中央区本町（市域内約11km）

イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所・千葉市

(6) 国道16号

ア 区 間 花見川区横戸町～中央区村田町（市域内約22km）

イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所

(7) 国道51号

ア 区 間 中央区中央～若葉区若松町（市域内約10km）

イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所

(8) 国道126号

ア 区 間 若葉区中野町～稲毛区天台（市域内約21km）

イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所・千葉市

※国土交通省千葉国道事務所管理区間 広小路交差点、加曽利交差点

(9) 国道357号

ア 区 間 中央区村田町～美浜区幕張西（市域内約17km）

イ 道路管理者 国土交通省千葉国道事務所

※国道14号と国道357号との重複区間 美浜区稲毛海岸～中央区登戸 約6km

8 立体交差事業

都市部における踏切は、遮断時間の増大が交通渋滞の要因となっているばかりでなく、交通安全の上からも好ましくない状況にある。特に、本市においては、臨海部と内陸部の連絡を阻害し道路交通に与える影響も大きく、道路と鉄道との立体交差化を推進し、踏切を除却する。

(1) 花立踏切（市道幕張215号線）

市道幕張223号線と市道幕張189号線間の鉄道（京成、JR）との地下道化

ア 延長 873m 幅員 10m～19.95m

イ 道路規格 4種3級 設計速度 30km/h

ウ 事業期間 昭和56年度～

※上記計画については、事業を中断し、再開については、社会・経済情勢や周辺環境等の状況を見極めて判断していく。

9 放置自転車対策

公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的に対策に取り組んでいる。

放置自転車の解消を目指した施策を総合的・効果的に推進するため策定した「第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画～ちばチャリ・Pプラン～」に基づき、「自転車駐車場の確保」「利用マナーの向上」「放置自転車等の撤去」を推進するため各種施策を計画的に実施する。

(1)自転車駐車場

鉄道会社名	駅数	整備駅数	箇所数	収容台数	未整備駅数	放置自転車等台数
J R 東日本	18	18	114	50,157	0	500
京成電鉄	13	12	19	2,824	1	92
千葉都市モノレール	18	15	14	3,554	3	417
計	49	45	147	56,535	4	1,009

※ 自転車駐車場の管理・運営は、(公社) 千葉市シルバーパートナーズ及び民間業者に委託し実施している。この内、民間業者については、J Rの千葉駅、蘇我駅、東千葉駅、海浜幕張駅、幕張本郷駅、検見川浜駅、稻毛駅、稻毛海岸駅、西千葉駅及び京成みどり台駅等において放置自転車の撤去も含めて一括で委託している。

令和元年度は、千葉駅西口地区の再開発に伴い、千葉駅に近接した自転車駐車場を供用させるとともに、J R稻毛海岸駅第8自転車駐車場の電磁ロック式ラックの更新等を行い、利用者の利便性向上を図った。

収容台数は令和2年4月1日現在、放置自転車等の台数は令和元年6月調査結果である。

(2) 自転車駐車場整理費用

区分			定期利用				一時利用	
			本市住民		本市住民でない者		1日1回につき	回数券(11回分)
			一般	高校生以下	一般	高校生以下		
自転車	月額	400～ 2,000円	200～ 1,000円	600～ 3,000円	300～ 1,500円	100円	1,000円	
		4,400～ 22,000円	2,200～ 11,000円	6,600～ 33,000円	3,300～ 16,500円			

※原動機付自転車は、上記表の額の5割増しとする。

2 公共下水道

1 公共下水道全体計画

本市の公共下水道整備事業は、昭和10年に市の中心部である中央区（現在の中央区中央1～4丁目）において、雨水排除を目的として着手した。現在は、市の行政面積の約48%にあたる13,191haを公共下水道で整備すべき区域として全体計画を定め、整備を進めている。

処理区名	処理場名	排除方式	放流先	全 体 計 画			都市計画	下 水 道 法 事 業 計 画			
				処理面積	計画人口	管渠延長		決定面積	処理面積	計画人口	管渠延長
中央	中央浄化センター 〔一部〕 分流	合流	東京湾	ha 1,665 〔分流〕 724 合流 941	人 125,600	km 339	ha 1,665	人 137,440	km 〔46〕	百万円 134,243	
印旛	(県)花見川終末処理場・ 花見川第二終末処理場	分流	東京湾	4,821	403,500	1,297	4,795	4,778	382,690	〔142〕	174,526
南部	南部浄化センター	分流	東京湾	6,705	410,200	2,078	6,674	6,678	442,630	〔207〕	410,609
合計				13,191	939,300	3,714	13,134	13,121	962,760	〔395〕	719,378

※〔 〕は幹線延長

2 下水道普及状況

(1) 整備状況

区分 処理区	面 積			整 備 率	
	全 体 計 画 (A)	下 水 道 法 事 業 認 可 (B)	現 在 整 備 (C)	現 在 整 備 全 体 計 画 (C/A)	現 在 整 備 下水道法事業認可 (C/B)
中央	1,665 ha	1,665 ha	1,665 ha	100.0%	100.0%
印旛	4,821	4,778	4,498	93.3	94.1
南部	6,705	6,678	6,123	91.3	91.7
計	13,191	13,121	12,286	93.1	93.6

(2) 普及状況

ア 全 体

行 政 (A)	事 業 認 可 (計画人口) (B)	整 備 区 域 内 (C)	接 続 (D)	下水道処理 人口普及率 (C/A)	接続率 (D/C)
人 973,121	人 962,760	人 947,203	人 943,120	% 97.3	% 99.6

イ 処理別

区分	中央処理区	印旛処理区	南部処理区	全処理区合計
接続人口 (A)	151,695 人	377,727 人	413,698 人	943,120 人
整備区域内人口 (B)	152,112 人	378,068 人	417,023 人	947,203 人
接続率 ($\frac{A}{B}$)	99.7 %	99.9 %	99.2 %	99.6 %

3 下水道受益者負担金・分担金

区分	対象事業	金額 (1m ² 当たり)	納付方法
負担金	公共下水道に係る都市計画事業	市街化区域 200円、市街化調整区域 230円	年4回 3年分割
分担金	・公共下水道事業のうち都市計画事業でないもの	230円	一括
	・都市計画事業認可区域外からの接続に係るもの		

4 下水道使用料 (1ヶ月につき)

平成26年4月1日改定

区分		料金
一般汚水	従量使用料	580円
		汚水排除量
		料金単価 (1m ³ 当たり)
		1m ³ から5m ³ までの分
		15円
		6m ³ から10m ³ までの分
		17円
		11m ³ から20m ³ までの分
		111円
		21m ³ から30m ³ までの分
		152円
		31m ³ から50m ³ までの分
浴場汚水		188円
		51m ³ から100m ³ までの分
公用汚水		229円
		101m ³ から500m ³ までの分
		267円
		501m ³ から1,000m ³ までの分
		297円
		1,001m ³ から2,000m ³ までの分
		329円
		2,001m ³ 以上の分
		359円
	汚水排除量 1m ³ につき	10円
	汚水排除量 1m ³ につき	72円

(消費税等を除く)

5 主な下水道整備計画

(1) 雨水整備計画

浸水被害の軽減を図るため、浸水リスクや都市機能の集積度が高い地区については、「重点地区」として対応する降雨レベルを引き上げ、対策を強化するとともに、その他の地区についても引き続き、地域の状況に応じて、道路など公共施設に雨水管渠や雨水浸透施設等の整備を推進する。

(2) 高度処理化計画

東京湾の水質改善を図るため、浄化センターの高度処理化を推進する。

(3) 改築計画

老朽化した管渠や浄化センター・ポンプ場などの施設の改築を計画的に推進する。

3 浄化センター

1 浄化センター

処理場名	中央浄化センター	南部浄化センター	
位置	美浜区新港69番地	中央区村田町893番地	
運転開始	昭和43年6月	昭和56年4月	平成13年5月
排水面積	1,665 ha	6,678 ha	
処理方法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	高度処理 (嫌気・無酸素・好気法)
敷地面積	68,985 m ²	225,000 m ²	
処理能力	(晴天時) 89,400 m ³ /日 (雨天時) 353,580 m ³ /日	(晴天時) 68,400 m ³ /日 (雨天時) 68,400 m ³ /日	187,400 m ³ /日 187,400 m ³ /日
※ 処理計画人口	事業認可 137,440人 全体計画 139,000人	事業認可 442,630人 全体計画 443,000人	
現在処理人口	151,695人	413,698人	

※処理計画人口とは、東京湾流域別下水道整備総合計画により設定した数値

2 ポンプ場

区分	中央処理区	南部処理区	印旛処理区
ポンプ場数	6	6	6
ポンプ場名	神明 幸 黒砂 出洲 結城野 中央雨水	村田雨水 大椎 都 越智 蘇我雨水 寒川雨水	高洲第1 高洲第2 ひび野 検見川雨水 若葉 長作

※小規模ポンプ場は含まれていない

4 印旛沼流域下水道関連

1 印旛沼流域下水道事業内容

事業主体 千葉県

事業決定年月日 昭和43年12月28日 事業開始年月日 昭和47年12月18日

完成予定期月日 平成37年3月31日 供用開始年月日 昭和49年4月1日

事業費 3,870億円

排除方法 分流式 処理場 2か所 (花見川終末処理場、花見川第二終末処理場)

計画面積 27,391 ha 処理能力 821,000 m³/日

計画人口 140.6万人 中継ポンプ場 11か所

管渠延長 217.6 km

2 印旛沼流域下水道事業に関する市町村負担

(1) 市町村

千葉市、佐倉市、船橋市、八千代市、成田市、鎌ヶ谷市、習志野市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町の13市町

(2) 市町村の負担金

流域下水道事業については、国・県及び関連市町村で負担、負担割合については、汚水量比による。

都 市 名	全 体 計 画		
	面 積 (ha)	人 口 (人)	汚 水 量 (m ³ /日)
12 市 町 小 計	22,570	1,002,700	543,770
千 葉 市	4,821	403,500	242,860
合 計	27,391	1,406,200	786,630

5 排 水 設 備 助 成 等

1 水洗便所改造等資金助成制度

下水道法の規定による処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対して資金の助成を行う。

(1) 助成の対象

処理区域内の建築物の所有者または占有者が、くみ取り便所を水洗便所に、または、既設のし尿浄化槽を廃止して水洗便所に改造し、併せて排水設備（雑排水等の接続）を設置する工事

(2) 貸付金・補助金の額

ア 水洗便所改造等資金貸付金（令和元年度実績 11口）

くみ取り便所改造 1設備につき 500,000円以内

し尿浄化槽改造利用 1世帯につき 500,000円以内

イ 水洗便所改造等一部補助金（令和元年度実績 51口）

処理区域公示後1年以内の改造について、くみ取り便所の1くみ取り口もしくはし尿浄化槽1槽につき10,000円、処理区域公示後1年を超えて3年以内に自己負担で施工するものに限り5,000円

(3) 利子・償還方法

無利子 37カ月以内月賦償還

(4) 借受人の資格

市内に住所を有し、市税、下水道受益者負担金（分担金）、下水道使用料を滞納していない者で、連帯保証人のある者

(5) 連帯保証人の資格

市内に住所を有する満20歳以上の者で独立の生計を営み、一定の職業又は相当の資産を有し、市税、下水道受益者負担金（分担金）、下水道使用料を滞納していない者

2 雨水貯留施設及び浸透施設設置工事費補助制度

雨水の流出抑制、地下水の涵養、雨水利用等を図るため、下水道事業計画区域内の土地または建物の所有者及び占有者で、廃止する浄化槽を雨水貯留槽として改造、または、新たに市販の雨水貯留槽・雨水浸透ますを設置しようとする者に対して補助金を交付する。

(1) 補助対象区域

雨水貯留施設及び浸透施設設置基準に定める下水道事業計画区域とする。ただし、開発行為（都市計画法第4条第12項）及び宅地開発指導要綱の規定による区域を除く。

(2) 補助金の額（限度額）

ア 廃止する浄化槽を雨水貯留槽に改造する場合

廃止浄化槽 1基当たり	75,000円
-------------	---------

イ 市販の貯留槽を新設する場合

市販雨水貯留槽 1基当たり 100ℓ～200ℓ未満	18,000円
200ℓ以上	25,000円

なお、補助対象は建物1棟に対し1基までとする。

ウ 雨水浸透ます（内径または内法） 1個当たり	150mm	11,000円
	200mm	13,000円
	300mm	16,000円
	350mm以上	26,000円

なお、補助対象は建物1棟に対し4個までとする。

（令和元年度実績）

既存浄化槽転用雨水貯留槽	1基
市販貯留槽	52基
雨水浸透ます	0個

3 防水板設置工事助成制度

浸水被害を軽減するため、住宅、マンション等の所有者及び使用者が行う、防水板の設置及びその設置に伴う関連工事に要する経費について、助成金を交付する。

(1) 助成対象者及び助成区域

助成対象者は、千葉市内の住宅、マンション等の所有者または使用者を対象とする。ただし、使用者は所有者の承諾を必要とする。

助成区域は、過去に浸水被害が発生した地域とする。

(2) 助成額

防水板設置工事およびその工事と一体として防水効果を補完するために行う関連工事費の1/2とする。

ただし、上限額は75万円とする。

助成金の交付は、一つの建物等につき1回を限度とする。

6 排水施設の整備

浸水被害の軽減を図るため、公共下水道区域外を対象に、一般排水路や都市下水路の整備を実施している。

整備にあたっては、多自然護岸を取り入れ環境に配慮するなど、地域の状況に応じた整備を推進する。

(1) 一般排水路の整備状況（令和元年度末）

幹線排水路 65.8km 面的排水施設 297.3km

(2) 都市下水路の整備状況（整備済）

区分	名称	延長
都市下水路の整備	南部1号都市下水路	1,018m
	南部2号都市下水路	1,029m
	六方都市下水路	8,780m
	浜田川都市下水路	3,840m
	加曾利都市下水路	470m
	小金沢都市下水路	2,032m
	桜木都市下水路	1,626m
	貝塚都市下水路	1,427m

7 河川の整備

本市を流れる河川には、印旛放水路（花見川）、勝田川及び鹿島川の一級河川、都川、葭川、支川都川、坂月川、生実川、浜野川、浜田川、ミカダ川及び村田川の二級河川並びに準用河川生実川の13河川がある。本市では、これらの河川のうち支川都川を都市基盤河川改修事業として整備を進めていく。

また、都市化の著しい都川水系における洪水流出量の増大等に対して、洪水抑制を図り、治水安全度を確保するために流域内の学校や公園に貯留浸透施設を設置する事業を展開し、26年度末までに33か所の貯留施設の整備を完了している。

区分	河川名	全体計画	整備済延長	進捗率	備考
都市基盤河川の整備	浜野川	整備延長	3,270 m	3,270 m	100.0%
	生実川	用地買収	70,279 m ²	70,237 m ²	99.9
		整備延長	2,164 m	2,073 m	95.8
	葭川	整備延長	940 m	940 m	100.0
	支川都川	整備延長	3,540 m	0 m	0
	勝田川	用地買収	113,240 m ²	108,476 m ²	95.8
		整備延長	3,530 m	3,530 m	100.0
		橋梁	7橋	6橋	86.0
総合流域防災事業	坂月川	整備延長	2,926 m	2,926 m	100.0
準用河川の整備	生実川	整備延長	1,190 m	1,190 m	100.0

8 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護することを目的として、事業を推進している。

(1) 工事実施のための条件

①地形条件等

自然がけ、高さ5m以上、勾配30度以上、保全対象人家5戸以上

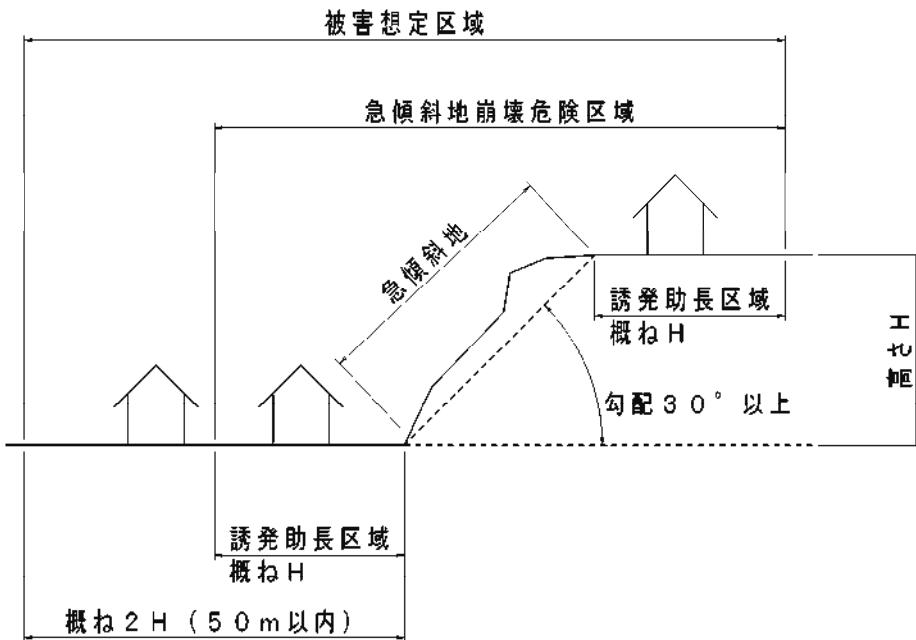
②地元要望者への条件

急傾斜地崩壊危険区域指定の同意、負担金納付の同意、工事時の土地使用同意、施設整備後の土地使用貸借契約の締結

③地元負担割合

がけの高さ	5m以上	10m以上
工事の実施	千葉市	千葉県
負担割合	工事費の5%	工事費の4%

<概略図>



9 農業集落排水事業

更科地区の整備が平成19年度末に完了したため、計画10地区（大和田地区、平川地区、本郷地区、野呂地区、中野・和泉地区、中田・古泉地区、谷当地区、富田地区、平山地区、更科地区）全て供用開始となった。今後は、施設の適正な維持管理及び機能強化対策を実施する。

第18章

水道局

内 容

1 水 道 (3 3 3)

1 水道

本市の上水道は、若葉区及び緑区の一部市域を市営水道が給水しており、その他の大部分の市域を県営水道が給水している。

給水能力不足を解消させるため、配水管の増径改良を行うとともに、震災対策として、大野台送水ポンプ場設備改良の実施設計等を行う。

さらに、災害時に迅速・安定的な応急給水活動を行うため、プッシュ型給水などに活用する車両を整備するとともに、浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を整備する。

1 市営水道

(1) 第3次拡張（平成15年4月11日認可）

計画目標年度	平成27年度
計画給水人口	78,100人
計画給水区域	緑区あすみが丘1丁目～9丁目、あすみが丘東1丁目～5丁目、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台1丁目・2丁目、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町並びに若葉区五十土町、和泉町、大井戸町、大広町、小間子町、上泉町、川井町、北谷津町、古泉町、御殿町、更科町、佐和町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町及び谷当町 (80.28km ²)
計画1日最大給水量	33,700m ³ (霞ヶ浦導水4,900m ³ 、霞ヶ浦開発28,800m ³)
事業費	460億円

(2) 業務状況

ア 給水普及状況

令和2年3月31日現在

区分 年度	計画給水区域内		実績給水		普及率	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
平成30	24,636戸	56,030人	19,615戸	46,241人	79.6%	82.5%
令和元	25,006戸	55,811人	19,822戸	46,043人	79.3%	82.5%

イ 給水量

令和2年3月31日現在

区分 年度	年間 総給水量	有効水量		無効水量	1日最大 給水量	1日平均 給水量	有収率
		有収水量	無収水量				
平成30	4,737,271m ³	4,685,558m ³	38,845m ³	12,868m ³	14,728m ³	12,979m ³	98.9%
令和元	4,740,378m ³	4,636,403m ³	51,347m ³	52,628m ³	14,929m ³	12,952m ³	97.8%

2 市域水道普及状況

令和2年3月31日現在

区分	給水区域内人口	給水人口	普及率
千葉市	970,170人	949,194人	97.8%

3 水道使用料（平成26年4月1日より適用）

基本料金 (1カ月につき)		従量料金(市、県同額) 一般用(1カ月につき)		
量水器の口径	千葉市	千葉県	使用水量	料金(1m ³ につき)
13 mm		380 円	1m ³ から 10m ³ まで	57 円
20		890	10 を超え 20 まで	150
25		1,590	20 を超え 40 まで	244
40		6,350	40 を超え 100 まで	326
50		14,400	100 を超え 500 まで	404
75		33,100	500 を超えるとき	441
100	市長が別に定める額	63,900		
150		177,600		
200		360,000		
250		641,000		
300		1,027,000		

水道使用料(10円未満切捨て) = (基本料金+従量料金) に消費税・地方消費税10%を加算した額

4 給水申込納付金（平成26年4月1日より適用）

使用するメーターの口径	千葉市	千葉県
13 mm		100,000 円
20 "		270,000
25 "		460,000
40 "		1,400,000
50 "		2,500,000
75 "		6,700,000
100 "	市長が別に定める額	14,000,000
150 "		38,000,000
200 "		78,000,000
250 "		138,000,000
300 "		219,000,000
350 " 以上		局長が定める額

※給水申込納付金=上記表の額に消費税・地方消費税10%を加算した額

市政概要 令和2年度版

発行年月 令和2年8月

編集発行 千葉市議会事務局 調査課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5472

FAX 043-245-5565
